東北学院大学論集歴史と文化

(旧歷史学·地理学) 第63号

宮城県亘理郡山元町合戦原古墳群第 4 次発掘調査報告	辻	秀人	1
東北地方における中世城館関係史料集成			
—— 宮城県編 —— •	竹井	英文	19
福島県川内村小田代集落の儀礼文書 (一)			
—— 山之神講文書 —— •	金子	祥之	(1)
先秦都城の門朝・城郭構造 (二)			
文献伝承と考古知見の昭合·鄭韓故城 ·	谷口	満	(81)

2021年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歷史学·地理学) 第63号

2021 年

東北学院大学学術研究会

宫城県亘理郡山元町 合戦原古墳群第 4 次発掘調査報告

秀人・板垣 渓太・上野 加織・大友健太郎・金澤 日本今野 莉帆・佐藤 志帆・佐藤 緋菜・佐藤有莉佳・奈良 朋宏福澤淳之介・横山 志穂・吉村奈々子・米澤 侑夏

調査体制

第4次調査

調 査 期 間 2019 年 8 月 5 日~8 月 18 日 8 月 26 日~9 月 2 日

調 査 主 体 東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール

調 査 員 横山 舞 (東北学院大学大学院博士課程前期2年)

加藤雄大・賀屋由布・髙橋伶奈(大学院博士課程前期1年)

板垣渓太・上野加織・大友健太郎・金澤日本・今野莉帆

佐藤志帆・佐藤緋菜・佐藤有莉佳・奈良朋宏・福澤淳之介

横山志穂・吉村奈々子・米澤侑夏 (歴史学科3年)

浅野壱斗・阿部遼人・五十嵐雅陽・狩野山航・坂田智哉

高野ほのか・沼崎雅弘・藤村 楽・古川真登・松田 進・松橋七海

村上景亮・村松大永 (歴史学科2年)

調 查 協 力 山元町教育委員会 山田隆博・佐伯奈弓(山元町教育委員会)

土地所有者 山元町

例 言

- 1. 東北学院大学考古学辻ゼミナールでは、2018年から宮城県亘理郡山元町合戦原古墳の調査を継続して実施してきた。合戦原古墳群はこれまでに緊急調査、測量調査が実施されている。これに加え、2017年に山元町教育委員会が古墳群性格解明のための調査を実施している。この調査を合戦原古墳群第1次調査と理解し、2018年夏の調査を第2次調査、2019年春の調査を第3次調査、2019年夏の調査を第4次調査とした。本書は合戦原古墳群第4次調査の報告書である。
- 2. 調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
- 3. 調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻学生、考古学ゼミナール所属学生を中心とする東北学院大学文学部歴史学科の学生、参加を希望した歴史学科1年生である。
- 4. 作成図面などの整理作業は、東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の 3年生が中心となって行った。
- 5. 本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものであり、最終的な文責は辻にある。
- 6. 本書に掲載した図面の高さ表示はすべて海抜高、北はすべて真北を示す。

これまでの調査概要

合戦原古墳群は昭和 38 年に国道 6 号線改修工事で一部壊されることになり、事前に調査されたことがある。3 基の古墳が調査されたが、埋葬施設は発見されず、若干のガラス小玉が出土した(志間 1965)。また、1996、1997年には考古学研究者有志による測量調査が実施され、古墳群全体の姿が明らかにされた(青山、岩見、鈴木、田原、藤沢 2000)。

2017年には山元町教育委員会による発掘調査が実施された。これまでの調査を踏まえて、東北学院大学考古学辻ゼミナールでは、古墳群の様相の解明と年代特定を目的とし、第2、3次調査を行った(辻2020)。調査は、最大の円墳である1号墳と、最高所に築かれた前方後円墳、5号墳を対象とした。調査の結果、1号墳では墳頂平坦面に埋葬施設を発見し、木棺直葬であることが判明した。また、木棺埋納後、上面に木棺よりやや広い範囲に白色粘土を敷いている。5号墳は土地所有の問題で全面を掘り下げることができなかったが、測量の結果、全体像を把握した。5号墳は前方部が細長く、地形を利用して築かれていることが判明した。これらの調査により、現段階では1号墳、5号墳ともに古墳時代前期から中期にかけてのものであると推測される。

参考・引用文献

志間泰治 1965「合戦原古墳群調査概報」『埋蔵文化財緊急発掘調査概報』 青山、岩見、鈴木、田原、藤沢 2000「宮城県山元町合戦原古墳群測量調査」『宮城考古学』第 22 号 辻秀人他 2020「宮城県亘理郡山元町合戦原古墳群第 2、3 次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』 第 61 号



写真1 4号墳墳端検出作業

第1章 古墳群の概要

1. 古墳群の立地

合戦原古墳群は、宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原に所在する。阿武隈高地から樹枝状に東へ伸びる丘陵末端部に立地する。現状では国道6号線に接する位置にあたる(第1図)。 古墳群東側台地上に平坦面があるが、その先は海岸平野で、太平洋に臨んでいる。

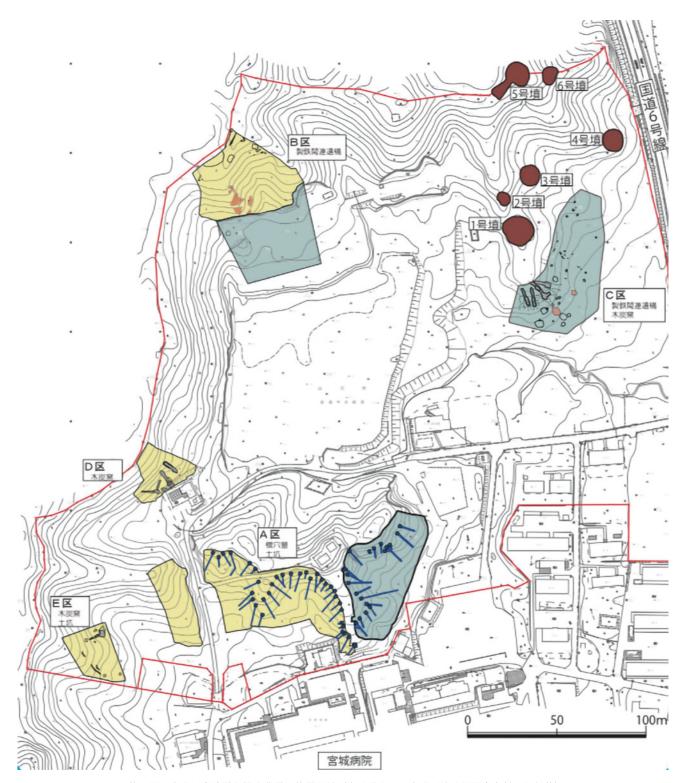
古墳群の周辺には多くの製鉄遺跡群が分布しており、この地域が福島県浜通り地方に展開する製鉄遺跡群の北端であることが判明してる。また、南東約4kmには木簡が出土し、古代官衙と目される熊の作遺跡があり、古墳群の南西に接して54基を数える大規模な横穴墓群で、豊富な遺物を持ち、線刻画が発見されたことで知られる合戦原横穴墓群がある(第2図)。

2. 合戦原古墳群について

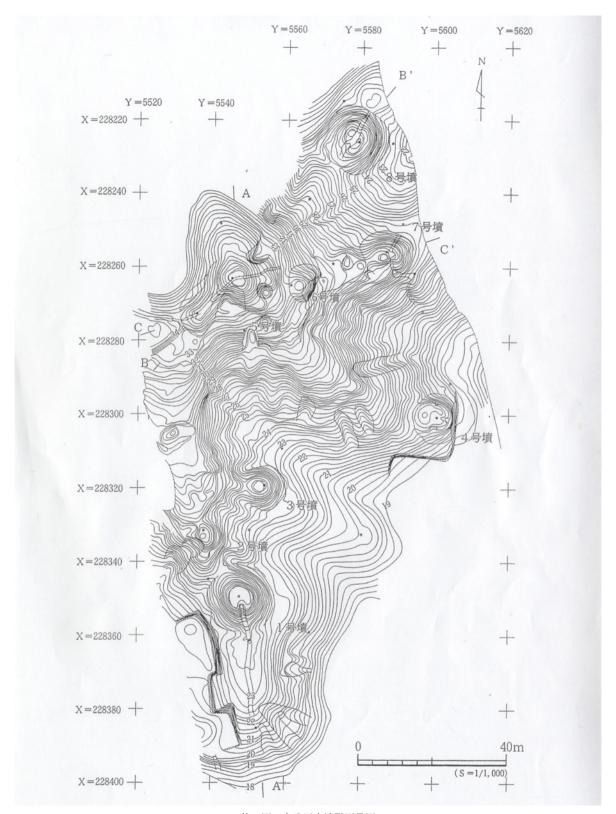
本遺跡は前方後円墳と円墳で構成されている。前方後円墳は最高所に位置しており、3次調査の測量の結果、全長 25.4 m、前方部前端幅約 10.0 m、後円部直径約 15.7 m を測る。円墳は測量段階では7基が確認されている。1963年に実施された緊急調査では円墳3基が対象とされているが、すでに失われている可能性が高い。本来は前方後円墳1基と円墳10 基程度で構成されていた古墳群であったと思われる。



第1図 合戦原古墳群の位置(国土地理院 GSI マップに加筆)



第2図 合戦原古墳群と横穴墓群の位置関係(宮城県山元町合戦原遺跡説明会資料より転載)



第3図 合戦原古墳群測量図 (青山、岩見、鈴木、田原、藤沢「宮城県山元町合戦原古墳群測量調査」宮城考古学第2号 2000年より転載)

第2章 発掘調査

1. 第4次調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、東北地方古墳時代の様相を解明するために活動しており、2018年夏から山元町合戦原古墳群の発掘調査を開始した。山元町では3.11の大震災の復興に伴う大規模な調査が行われている。これまでに合戦原横穴墓群で線刻画が発見されるなど大きな発見があり、古代役所跡と考えられる遺跡や古代製鉄が行われていた遺跡も確認されている。この地域は古代の中心地の一つであったとみられる。しかし、合戦原横穴墓群以前、古墳時代の姿には不明な点が多い。

2018年夏の第2次調査、2019年冬の第3次調査では、本古墳群がどのような古墳群で、いつの年代のものなのかを明らかにすべく円墳の1号墳、前方後円墳の5号墳を対象にの調査を実施した。

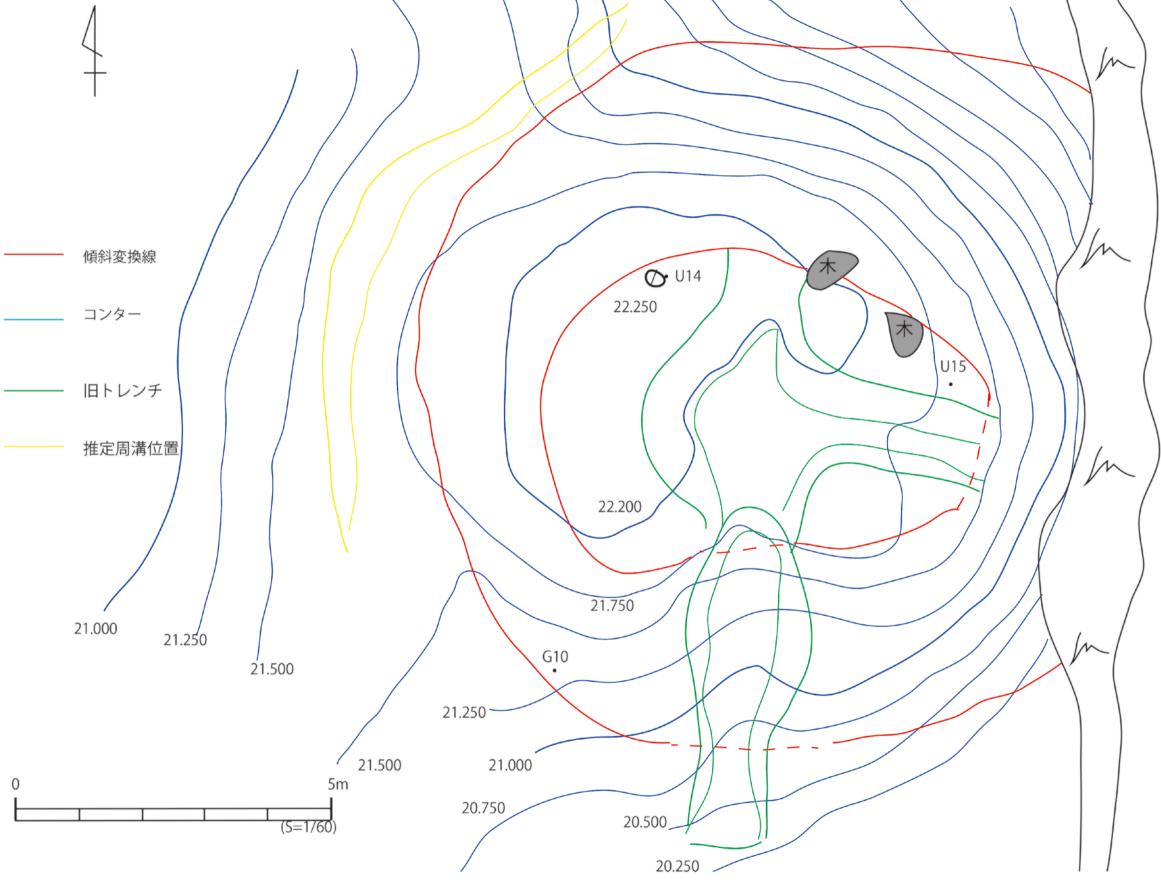
第4次調査では、前回までと同様、古墳群全体の性格を解明することを目的に調査を実施した。調査対象は、国道6号線沿いに位置する円墳の4号墳と、前方後円墳の東側に位置する円墳の6号墳である。4号墳、6号墳ともその構造と全体像を解明することを目的に測量をし、墳丘面を平面的に検出する作業を実施した。

2. 発掘調査結果

(1) 4号墳

4号墳は合戦原古墳群第3次調査で調査した5号墳から東側に延びる尾根上の先端に位置する。墳丘は国道6号線の改修工事によって東側が1/3ほど失われている。6号墳と同様東西の高低差が大きい。今回の調査では、古墳本来の状況の復元のために、幅約40cmの十字の畦によって区画設定した。北東の区画から時計回りに1区・2区・3区・4区とした。また古墳と尾根の関係を調べるため4区から幅約1mの5区を設定した。

5 区では周溝の立ち上がりがあるか確認するため丘陵の方向へ区画の延長をしたが、明確な立ち上がりは確認されなかった。それぞれの区画を掘り進めたところ、山元町の調査によって設定された十字のトレンチ(以後旧トレンチと呼称)が確認された。そこで各区画の表土剥ぎと並行して旧トレンチの検出を進めた。その結果、旧トレンチが墳頂付近では墳丘表面より深く掘られ、墳端付近では墳丘表面を底面に掘られていたことが分かり、墳端付近では旧トレンチの底面を広げる形で墳丘表面の検出をしている。しかし墳端付近は堆積土が非常に多く、全区画での墳丘表面の検出には至っていない。その為、図面作成などの記録作業は手つかずの状況である。次回の調査では墳丘表面の検出を終わらせ、記録作業後埋葬施設の検出に移る予定である(第4図)。



第4図 4号墳平面図 (掘り下げ前)



写真2 4号墳掘り下げ前

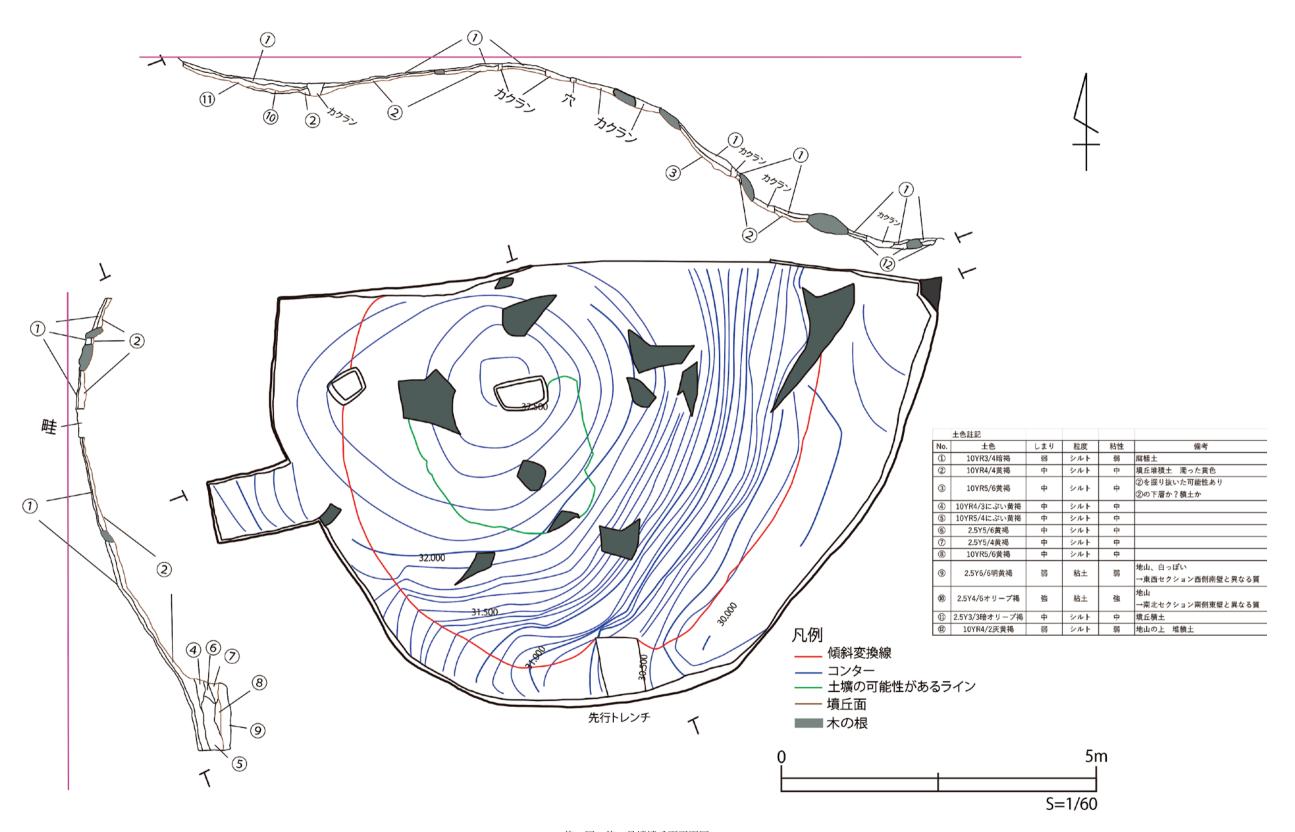
(2) 6号墳

6号墳は直径約7.6 m、高さ約2.6 mの円墳である。合戦原古墳群唯一の前方後円墳5号墳の東側に位置する。今回の調査では、古墳造営当時の墳丘の形状を見るために十字状に畦を残して区画を設定した。また、古墳の西側にある丘陵側にも区画を設定し、調査を実施した。墳丘北側は山元町所有外の土地であったため調査を行うことができなかった。

全区画で表土と墳丘堆積土等の除去が終了し、墳丘面が検出された。(写真 4) 東西の 高低差が大きい特徴がある。(写真 3) また、東からのびる丘陵を利用し、一部を成形し た上で、土を積んで墳丘を形成されている (第 5 図)。

南北セクションの観察から、南側の墳端が検出された。北側は、調査区外であったため 検出できなかった。また、東西セクションの観察から、東側の墳端は木の中と考えられ、 検出できなかった。西側は検出された。

墳丘面では、土の質が異なる部分を検出した。(写真 5) 次回の調査では、墳丘面を中心に調査を進めていく。



第5図 第6号墳墳丘面平面図



写真3 6号墳全体(東から)



写真 4 墳丘東側



写真 5 墳丘上面付近



写真6 墳丘東側墳端 (丘陵との接続部分)

まとめ

合戦原古墳群第4次調査では、再高所に位置する前方後円墳、5号墳のすぐ隣、東側に築かれた6号墳と古墳群の中で現状で東端に位置する4号墳を対象とした。6号墳は小規模な円墳で、4号墳は古墳群東端に位置し、比較的規模の大きい円墳である。この二つの古墳を調査することで、古墳群全体の様相を把握することが調査の目的である。

調査はいずれも十字にアゼを残して墳丘面を露出し、墳丘の姿を明らかにすることを目指した。4号墳は墳裾に墳丘から流出した土が厚く堆積し、墳裾の一部が未検出の状態で調査期間が終了したため、平面図作成に至らなかった。6号墳は墳端を全面的に検出し、構築当時の墳丘の姿を再現することができた。

4、6号墳のいずれも東から延びる丘陵尾根線が降り始める地点を選んで構築されている。墳丘面西側は墳丘面傾斜は緩やかであるのに対して、東側はかなりの急傾斜を形成している。このため、それぞれの古墳は東側から見ると墳丘は高く、大きく感じられる。古墳築造者の意図を示すのだろう。これまで調査した1号墳でも同様に構築されており、未調査の古墳も同様の姿をしている。このような占地と墳丘構築方法は、合戦原古墳群を築造した人々の一環した手法であったと考えられる。

調査は4号墳で墳裾の一部が未検出であり、埋葬施設の探索もできていない。6号墳でも埋葬施設の検出はこれからの課題である。本来であれば、2020年3月に第5次調査を実施し、これらの課題に取り組む予定であった。しかし、2020年3月には新型コロナウィルス感染症が広がり。第5次調査を実施することができなかった。2021年1月の本原稿執筆時でも、首都圏などで緊急事態宣言が発出されるなど新型コロナウィルス感染症は収束の気配を見せておらず、今後の状況は見通せないが、いずれ第5次調査を実施し、調査成果をまとめる予定である。

謝辞

調査の実施に当たっては、山元町教育委員会をはじめ関係機関の皆様、調査を暖かく見守ってくださいました山元町の皆様、宿舎をご提供いただいた宮城病院の皆様、調査地に 隣接しする復興住宅にお住まいの皆様にご協力を感謝申し上げます。

東北地方における中世城館関係史料集成

----- 宮城県編 -----

竹 井 英 文

本稿は、科学研究費補助金・若手研究(B)「東北地方における中世城館関係史料の基礎的研究」(研究代表者: 竹井英文。2016年度~2018年度)の研究成果の一部である。本研究は、東北地方の中世城館に関する文献史料を網羅的に収集・分析し、各城館の年代・築城主体・機能などの基礎的な情報を、全国に向けて発信することを主な目的としている。これまで、その研究成果の一部を「東北地方における中世城館関係史料集成一青森県・岩手県編一」(『東北学院大学論集 歴史と文化』第57号、2018年)、「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」(同第59号、2019年)、「東北地方における中世城館関係史料集成

岩手県編一」(『東北学院大学論集 歴史と文化』第57号、2018年)、「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」(同第59号、2019年)、「東北地方における中世城館関係史料集成一秋田県・山形県編一」(同第61号、2020年)として発表してきた。本稿は、その続きとして、宮城県における中世城館関係史料を集成したものである。

本研究の趣旨は、前稿「東北地方における中世城館関係史料集成―青森県・岩手県編―」に記したとおりである。データベース作成上の注意点についても、基本的に同様であるので、そちらをご参照願いたいが、特に注意されたい点をいくつか挙げる。収集対象時期については、平安・鎌倉期は除外し、南北朝期から近世初期(寛永年間を下限)を範囲としている。収集方針としては、城館の存在そのものを示す史料が当然基本だが、なるべく幅広く収集し、参考として収めてもよいと判断した史料(たとえば、城そのものというよりも地名・人名として登場するもの、廃城後と思われる時期に地名が登場ものなど)も、少なからず入れている。そのため、明確で客観的な判断基準がないといわざるをえない。

本稿も、基本的に古文書のみを対象としている(「奥州余目記録」など一部は入れた)。 宮城県に関わる重要な古記録である『伊達天正日記』ほか伊達氏関係の記録類、近世初頭 の「戦功覚書」類、金石文などは今回も除外した。これらについては、他県のものと合わ せて別の機会に古記録編としてまとめる予定である。

使用した史料集について述べたい。南北朝期については、前稿「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」の成果を基本的には流用し(一部修正、追加)、『南北朝遺文 東北編』を出典としている。それ以降については、『仙台市史』資料編1 古代中世、『仙台市史伊達政宗文書』、『大日本古文書 伊達家文書』を軸とし、県内主要自治体史を参照した。「伊達正統世次考」については、『梁川町史』 5 を軸とした。近世初期については、『仙台藩重臣 石母田家文書』を多用した。出典については、基本的には主要なもののみ記入している。前稿もそうだが、掲載されているすべての史料集を記入しているわけではない。

各史料集の名称は、適宜省略して記した。略称は以下の通りである。

- ・『南東』…『南北朝遺文 東北編』
- ・『岩中』…『岩手県中世文書』(上・中・下)
- ・『岩戦』…『岩手県戦国期文書』(1、2)
- · 『宮』 · · 『宮城県史』 30 資料篇 7 史料集 1
- ・『仙伊』…『仙台市史 伊達政宗文書』(資料編 10~13)
- ・『仙伊』補遺…伊達政宗文書補遺(『市史せんだい』各号所収)
- ・『仙中』…『仙台市史』資料編1 古代中世
- ・『仙近』…『仙台市史』資料編2 近世藩政
- ·『伊』…『大日本古文書 伊達家文書』
- ·『浅』…『大日本古文書 浅野家文書』
- ・『古』…『古川市史』第7巻 資料Ⅱ 古代・中世・近世1
- ・『石』…『石巻の歴史』第8巻 古代・中世編 資料編2
- ·『梁』··『梁川町史』5 古代·中世 資料編Ⅱ
- ・『相』…『相馬市史』4 資料編1 中世
- ・『福』…『福島県史』7 古代・中世資料 資料編2
- ・『桑』…『桑折町史』第5巻資料編2 古代・中世・近世史料
- ·『石母田』…大塚徳郎編『仙台藩重臣 石母田家文書 史料編』
- ・その他は書名・論文名を記入。『仙臺市史』は旧市史

毎回の繰り返しになるが、本稿は筆者一人の作業により作成していることもあり、見落としや勘違い、ケアレスミスなどの問題が多々あるものと思われる。何かお気づきの際には、ぜひご指摘頂きたいと思う。追加・修正分については、今後補遺として公開していく予定である。内容の不十分さは否めず、あくまで暫定版といわざるをえないが、東北六県でこうした作業はほとんど行われていないため、今後の議論のたたき台になればとの想いで行っている。大方のご批判を仰ぐとともに、多くの方々にご活用頂き、東北六県における中世城館研究に寄与することができれば幸いである。

1-1 大森 石卷市 (天文 1-2 大森 石卷市 (天文 1-3 大森 石卷市	年代	田爾	文書名	所収史料名	内容	出典	備考
大森 石卷市 林取 石卷市 沙江 石卷市カ 沙江 石卷市カ 中島 石卷市 甘溶 石卷市 甘溶 石卷市 甘溶 石卷市 甘溶 石卷市 甘溶 石卷市 甘溶 石卷市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達稙宗書状」	伊達家文書	兼又大森,中島之事、 不動堂落居以来、彼地 楯籠候凶徒	[伊』134号。[石』 247号	
大森 石卷市 神取 石卷市 渋江 石卷市カ 渋江 石卷市カ 寺崎 石卷市 中島 石卷市 岩沼 石卷市 岩沼 石卷市	文禄5年1月吉 日	15960100	「葛西桃生郡大森 名寄帳」	伊達家文書	西館 弥左衛門	[宮] 692 号	「西館」= 大森城か
神取 石巻市カ 渋江 石巻市カ 渋江 石巻市カ 寺崎 石巻市 中島 石巻市 岩沼 岩沼市 岩沼 岩沼市	(年未詳) 6 月晦日		「葛西晴胤書状写」	[阿曽沼興廢記] 所収 文書	翌廿日向大森要害、張 陣僚処···要害貴破、属 本意候	[石』284号	永禄・元亀期頃か
決江 石卷市力 決江 石卷市力 寺崎 石卷市 中島 石卷市 岩沼 岩沼市	長17年9月 日	16120914	[伊達政宗伝馬黒印状]	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いね川原	『仙伊』 1329 号	
決工 石卷市力 寺崎 石卷市 中島 石卷市 構塚 石卷市 岩沼 岩沼市	喜武5年9月4	13380904	「石塔義房軍勢催 促状」	石水博物館所蔵佐藤 文書	為渋江城凶徒対治、近 日可発向也	『南東』422号	
決江 石巻市カ 寺崎 石巻市 中島 石巻市 岩沼 岩沼市	3年7月23	13400723	「石塔義房軍勢催 促状」	磐城相馬文書	渋江凶徒等、可寄来松 島之由有其聞	『南東』520号	
寺崎 石巻市 中島 石巻市 糠塚 石巻市 岩沼 岩沼市	2年8月21	13430821	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	為誅伐渋江凶徒、所発 向也	『南東』680号	
中島 石巻市 糠塚 石巻市 岩沼 岩沼市	長17年9月 日	16120914	[伊達政宗伝馬黒印状]	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いね川原	『仙伊』 1329 号	
糠塚 石巻市 岩沼 岩沼市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達稙宗書状」	伊達家文書	兼又大森·中島之事、 不動堂落居以来、彼地 楯籠候凶徒	『伊』134 号。『石』 247 号	
岩沼岩沼出	長17年9月日	16120914	[伊達政宗伝馬黒印状]	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	『仙伊』 1329 号	
	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	又者、北目・岩沼へ、 自是万端加下知候条	『仙伊』 208 号	
7-2 岩沼 岩沼市 (天) 10 月	(天正 18年) 10 月 6 日	15901006	「伊達政宗書状写」	[引証記] 十四	定其地を可罷通候間、 於其元可被相抱候	[仙伊』773号	「其地」=泉田重光 の居所=岩沼

『仙伊』819号。『伊』 585号	『仙伊』補遺 190 号	『仙中』編年 562 号	[仙伊』1155号	『仙伊』1293 号	『仙伊』補遺 206 号	[仙伊』3752号	『石母田』 220 号	[石母田] 221 号	[石母田』249 号	「石母田』446号	伊 251 号	[伊』252号
一揆大将於岩沼搦取之 由	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら ミや	與州名取南方岩沼ノ城 石田豊前守居城拝領与 在之	仙台 増田 岩沼	白石 ゟ宮 大川原 船 迫 岩沼 増田 中田 仙台迄也	仙台を中田 増田 岩 沼 舟迫 大かハら ミや	岩沼二案内者一人為待 可申候	岩沼馬町之儀…岩沼町 前他国へ馬子罷出候様 ニ…岩沼町相立候様ニ	岩沼町相立不申候間… 岩沼相立候様ニ	はや岩沼辺迄御越候由 御留守居衆被申候付而	白石大河原岩沼仙台ニ 御宿一ヶ所ニ三ツ宛造作仕僚	抑岩沼此方細事出来、 好味之間と云	仍岩·当間之義付而… 於岩不通候…於岩信用 無之候事
仙台市博物館所蔵伊 達家文書	『松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書』	[引証記] 十七	永沢家文書	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	半澤家文書	亘理伊達家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	伊達家文書	伊達家文書
15910209 「伊達政宗書状」	「伊達政宗黒印状 写」	「石田宗朝起請文」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗書状]	「與山大学・石母 7 田大膳連署書状 写」	「奥山大学・石母 田大膳連署書状 写」	「大町駿河書状写」	「茂庭良綱・奥山 常良連署書状」	[亘理元安斎元宗 書状]	亘理元宗・重宗 連署状]
15910209	15910703	15920521	16010811	16100115	16120601	16241004	16251211	16251211	16260504	16321231		
(天正 19 年) 2月9日	(天正19年) 7月3日	天正20年5月 21日	慶長6年8月11 日	慶長15年1月 15日	慶長17年6月1 日	(寛永1年か寛 永4年頃カ) 10月4日	(寛永2年) 12月11日	(寛永2年) 12月11日	(寛永3年カ) 5月4日	(寛永9年カ) 12月晦日	(年未詳) 10月14日	(年未詳) 11 月 13 日
岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市
岩沼	岩沼	岩沼	岩沼	岩沼	岩沼	岩沼	岩沼	岩岩	岩沼	岩岩	岩沼	岩沼
7-3	7-4	7-5	9-2	7-7	7-8	7-9	7-10	7-11	7-12	7-13	7-14	7-15

蟻ヶ袋	大崎市	(天正 18年) 2月 20日	15900220	「伊達政宗書状写」	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [一ありか袋・坂もとよ り知行望之義候哉	『仙伊』 622 号	
岩手山	大崎市	(南北朝末期)		「奥州余目記録」	余目家文書	岩手さハより手勢三百 余騎二てはせつき	『仙中』余目家文書 16号	永正 11 年(1514) 成立
岩田山	大崎市	(文明元年) 12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	石城引込、時々剋々打 出御領内	[石』505号	「石城」=岩出山城か
岩出山	大崎市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達稙宗書状」	伊達家文書	高清水自落之間、向岩 手沢可及進陣條、彼城 中申合子細	[伊』134号	
岩出口	大崎市	(天文10年カ) 7月21日	15410721	[伊達稙宗朱印状]	遠藤家所蔵文書	来月五日岩手山へ着陣、を六日ニ向新城可 成行候	[古』301号	
岩出山	大崎市	(天文10年カ) 8月12日	15410812	「伊達晴宗書状」	個人蔵	廿日仁岩手山へ令着 陣、向新城可及行候、	[古』302 号	
 岩出山	大崎市	(天正 16 年) 1 月 6 日	15880106	「伊達政宗書状」	簑進氏所蔵文書	氏弾所・四鎌・三迫富 沢三ヶ所へ、如何ニも 細二及音信候キ	『仙伊』 166 号	
岩出山	大崎市	(天正16年) 5月17日	15880517	「最上義光書状写」	別集奧羽文書纂所収 文書	大崎之儀、氏□一城ニ 有之、種々令悃望候	[古』418号	
 岩出山	大崎市	(天正 16 年力) 8 月 16 日	15880816	[伊達政宗書状]	お茶の水図書館所蔵 成簣堂文庫	支五于今其地ニ抑留之 義、尤可然候	『仙伊』 3552 号	「其地」= 宛所の氏 家吉継の居所 = 岩 出山か
 岩出山	大崎市	(天正 17 年) 11 月 6 日	15891106	「伊達政宗書状」	遠藤 (廣) 家文書	将又岩手沢其外彼一味 中へ書状越候	『仙伊』 541 号	
岩出山	大崎市	(天正 18 年) 7 月 7 日	15900707	「伊達政宗書状写」	『仙台古名家真蹟書 画』	岩手山堅固之由候…彼 地番伝一味中	『仙伊』723号	
岩出山	大崎市	(天正 18年) 7月 22日	15900722	「伊達政宗書状写」	[引龍記] 十三	岩手沢之警固、単二頼 存候間	『仙伊』 733 号	
岩出山	大崎市	(天正 19年) 6月 19日	15910619	「伊達政宗書状」	[奥羽史学会会報』第 壱号	則其地被明渡條、満足 此事條	『仙伊』3600号	「其地」= 氏家氏の 居所 = 岩出山か
岩出山	大崎市	(天正 19年) 9月 10日	15910910	「徳川家康書状」	伊達家文書	近日者普請取紛、無音 相過	『伊』 618 号	「普請」= 岩出山城
岩田山	大崎市	(天正 19 年) 9 月 22 日	15910922	「石田三成書状」	伊達家文書	随而当地家共、岩手沢 之地へ可有御引之由尤 候	『宮』 676 号	

								岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か
[仙伊』860号	『仙伊』861号	[仙伊』877号	[伊』636号	『仙伊』 905 号	『仙伊』 907 号	『仙中』編年 560 号	『仙伊』 922 号	『仙伊』936号	『仙伊』937号	『仙伊』945号	『仙伊』 946 号	『仙伊』987号	『仙伊』988号	[仙伊』989 号	『仙伊』 990 号
明日者いはて山へあひ うつし検閲	当地岩手山居城二付而	拙子当地在城之上者	仍此五日二其地御立候 而、御上洛旨	いわて山五日ニ相たち、六日ニハくろかわ にて、彼山おい候処ニ	いわて山へくたすへく 候	岩手山二御着候哉	岩出山留守番のもの共 へ…留守居のもの共へ	扨又留主中静之義、任 入候	扨又留主中堅固之義、 宜任入迄候	国之留守居越候文	はるはるの留守二心尽 し共、令察候	無際限留守中、□事機 遣苦労之儀	長々留主中、方々機造 之義、察入候	無際限留守中ニ候へ ハ、毎物苦労之義、察 入候	留 主 中 無 際 限 候 間、 万々苦労共察入候
伊達家文書	[引証記] 十六	涌谷伊達家消息	伊達家文書	[引証記] 十七	[引証記] 十七	秋保家文書	須田靖彦氏所蔵文書	7十『理理!6』	24 [温温]6]	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	[引証記] 十八	[引証記] 十八	[引証記] 十八
9月) 15910922 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗消息」	「蒲生氏郷書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「石母田景頼書状」	[伊達政宗朱印制 札]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]
15910922	15910927	15911200	15920104	15920107	15920224	15920419	15921003	15930315	15930315	15930614	15930721	15941128	15941128	15941128	15941128
(天正 19 年 9 月) 22 日	(天正19年) 9月27日	(天正19年末カ)	(文禄1年) 1月4日	(天正 20 年) 1 月 7 日	(天正 20 年) 2 月 24 日	(文禄1年) 4月19日	天正 20 年 10 月 3 日	(文禄2年) 3月15日	(文禄2年) 3月15日	(文禄2年) 6月14日	(文禄2年) 7月21日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
岩出山	岩出山	出出山	岩出山	出出出	岩田山	岩出山	岩出山	出出出	出出品	岩出山	岩出山	出出品	岩出山	岩田山	岩出山
9-15	9-16	9-17	9-18	9-19	9-20	9-21	9-22	9-23	9-24	9-25	9-26	9-27	9-28	9-29	9-30

岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	岩出山か	要検討	要検討	
[仙伊] 991号	[仙伊』992号 岩	[仙伊』993号 岩	[仙伊』994号 岩	[仙伊』995号 岩	『仙伊』3626号	[仙伊』973号	[仙伊』1001 号	[仙伊』1004号 	[仙伊』1005号	[仙伊』1006号	[仙伊』1007号		[岩中』下、167号	[岩中』下、168 号]	[仙伊』1051号
長々留主中、万々機遣 察入候	扱々無際限留主中ニ候 「個へい	永々留主中候間	留守中無際限候間	留守中無際限之諸事	長々留守中、万々苦労 之儀、察入候	留守中静謐之由、満足 迄候	誠無際限留守中、労苦 [1/4] 共察入候	誠無際限留主中、苦労 [f] 共察入候	誠無際限留主中、苦労 共察入候	誠無際限留主中、苦労 [f] 共察入候	昨日十五日、大崎へ参 着仕候	大崎不罷出、白河より 弾正様御供仕	岩出山御用鉄可相渡候 『岩	岩出山御用鉄、狼河原 『岩通可被相送候	かち十三人岩手山二而 語
	[引証記] 十八	[引証記] 十八	『治家記録』附録三	[伝記史料]	橘内望光氏所蔵文書	『治家記録』 附録三 注	個人蔵			[引証記] 十八	『過眼墨宝選集』1 『	[引証記] 十八	大籠首藤文書	大籠首藤文書	[月] 二十一
15941128 「伊達政宗書状写」 『引証記』十八	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	[川村孫兵衛宿送 判紙写]	[川村孫兵衛宿送 判紙写]	「伊達政宗黒印状 写」
15941128	15941128	15941128	15941128	15941128	15941128	15940418	15950325	15950325	15950325	15950325	15950716	15950729	15990513	15990527	16000604
(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 11月28日	(文禄3年) 4月18日	(文禄 4 年) 3 月 25 日	(文禄 4 年) 3 月 25 日	(文禄 4 年) 3 月 25 日	(文禄 4 年) 3 月 25 日	(文禄 4 年) 7 月 16 日	(文禄4年) 7月29日	慶長4年5月13 日	慶長4年5月27 日	慶長5年6月4 日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
岩出山	岩田山	岩田山	岩出山	岩田山	岩田山	岩田山	岩田山	岩田山	岩出山	岩田山	岩出山	岩田山	岩田山	岩田山	岩田山
9-31	9-32	9-33	9-34	9-35	9-36	9-37	9-38	9-39	9-40	9-41	9-42	9-43	9-44	9-45	9-46

										内崎=小野城	兵庫館と関係か		永正 11年(1514) 成立
『仙中』留守家文書 77 号	『仙伊』1105 号	『仙伊』 1169 号	『仙伊』1801号	『仙伊』 1830 号	『仙伊』 1648 号	[石母田] 390 号	『仙近』23号	[仙伊』3795号	『仙伊』 1992 号	[石』505 号	『仙伊』 675 号	『仙伊』 622 号	『仙中』 余目家文書 16 号
いわて山くち御るす中 の御ようしん	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	岩出山 ケ下之人衆指遣 申候へハ	今日岩出山 今日付に御 越候由	岩手山らめしよせ候へ とて	摂津守為始、黒川・岩 出山其外へも可為申聞 候	大和守様岩出山ニて御 さはきノ時	岩出山ニおり被申候	岩手山へも不取移候て、其上三河守へ之奉 公降も	鮎無之旨小野田江も不 出候由	為流失棹風情、内崎江 御落候	次小袋之義、相違候哉	一ありか袋・坂もとより知行望之義候哉	吉良殿ハこま崎二控給 ふ、畠山殿、長岡郡沢 田要害へ打入給ふ
留守家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	岩出山伊達家文書	新潟県立文書館所蔵 文書	鈴木(格)家文書	石母田家文書	石母田家文書	[中島家記録]	19 証記] 二十七	仙台市博物館所蔵文 書	遠藤(廣)家文書	[月]莊記] 十二	余目家文書
16001007 「小宰相消息」	[伊達政宗伝馬黒印状]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状写]	「境目出入書物」	「御触承知連名状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「薄衣状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「奥州余目記録」
16001007	Я 10 16010110	16010921	16080614	16130011	16150508	16300000	16340327		16180728	14691213	15900421	15900220	13730000
(慶長5年) 10月7日	慶長6年1月10 日	(慶長6年) 9月21日	(慶長13・14年 カ)6月14日	(慶長 18 年頃) 11 日	(慶長20年) 5月8日	(寛永7年力)	寛 永 11 年 3 月 27 日	(年未詳) 10 月 18 日	(元和 4 年) 7 月 28 日	(文明元年) 12月13日	(天正 18年) 4月 21日	(天正 18年) 2月 20日	(応安6、7年前後)
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
岩出山	口 出 出 出	岩出山	岩田山	岩田山	岩田山	岩田山	岩田山	岩出山	小野田	小野	小綾	坂本	沢田
9-47	9-48	9-49	9-50	9-51	9-52	9-53	9-54	9-55	10	11	12	13	14

卅番神	大崎市	(50分6、7後)	13730000	年前 13730000 「奥州余目記録」	余目家文書	すて二長世保卅番神二 築館給ふ、従大崎勢鉢 森二取陣	[仙中』余目家文書 16 号	永正 11 年(1514) 成立
田 上 111	大崎市	5 観応3年3月日	13520300	13520300 [某軍忠状]	駿河大石寺文書	去年観応二為名□□□ □玉造郡三丁目被□庫 之間	『南東』1135 号	
	地蔵堂山 大崎市	f (応安 6、7 年前 後)	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に 陣を取給み	[仙中] 余目家文書 16号	永正 11 年(1514) 成立
1	大崎市	5 (天正19年) 6月18日	15910618	「浅野長吉書状」	伊達家文書	江田と申者事、大崎内 百々と申所之者にて候	[伊』596号	
I	大崎市	5 (天正 17年) 11月 17日	15891117	「伊達政宗書状」	和霊神社文書	仍鳥島之義、覚外此事 二候	[仙伊』547 号	
l	大崎市	5 (南北朝末期)		「奧州余目記録」	余目家文書	長世保長尾郷八ひろく きと申所二取陣	『仙中』余目家文書 16号	永正 11 年(1514) 成立
声配	大崎市	5 観応3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	遠田郡長崎被召陣処	『南東』1135号	
田中	大崎市	5 (天正 16年) 1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	簑進氏所蔵文書	扱々不動堂・中目へも 惣衛門尉下候刻	『仙伊』166号	
ш	大崎市	5 (天正17年) 3月7日	15890307	「伊達政宗書状写」	[引証記』八	仍中目家中…中目所より其元及内儀旨候欤	『仙伊』389号	
新沼	大崎市	万 (天正 16 年) 1月27日	15880127	[黒川晴氏書状]	細川家文書	今度於新沼高森被及難 義候処、貴殿彼地へ被 相越	[仙中] 編年 426 号	
新沼	大崎市	5 (天正 16 年) 2 月 3 日	15880203	「大崎義隆感状写」	鷄肋編所収文書	然者自新沼之城落散二 候為押	[古』387号	
新沼	大崎市	5 (天正 16 年) 2 月 7 日	15880207	「伊達政宗書状写」	[3]証記] 三	惣人衆新沼之地へ引入 候事	[仙伊』186号	
新沼	大崎市	5 (天正 16年) 2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	桑折文書	号新沼之地中途へ引入	『仙伊』188号	
新沼	大崎市	5 (天正 16年) 2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	[月]莊君』三	号新沼之地中途へ引入	『仙伊』 189 号	
新沼	大崎市	5 (天正16年) 2月14日	15880214	「伊達政宗書状」	高橋靖夫氏所蔵文書	大崎新沼へ氏家自身打 越	『仙伊』191号	

					「籠城」= 新沼			「籠城」= 新沼	「籠城」= 新沼				
					「籍」			編1	一籍				
『仙伊』192号	[仙伊』194号	『仙伊』195号	『仙伊』196号	『仙伊』 199 号	[仙伊』200号	『仙伊』 203 号	『仙伊』205号	『仙伊』 206 号	『仙伊』 207 号	『仙伊』208号	[仙伊』209号	[仙伊』210号	[仙伊』211号
大崎新沼へ氏家自身打 越	扱々此度新沼之地へ 各々引入候事	新沼之地ニ引入候面々	新沼之地ニ引入候面々	新沼城中倭粮、来月半 訖者	ろうちやうよりかへり 候もの、さうたんニハ	大崎号新沼之地、当方 人衆数輩相籠候…新沼 之地後詰之兵儀	にいぬまニこもり候め んめん	各籠城引除候欤、身命無何事候…飄々籠城之 内	各籠城引除候状、何篇 旁身命無何事満足候、 飄々籠城之内	仍新沼籠城之衆、向二 懇望	新沼落居之上,早々被 打帰候	仍今度新沼仕合始終共	籠城之刻、南口・最上 口二何共機遺條条…身 命無相違出城
伊達家文書	[号]配記] 三	所藏者不明	[号]証記] 三	登米懷古館所蔵登米 伊達家文書	片倉代々記 二	[3]龍記] 三	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	[月]証記』三	[号]記記] 三	所蔵者不明	桑折文書	個人蔵	遠藤(廣)家文書
15880214 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]
15880214	15880216	15880216	15880216	15880221	15880221	15880224	15880228	15880228	15880228	15880301	15880301	15880306	15880306
(天正16年) 2月14日	(天正16年) 2月16日	(天正16年) 2月16日	(天正16年) 2月16日	(天正16年) 2月21日	(天正16年) 2月21日	(天正16年) 2月24日	(天正16年) 2月28日	(天正16年) 2月28日	(天正 16年) 2 月 28 日	(天正16年) 3月1日	(天正16年) 3月1日	(天正 16年) 3月6日	(天正16年) 3月6日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼	新沼
23-7	23-8	23-9	23-10	23-11	23-12	23-13	23-14	23-15	23-16	23-17	23-18	23-19	23-20

				永正 11 年(1514) 成立										
[仙伊』212号	『仙伊』 213 号	[仙伊』216号	『仙伊』参考3号	[仙中] 余目家文書 16号	[奥羽史学会会報』第 弐号、「史料及目録」 一頁	[伊』134号	[仙伊』389号	[仙伊』779号	[伊』628号	『仙伊』 1699 号	『仙伊』 2239 号	[古』300号。[梁』 541頁	[古』262 号	[古』268号
其上新沼二各引籠候内 …無相違出城…籠城之 内	新沼出城之面々、内意 共候	又新沼より出城之面々 も	新沼仕合ノ義モ、最上 ヨリノ助成故ナリ	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に 庫を取給み	今度古河へ出陣ニ付… 古河父子弟三人初大勢 切腹	抑去十九古河要害外構 攻破	古川家風之者討候哉	一、ふる川二こもり稼かミしゆ、大さきしゆのしう人	古河在地 ら 申儀、尤可 然候…古川息女えん儀	ふる川近辺ニ上々の所 候間	来月者中新田・古川辺 へ泊野ニ可出候	次郎因茲置警固於古河	奥州長世保松山住 遠藤綱宗(花押)	在所者與州松山之遠藤 殿之御拝領
111	登米懷古館所 藏登米 伊達家文書	亘理伊達家文書	『治家記録』四	余目家文書	大内源太右衛門所藏 文書	伊達家文書	1月11年記入	湯目家文書	伊達家文書	亘理家文書	[引証記] 二十八	『伊達正統世次考』巻 之八下	潮崎稜威主文書	潮崎稜威主文書
15880306 「伊達政宗書状写」 [[月] 記記]	15880306 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状取 意文」	「奥州余目記録」	[伊達稙宗書状写]	「伊達稙宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「浅野正勝書状」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状案]	「伊達稙宗書状取 意文」	「願文」	「且那売券」
15880306	15880306	15880308	15880421	13730000	15360619	15360625	15890307	15901103	15911109	15920000	16200928		14730916	14810510
(天正 16 年) 3 月 6 日	(天正 16年) 3月6日	(天正 16 年) 3 月 8 日	(天正 16年) 4月 21日	(応安6、7年前 後)	(天文5年) 6月19日	(天文5年) 6月25日	(天正 17年) 3月7日	(天正18年) 11月3日	(天正 19 年) 11 月 9 日	(文禄1年~3年)	(元和6年) 9月28日	(年未詳) 10月7日	文明5年9月16 日	文明13年5月 10日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
新沼	新沼	新沼	新沼	羽黒堂山	上川	早	早川	二二二	川早	早川	早川	早川	松山	松山
23-21	23-22	23-23	23-24	24	25-1	25-2	25-3	25-4	25-5	25-6	25-7	25-8	26-1	26-2

						「其地」= 遠藤出羽 守の居所 = 松山		「其元」= 松山						
[古] 276 号	[仙伊』188号	『仙伊』 189 号	[仙伊』202号	[仙伊』 205 号	『仙伊』388号	[仙伊』389号 〔	[仙伊』410号	『仙伊』 541 号	『仙伊』797号。『伊』 557号	『仙伊』 622 号	『仙伊』 631 号	[仙伊』668号	『仙伊』675号	『仙伊』補遺 191 号
奥州伊達之内松山 遠 藤中務大輔重宗(花押)	自株、松山迄も可被越 [候状	自株、松山迄も可被越 候哉	伊肥事者松山江相通候 坎	校山・大まつさハ・た かきももちかね像で… 校山へは、&んとうい ちいり	然ハ自松山之書机具披 見喜悦候	氏弾其地ニ無相違打越	松山遠藤ヲいたし候へ く候	自其元可及其刷候	号松山之地罷移之事 5	一松山より雪斎請下知 候ハぐ事切…此よも松 山口雪斎分別より	松山境目も近日無何事 候哉	松山口其外堅固之御扱 [[任入候	其地無油断心得、千言 万句候	各宿老中円居衆者、皆 以松山江陳替候、
潮崎稜威主文書	桑折文書	[号][正記]] 三	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [針生寬次郎氏所蔵片 倉家文書	[号 証記』八	[3]龍龍] 八	19 証記 八	遠藤 (廣) 家文書	伊達家文書	[引証記] 十二	登米伊達氏文書	八槻神社文書	遠藤 (廣) 家文書	東京大学文学部日本 史研究室寄託「石井 進氏蒐集史料」
「願文」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗内覚書 状]	15900220 「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]
15070708 「願文」	15880209	15880209	15880222	15880228	15890307	15890307	15890420	15891106	15900000	15900220	15900226	15900414	15900421	15910820
永正4年7月8 日	(天正 16年) 2月9日	(天正 16年) 2月9日	(天正 16年) 2月22日	(天正 16 年) 2 月 28 日	(天正 17 年) 3 月 7 日	(天正 17 年) 3 月 7 日	(天正17年) 4月20日	(天正 17年) 11月6日	(天正 18年)	(天正 18年) 2 月 20 日	(天正 18年) 2 月 26 日	(天正 18年) 4月14日	(天正 18年) 4月 21日	(天正19年カ) 8月20日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
松山	松山	松山	松山	松口	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山	松山
26-3	26-4	26-5	26-6	26-7	26-8	26-9	26-10	26-11	26-12	26-13	26-14	26-15	26-16	26-17

							「其元」=後藤信康 の居所=宮沢か	名生城か					「当地」=名生城
[伊』628号	『仙伊』3478 号	[石母田』 444 号	『仙伊』998号	『仙伊』835号	『仙伊』 984 号	『仙伊』1105 号	『仙伊』 1172 号	『南東』1135 号	『宮』690号。『古』 367号	[古』373 号	『仙伊』3578 号	『仙伊』 796 号。『伊』 556 号	[伊』543 号
則松山遠藤息、古川息 女えん儀、早々被申合	茂庭周防ニ預、松山ニ 置、人と両人ら	同村正右衛門貴殿松山 二而穿鑿被申磙	真山 柳目 宮野 がんなり 中村	仍宫沢之城主岩崎讃岐 守…彼地二相籠…宮沢 之地可相除候坎	みやさい 高清水 さぬま にしこほり おいぬかいら すり沢	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以 上	先其元二、寺家ニ而モ、 又在家ニテモ	去年観応二為名□□□ □玉造郡三丁目被□陣 之間	当三日名生在城相移候	然而頃日、よしたか在城、号名生地へ被移候	就中於頃日湯山·名生 一統之由、簡用迄候	一、名生之地へ調義之 時	一、当地一段可然城候 間…普請丈夫二申付候 事
伊達家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	石母田家文書	佐藤文書	高城文書	永沢家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	『冶家記録』二十一	駿河大石寺文書	下飯坂文書	新編会津風土記所収 文書	所蔵者不明	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	伊達家文書
「浅野正勝書状」	[伊達政宗書状写]	「石母田大騰・奥」 山大学助連署申上 状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗過所黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗書状写]	「某軍忠状」	「大崎義隆書状」	[氏家隆継書状写]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗覚書」	「蒲生氏郷書状」
15911109	16320002	16321000	15950123	15910601	15940924	16010110	16011023	13520300	15831002	15860808	15900406	15901100	15901120
(天正19年) 11月9日	(寛永9年か11 年頃カ)2日	寛永9年10月	文禄4年1月23 日	(天正 19 年) 6 月 1 日	文禄3年9月24 日	慶長6年1月10 日	(慶長6年) 10月23日	観応3年3月日	(天正11年カ) 10月2日	(天正14年力) 8月8日	(天正 18年) 4月6日	(天正18年11 月~12月)	(天正 18 年) 11 月 20 日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
松山	松山	松山	草口	宮沢	宮沢	宮沢	宮沢	名佳	名生	名生	名生	名生	名生
26-18	26-19	26-20	27	28-1	28-2	28-3	28-4	29-1	29-2	29-3	29-4	29-5	29-6

[当地]=名生か		[出城]=名生	「其地」=名生城					「在番」=名生城か 寺池城か	永正 11 年(1514) 成立			薄衣城(岩手県一 関市)説も	薄衣城(岩手県一 関市) 説も	
[伊』552 号	[仙伊』794号	[仙伊』795号	『仙伊』補遺 141 号	『仙伊』3592 号	『仙伊』823号	『仙伊』824号	『仙伊』825号	[加伊] 835号	『仙中』 余目家文書 16号	『仙伊』998号	『仙伊』3578 号	[南東』1135号	[南東』1133号	『仙伊』184号
明日定而当地江可被相 『 越候	其後ミやうのやうたひ 無心元候	扱々忠三郎殿出城、何 とも遅々候哉	仍、其地ニ久々在留、 大義	名生之地へ打越、可致 『 警固候	必々登米・名生之番、 可為窮屈候	追而、名生城・登米番 返々不可有油断候	扱々其身名生ノ地、 永々在番太義迄候	此両人在番之内ニ無之 候共、何之番衆にも此 心得尤候	其より河内志田郡師山 〇 へ御つき有しより	真山 柳目 宮野 が 『	就中於頃日湯山·名生 一統之由、簡用迄候	次今年壬二月自米倉城 [[御出之間	右今年閏二月十日、為 [米倉城後追罷向之処	氏一味之衆十八館、其 外五ヶ所、当方属膝下 二候
伊達家文書	[引証記] 十四	[] [] 一一四	渋谷和邦氏所蔵文書	所蔵者不明	亘理伊達家文書	[号] 証記』十五	[3]龍記』十五	高城文書	余目家文書	佐藤文書	所蔵者不明	駿河大石寺文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	志賀慎太郎氏所蔵文 書
15901129 「蒲生氏郷書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「奥州余目記録」	[伊達政宗伝馬黒 印代]	[伊達政宗書状写]	「某軍忠状」	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	「伊達政宗書状」
15901129	15901212	15901229	159101111	15910113	15910308	15910308	15910313	15910601	13490000	15950123	15900406	13520300	13520325	15880205
(天正 18 年) 11 月 29 日	(天正 18年) 12月 12日	(天正 18年) 12 月 29 日	(天正 19年) 1月11日	(天正19年) 1月13日	(天正 19年) 3月8日	(天正 19年) 3月8日	(天正 19年) 3月13日	(天正19年) 6月1日	(貞和5年カ)	文禄4年1月23 日	(天正 18年) 4月6日	観応3年3月日	正平7年3月25 日	(天正 16 年) 2 月 5 日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
名生	名生	名生	名生	名生	名生	名生	名生	名生	即印	中	沿船	米	米	某城
29-7	29-8	29-9	29-10	29-11	29-12	29-13	29-14	29-15	30	31	32	33-1	33-2	34

7	大崎市	(天正 16 年) 2 月 5 日	15880205	「伊達政宗書状写」 	『別集奥羽文書纂』	氏一味之衆十八館、其 外五ヶ所、当方属膝下 二條	『仙伊』 185 号	
大崎市	₽	(天正 16 年) 7月2日	15880702	「最上義光書状」	室岡正雄氏旧蔵文書	一年其地へ御扶助を相 受之由申候間	[古』423号	
響	大崎市か	(年未詳) 7月29日		「最上義光書状」	鴇田家文書	併境目二番衆被仰付之 由	[古』371 号	
大郷町	宜	(天正15年) 11月4日	15871104	「伊達政宗書状写」	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [其元境之事候間	『仙伊』150号	「其元」= 宮沢氏の 居所 = 大窪か
影	大郷町	(天正 16 年) 2 月 28 日	15880228	「伊達政宗書状」	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	校山・大まつさハ・た かきももちかね(でて、 おのおのミやきへとり のき候	『仙伊』205号	「大松沢」= 大窪城か
巻	大郷町	(天正16年) 5月11日	15880511	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』四	勿論其地油断ナキ心得 肝要	『仙伊』参考6号	「其地」= 大松沢の 大窪か
T 7	大郷町	(天文17年) 1月18日	15480118	[留守景宗書状取 意文]	『伊達正統世次考』 九 下	首大松沢請和	[仙中] 編年 316 号	
7	大郷町	(永享年間カ)	14290000	「奥州余目記録」	余目家文書	大谷保二其比城くハく なし、さと在所まて二 候を	『仙中』 余目家文書 16 号	永正 11 年(1514) 成立
75	大郷町	(天文12年) 5月2日	15430502	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』巻 之九上	葛西三郎殿、見合力於 稙宗出陣于大谷	[古』308号。[石』 262号。[梁』551頁	
75	大郷町	天正3年4月8 日	15750408	「留守政景宛行状 写]	大島正隆採訪文書	此度大谷之者共, 其口 一反行之所二	[仙中] 編年 371 号	
🏗	大衡村	(天正15年カ) 8月14日	15870814	「黒川晴氏書状」	細川芳久氏所蔵文書	大衡事 ハ 兼 而 気 色 故、 定而 罷 成 間 布 候 得 共	『大和町史』上巻 487 頁	
	大衡村	天正18年9月 22日	15900922	「黒川之郡西大平 検地帳」	伊達家文書	ふるたて 下 四反三 畝 六百四十五文 ふ るたて おわり	[宮』691号	
<u></u>	角田市	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』 巻 之九下	急度申啓、角田以来其 地様体奈何	『梁』566頁	
<u></u> ————————————————————————————————————	角田市	(永禄7年カ) 11月24日	15641124	「岩城親隆書状取 意文」	『伊達正統世次考』巻 之十下	抑輝宗見自攻田手式部 大輔在城	[梁] 601 頁	

								1作ノ内				あるい生か		
								角田市小田竹ノ内 か				「当城」 はあるい は小野か名生か		
[伊』239号	[相] 編 500 号	『仙伊』1067号	『仙伊』1068 号	『仙伊』 1099 号	『仙伊』3446号	『修訂版 石川氏一千年史』203頁	『仙伊』 418 号。 『伊』 414 号	[梁] 563 頁	『仙伊』3633 号。1064 号	『仙伊』3787 号	[古』508号。[浅] 55号	[古』299号	『仙伊』187号	『仙伊』 190 号
仍而角田無事付而、晴 宗石母田へ中途之由	就之角田ニ御在馬之由	かく田の人そく、まつ まつかり申ましく候	角田へ申へく候…角田 へ人かへり候ハ、	高壱・角田・こさいな と申あわせ	菱喰者、従角田・日理 一両度来候得共	桜村千寿堂脇より本郷 町橋場迄	此由日理・金津・圓森・ 小斎五六ヶ所へ	自相馬差置兵衆於竹内 之時、汝等為粉骨力戦	とくら山之義…今日よりふしんくハたてらり。 しんくハたてらる、のよしにて候…彼山ハよくハ僚へとも	自小野田、昨日帰候由、 可然候	次米泉と申所、中新田 より上道一里半計在之 所へ伝馬申付	就当城難義、被成出張 候、本望此事候	今度向中新田之地、被 及調義	今度中新田之地へ及調 義候事…彼地者黒之抱 にて候…中新田へ相は たらき
伊達家文書	遠藤家文書	[引証記] 十九	[引証記] 十九		中村文書	[石川氏一千年史] 所収	伊達家文書	『伊達正統世次考』巻 之九上	個人藏	【活記史料】	浅野家文書	宮沢文書	『会津四家合考』九	茂庭文書
「二階堂盛義書状」	「金上盛満書状写」	「伊達政宗消息写」	「伊達政宗消息写」	「伊達政宗消息写」	[伊達政宗書状]	曲木修理ほか連署状写」	「伊達政宗書状」	「伊達晴宗書状取 意文」	[伊達政宗消息]	「伊達政宗書状」	「木村吉清書状」	「大崎義直書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」
15650603	15810418	16000917	16000919	16001113	16280902	16400431	15890501	15450618	16000914		15901005	15390910	15880207	15880210
(永禄8年力) 6月3日	(天正9年) 4月18日	(慶長5年) 9月17日	(慶長5年) 9月19日	(慶長5年) 11月13日	(寛永5年か7 年カ)9月2日	寛 永 17 年 4 月 晦日	(天正 17 年) 5月1日	(天文14年) 6月18日	(慶長5年) 9月14日	(年未詳) 7月6日	(天正 18年) 10 月 5 日	(天文8年力) 9月10日	(天正 16年) 2月7日	(天正 16年) 2月10日
角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町
角田	角田	角田	角田	角田	角田	角田	金津	竹内	斗蔵 山	小野田	米泉	中新田	中新田	中新田
41-3	41-4	41-5	41-6	41-7	41-8	41-9	42	43	44	45	46	47-1	47-2	47-3

[仙伊] 212 号	[古] 508 号。[浅] 55 号	『仙伊』1008 号	『仙伊』補遺 193 号	『仙伊』1105 号	『仙伊』1216号	『仙伊』1983 号	『仙伊』 2239 号	『仙伊』 2257 号	[仙伊』841 号	『仙伊』842 号	『仙伊』843号	『仙伊』3601 号
其上新沼二各引籠候內 …無相違出城…籠城之 內	次米泉と申所、中新田より上道一里半計在之所へ伝馬申付…中新田にてはた物ニかけ申條	利符 黒川 中新田	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	中新田なとの義ハ少も 不申出候	明日者中新田ヘうつし まいらせ候	来月者中新田・古川辺 へ泊野ニ可出候	来月者於中新田, 以面 可申候	号宮崎取詰、鉄炮打懸…要害大崎一之地にて 候間	当地宮崎之事、夜前亥 刻二貴敗	小池之郡号宫崎依名地 …従宮崎直二押	小郡号宫崎与依名地… 自宮崎直二押寄
111	浅野家文書	佐藤文書	半澤家文書	天理図書館所 蔵伊達 家文書	亘理家文書	[引証記] 二十七	[引証記] 二十八	[引証記] 二十八	[引証記] 十五	今井善次郎氏所蔵文 書	[豊臣記]	水府明徳会所蔵『名 将之消息録』
15880306 「伊達政宗書状写」 [[月]証記]	15901005 「木村吉清書状」	[伊達政宗過所黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状案」	「伊達政宗書状案」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状写]
15880306	15901005	15950717	15960911	16010110	16041007	16180514	16200928	16201027	15910625	15910626	15910703	15910703
(天正 16 年) 3 月 6 日	(天正 18年) 10 月 5 日	文禄4年7月17 日	文禄 5 年 9 月 11 日	慶長6年1月10 日	慶長9年10月7 日	(元和4年) 5月14日	(元和6年) 9月28日	(元和6年) 10月27日	(天正 19年) 6月 25日	(天正19年) 6月26日	(天正 19年) 7月3日	(天正19年) 7月3日
加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町	加美町
中新田	中新田	中新田	中新田	中新田	中新田	中新田	中新田	中新田	回	回	回雪	四。
47-4	47-5	47-6	47-7	47-8	47-9	47-10	47-11	47-12	48-1	48-2	48-3	48-4

48-5	回雪	加美町	(天正19年) 7月14日	15910714	15910714 「徳川家康書状」	伊達家文書	宮崎·佐沼両地、即刻 被乗崩	[伊』598号	
	西雪	加美町	(天正 19年) 7月17日	15910717	「豊臣秀吉朱印状」	伊達家文書	大崎内宮崎城仁、一揆 原楯籠瘊之処、城主を 初	[伊] 600号	
	西	加美町	(天正 19年) 7月17日	15910717	「山中長俊・木下 吉隆連署奉書」	伊達家文書	大崎内宮崎之城被責 崩、城主を初悉被討捕 之由	[伊] 601号	
	回	加美町	(天正19年) 7月18日	15910718	「浅野長継書状」	伊達家文書	大崎之内宮崎と申城… 則城主同名親類歴々者	[伊』602号	
	宮崎	加美町	(天正 19年) 7月 20日	15910720	「豊臣秀吉朱印状」	伊達家文書	宮崎之城責崩、自其陣 佐沼城へ押詰、即責崩	[伊』603号	
48-10	阿雪	加美町	(天正 19年) 7月20日	15910720	「浅野長継書状」	伊達家文書	小池之郡号宫崎地…彼 地江被相動…宫崎之以 威被打果	[伊』605号	
48-11	回雪	加美町	(天正 19 年) 7 月 28 日	15910728	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所藏伊 達家文書	同廿四日二号宫崎地江 相動	『仙伊』854号。『伊』 607号	
48-12	宜崎	加美町	(天正 19 年) 7 月 28 日	15910728	「伊達政宗書状写」	[号]証記』十五	同廿四日号宫崎地へ及 調儀	『仙伊』855号	
48-13	回雪	加美町	(天正 19 年) 7 月 28 日	15910728	「伊達政宗書状」	渥美輝雄氏所蔵文書	残党等於佐沼・宮崎、 悉打果申ニ付而	『仙伊』3603号	
48-14	宜崎	加美町	(天正 19 年) 8 月 3 日	15910803	「浅野長吉書状」	伊達家文書	仍先度宫崎之者首共、 依令京着	各 909 『母』	
48-15	回	加美町	(天正 19 年) 8 月 7 日	15910807	「浅野正勝書状」	伊達家文書	拙者 今度 奥へ政宗就 働、ニヶ所之城責ニ、 随分出勢	[伊』609 号	「ニヶ所」= 宮崎城・佐沼城
	砂金	川崎町	(天文12年) 4月15日	15430415	[伊達稙宗書状取 意文]	『伊達正統世次考』巻 之九上	此回最上兵打入之時、 自其所押還之大悦之	[梁] 551頁	「其の所」=砂金氏 の居所=砂金城か
49-2	砂金	川崎町	(慶長5年) 9月17日	16000917	「伊達政宗消息写」	『引証記』十九	いさこまて、こうつけ 殿こし申候	『仙伊』1067号	前川本城と関係か
	砂	川崎町	(慶長5年) 9月22日	16000922	「伊達政宗消息」	新田字一郎氏所蔵文 書	たとへ打出候とも、い さこ近辺たるへく候	『仙伊』1071号	前川本城と関係か
	砂金	川崎町	(慶長7年) 7月24日	16020724	「伊達政宗消息」	個人蔵	佐竹衆砂金辺ゟ白石〜 打返し候事	『仙伊』 1189 号	

砂金		川崎町	慶長10年9月 26日	16050926	16050926 「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	砂金のしづ 四郎兵へ	『仙伊』補遺 49 号	
砂金 川崎町	// 崎	⊨	(元和8年) 9月4日	16220904	「山岡重長書状」	伊達家文書	今日夜明候と、砂金へ 御通候	[伊』844 号	
砂金川崎町		 <u>宙</u>	(元和8年) 9月12日	16220912	「伊達政宗書状」	茂庭文書	御帰之時分、砂金辺欤 白石へ参條而…於砂 金、上野殿へ得御意候 由	『仙伊』2346 号	
砂金川崎町	置置	通	(元和8年) 9月12日	16220912	「伊達政宗書状写」	[引証記] 二十九上	今度上野殿白石,砂金 両所二御泊	『仙伊』2347 号	
砂金 川崎町		重量	(寛永8年) 7月26日	16310726	「伊達政宗消息写」	『治家記録』三十六	今日砂金江取移候…ハ ヤ砂金江タチ候故	『仙伊』3186号	川崎要害と関係か
砂金川川	=	川崎町	(年月未詳) 5日		「伊達政宗消息」	所蔵者不明	いさこら出候せうニ、無類之逸物候	『仙伊』3818号	川崎要害と関係か
無令 加		川崎町	(慶長5年) 9月21日	16000921	「伊達政宗書状」	留守家文書	一、被見合、さ、やを 被打通	『仙伊』1070号	前川本城と関係か
無令 加		川崎町	(寛永13年12 月9日カ)	16361209	「某申上状写断片」	石母田家文書	山形御立笹屋ニ御寓之 由申来候ニ付而	[石母田] 564号	川崎要害と関係か
無令無	🗏 -	川崎町	(寛永13年12 月9日か)	16361209	「某状写」	石母田家文書	保科肥後殿今八日二笹 屋二御留被成候	[石母田] 565 号	川崎要害と関係か
無	🚍	川崎町	(寛永13年12 月9日か)	16361209	「御肴の覚写」	石母田家文書	笹屋江遣申候御肴之覚	[石母田] 266号	川崎要害と関係か
支倉	\equiv	川崎町	(天文11年) 9月19日	15420919	「伊達稙宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』 巻 之九上	時今於諸方方開運、其 地勉励最為肝要	『梁』549 頁	「其地」= 支倉忠常 の居所 = 上楯城か
支倉		川崎町	(天文12年) 9月12日	15430912	「伊達稙宗書状」	佐伯眞氏所蔵文書	兼又小僧殿、其地長谷 倉二被立馬候二付而	[古』313号	上楯城か
支倉	\equiv	川崎町	(天文13年) 1月26日	15440126	「伊達稙宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』巻 之九上	自旧冬小僧殿擊入於其 地、以来久在陣	『古』315号。『梁』 556 頁	「其地」= 支倉氏の 居所 = 上楯城か
支倉川		川崎町	(天文14年) 7月11日	15450711	「伊達稙宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』巻 之九上	其地即今能計策、要堅 固之処置	『梁』564頁	「其地」= 支倉氏の 居所 = 上楯城か
支倉	\equiv	川崎町	(天文15年) 2月27日	15460227	「伊達稙宗書状取 意文」	[伊達正統世次考』 巻 之九下	聞於其地於馳走無油断	[漆] 299]	「其地」= 支倉氏の 居所 = 上楯城か

姫松館・真坂館と 関係か	要検討。三之迫城 =岩ヶ崎城か	「富沢」= 居城の 岩ヶ崎	富沢が帰城=岩ヶ崎か	[三ノ迫]=岩ヶ崎	[三迫]=岩ヶ崎			岩ヶ崎城下町か	石母田家の居城 岩ヶ崎城か	石母田家の居城 岩ヶ崎城か	石母田家の居城 岩ヶ崎城か	石母田家の居城 岩ヶ崎城か
『仙伊』 1019 号	[岩戦] 2、34 号	[仙伊』166号	[仙伊』823号	『仙伊』 1019 号	『仙伊』補遺 70 号	[石母田] 15 号	[仙伊』参考 89 号	『石母田』348 号	[石母田]] 351 号	[石母田]] 353 号	『石母田』354 号	[石母田]] 355 号
- / 追 三 / 追 なか れ に L ゆわい 平泉 袋中	直綱敗軍、三之迫城迄 押詰得勝利事	氏弾所・四鎌・三迫富 沢三ヶ所へ、如何こも 細二及音信候キ	富沢日向守帰城之由候	- / 追 三 / 追 なかれ にしゆわい 平泉 袋中	三追へと申候へ共、右 之通りに可仕候	三ノ迫町渋屋備右衛門 所にて	岩箇崎百人足軽召放サルペキノ旨…今度石母田大勝ヲ岩箇崎へ遣サル	二日町平右衛門ニ下し 申…御たか屋□御やく ニ	御城内あをくも清水御 はやしにて薪にても	御城内御はやし清水寺 あをくもにて木壱本も きり不申候	御城内之木あをかし清 水御山にてたき、に而 も	青雲御林御城内御林之 木壱本もきり不申
須江家文書	日形増子文書	簑進氏所蔵文書	亘理伊達家文書	須江家文書	古內重義氏保管古内 家文書	石母田家文書	『治家記録』三十四	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書
[伊達政宗伝馬黒 印状写]	[葛西晴信知行宛 行状]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状写]	「伊達政宗書状」	「人返についての 書状断片」	[伊達政宗書状取 意文]	[肝入検断等申上 状写]	「千田伊賀印判状 写」	「菊池外記状写」	[伊東兵部印判状 写]	「村上五衛門状写」
15 15960215	15790328	15880106	15910308	15960215	16040812	16180600	16281213	16290401	16290406	16290406	16290406	16290406
文禄5年2月15 日	天正7年3月28 日	(天正 16年) 1月6日	(天正 19 年) 3 月 8 日	文禄5年2月15 日	(慶長9年) 8月12日	(元和4年6月 カ)	(寛永5年) 12月13日)	寛永6年4月1日	寛永6年4月6 日	寛永6年4月6日	寛永6年4月6日	寬永6年4月6 日
栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市
型 —	岩ヶ崎	岩ケ崎	岩ヶ崎	岩ケ崎	岩ヶ崎	岩ヶ崎	出 を 種	岩ヶ崎	岩ヶ崎	岩ヶ崎	岩ヶ崎	岩ケ崎
52	53-1	53-2	53-3	53-4	53-5	53-6	53-7	53-8	53-9	53-10	53-11	53-12

石母田氏の岩ヶ崎 城関係か											
[石母田』 450 号	『石母田』454号	『南東』 638 号	『南東』641 号	『南東』642 号	『仙伊』 998 号	『南東』1135 号	『南東』 642 号	『南東』638号	『南東』1444 号	『南東』 1476 号	『伊』 134 号
三迫二而御仮屋之御作 事…貴老御屋敷御留守 居之衆へ	三ノ迫二日町 与助(印)	カまぬカに向城をとり 候で	十月八日馳参三迫鎌糠 城、自同九日至于十七 日、於成田城	十月八日馳参三追鎌糠城,自同九日至于十六 日夜、於里屋城	真山 柳目 宮野 が んなり 中村	三迫黒沼城水谷右馬権 守, 葛西伯耆守楯籠之 間, 馳向佐沼橋本	十月八日馳参三追鎌糠城,自同九日至于十六日夜、於里屋城	三迫つくもはし・まひたの新山林、二追のやハた・とや以上五ヶ所たったをの上五ヶ所たてをつき候て	去月廿五日於高泉御陣 馳参候上者	名取御陣馳参候、府中 并高清水御下向供奉仕 候者也	高清水自落之間、向岩 手沢可及進陣候、彼城 中中合子細
石母田家文書	石母田家文書	東北大学所蔵鬼柳文 書	秋田藩家蔵文書十	秋田藩家蔵文書十	佐藤文書	駿河大石寺文書	秋田藩家蔵文書十	東北大学所蔵鬼柳文書	秋田藩家蔵文書十	磐城飯野文書	伊達家文書
「高城宗直書状」	「与助申状」	「石塔義慶義房書 状]	[岡本重親代山田 重教着到状写]	[岡本重親代山田 重教軍忠状写]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「某軍忠状」	[岡本重親代山田 重教軍忠状写]	[石塔義慶義房書状]	「岡本隆弘代小野 右衛門太郎軍忠状 写」	[伊賀 盛光代光政 着到状]	[伊達稙宗書状]
16330208	16330825	13421008	13421017	13421102	15950123	13520300	13421102	13421008	13611005	13630931	15360625
(寛永10年カ) 2月8日	(寛永 10 年 8 月 25 日)	(康永1年) 10月8日	(康永1年) 10月17日	(康永1年) 11月2日	文禄4年1月23 日	観応3年3月日	(康永1年) 11月2日	(康永1年) 10月8日	康安1年10月5 日	貞治2年9月31 日	(天文5年) 6月25日
栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市
岩ヶ崎	岩ヶ崎	鎌糠	鎌糠	鎌糠	金成	黑沼	里屋	新山林	高清水	高清水	高清水
53-13	53-14	54-1	54-2	54-3	55	99	57	58	59-1	59-2	59-3

『仙伊』343号	『伊』 543 号	[仙伊』842 号	『仙伊』 984 号	『仙伊』 1105 号	『南東』638号	[南東] 642号	『南東』998号	『南東』 638 号	『南東』641 号	長 866 『伸剛』
氏家一統,高清水一統, 大洞中過半	一、明後高清水、政宗 可有御責旨尤候…高清 水御責候ハんならハ	明日者高清水へ馬ヲ相 移	みやさい 高清水 さぬま にしこほり おいぬかいら すり沢	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	三迫つくもはし・まひたの新山林、二追のや いた・とや以上五ヶ所 たてをつき候て	十七日被寄小幡城之間、令供奉、同廿六日被寄津久裳橋城之間、 魏寄津久裳橋城之間、 馳向獨手、同廿八日切 入城内	其後津久毛橋合戦致後 攻之忠畢	三泊つくもはし・まひたの新山林、二追のや ハた・とや以上五ヶ所 たてをつき候て	十月八日馳参三追鎌糠城、自同九日至于十七日、於成田城	真山 柳目 宮野 が んなり 中村
[片倉代々記] 二	伊達家文書	今井善次郎氏所蔵文 書	永沢家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	東北大学所蔵鬼柳文書	秋田藩家蔵文書十	東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書	東北大学所蔵鬼柳文書	秋田藩家蔵文書十	佐藤文書
[伊達政宗書状写]	「蒲生氏郷書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗過所黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[石塔義慶義房書状]	岡本重親代山田 重教軍忠状写」	13481100 「鬼柳義網陳状案」	「石塔義慶義房書 状]	「岡本重親代山田 重教着到状写」	「伊達政宗伝馬黒 印状」
15881114	15901120	15910626	24 15940924	16010110	13421008	13421102	13481100	13421008	13421017	15950123
(天正 16年) 11月 14日	(天正 18年) 11 月 20 日	(天正 19年) 6月 26日	文禄3年9月24 日	慶長6年1月10 日	(康永1年) 10月8日	(康永1年) 11月2日	貞和4年11月 日	(康永1年) 10月8日	(康永1年) 10月17日	文禄4年1月23 日
栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市	栗原市
高清水	高清水	高清水	高清水	高清水	(基本) 基本	華 参 子 毛	津久毛 橋	令急	成田	百野
59-4	59-5	9-69	59-7	59-8	60-1	60-2	60-3	61	62	63

		宛所の柳目氏の居 城か		要検討。「其地」 = 宛所の熊谷氏の 居所 = 赤岩城か		嚮館などと関係か	赤岩城などと関係 か			兵糧館と関係か	
『南東』 638 号	[南東] 642 号	佐藤貴浩「新出の大崎義直朱印状」(『駒沢史学』86号)	[石』505号	[岩戦』 2、90号	『石』312 号	『仙伊』 1329 号	『仙伊』 1329 号	『仙伊』 1329 号	[石』505 号	[梁] 566 頁	『梁』566 頁
三迫つくもはし・まひたの新山林、二追のや いた・とや以上五ヶ所 たてをつき像で	十七日被寄八幡城之間、合供奉、同廿六日被客津入裳橋城之間、 题高津入裳橋城之間、 题向獨手、同廿八日切入城内	就境城堪忍申、近年別 而致奉公之条	此時分一勢被下候者、 赤岩辺江通候で	其地堅固可被相持事肝 要二條	の浜田安房守・横沢信 濃・今泉談合を以、岩 付之地乗取候	K&	K&	ひねうし まいや 大いぬ川原 つや 大やけせ沼 気仙中	元良松崎之城、去二日 暁躵落	村田亦打入,延田雖請 降不容	平沢入手之時、村田亦 打入
東北大学所蔵鬼柳文書	秋田藩家蔵文書十	『思文閣古書資料目 録』第二百四十三号 (仙台市博物館所蔵文書)	仙台市博物館所蔵文 書	仙台伊東文書	一ノ関石川文書	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	仙台市博物館所蔵文 書	『伊達正統世次考』巻 之九下	『伊達正統世次考』 巻 之九下
[石塔義慶義房書 状]	[岡本重親代山田 重教軍忠状写]	「大崎義直朱印状」	「薄衣状」	「葛西晴信書状」	「葛西晴信書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「薄衣状」	「伊達晴宗書状取 意文」	[伊達晴宗書状取 意文]
13421008	13421102	15400620	14691213	15880902	15870203	16120914	16120914	16120914	14691213	15460313	15460313
(康永1年) 10月8日	(康永1年) 11月2日	天文9年6月20 日	(文明元年) 12月13日	(天正 16年) 9 月 2 日	(天正 15 年カ) 2 月 3 日	慶長17年9月 14日	慶長17年9月 14日	慶長17年9月 14日	(文明元年) 12月13日	(天文15年) 3月13日	(天文15年) 3月13日
栗原市	栗原市	栗原市カ	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	藏王町	藏王町
64-1 八幡	奉入	某城	赤岩	赤岩	岩月	大谷	気仙沼	等	松崎	田田田	平沢
64-1	64-2	65	66-1	66-2	29	89	69	70	71	72	73

				七ヶ宿町関か									
[※] 266 頁	[仙伊] 補遺 190 号	『仙伊』補遺 206 号		[梁] 563 頁 七八	『仙伊』補遺 190 号	[梁] 571頁	[仙伊』144号	[仙伊] 補遺 190 号	『仙伊』846号	『仙中』留守家文書 66 号	『仙伊』1076 号	[仙伊』1080号	[石母田] 15 号
而昨旦宮之地走入頻請 降	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら ミや	仙台 を 中田 増田 岩 沼 新 追 大 か ハ ら ミや	氏弾所・四鎌・三迫富 沢三ヶ所へ、如何ニも 細二及音信候キ	因予来十一日、先出馬 [於関地観察諸方		向以書言攻抜湯原達耶 [否	為用心之、下飯坂湯原 []	大かわら ミや 白石 七き ゆのはら にい しやく	必々其由新宿・湯原・ 下関所々へ	かけゆ兵へゆのはらを かけとり候よし	昨日廿五日、湯之原へ [足軽動申付、彼城即手 二入候…湯之原之者共	湯の原之城へ押懸、無 切二可仕存候処	藤大郎当領湯原本町藤 蔵所ニ罷在候由
『伊達正統世次考』巻 之九下	『松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書』	半澤家文書	簑進氏所蔵文書	『伊達正統世次考』巻 之九上	[松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書]	『伊達正統世次考』巻 之九下	[月]莊青己] 二	[松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書]	仙台市博物館所蔵文 書	留守家文書	留守家文書	大阪歴史博物館所蔵 文書	石母田家文書
「伊達晴宗書状取 意文」	「伊達政宗黒印状 写」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	[伊達晴宗条書取 意文]	[伊達政宗黒印状 写]	「伊達稙宗書状取 意文」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗黒印状 写]	「伊達政宗書状」	「小宰相消息」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「人返についての 書状断片」
15460313	15910703	16120601	15880106	15450607	15910703	15470217	15871014	15910703	15910707	16000923	16000926	16000929	16180600
(天文15年) 3月13日	(天正 19年) 7月3日	慶長17年6月1 日	(天正 16年) 1月6日	(天文14年) 6月7日	(天正19年) 7月3日	(天文16年) 2月17日	(天正 15年) 10月 14日	(天正19年) 7月3日	(天正 19 年) 7月7日	(慶長5年9月 23日カ)	(慶長5年) 9月26日	(慶長5年) 9月29日	(元和4年6月 カ)
蔵王町	蔵王町	藏王町	色麻町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町	七ヶ宿町
ful	€mI	-{m	題	<u> </u>	墨	湯原	湯原	湯原	湯原	湯原	湯原	湯原	湯原
74-1	74-2	74-3	75	76-1	76-2	77-1	77-2	77-3	77-4	77-5	9-22	7-77	77-8

各6 『E	11 11 号	補遺 193 号	1156 号	1293 号 船边=四保·船岡	補遺 206 号 船迫 = 四保·船岡	補遺 193 号 城館とは無関係か	補遺 206 号	余目家文書 [小原]=六角館と 関連か	1232 号 慶長期頃か。	233 号 慶長期頃か。	編年 286 号 中野氏の居館か	補遺 206 号	56頁
[石母田]	. [石母田]		[仙伊]		『仙伊』		【仙伊』	[仙中] 10号	【伊】	(伊』1233	【仙中』	「仙伊」	[福』256頁
湯原本町藤蔵所江罷在 候	当領湯原本町藤蔵所二 罷在候由	中新田 黒河 松森国分 北目 まし田宮沢 四保 大河原以上	四保 日理 坂本 駒 嶺	白石 ク 宮 大川原 船 迫 岩沼 増田 中田 仙台迄也	仙台を中田 増田 岩沼 舟道 大かハら	中新田 黒河 松森国分 北田 まし田宮沢 四保 大河原以上	大かハら ミや 白石 斎川 こすこう 桑折	今度苅田小原之者共	対田之五ヶへ、近日中 に指越可申候	水ヲすこし申、ごかへ こへ申へく候由	かつ田しやうこすかいのかうの内、いやしき	大かハら ミや 白石 斎川 こすこう 桑折	仍植宗白石留守中候 上, 小官生へ被相動,
石母田家文書	石母田家文書	半澤家文書	永沢家文書	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	半澤家文書	半澤家文書	半澤家文書	余目家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	半澤家文書	秋田藩家蔵文書弐拾 八
[仙台藩奉行衆連 署書状写]	[仙台藩奉行衆連 署書状写]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗伝馬黒 印状」	「伊達政宗伝馬黒 印状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[余目摂津守書状 写]	「氏名未詳文書」	「氏名未詳文書」	[伊達稙宗安塔狀 案]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「岩城重隆書状」
16180616	16180622	15960911	16010811	16100115	16120601	15960911	16120601				15380304	16120601	
(元和4年) 6月16日	(元和 4 年) 6 月 22 日	文禄 5年9月11 日	慶長6年8月11 日	慶長15年1月 15日	慶長17年6月1 日	文禄5年9月11 日	慶長17年6月1 日	(年未詳) 8月吉日	(年月日未詳)	(年月日未詳)	天文7年3月4 日	慶長17年6月1 日	(年未詳) 10 月 16 日
七ヶ宿町	七ヶ宿町	紫田町	柴田町	推田 計	推田 計	柴田町カ	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市
湯原	湯原	四保(船 岡)	四保(船岡)	四保(船)	四保(船岡)	国	順	小原	五賀	五賀	越河	越河	越河
77-9	77-10	78-1	78-2	78-3	78-4	79	80	81	82-1	82-2	83-1	83-2	83-3

	「在地」= 白石か												
[桑』270号	[伊』3238 号	[梁] 575 頁	[梁』575 頁	[梁』579頁	『仙伊』796号。『伊』 556号	『仙伊』補遺 190 号	[仙伊』847 号	[伊] 630号	[伊] 631号	[伊』599号	[仙伊』 1055 号	[伊』694 号	『仙伊』 1058 号
雖然白石之地、次郎留 馬候、於彼地不弛延	苅田庄内白石大和守在 地へ、去朔引籠候	因欲徒馬於白石侵相馬 [境耳	近日出馬白石侵擊彼辺 [[以角其前	今告来自白石明十日出 兵於光明寺	号白石所へ被及注進候 [条	大かわら ミや 白石 七き ゆのはら にい しやく	せめてこくふんかしろ いしへんまても	一両日白石逗留仕候 [一両日白石逗留仕候	国分邊か白石まて、可 [被成御出候	昨日廿四日、白石表相 動像…彼城堅固…町を始、二三ノ丸迄取破申候、本丸迄ニ仕條処、城中より…則本丸請取申條。	仍白石表へ被相働、彼 城堅固相抱候処…本九 迄属御手、城主を始	白石筋・丸森口へ動可 有様申来候
中津川泰三氏所蔵文書	伊達家文書	『伊達正統世次考』巻 之九下	『伊達正統世次考』巻 之九下	『伊達正統世次考』巻 之九下	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	[松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書]	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	[引証記] 十九	伊達家文書	留守家文書
15460610 「伊達稙宗書状」	「伊達晴宗書状」	「伊達晴宗書状取 意文」	「伊達晴宗書状取 意文」	「伊達稙宗書状取 意文」	[伊達政宗覚書]	[伊達政宗黒印状 写]	[伊達政宗書状]	「仙石曽繁書状」	「仙石曽繁書状」	「浅野長吉書状」	[伊達政宗書状写]	[徳川秀忠書状]	[伊達政宗書状]
15460610	15460620	15471007	15471007	15480509	15901100	15910703	15910713	15911119	15911119	15919715	16000725	16000731	16000800
(天文15年) 6月10日	(天文15年) 6月20日	(天文16年) 10月7日	(天文16年) 10月7日	(天文17年) 5月9日	(天正18年11 月~12月)	(天正 19 年) 7 月 3 日	(天正19年) 7月13日	(天正 19年) 11月 19日	(天正 19年) 11月 19日	(天正19年) 7月15日	(慶長5年) 7月25日	(慶長5年) 7月晦日	(慶長5年8月)
白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市
白石	白石	白石	白石	自石	白石	自石	白石	白石	白石	白石	白石	自石	白石
84-1	84-2	84-3	84-4	84-5	84-6	84-7	84-8	84-9	84-10	84-11	84-12	84-13	84-14

白石城の普請														
『仙伊』 1059 号	『仙伊』 1068 号	『仙伊』1074号。『仙中』 留守家文書 68号	[仙伊』参考 40 号	仙伊』 1099 号	[仙伊』1101 号	『仙伊』1114号	[仙伊』1127 号	『仙伊』 1164 号	[仙伊』1189 号	[仙伊』1198 号	[仙伊』1199 号	[仙伊』1231 号	[仙伊』1238 号	『仙伊』補遺 49 号
雨故、普請事延候而、[1] 笑止二候、仍此普請中	角田へ申へく候…角田 [1/ へ人かへり候ハハ	晦日ニ白石へ着陣候而 留	唯今、白石へ着陣シ玉 1	しろいし口へ心かけ候 M…しろいし口はやうち (※へく候	白石 今伊達筋、無当年 者深雪ニ候而	白石表出馬 [] 陣 [/] 屋以下申付	白石口可罷出と存候	白石表在陣仕候間	佐竹衆砂金辺ら白石へ 打返し候事	其身事、白石之地へ可 罷越候、彼地之事、境 之義にて候間	今度片倉備中事、白石 之地へ可相移由、申付 簇	白石へ移候由、尤二候 [1]	為川狩之白石に一両日 も逗留候を…早々白石 辺二而も可懸御目	白石 とうくわん [1]
[号 龍語] 十九	留守家文書	留守家文書	『治家記録』二十下	[引証記] 二十	慈光明院所蔵文書	千秋文庫所蔵文書	土井文書	盛岡南部家文書	個人蔵	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	亘理伊達家文書	松前英夫氏所蔵松前 家文書	所蔵者不明	正楽寺文書
16000811 「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状取 意文」	[伊達政宗消息写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗黒印状」
16000811	16000921	16000924	16001005	16001113	16001215	16010303	16010322	16010904	16020724	16021231	16021231	16050331	16050710	16050926
(慶長5年) 8月11日	(慶長5年) 9月21日	(慶長5年) 9月24日	(慶長5年) 10月5日	(慶長5年) 11月13日	(慶長5年) 12月15日	(慶長6年) 3月3日	(慶長6年) 3月22日	(慶長6年力) 9月4日	(慶長7年) 7月24日	(慶長7年) 12 月晦日	(慶長7年) 12 月晦日	(慶長10年) 3月晦日	(慶長10年力) 7月10日	慶長10年9月26日
白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市
自石	自石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	白石	自石
84-15	84-16	84-17	84-18	84-19	84-20	84-21	84-22	84-23	84-24	84-25	84-26	84-27	84-28	84-29

『仙伊』1293 号	『仙伊』補遺7号	[仙伊] 補遺 206 号	『仙伊』3653 号	『仙伊』3664 号	[仙伊』1976 号	[伊』844号	『仙伊』2346 号	[仙伊』2347 号	『仙伊』2534 号	[仙伊] 参考 58	[伊』1245 号	[伊』1246 号
白石より酒取客條間、 いく度も仙台へ此はん にて…白石ゟ宮 大川 原	此中者白石へ川狩に 参、又江戸6客来共候 而	大かいら ミや 白石 斎川 こすこう 桑折	仍去十六日此地白石へ 参着仕候	白石御陳之節、其方才 覚を以、小原一字者共 御手入	只今当地白石へ参着 候、明日者仙台へ可為 着城候	四ツ時分比地白石へ御 機嫌能被為著候…明日 白石へ御著候由にて候	御帰之時分、砂金辺欤 白石へ参候而	今度上野殿白石,砂金 両所二御泊	白石計者無用ニ候…白 石ゟ仙台へ之道通之西 者	白石・中ノ日辺、其内 之道ひろき所ニ而…御 一家御一族ハ中田、其 外ハ白石へ、各同前之	白石中ノ目辺…其外ハ 白石へ各同前之事	今日白石迄同心仕
仙台市博物館所蔵片 倉家文書	個人藏	半澤家文書	所蔵者不明	東北歷史博物館所蔵 佐藤家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	伊達家文書	茂庭文書	[引証記] 二十九上	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	仙台市博物館所藏伊 達家文書	伊達家文書	伊達家文書
[伊達政宗伝馬黒印状]	16110801 「伊達政宗書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗黒印状 写]	「伊達政宗書状」	「山岡重長書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗覚書]	「伊達政宗覚書」	[伊達忠宗入国出 迎覚書]	「笹岡備後外四名 連署状」
16100115	16110801	16120601	16130719	16150517	16180403	16220904	16220912	16220912	16250500	16250514	16250514	16250519
慶長15年1月 15日	(慶長16年か17年カ) 8月1日	慶長17年6月1 日	(慶長18年) 7月19日	元和1年5月17 日	(元和4年) 4月3日	(元和8年) 9月4日	(元和8年) 9月12日	(元和8年) 9月12日	(寛永2年) 5月吉日	(寛永2年) 5月14日	(寛永2年) 5月14日	(寛永2年) 5月19日
白石市	白石市	白石市	白石市	自石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市
自石	自石	白石	白石	自石	自石	自石	白石	白石	白石	自石	白石	白石
84-30	84-31	84-32	84-33	84-34	84-35	84-36	84-37	84-38	84-39	84-40	84-41	84-42

白石	-Ш	白石市	(寛永2年) 5月22日	16250522	「伊達忠宗 入国出 迎人数書」	伊達家文書	白石迄御辺ニ被罷出候衆	伊』1247 号	
白石 白石市	白石市		(寛永6年) 7月28日	16290728	「伊達政宗書状写」	[引証記] 三十二下	白石ラ貴取被申候以 来、景勝与陸奥守中悪	『仙伊』 3139 号	
白石 白石市	白石市		寛永6年10月 10日	16291010	「籠にはいってい る者名簿」	石母田家文書	同六年白石ノ者	『石母田』 371 号	
白石 白石市	白石市		(寛永8年力) 7月28日	16310728	「伊達政宗書状」	亘理伊達家文書	今日白石へ参事ニ候	[仙伊』3187号	
白石 白石市	白石市		(寛永8年カ) 7月28日	16310728	16310728 「伊達政宗消息」	角田市郷土資料館所 蔵和田家文書	白いしへうつし申候、 月あひ比、わか林へか へり申へく候	『仙伊』3188 号	
白石 白石市	自石市	.tr	(寛永8年) 8月8日	16310808	16310808 「伊達政宗書状写」	[引証記] 三十三	去月 廿 九 日 白 石 迄 打 出、御 様 子 悪 候 ハ 、、 従 白 石 直 二 其 元 江 可 参	『仙伊』3190 号	
白石 白石市	自石百	#=	(寛永8年) 8月15日	16310815	16310815 「伊達政宗書状写」 『引証記』	[引証記] 三十三	従白石帰候事、少も つ、まず…従白石帰、 御本覆之御様子	『仙伊』3192 号	
白石 白石市	白石	₽	(寛永8年) 8月18日	16310818	「伊達政宗書状写」	[引証記] 三十三	然共先度從白石之事、 何与哉覧	[仙伊』3194号	
白石 白石市	首有	 -	(寛永8年) 8月23日	16310823	「伊達政宗書状写」	[引証記] 三十三	先日従白石帰候儀、余 如在之様ニ御懇衆も	『仙伊』 3197 号	
白石 白石市	 首石 	 	(寛永9年カ) 12月晦日	16321231	茂庭良綱・奥山 常良連署書状	石母田家文書	白石大河原岩沼仙台ニ 御宿一ヶ所ニ三ツ宛造 作仕候	「石母田』 446 号	
白石 白石市	自自	Ŧ	(寛永 10 年) 8 月 7 日	16330807	「伊達政宗書状写」	大森康市氏所蔵文書	今日白石へ参事ニ候	『仙伊』3275 号	
白石 白石市	自有	七	(寛永12年) 7月2日	16350702	「伊達政宗黒印状 写」	[片倉代々記] 八	従其元両人飛脚之者申 付	『仙伊』3362 号 「其元	「其元」= 白石か
白石 白石市	自有	#	(寛水13年12 月9日か)	16361209	「某状写」	石母田家文書	翌日白石御留候間	石母田』 565 号	
白石 白石市	自有	七	(寛永13年12 月9日か)	16361209	「御肴の覚写」	石母田家文書	九日 白石江遣申候御 肴之覚	[石母田』 566 号	
白石 白石市	自自	上	(年未詳) 7月7日		「伊達晴宗書状写」	千葉文書	自石口へ会越馬相馬境 可為行覚悟候	[草] 560 号	

								永正 11 年(1514) 成立				
2953 号	256 頁	1129 号	1265 号	1213 号	補遺 49 号	補遺 49 号	536号	余目家文書 永 成	1038 号	[南東』1050号	1051 号	1042 号
『仙伊』 2953	[福] 25	[南東]	「南東」	『南東』1213	[仙伊]	[仙伊]	「南東」	[仙中] 16 号	「南東」	「南東」	「南東」	『南東』 1042
明日白石へ之ともを申 付候へとも	仍植宗白石留守中候上,小官生へ被相動, 一戦候而被失利	今月十七日、顕信卿没 落三沢城、引籠小手保 大波城之間	名取郡北南赤石本関所 事	同十八日、一名坂城追 落畢	今泉 りうさい	いもさわ 与七郎	可致警固岩切城也	ある時、畠山殿、宮城 之内岩切二たちこもり 給ふ二	岩切·新田両城之間、 連日合戦最中也	府中馳参、岩切城搦手 太田口令警团、同二月 十二日、自大仏南脇貴 上、城内切入	府中馳参、岩切城搦手 大田口令警团、同二月 十二日、自大仏南脇壁 岸、責上城内、切入畠 山殿御庫	今日十二日、岩切城寄 懸て合戦し、被追落了
青木家文書	秋田藩家蔵文書弐拾 八	磐城相馬文書	陸前名取熊野神社文 書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	正楽寺文書	正楽寺文書	石水博物館所藏佐藤 文書	余目家文書	磐城飯野文書	東北大学 日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所藏鬼柳文書	結城古文書写有造館 本坤
[伊達政宗消息]	「岩城重隆書状」	[吉良貞家軍勢催 促状]	「吉良貞経寄進状」	「和賀義綱代某軍 忠状」	[伊達政宗黒印状]	「伊達政宗黒印状」	「石塔義房軍勢催 促状]	「奥州余目記録」	[吉良貞家軍勢催 促状]	「和質義光軍忠状」	「和賀義勝代野田 盛綱軍忠状」	「結城顕朝書状写」
		13520318	13530715	13530100	16050926	16050926	13410113	13510000	13510128	13510200	13510200	13510212
(元和後半から 寛永初期) 21日	(年未詳) 10 月 16 日	正平7年3月18 日	文和2年7月15 日	文和2年1月日	慶長10年9月 26日	慶長10年9月 26日	暦応4年1月13 日	(観応2年)	観応2年1月28 日	(観応2年) 2月日	(観応2年) 2月日	(観応2年) 2月12日
白石市	白石市	白石市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市
白石	自石	三沢	赤石	一名坂	今泉	华沢	岩切	岩均	岩切	岩句	岩沟	岩切
84-58	84-59	85	98	87	88	68	90-1	90-2	90-3	90-4	90-5	9-06

		永正 11 年(1514) 成立	岩切城下町関係	「其の地」= 留守景 宗の居所 = 岩切か	「当地」= 岩切か	[其地]=岩切	岩切城関係か						
『南東』1044 号	[南東』1061号	[仙中] 余目家文書 16号	『仙中』留守家文書 101・102号	[梁] 563 頁	『仙中』編年316号	『仙中』余目家文書 13 号	『仙中』余目家文書 15号	『南東』1179 号	『南東』1201号	『南東』1213 号	『南東』1214号	『仙中』編年316号	『仙中』編年 334 号。 『伊』 171 号
岩切城没落事、先立申 候畢、留守城去夜又落 候	馳□府中岩切城搦手太 田口、令警固	我か城高森へ申越…高 森二五木田入道といふ 者有て	高のこう町在家	自此地若其地孰乎其着 手処	見馳入於当地	仍六郎其地江下向二付 而	五百地 東光寺	及同山村之向陳於曽沼城、野田七郎太郎令警 固	山村·小曽沼以下凶徒 対治事	今年文和二正月十日、 宫城郡小曽沼城…小□ 沼城令没落	今月十日為宫城郡獺沼城御 对治…同十八日夜、彼城依令没落	一、北目興越子細有条 条	将亦先度於于北目、大 町宮内少輔殿淵底之趣
東北大学日本史研究 室保管白河文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	余目家文書	留守家文書	『伊達正統世次考』巻 之九上	『伊達正統世次考』九 下	余目家文書	余目家文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	『伊達正統世次考』九 下	伊達家文書
「結城顕朝書状」	「和賀義勝代野田 盛綱着到状」	「奥州余目記録」	「留守分限帳」	「伊達晴宗書状取 意文」	「留守景宗書状取 意文」	[伊達輝宗書状]	[天正十八年岩切 居城知行調]	「和質義綱着到状」	[吉良貞経軍勢催 促状]	「和賀義綱代某軍 忠状」	「和賀義綱代野田 六郎左衛門尉着到 状」	「留守景宗書状取 意文」	「高城宗綱書状写」
13510213	13510300	14500000	15400000	15450626	15480118	15700620	15900904	13520900	13521215	13530100	13530100	15480118	15700602
(観応2年) 2月13日	観応2年3月日	(室町期)	天文年間	(天文14年) 6月26日	(天文17年) 1月18日	(永禄13年カ) 6月20日	天正 18年9月4 日	観応3年9月日	文和1年12月 15日	文和2年1月日	文和2年1月日	(天文17年) 1月18日	(永禄後期~元 亀1年) 6月2日
仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙合市	仙合市	仙台市	仙合市
岩切	岩切	岩沟	岩切	岩切	岩切	岩切	岩切	小曽沼	小曽沼	小曽沼	小曽沼	뭐	Ή
2-06	8-06	6-06	90-10	90-11	90-12	90-13	90-14	91-1	91-2	91-3	91-4	92-1	92-2

											「此地」=北目城		永正 11 年(1514) 成立
『仙中』編年 407 号	『仙伊』 118 号	『仙伊』 188 号	[仙伊』189号	『仙伊』 208 号	『仙伊』 209 号	『仙伊』214号	『仙中』編年 553 号。 『伊』 622 号	『仙伊』補遺 190 号	『仙伊』 864 号	『仙伊』補遺 193 号	『仙伊』 1065 号	『仙中』編年 385 号	『仙中』余目家文書 16号
乍去北目栗野方引級之 由候之条	堀江・北目ヲ内□□為 □移、其上従北目も無 何事…菟角北目辺ニも …従北目者	先々北目迄可被打越候	先々北目迄可被打越候	又者、北目·岩沼へ、 自是万端加下知候条	北目へ被打越、大膳亮 談合を以	先立、北目警固之儀… 北目警固不入之由	最前者北目と申仁、可 被相越由候つる	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら ミや	然者其地之普請ニ付而 …併其地まで代官をも 越候而、普請取改條得 共	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	山かたより日かけに、 唯此地まで御越候	又北目と高館間の事 も、加下知候間	去間南部勢けはい坂ま てをしてのほる間
堀江文書	登米懷古館所藏登米 伊達家文書	桑折文書	[月]莊記] 三	所蔵者不明	桑折文書	桑折文書	伊達家文書	『松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書』	遠藤 (廣) 家文書	半澤家文書	留守家文書	遠藤 (一雄) 家文書	余目家文書
「最上義光書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「大谷吉継書状」	「伊達政宗黒印状 写」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	「伊達輝宗黒印状」	[奥州余目記録]
15870511	15870628	15880209	15880209	15880301	15880301	15880306	15900922	15910703	15911113	月 11 15960911	16000915		13540000
(天正 15年) 5月11日	(天正 15 年) 6 月 28 日	(天正 16年) 2月9日	(天正 16年) 2月9日	(天正16年) 3月1日	(天正 16 年) 3 月 1 日	(天正 16 年) 3 月 6 日	(天正 18年) 9月22日	(天正19年) 7月3日	(天正 19年) 11 月 13 日	文禄 5年9月11 日	(慶長5年) 9月15日	(年未詳) 6月25日	(文和3年力)
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
기는 III	다 기 Ⅲ	기기	기가 III	티기	기다	기기	티기	기기	사 교	다 피	기기	티기	化粧坂
92-3	92-4	92-5	92-6	92-7	92-8	92-9	92-10	92-11	92-12	92-13	92-14	92-15	93

94-1	小泉	仙台市	(天正 15年) 5月11日	15870511	15870511 「最上義光書状」	堀江文書	然者在地被取退候由	『仙中』編年 407 号	「在地」= 堀江の居 所=小泉か
94-2	小泉	仙台市	(天正 15年) 10月9日	15871009	「伊達政宗書状」	小齋俊雄氏所蔵文書	堀抱置候地共、堅固之 意見等	『仙伊』 139 号	小泉か
94-3	小泉	仙台市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	桑折文書	国分·小泉警固二候… 小泉へ差越申義软	『仙伊』 209 号	
94-4	小泉	仙台市	(天正 16年) 3月 10日	15880310	15880310 「伊達政宗書状写」	[引証記] 三	就其地普請ニ…先々難 去所普請可有之候	『仙伊』 219 号	宛所の堀江長門守 の居所=小泉か小 松森か
94-5	小泉	仙台市	(天正 19年) 9月27日	15910927	「伊達政宗書状写」	[引証記] 十六	仍而其元小泉へ被相越 候や	『仙伊』861号	
94-6	小泉	仙台市	(天正 20 年) 1月7日	15920107	「伊達政宗書状写」		当地小いつミニと、まり候	『仙伊』905号	
94-7	小泉	仙台市	(年未詳) 3月24日		「伊達輝宗書状」	伊達家文書	仍今月廿七日小泉へ動 をなし候	『伊』 285 号	
95-1	虚空蔵	仙台市	観応2年2月日	13510200	「和賀義光軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	次同十四日宫城郡虚空 蔵楯・・・彼城馳向	『南東』1050号	
95-2	虚空蔵	仙台市	観応2年2月日	13510200	「和賀義勝代野田 盛綱軍忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同十四日、宮城郡虚空 蔵城 · · · 彼城馳向	『南東』1051号	
95-3	虚空蔵	仙台市	観応2年3月日	13510300	「和賀義勝代野田 盛綱着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	同十四日、虚空蔵御対 治之時	『南東』1061 号	
96-1	国分	仙台市	(大永年間カ) 12月26日	15211226	「伊達稙宗書 第文」	[伊達正統世次考』巻 之八下	然将再遣使者於国分… 謂国分通路截断至于急 難焉	『石』 244 号。 『梁』 543 頁	小泉か
96-2	国分	仙台市	(天文6年) 12月26日	15371226	「伊達稙宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』八 下	然将再遣使者於国分	『仙中』編年 285 号	
8-96	国分	仙台市	(天文11年カ) 11月11日	15421111	「白石実綱書状」	留守家文書	然而国分へ御動、松森 被押詰候由承候	『仙中』留守家文書 40 号	
96-4	国分	仙台市	(天文12年) 5月2日	15430502	[伊達晴宗書状取 意文]	『伊達正統世次考』九 上	以見打越于国分	『仙中』編年 293 号	
5-96	国分	仙台市	(天文12年) 5月2日	15430502	[伊達晴宗書狀取 意文]	[伊達正統世次考』 巻 之九上	以見打越于国分、可謂 案外至極矣	[古』308号。[石』 262号。『梁』551頁	小泉か

						{ h	ł As	{ h		₹ħ,	<i>፤ አ</i> ን		
						小泉か	小泉か	小泉か		小泉か	小泉か		
』編年325号	』編年 329 号	』編年375号	』編年378号	』編年377号	』編年395号	[仙伊』3600 号	』補遺 190 号	』847号	866 분	『仙伊』補遺 193 号	『仙伊』 1105 号	』編年338号	』編年339号
【仙中】	【仲叫】	【仙中】	【仙中】	【仙中】	【仙中】		[仙伊]	【仙伊】	[伊]			[伽中]	[4世]
今度従国分攻来候	夫ヨリ国分マテ路次中 相違ナク送リヲ添ヘ	マツ々々コクフンニヌ シナク候へハ	鬼庭周防良直ヲ国分へ 差下サレ…公ノ御代官 ニ国分へ差越サルヘキ 由	今度国分為代官、九郎 殿差越申候付而	依之従天童国分ニ伝御 助勢被頼入候之処	今日十九、国分之地へ 着馬候条	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら ミや	せめてこくふんかしろいしへんまても	国分邊か白石まて、可 被成御出候	中新田 黒河 松森国分 北田 まし田宮沢 四保 大河原以上	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以 上	国分より翔落之加藤次 郎ヲとらい…国分へも をし付	国分おさへとして、飯 土井之者共二十人
大島正隆採訪文書	『性山公治家記録』一	茂庭家記錄良直君記 録	『性山公治家記録』三	慈光明院所蔵文書	砂金文書	[奥羽史学会会報』第 壱号	『松岡本系支流並御先 祖軍功勤功覚書』	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	伊達家文書	半澤家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	大島正隆採訪文書	大島正隆採訪文書
「留守景宗宛行状 大島正隆採訪文書写]	[伊達輝宗書状取 意文]	[伊達輝宗書状写]	[伊達輝宗書状取 意文]	「伊達輝宗判物」	「中山光広書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗黒印状 写」	「伊達政宗書状」	「浅野長吉書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「留守政景感状写」	「留守政景感状写」
7 15600307	15650512	15771115	15771115	15771219	15840513	15910619	15910703	15910713	15919715	15960911	16010110		
永禄3年3月7 日	(永禄8年) 5月12日	(天正5年) 11月15日	(天正5年) 11月15日	天正5年12月 19日	(天正12年カ) 5月13日	(天正19年) 6月19日	(天正 19 年) 7月3日	(天正19年) 7月13日	(天正19年) 7月15日	文禄 5 年 9 月 11 日	慶長6年1月10 日	(年未詳) 8月2日	(年未詳) 8月7日
仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙合市	仙合市	仙台市
国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分	国分
9-96	<i>L</i> -96	8-96	6-96	96-10	96-11	96-12	96-13	96-14	96-15	96-16	96-17	96-18	61-96

						要検討		仙台城か若林城と 関係か				
[南東』1254号	[仙中] 編年 265 号	『仙伊』3536号。123号	[仙伊] 2404 号	[石』244 号。[梁』 543 頁	『仙伊』139号	[岩中] 下、173 号	『仙伊』1094号	[仙伊』 3829 号	[仙伊』1133 号	[仙伊』1137号	『仙伊』 1142 号	『仙伊』 1155 号
馳向于小鶴、懸先	今度国分勢小鶴於戦場	此度自国分相除候者荷物、境野へ被取候付而	但 御城御昨事ニ付而、間渡候竹ニ入御用也	今度義宗為合力、各々 入于千代	国千台~堀打入, 結句 其外数ヶ所一味之由	仙台御用鉄可被相納候	一爰元居城ノ事	心安くう~の丸衆しゃ うはんにめしよせ…又 た而町之者共にて候は んや…うへの丸衆よく 像へく候	去十四日、比地仙台へ相移甲條、誠陣屋之躰、本丸之壁さへつけ不申條・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	爰元ふ請、別而申付候 事も無之候へ共	町之掟 一町屋敷一間 に付て	仙台 増田 岩沼
東京大学文学部所蔵 結城白川文書	大島正隆採訪文書	秋保家文書	佐藤(重雄)家文書	『伊達正統世次考』巻 之八下	小齋俊雄氏所蔵文書	大籠首藤文書		「伝記史料」	大阪城天守閣所蔵文書	[月]証記] 二十一	『仙臺市史』所収文書	永沢家文書
13530500 「石川兼光軍忠状」	「留守景宗宛行状 写]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗黒印状]	「伊達稙宗書状取 意文」	「伊達政宗書状」	[川村孫兵衛宿送 判紙写]	「伊達政宗覚書写」	「伊達政宗消息」	16010418 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗掟書写」	[伊達政宗伝馬黒 印状]
13530500	15060407	15870719	1623808	15211226	15871009	16000205	16001019	16010008	16010418	16010508	16010603	16010811
文和2年5月日	永正3年4月7 日	(天正 15年) 7月19日	元和9年8月8 日	(大永年間カ) 12月26日	(天正 15年) 10月9日	慶長5年2月5 日	(慶長5年) 10月19日	(慶長6年から 元和4年カ) 8日	(慶長6年) 4月18日	(慶長6年) 5月8日	(慶長6年) 6月3日	慶長6年8月11 日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市
小鶴	小鶴	境野	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台
97-1	97-2	86	99-1	99-2	99-3	99-4	8-66	9-66	7-66	8-66	6-66	99-10

	号 要検討	2号 要検討	212	nia di	4 90	き 茂庭綱元の居所	11.1	子 仙台築城関係か	子 仙台城関係か	- 加台城関係か	9号 (山台城下の柳町か	号 仙台城関係か	号 仙台城下町の町奉 行宛て	子 仙台城下町の東昌
『仙伊』 1172 号	[岩戦] 2、151	[岩戦] 2、152	[仙伊』1179号	[仙伊』 1182 号	[仙伊] 補遺 306 号	[仙伊』 1194 号	[仙伊』 1208 号	『仙伊』 1209 号	[仙伊』1217号	『仙伊』 3694 号	『仙伊』補遺 49	『仙伊』 3686 号	『仙伊』 1245 長	『仙伊』 1246 号
仙台留守居衆江申付條 …仙台城辺見物有度様 二被申候者	荒鉄千三百貫目、仙台 御城御用鉄	仙台御城御用鉄五万貫 目	仙台之御普請ニ付而	仙台茂庭主水家をあけ させ候而	せんたいおうへニめし つかひ候つると申ねう ほうしゆ	一其元へ下向之事、相 立候ハ、	当城仙台移徙付而、態 使礼	から竹五百本…支倉之 御かりやこきのかミへ 被下候也	山の上の下やしき、ちかい様へ共、下にて一段ひろく	番衆一日一夜宛可仕候 …当番頭衆へ申談	やなき町 とうくわん	詰衆共当番之時さへ に、番如在仕候	御町奉行并御町之者共 二被仰付候御掟写	御町奉行并御町之者共
「伊達政宗書状写」 [治家記録』二十一 	大籠首藤文書	大籠首藤文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	[5]証記] 二十一	鈴木俊輔氏所蔵文書	戸村正昭氏所蔵文書	[月]証言] 二十一	佐藤 (重雄) 家文書	弥生美術館所蔵文書	蟻坂家文書	正楽寺文書	仙台市博物館所蔵濱 田家文書		1911年記111十一
	「荒鉄要請状」	「吹出鉄要請状」	「伊達政宗黒印状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗消息」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗黒印状]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書付」	「伊達政宗黒印状」	「伊達政宗書付」	「伊達政宗掟書写」	[伊達政宗掟書写]
16011023	16020113	16020121	16020304	16020514	16020917	16021026	16040606	16040622	16041013	16050000	16050926	16051012	16060505	16060505
(慶長6年) 10月23日	慶長7年1月13 日	慶長7年1月21 日	慶長7年3月4 日	(慶長7年) 5月14日	(慶長7年) 9月17日	(慶長7年) 10月26日	(慶長9年) 6月6日	慶長9年6月22 日	(慶長9年) 10月13日	(慶長10年代カ)	慶長10年9月 26日	(慶長10年代カ) 10月12日	慶長 11 年 5 月 5 日	慶長 11 年 5 月 5
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
仙台	中中	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台
99-11	99-12	99-13	99-14	99-15	99-16	99-17	99-18	99-19	99-20	99-21	99-22	99-23	99-24	99-25

# 仙台城下町の南町・大町一二丁目宛て	; 仙台城下町の大町 一二丁目宛て	mls.			-1-	-1-	- 加台城下町関係		-1-	- 加台城下町関係	- 加台城下町関係か	4 仙台城下町関係か	
『仙伊』 1247 号] 1248 号] 1285 号	7号	[仙伊』 1771 号] 1772 号	『仙伊』 1832 号] 1834 号] 1835 号	『仙伊』 1836 号] 1838 号	[仙伊』 1844 号	『仙伊』 1846 号	『仙伊』 1293 号
『仙伊』	【仙伊】	『仙伊』	「仙近」		【仙伊』		【仙伊】	【仙伊』	「仙伊」	[仙伊]		「仙伊	『仙伊』
御町奉行并御町之者共 二被仰付候御掟写	大町壱弐丁目江被下置 候 御墨印	仙台ゟ高城迄上下	たきさはの杉、仙台大 橋才木に十五本	それハしろよりほかに てハ…しろのぶたいに でなりと	いそき城へのほり候へ く候	其時、此城のおくに少 のくつろき所候	于今町中へ鱈不出候由 申候	明日登城候ハハ、ちき に可申候	城分被申付候とて	少々町中もぞうさにて も候	仍而今夕よし松屋敷に て	町中へもきひしくあつ け候へく候…其外ハ町 中へあつけ候へく候	白石より酒取客候間、 いく度も仙台へ此はん にて…中田 仙台迄也
[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [米川家文書	須江家文書	昭和四年『仙台市史 一』	菅野郁男氏所蔵文書	所蔵者不明	所蔵者不明	仙台市博物館所蔵文 書	松島福松氏所蔵文書	所蔵者不明	高森英信氏所蔵文書	高橋雄幸氏所蔵文書	個人藏	仙台市博物館所藏片 倉家文書
月 5 16060505 「伊達政宗掟書写」 [[月]証記]	「伊達政宗掟書写」	「伊達政宗伝馬黒 印状写」	[川島宗泰代物渡 状]	[伊達政宗消息]	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗消息]	[伊達政宗伝馬黒 印状]
16060505	16060505	16080804	16090824	16100000	16100000	16100012	16100013	16100013	16100013	16100015	16100021	16100024	16100115
慶長 11 年 5 月 5 日	慶長 11 年 5 月 5 日	慶長13年8月4 日	慶長14年8月 24日	(慶長半ばカ)	(慶長半ばカ)	(慶長10年代カ) 12 日	(慶長10年代カ) 13 日	(慶長10年代カ) 13日	(慶長10年代カ) 13日	(慶長10年代カ) 15日	(慶長10年代後 半カ)21日	(慶長10年代カ) 24 日	慶長15年1月 15日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙合市
仙台	仙台	仙台	仙台	仙合	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙合	仙台
99-56	99-27	99-28	99-29	99-30	99-31	99-32	99-33	99-34	99-35	96-36	99-37	99-38	99-39

99-40	仙台	仙台市	慶長15年閏2 月20日	161000220	関 2 161000220 「伊達氏奉行申渡 状写」	伊達氏史料ーノバ (仙台市所蔵)	二日町はたごや仕付而 …御日町…物の御町ない。	[仙臺市史] 第8卷 249号	
99-41	仙台	仙台市	(慶長15年カ) 4月6日	16100406	16100406 「伊達政宗書状」	千葉家文書	今度ほとはら十太夫、 火事いだし□□	『仙伊』1299 号	仙台城下町関係か
99-42	仙台	仙台市	慶長15年6月 12日	16100612	「上遠野勘右衛門 材木渡状」	昭和四年『仙台市史 一』	本よしの内平磯村、ふ とうの御さいもく大小	[仙近]8号	仙台築城関係
99-43	导帅	仙台市	慶長15年7月2 日	16100702	「伊達政宗伝馬黒 印状写カ」	『大東町史料第一集』	仙台よりとうげ迄	『仙伊』3647 号	
99-44	仙台	仙台市	(慶長15年) 10月14日	16101014	「伊達政宗書状」	菊池美香氏所蔵文書	当年虫御暇次第に、其 地へ下向候へく候	[仙伊』1310号	「其地」= 仙台か
99-45	仙台	仙台市	(慶長16年か17年カ) 年カ) 8月1日	16110801	か 17 16110801 「伊達政宗書状」	個人蔵		『仙伊』補遺 7 号	
99-46	仙台	仙台市	(慶長17年か19 年カ) 3月1日	16120301	か 19 16120301 「伊達政宗書状」	所蔵者不明	くハたんニて御振舞申 度候	『仙伊』3670 号	「くハたん」= 花壇
99-47	仙台	仙台市	慶長17年6月1 日	月 1 16120601	[伊達政宗伝馬黒 印状]	半澤家文書	仙台 今中田 増田 岩 沼 舟 迫 大かいら ミや	『仙伊』補遺 206 号	
99-48	中中	仙台市	慶長17年9月 14日	16120914	[伊達政宗伝馬黒 印状]	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	仙台 はらの町 り か 高城 ふかや	『仙伊』 1329 号	
99-49	导帅	仙台市	(慶長17年) 12月28日	16121228	「伊達政宗書状」	井伊達夫氏所蔵文書	せんたい町中といや共 の申上候事	『仙伊』3652 号	
09-66	导帅	仙台市	(慶長18年カ) 3月11日	16130311	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文 書	我等在所仙台に而仕候 筒二候	『仙伊』 1392 号	
99-51	仙台	仙台市	慶長18年6月1 日	16130601	[伊達政宗伝馬黒 印状]	天理図書館所蔵伊達 家文書	仙台ゟゆり上	『仙伊』1461 号	
99-52	仙台	仙台市	(慶長18年カ) 7月10日	16130710	「伊達政宗書状」	千秋文庫所蔵文書	小目当御用に候者、仙 台へ可被下候	『仙伊』1467 号	
99-53	仙台	仙台市	(慶長18年) 7月19日	16130719	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	今日十九日仙台へ参事 二條	『仙伊』3653 号	
99-54	仙台	仙合市	(慶長18年) 11月7日	16131107	[伊達政宗書状]	所蔵者不明	昨夜致帰城	『仙伊』 1484 号	

99-55	仙台	仙台市	(慶長19年)	16140000	16140000 「伊達政宗覚書」	亘理家文書	浜田屋敷・かけゆ屋敷 之事…善助屋敷与備中 立候門間之へい之事	『仙伊』1602 号	
95-66	仙台	仙台市	(慶長19年) 7月10日	16140710	16140710 「伊達政宗書状」	渋谷和邦氏所蔵文書	俄仙台へ下候、当暮ニハ、必々可為参苻候条	[仙伊] 補遺 317 号	
99-57	仙台	仙台市	(慶長19年) 7月25日	16140725	「伊達政宗書状」	傑山寺所蔵文書	廿八日に仙台へ可参候 間、可有其心得候	[仙伊] 補遺 156 号	
85-66	仙台	仙台市	慶長19年9月 10日	16140910	[伊達政宗伝馬黒 印状]	半澤家文書	仙台ら遠島迄	[仙伊] 補遺 207 号	
65-66	仙台	仙台市	慶長19年10月 10日	16141010	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	せんたいらこほうり迄	[仙伊] 補遺 208 号	
09-66	早帅	仙台市	(慶長19年) 11月8日	16141108	「伊達政宗書状」	終照寺所蔵文書	今度大坂之義、在所於 仙台	『仙伊』 1564 号	
99-61	仙台	仙台市	(元和初頃カ)	16150000	「伊達政宗書状」	亘理家文書	先仙台之老共へ…仙台 へ一篇之届もなく候て	『仙伊』 1876 号	
99-65	仙台	仙台市	(慶長末から元 和初頃カ) 13日	16150013	「伊達政宗消息」	亘理文書	明日八時分ら城にて、 そとふるまい候	[仙伊』1871 号	
99-63	仙台	仙台市	慶長20年4月 21日	16150421	「伊達政宗伝馬黒 印状」	青葉城資料展示館所 蔵湯村家文書	仙台らこほり迄	『仙伊』 1643 号	
99-64	中中	仙台市	(慶長20年) 6月2日	16150602	「伊達政宗書状写」	[引証記] 二十五下	早々此方仙台江御下、 まち入候	『仙伊』 1654 号	
99-65	仙台	仙台市	(元和1年) 9月4日	16150904	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文 書	唯今白石へ相着候	『仙伊』 1665 号	
99-66	仙台	仙合市	(元和2年) 2月15日	16160215	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	城へつかハし、中・こせうしやうこをかよ (検) へく候	『仙伊』 1881 号	
<i>L</i> 9-66	导帅	仙台市	元和2年2月21 日	16160221	「伊達政宗伝馬黒 印状写」	東北歷史博物館所蔵 佐藤家文書	仙台ゟ分国中	『仙伊』 1883 号	
89-66	仙台	仙台市	(元和2年) 5月17日	16160517	「伊達政宗書状」	別所広隆氏所蔵文書	此方へ参候而後、以飛 脚も不申候	[仙伊』補遺 349 号	「此方」= 仙台
69-66	仙台	仙台市	(元和2年) 6月2日	16160602	[伊達政宗書状写]	『治家記録』二十六	早々此方仙台江御下待 入候	『仙伊』 1896 号	

3699 号 「当城」= 仙台城	1916 号	1941 등	補遺 321 号	음 926 금	1979 등	1980 号	1983 号 [其地]=仙台か	補遺 322 号	1988 号	』20号	参考 51 号	1992 号	
-	[仙伊]	『仙伊』	『仙伊』	[仙伊』1976	『仙伊』	[仙伊』1980号	『仙伊』	【仙伊』	【仙伊』	【石母田】	[仙伊]	[仙伊]	「日母兄」
去月廿五日に当城へ下 着候	爰元城下之大橋、花壇 之橋落…乍去城之石垣 其外不苦候	当知行、先々城之くらっ人へへく候	其元大橋南ら花壇之橋 近所迄之川岸石垣之事 …城之こせうしやう所 へ用所條而	月今当地白石へ参着 候、明日者仙台へ可為 着城候	先々越前守仙台ニ指置 ニ付而	軈而仙台期帰城之時候	やかてやかて其地へ帰 候て	石見下屋敷おくのいへなとこわし候由・・又二郎屋敷…下屋敷の家ニ…	雨以前に仕廻、令帰城 候	弓之者之子ともつれ仙 台御町に居申候	御見廻トシテ直ニ仙台 へ来ラル	猟 か帰城ニ付而、飛 脚令祝着候	
櫻田助作氏所蔵文書	『治家記録』二十六	亘理文書	中森髙氏所蔵文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	増田文書	登米伊達氏文書	[引証記] 二十七	太陽コレクション所 蔵文書	仙台市博物館所蔵文 書	石母田家文書	『治家記録』三十	引証記] 二十七	乙科田窓中華
16170319 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗黒印状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「小笠原美濃書状 写」	「伊達政宗書状取 意文」	「伊達政宗書状写」	严格作必辨因坐 」
16170319	16170414	16170913	16180312	16180403	16180502	16180505	16180514	16180529	16180707	16180707	16180712	16180728	16190904
(元和3年) 3月19日	(元和3年) 4月14日	元和3年9月13 日	(元和 4 年) 3 月 12 日	(元和4年) 4月3日	元和4年5月2 日	(元和4年カ) 5月5日	(元和4年) 5月14日	(元和4年カ) 5月29日	(元和4年) 7月7日	(元和4年) 7月7日	(元和4年) 7月12日	(元和4年) 7月28日	(中和 4 年)
仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
仙台	仙台	仙台	中中	自合	仙台	仙台	仙台	0.00	仙台	仙台	仙台	仙台	4
99-70 仙台	99-71	99-72	99-73	99-74	99-75	92-66	77-66	82-66	62-66	08-66	99-81	99-82	00-03

『仙伊』 2000 号	[仙伊』3703 号	[仙伊』 2009 号	『仙伊』2076 号	[仙伊] 補遺 119 号	『仙伊』2175号	『仙伊』2195 号	[石母田] 41 号 加台城下町?	[仙伊] 2270号	[仙伊] 2269 号 「留守中」= 仙台	[石母田] 58 号	[仙伊』2271号	[石母田] 61 号 「くわだん」= 花壇 か	
むての外ニ仙台へ罷上 事無用之由…又ハ仙台 御奉行衆江申上	スパ仙台御奉行衆へ申 上	又城下近辺鉄炮之儀免 [ful 候間…仍彼兄鷹城近辺 之林ら出参候	右近屋敷知行以下めし 上候様二、仙台へ可申 遺候	今度火事候町共小屋か「仙け、大町・さかな町者、 是非に、以来、二かい 作に可申付候開…	大町 ク火事 出来、 悉焼 『仙 候由、 不及 是非候	一両日已前令帰城候 [仙	弐丁目四町目へ…通り『石町之きんへんニ	花壇之半右衛門火出候 [M ニ付而、城 分飛脚到来 候間	留守中火之用心、各相 [f/仙 談候而	仙台二相詰申條へ共、 御客台所へ不罷出候		くわだんよりつぎ木可 [石 被下條由被仰出條	H 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
[月]証記] 二十七	須江家文書	[引証記] 二十七	仙台市博物館所蔵青 木家文書	個人藏	[引証記]] 二十八	[引証記] 二十八	石母田家文書	茂庭文書	茂庭文書	石母田家文書	[月] 配記] 二十九上	石母田家文書	
「伊達政宗黒印状 写」	「伊達政宗黒印状」	[伊達政宗書状案]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗書状案」	「伊達政宗書状案」	「関東店売商人申 上書」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「山岡志摩他連署 書状写」	「伊達政宗伝馬印 判状写」	「石母田宗頼書上」	
28 16180828	16180828	16180912	16190920	16200400	16200407	16200711	24 16200824	16210410	16210411	16210501	16210528	16210705	
元和4年8月28 日	元和4年8月28 日	(元和4年) 9月12日	(元和5年カ) 9月20日	(元和6年4月 カ)	(元和6年) 4月7日	(元和6年) 7月11日	元和6年8月24 日	(元和7年カ) 4月10日	(元和7年カ) 4月11日	(元和7年カ) 5月1日	元和7年5月28 日	(元和7年カ) 7月5日	1
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	
中中	仙台	中中	仙台	中中	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	71.77
99-84	69-85	98-66	28-66	88-66	68-66	06-66	99-91	99-92	99-93	99-94	66-66	96-66	0

											仙台城下町か		
『仙伊』 2288 号	[仙伊』2909 号	『仙伊』2334号	[仙伊』2342 号	[仙伊』2347 号	『仙伊』2350号	[仙伊』3751号	[仙伊』2353号	『仙伊』 2356 号	『石母田』90 号参考	[仙伊』2374号	[仙伊』3786 号	[仙伊』2402 号	『仙伊』3750号
あひあひ仙たいらも 度々為申上候	又大町無残焼候由…町 人共色々之方便を以、 如形二階を8作候処二	仙台を沼津へ	仙台諸白も今時分悪成 候	各以相談仙台 6 可申付 候	仙台を藤田迄	仙台へ罷下候而も、む さとしたるはうはいと もと	御ひかしさま、せんの 御屋敷へ、はや御うつ し	但 御城御作事ニ付而 入御用也	当月廿四日之朝御城御 番所にて見付	去年日町ニも可然馬一 切無之候	五十人衆之居候町 6、 新路作候而、道 8 能近 候	但御城御作事ニ付而入 御用也	仙台へ者二日三日比二 可為帰城侯
佐藤秀一氏所蔵文書	茂庭文書	[引証記] 二十九上	茂庭文書	[引証記] 二十九上	東北歷史博物館所蔵 石母田家文書	松本家文書	涌谷伊達家文書	佐藤勘三郎家文書	石母田家文書	[引証記] 二十九下	佐藤久一郎氏所蔵文 書	佐藤勘三郎家文書	亘理伊達家文書
16211006 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗伝馬印 判状写」	「伊達政宗書状」	16220912 「伊達政宗書状写」『引証記』二十九上	「伊達政宗伝馬黒 印状」	「伊達政宗消息」	16221014 「伊達政宗消息」	16230117 「伊達政宗黒印状」 佐藤勘三郎家文書	「與山大学 他連署 申状写」	[伊達政宗書状案]	16230703 「伊達政宗消息」	「伊達政宗黒印状」	「伊達政宗書状」
16211006	16220307	16220820	16220903	16220912	16220925	16220927	16221014	16230117	16230124	16230221	16230703	16230722	16240728
(元和7年) 10月6日	(元和8年か寛 永1年) 3月7日	元和8年8月20 日	(元和8年) 9月3日	(元和8年) 9月12日	元和8年9月25 日	(元和8年か寛 永2年カ) 9月27日	(元和8年) 10月14日	元和9年1月17 日	元和9年1月24 日	(元和9年) 2月21日	(元和末期から 寛永年間) 7月3日	元和9年7月22 日	(寛永1年か4 年カ) 7月28日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
96-66	66-66	99-100 仙台	99-101 仙台	99-102 仙台	99-103 仙台	99-104 仙台	99-105 仙台	99-106 仙台	99-107 仙台	99-108 仙台	99-109 仙台	99-110 仙台	99-111 仙台

		「御城」= 仙台城か	[其元]=仙台			城内の御蔵か					仙台城の御番か		仙台城下の屋敷か
[石母田』160号	『仙伊』 2493 号	『石母田』203 号参考	『仙伊』 2533 号	『仙伊』 2534 号	『仙伊』 2535 号	[石母田] 211 号	『仙伊』2554 号	[石母田] 221 号	『仙伊』3736号	「石母田』243 号	『石母田』246号	[仙伊』2781 号	『石母田』270号
御こめ五十石ゆり上ら 仙台迄参候御用也	仙台ろ東山中	昨日廿七日ニ御城へ被 出候処ニ	其元へ越前守始而下向 候	白石ら仙台へ之通道	道中無事ニ至仙台下着	御米大豆仙台御蔵へ納 申儀罷成間敷候間	にくぶん・なとりハせんだいしろぎハーの 人だいしろぎハー像… 大キキ中ハせんだいへ もちかく	仍仙台御免町他領へう り馬罷通候付而	今日持候て、城へ可参 候	磯崎之内□□仙台ニ召 籠置被申候相返し可申 由	御一家御一族衆御番被 成御免候付而	仙台之奉行共・番頭衆 ニも不申聞	山崎吉左衛門于今屋敷 持不申候付而
石母田家文書	風土記御用書上	石母田家文書	19 莊記] 三十下	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	宮城県図書館所蔵文 書	石母田家文書	亘理家文書	石母田家文書	登米伊達氏文書	石母田家文書	石母田家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	石母田家文書
[仙台藩奉行衆連 署書状写]	「伊達政宗伝馬黒 印状写」	「上田権左衛門書 状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗覚書」	「伊達政宗書状」	「中嶋監物・茂庭 7 周防守連署覚書 写」	「伊達政宗消息」	「與山大学・石母 7 田大膳連署書状 写」	「伊達政宗消息」	「奥山大学·石母 田大膳連署書状 写」	「富田壱岐・中村 日向連署書状写」	4 月 162600403 「伊達政宗法度書 写」	「石母田大膳書状 写」
29 16240829	16241017	16250328	16250523	16250500	16250602	16250701	16251001	16251211	16260006	16260212	16260407	162600403	16260626
寬永1年8月29 日	寛永1年10月 17日	(寛永2年カ) 3月28日	(寛永2年) 5月23日	(寛永2年) 5月吉日	(寛永2年) 6月2日	寛水2年7月1 日	(寛永2年) 10月1日	(寛永2年) 12月11日	(寛永3年カ) 6日	(寛永3年) 2月12日	(寛永3年) 4月7日	寬永3年閏4月 3日	(寛永3年) 6月26日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市
12 仙台	13 仙台	14 仙台	15 仙台	91	17 仙台	18 仙台	61 仙台	20 仙台	21 仙台	22 仙台	23 仙台	24 仙台	25 仙台
99-112	99-113	99-114	99-115	99-116	99-117	99-118	99-119	99-120	99-121	99-122	99-123	99-124	99-125

								「城」= 仙台城か若 林城か					
[石母田』275 号	[石母田] 277 号	『仙伊』2827 号	[仙伊』2828号	『仙伊』2845 号	[仙伊] 補遺 281 号	[石母田] 312 号	[石母田] 315 号	[仙伊』補遺 355 号	[石母田]] 316 号	『仙伊』 2856 号	[仙伊』3006 号	[石母田] 325 号	[仙伊』3043 号
(加台ニおゐておのおの) 『石母田』275 号 (御相談之上	然者花壇之御橋出来申 候由…	廿日比仙台可為着城候	廿日比者到仙台可為下 着候	疾二可為帰城存候処、 昨日其地へ被帰候由	当城近所二隠居屋敷取 立、普請半二御座候	仙台蔵へ納候米ハ…仙台蔵へ約候時ハ…	于今仙台ニ御さ候由申 来候	爰元城之土之事、其外 若狭二申付候	新町…三百町…仙台屋 敷之内ニかくし置申候 由にて候	仙台を藤田迄也	仙台ら駒ケミね迄	御日着御城并千勝様へ 指上申候、折々御西館 様へも指上申候…仙台 …御町	仙台ら次飛脚ニ而
石母田家文書	石母田家文書	登米伊達氏文書	宫城県図書館所蔵文 書	亘理伊達家文書	鴇田克久氏所蔵文書	石母田家文書	石母田家文書	個人蔵	石母田家文書	早稲田大学図書館所蔵文書	新井家文書	石母田家文書	1二十三 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
「上田権左衛門ほか二名連署書状写]	「石母田大騰・中 嶋監物連署書状 写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「米等輸送につい ての定断片」	「長岡丹波書状」	「伊達政宗書状」	[上田権左衛門書 状]	「伊達政宗伝馬黒 印状」	「伊達政宗伝馬黒 印状」	「塩竈浜中諸役御 免願状」	「伊達政宗書状写」
16260711	16260721	16261114	16261114	16270226	16270713	16270716	16270729	16270812	16270826	16270924	Я 26 16280426	16280500	16280820
(寛永3年カ) 7月11日	(寛永3年) 7月21日	(寛永3年) 11月14日	(寛永3年) 11月14日	(寛永4年) 2月26日	(寛永4年) 7月13日	寛永4年7月16 日	(寛永4年力) 7月29日	(寛永4年) 8月12日	(寛永4年カ) 8月26日	寬永4年9月24 日	寛永5年4月26 日	寛永5年5月	(寛永5年) 8月20日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市
99-126 仙台	27 仙台	28 仙台	29 仙台	30 仙台	31 仙台	32 仙台	33 仙台	34 仙台	35 仙台	36 仙台	37 仙台	38 仙台	39 仙台
99-1	99-127	99-128	99-129	99-130	99-131	99-132	99-133	99-134	99-135	99-136	99-137	99-138	99-139

『石母田』329 号	『仙伊』3054 号	『仙伊』3078 号	『仙伊』3080 号	『仙伊』3083 号	『仙伊』3084 号	『仙伊』3085 号	『仙伊』3086号	『仙伊』3129 号	『仙伊』3141 号	『仙伊』3144 号	『石母田』371 号	[石母田] 391 号		『仙伊』3185 号	『仙伊』3202号
仙台之屋敷両所相換… 仙台之屋敷を指上…	仙台ら	竹庵と申薬師妻子、仙 台へ下申候	跡らも仙台へ可有御下 候	十二三日頃、仙台へ可 相着候	此鱈昨日七日暁、仙台 ヲ罷出	無事ニ十二日ニ仙台へ 罷着候	無事ニ、十二日ニ仙台 へ罷着候	当城仙台之花盛候由、 申付而	仙台を気仙□	仙台藤田迄	同五年七月九日仙台… 御城ノ御くろかミしや うじなど	仙台へ可被為相上由御 意候間	当年者仙台若林之おと り於御城御見物被成間	仙台より江戸まで御早 飛脚之路銭	舟丁橋下の石牆の事、 並に橋の造作
石母田家文書	[号 証記] 三十二上	[月]証記] 三十二上	山本家文書	13 証記] 三十二上	19 証記] 三十二上	高橋誠一郎氏所蔵文 書	1二十三 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	覚範寺文書	東北大学附属図書館 所蔵高柳文庫	三浦久志氏所蔵文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	『郷土教育資料我が学 区 第一輯』
「	「伊達政宗伝馬印 判状写」	[伊達政宗書状案]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状案]	[伊達政宗書状案]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状案]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「籠にはいっている者名簿」	「兵助子売るにつ いての状断片」	「高城外記書状写」	16310626 「伊達政宗黒印状」	[伊達政宗書状写]
16280906	16280907	16281031	16281102	16281108	16281108	16281115	16281115	16290323	16290825	16290927	16291010	16300000	16300721	16310626	16310900
(寛永5年カ) 9月6日	寛永5年9月7 日	(寛永5年) 10月晦日	(寛永5年) 11月2日	(寛永5年) 11月8日	(寛永5年) 11月8日	(寛永5年) 11月15日	(寛永5年) 11月 (15日)	(寛永6年) 3月23日	寛永6年8月25 日	寛永6年9月27 日	寛 永6年10月 10日	(寛永7年カ)	(寛永7年カ) 7月21日	寛永8年6月26 日	(寛永8年9月 頃)
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
99-140 仙台	99-141 仙台	99-142 仙台	99-143 仙台	99-144 仙台	99-145 仙台	99-146 仙台	99-147 仙台	99-148 仙台	99-149 仙台	99-150 仙台	99-151 仙台	99-152 仙台	99-153 仙台	99-154 仙台	99-155 伽台

		计域			熊						鮔	
		「山之根」= 仙台城			仙台城下町の 町?						仙台城関係か、 内全体か	
『仙伊』3206 号	『石母田』418 号	[仙伊』参考 90 号	『仙伊』 3244 号	[石母田] 441 号	[石母田』442 号	『石母田』 437 号	『石母田』 439 号	「石母田』444号	『石母田』446 号	『仙伊』3514 号	[石母田] 448 号	『仙伊』 3244 号
仙 台 ニ 而 棚 売 仕 候ハ、、不寄御国商人・他国商人、大町通二面	仙台御城御本丸御門番 之次第	山之根御 普請之儀、 御下向之上、可被 仰 付候事	仙台南町 桜井次郎兵衛 同町… 大町二丁目	仙台若林助言拾人可申 付候	あら町検断御役之御目 安…御町中之…	仙台若林両所二…北目町…今柳町、袋町、北荒町…	上下屋之事仙台若林両 所二斗候而…仙台若林 二ヶ所…	以来重而於仙台ニかう もん仕候	白石大河原岩沼仙台ニ 御宿一ヶ所ニ三ツ宛造 作仕候	せんきく事、仙台 城 見たかり候…かしらを そへ、城近候間	居館不及申家中前并町 内共二火の用心…	仙台ゟ米谷迄
[号]証記] 三十三	石母田家文書	伊達家文書	[宮城県史2]	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	『仙臺』第三号	石母田家文書	[3]証記] 三十四
16311114 [伊達政宗書状写]	「仙台御城御本丸 御門番の次第」	[伊達政宗申付状 写]	「伊達政宗黒印状」	「上下御役につい て御定」	「人売買について の覚断片」	[仙台町入等申上 	「中嶋監物・佐々 若狭連署書状写」	「石母田大膳・奥 山大学助連署申上 状]	「 茂庭 良綱・奥山 常良連署書状」	[伊達政宗書状]	「目付衆申達状」	「伊達政宗伝馬黒 印状写」
16311114	16320427	16320703	16320813	16320900	16320900	9 16320909	16320928	16321000	16321231	16330029	16330129	16330518
寛永8年11月 14日	寛永9年4月27 日	寛永9年7月3 日	寛永9年8月13 日	(寛永9年9月 カ)	(寛永9年9月 カ)	寛永9年9月9 日	(寛永9年カ) 9月28日	寛永9年10月	(寛永9年カ) 12月晦日	(寛永10年5月 か8月か10月 か同11年2月 カ)29日	(寛永10年カ) 1月29日	寛永10年5月 18日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
99-156 仙台	157 仙台	158 仙台	99-159 仙台	160 仙台	161 仙台	162 仙台	163 仙台	164 仙台	165 仙台	66 仙台	167 仙台	168 仙台
66	99-157	99-158	99-7	99-160	99-161	99-162	99-163	99-164	99-165	99-166	99-167	99-168

						\$		\$	\$	仙台城下町か			
						仙台城か		仙台城か	仙台城か	仙台城			
『石母田』454号	『続仙台藩重臣 石母 田家文書』23 号	『仙伊』補遺 37 号	『仙伊』3290 号	[仙伊』3285 号	[石母田』486 号	『石母田』509号	『仙伊』3326 号	[石母田』520号	『石母田』 526 号	『続仙台藩重臣 石母 田家文書』25号	[石母田』574号	『仙伊』3384 号	『伊』1256 号
我等子仁蔵国分町梅津 二郎左衛門所へ	仙台二相詰候様二…仙 台二罷在衆二候間	従仙台、朝者大義ニ存 候間、昼に御越候へと 可申候	西たてることハり二付而…仙台二屋敷を持…仙台不断居申衆五六人も	扱々、不慮之火事出来、 無是非候	御当番之時御番組衆… 若林御番衆ハ仙台火事 在之共	御城御番之儀…御町奉 行両人へ	仙台より黒川へ	御登城も無御座候…当番衆…当御番衆重而又 御番	御国御番衆三貴…御役 御番共二	御町奉行衆被仰家屋敷 とも不被召上候者	仙台へ移候、聟清吉を 若林ニ指置候所	今朝茂庭了庵所へ出候 て…仙台辺へ者…只今 仙台辺へ出申候	虎之間御国御番…中之 間御国御番…
石母田家文書	石母田家文書	小野寺正彦氏所蔵文 書	茂庭文書	亘理伊達家文書	石母田家文書	石母田家文書	『伝記史料』	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	所蔵者不明	伊達家文書
「与助申状」	「某状断片」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗消息]	「伊達政宗書状」	「火事に付いての 覚」	「勤務についての 定条々」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「瀬上景純書状」	「藩士に課せられ た役についての 覚」	「某状断片」	「某状断片」	[伊達政宗消息]	「伊達氏江戸仙台 当番人数書」
16330825	16330900	16331015	16340200	16340224	16340228	163400705	16341007	16350506	16351011	16351200	16360000	16360419	16360827
(寛永 10 年 8 月 25 日)	(寛永 10年9月 カ)	(寛永 10 から 12 年カ) 10月 15日	(寛永11年2月· 3月)	(寛永11年2月) 24日	(寛永11年カ) 2月28日	(寛永11年カ) 閏7月5日	寛永11年10月 7日	(寛永12年为) 5月6日	(寛永12年カ) 10月11日	(寛永12年12 月カ)	(寛永13年カ)	(寛永13年4月) 19日	(寛永13年) 8月27日
仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
99-169 仙台	0 仙台	1 仙台	2 仙台	3 仙台	4 仙台	5 仙台	9 仙台	99-177 仙台	8 仙台	99-179 仙台	0 仙台	1 仙台	2 仙台
99-16	99-170	99-171	99-172	99-173	99-174	99-175	99-176	99-17	99-178	99-17	99-180	99-181	99-182

15 年 1 16361005 「石母田大脚順株 石母田家文書 加合陸敷削之ため二後 「石母田」558 号 11 16361106 「伊達忠宗伝馬元 伊達家文書 一位台域都、夜縣日帳 [[伊] 1259 号 11 16361120 「伊達忠宗書出写」 伊達家文書 一位台域都、夜縣日帳 [[伊] 1250 号 12 15 16370205 「加台藩奉行衆書 石母田家文書 一位台域都、夜縣日帳 [[伊] 1260 号 12 16370205 「加台藩奉行衆書 石母田家文書 一位台域都、夜縣日帳 [[伊] 1260 号 12 16370205 「加台藩奉行衆書 石母田家文書 12 16370205 「加台澤奉行衆書 石母田家文書 12 16370205 「加台奉奉行衆書 石母田家文書 12 16370205 「加台奉奉行衆書 石母田家文書 12 16370205 「「本書天書」 「本日本民」 「本年大」 「本年日」 「本書文書 「本書文書 「本日」 「本書人」 「本年一」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「本書、「本日」 「「本年」 「日本、「本日」 「「本年」 「日本・「本年」 「「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「日本・「本年」 「「日本・「本年」 「日本・「本年」 「「日本・「本年」 「「本年」」 「日本・「本年」 「「日本・「本年」 「「本年」」 「日本・「本年」 「「本年」」 「日本・「本年」 「「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「本年」」 「「日本・「中本・「本年」」 「「日本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中本・「中
1月 16361005 「石母田大勝順状 石母田家文書 間合意 原籍
16361005 「石母田大膳願状 石母田家文書 5] 1月 16361116 「伊達忠宗伝馬定 伊達家文書 書写」 1月 16361120 「仲達忠宗書出写」 伊達家文書 状写」 2月 16361209 「仙台藩奉行衆書 石母田家文書 大事についての 石母田家文書 の状写断片」 7月 16370228 「火事についての 石母田家文書 の状写断片」 7月 16370228 「水野大ラ」 7月 16370228 「小母政一書状」 伊達家文書 1637022 「小堀政一書状」 伊達家文書 16371212 「小堀政一書状」 伊達家文書 16371212 「仙台藩奉行衆連 石母田家文書 16371212 「一村一城御所的次 伊達家文書 第書」 18 16380313 「伊達忠宗書田写」 伊達家文書 書写」 19 16380316 「伊達忠宗書田写」 伊達家文書 書写」
(1) 16361005 1) 16361116 1) 月 16361120 2) 2 月 16370205 2) 月 16370205 1 16370205 1 16370205 日 16370205 日 16370205 日 16370205 日 16370318 日 16380318 3) 月 16380316 4 日 16380421
(1) 16361005 1 月 16361120 1 月 16361209 1 2 16370205 2 月 16370208 関 3 163700328 関 3 163700328 日 16370212 16371212 日 16371212 日 16371212 日 16371212 日 16380316 3 月 16380316
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(意永13年7 10月5日 10月5日 16日 16日 20日 20日 (寛永13年1 20日 (寛永14年 月5日 月5日 (寛永14年 (寛永14年) (寛永14年) (寛永14年) (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 (寛永14年) 12月2日 13月2日 13日 13日 13日
99-183 (마수 99-184 (마수 99-184 (마수 99-187 (마수 99-187 (마수 99-189 (마수 99-190 (마수 99-190 (마수 99-191 (마수 99-194 (마수 99-195 (마수

											仙台城か	仙台城か
[伊』1277 号	『仙台市史』 特別編 7 城館 46 号。 『仙臺市 史』 第 8 巻 274 号	[伊』1278 号	『仙台市史』特別編7 城館 49 号。	『仙台市史』特別編7城館 57 号。	[伊』1280 号	『仙台市史』特別編 7 城館 13 号。『仙臺市 史』第 9 巻 529 号	『伊』1291 号	【石母田』672 号	伊』1244 号	『仙伊』2951号		[仙伊』3524 号 1
内々被成 御意候御二 丸之義…御屋敷たて被 成候地形之通…	仙台城山下二被致屋敷 構作事有之度之由 5	今度 御二九地割為仕	当年ハ其地二ノ丸普請 彼是用所共ニ有之事ニ す 候間…	御二ノ丸之御普請彼是 当年ハ御事多ニ候間… 1	御所的十人なから外な く候	先年仙台 御城之御り ね(望楼カ) 御普請ニ サ 付…	五日二一度宛城へ可被 出事…仙台町中夜道相 停候…仙台城番…	中御屋敷御番衆被指置 候御長屋被申候付…	飲燕子仙台…仙台初見 五城楼之句…徳自仙台 城裡新	于今城に逗留之由、一 段尤二候	たとへ奥かたニおり候 共…おもてのおうしや 番…両番共二可懸御目 廃	大はん・こはんしゆ、 『 なかいの一人
伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	鴇田家文書	忠宗君記録引証記二	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	石母田家文書	伊達家文書	亘理伊達家文書	亘理家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書
「伊達氏江戸詰奉 行カ書状案」	[江戸幕府老中奉書]	[伊達氏江戸詰奉 行連署状案]	[伊達忠宗書状]	「古内重広書状写」	[仙台城御所的覚 書]	[田町之者共願状 写]	「伊達忠宗書出」	[仙台藩奉行衆連 署書状]	[伊達政宗以下詩歌文章]	「伊達政宗消息」	「伊達政宗覚書」	「伊達政宗消息写」
7 月 16380700	16380716	16380818	16380910	16380910	16390108	16410826	16420413	16430000				
(寛永 15年7月 カ)	寛永15年7月 16日	(寛永15年) 8 月18日	寛永15年9月 10日	寬永15年9月 10日	寛永16年1月8 日	寛 永 18 年 8 月 26 日	寛永19年4月 13日	(寛永20年カ)	(寛永年間)	(年月未詳) 21 日	(年月日未詳)	(年月日未詳)
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
仙台	中中	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台	仙台
99-198 仙台	99-199	99-200	99-201	99-202	99-203	99-204	99-205	99-206	99-207	99-208	99-209	99-210

i I	(年未詳) 7月29日	[伊達政宗書状写]	高成田文書	比城に茶のゆあるへく 廃	『仙伊』3789 号	「此城」= 仙台城か 若林城か
	(年月未詳) 2 日	[伊達政宗消息]	宮城県図書館所蔵小 西文庫	明朝五前 6登城仕候へ と、可申付候	『仙伊』3805号	「登城」= 仙台城か 若林城か
仙台市	(年月未詳) 6 日	「伊達政宗書付」	[伝記史料]	唯今早々城へ居参候へ と、可申遣候也	『仙伊』3822 号	「城」= 仙台城か若 林城か
仙台市	(年月未詳) 15 日	[伊達政宗消息]	櫻田助作氏所蔵文書	けふハ御しろさまへ も、あかり不申候	『仙伊』3856 号	「しろ」= 城=仙台 城か若林城か
仙台市	(年月未詳) 18 日	「伊達政宗消息」	石卷市雄勝硯伝統 業会館所蔵文書	小性へやへ立より申候 ヘハ、有人不形義なる 躰	『仙伊』3863 号	仙台城か若林城関 係か
仙台市	(年月未詳) 20 日	「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵文書	下やしきこさや〈魚 て、くれてかへり 余 ま、	『仙伊』3870 号	仙台城か若林城関 係か
仙台市	(年月未詳) 20 日	「伊達政宗消息」	青葉城資料展示館所 藏湯村家文書	今月者城ら右近所へ方 も悪候間、先々可相延 候	『仙伊』3871 号	
仙台市	(年月未詳) 22 日	[伊達政宗消息]	福島美術館所蔵文書	明朝、鶴共鳥屋若鷹、 無残城へすへ罷出候へ と	『仙伊』3879 号	仙台城か若林城か
仙台市	(年月未詳) 24 日	「伊達政宗消息」	高屋家文書	下屋敷ニ居候娘…下屋 敷下々にて以之外咳気	『仙伊』3886 号	仙台城か
仙台市	(年月未詳) 26 日	「伊達政宗消息」	所蔵者不明	城合ハ日々之様ニ便宜 候条	『仙伊』3889 号	仙台城か若林城か
仙台市	(年月未詳) 26 日	「伊達政宗消息」	[伝記史料]	それまてハ、城へ出候 事、無用ニ候	『仙伊』3890号	仙台城か若林城か
仙台市	(年月日未詳)	[伊達政宗消息]	高屋家文書	下屋敷二置條娘之母二 候者、薬先日用條	『仙伊』3901 号	仙台城か
仙台市	(年月日未詳)	「 伊達政宗消息」	[伝記 史料]	此中かみたい所まてめ しあけ…ともすれは下 たい所へとびではねで	『仙伊』 3924 号	仙台城か
仙台市	(年月日未詳)	[伊達政宗消息]	茂庭文書	国分町之内源兵衛と哉 らん申者	『仙伊』3926号	

	「城」= 仙台城か												
『仙伊』3928 号	『仙伊』 3932 号	[仙伊』3939 号	[仙中] 編年 265 号	[仙中] 編年 535 号	『仙伊』補遺 49 号	『仙中』編年352号	[仙中』編年 285 号。 [梁』 543 頁	『仙中』編年384号	『仙伊』1988 号	『仙伊』3544 号。参考 7 号	『仙伊』 1044 号	[仙中] 編年 389 号	『仙伊』補遺 49 号
仙台町之商人共ニ尋候 事	昨日城合七つさかりニ 吉岡へ遺候飛脚さへ	二三日中ニせんへかへ り申へく候…せんたい の屋しきへわたましの よし	国分勇者長命別当備を 打破	国分之勇者長命別当弟 庄谷熊太之助討取候	つほぬま かくしゅん	此度於鶴谷之手柄無比 類候	其註進数到来于富沢	栗野 モ無 兎角 候間、 定 而富沢モ小屋下之事	昨日根之白石へ川猟に 参	扨又野究ノ地、被抱候 哉…第一所々普請専用 候	馬場ノ城ニ可致心付候、自然之時ハ、此城 ニ可打舎候、尤城之普 請以下於在之ハ	仍頃日馬場へ事切候由	ふたつき 帯刀
茂庭文書	仙台市博物館所蔵武 市家文書	[伝記史料]	大島正隆採訪文書	大島正隆採訪文書	正楽寺文書	大島正隆採訪文書	『伊達正統世次考』巻 之八下	[性山公治家記録』 附 録	仙台市博物館所蔵文 書	秋保家文書	[引証記] 十八	秋保家文書	正楽寺文書
「伊達政宗条書」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	「留守景宗宛行状 写」	「留守政景宛行状 写]	「伊達政宗黒印状」	「留守政景宛行状 写」	「伊達稙宗書状取 意文」	「伊達輝宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗黒印状写]	「留守政景書状」	[伊達政宗黒印状]
			15060407	15900710	16050926	15740407	15371226	15730000	16180707	15880511	月 19 15990819		16050926
(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	永正3年4月7 日	天文(正)18年 7月10日	慶長10年9月 26日	天正2年4月7 日	(天文6年) 12月26日	(天正年間カ)	(元和4年) 7月7日	(天正 16年) 5月 11日	慶長4年8月19 日	(年未詳) 10月25日	慶長10年9月 26日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
仙台	仙台	仙台	争	長命	坪沼	(令)	富沢	富沢	根白石	野尻	馬場	馬場	K
99-225 仙台	99-226	99-227	100-1	100-2	101	102	103-1	103-2	104	105	106-1	106-2	107

舞田(副田)	仙台市	天正 14 年 12 月 24 日	15861224	15861224 [留守政景安堵状] 柿沼家文書		まい田之内、たてのゆ いしよ一字	『仙中』柿沼家文書 2 号	
仙台市	1.0	天正16年9月 17日	15880917	「留守政景安堵状」	柿沼家文書	まいたたての在家壱け ん	『仙中』柿沼家文書3 号	
仙台市	1世	(天文6年) 12月26日	15371226	「伊達稙宗書状取 意文」	[伊達正統世次考』 巻 之八下	止其地合戦、要与松森 通用無違	[仙中』編年 285 号。 『梁』 543 頁	
仙台市	 	(天文11年カ) 11月11日	15421111	[白石実綱書状]	留守家文書	然而国分へ御動、松森 被押詰候由承候	『仙中』留守家文書 40 号	
仙台市	 	(天正 15年) 5月 11日	15870511	「留守政景書状」	伊東家文書	近辺懇切之者共引入, 実城計取詰條間,盛重 切腹	[仙中] 編年 406 号	「実城」= 国分盛重 の居城 = 松森か
仙台市	捶	(天正 15年) 12月 16日	15871216	「伊達政宗書状写」	191証記』二	仍松森へ人数籠置候事	[仙伊』163号	
∰ #	仙台市	(天正16年) 2月10日	15880210	[伊達政宗書状]	茂庭文書	直々松森口より雖事切 可及候	[仙伊』190号	
∰	仙台市	(天正16年) 3月1日	15880301	15880301 「伊達政宗書状」	桑折文書	国分・小泉警固ニ候	『仙伊』209号	国分]=松森か
⊕	仙台市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	桑折文書	何様重而松森警固之儀	『仙伊』214号	
∄	仙台市	(天正16年) 4月9日	15880409	「伊達政宗書状」	桑折文書	仍頃日、松森之地在番 二被渡候哉	『仙伊』238号	
Ш ₁	仙台市	(天正 16 年) 5 月 8 日	15880508	15880508 「伊達政宗書状」	石母田文書	扨々松森番之儀、無際 限候得者…松森へ者栗 太・同助太郎定番ニ申 付候	『仙伊』 259 号	
₫	仙台市	文禄5年9月11 日	月 11 15960911	[伊達政宗伝馬黒 印状]	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国 分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺 193 号	
∰.	仙合市	慶長6年1月10 日	Я 10 16010110	[伊達政宗伝馬黒 印状]	天理図書館所蔵伊達 家文書	登米 佐沼 高清水 宫 沢 岩出山 中新田 黒 川 松森 国分 以上	『仙伊』 1105 号	
€	仙台市	慶長10年9月 26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	松森 しやうねん	『仙伊』補遺 49 号	

「城」= 八乙女館か									多質城市か	若林城関係か			
[宮』691号	『南東』1081号	『南東』 1179 号	『南東』1174号	『南東』1189 号	『南東』1201 号	『南東』1213 号	『南東』1214 号	『南東』1254号	『南東』 1044 号	『石母田』 240 号	『伊』1227 号	[伊』905 号	『仙伊』 3738 号
さねさわ城西田 下 弐畝	山村城内人々中	十五日夜、山村凶徒等 出帳之間…及同山村之 向陳於曾沼城、野田七 郎太郎令警固	同十五日夜、山村御敵 当城寄来間	及宫城郡山村宫以下凶 徒、寄来名取郡之時	山村·小曽沼以下凶徒 対治事	同十九日、山村城御発 向之間	同十九日、今供奉山村畢	同十三日、自山村為尻 攻、御敵出帳間、搦手 仁罷向	岩切城没落事、先立申 侯畢、留守城去夜又落 侯	御屋敷地形ひかせ候事	若林宝地、新築玉堤金 府	就仙台屋敷構之儀、以 絵図被仰上候	若林城廻屋敷共、町人 共置候町々…侍共之屋 敷ハ
伊達家文書	東北大学日本史研究 室所蔵朴沢文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室保管白河文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	東北大学日本史研究 室保管白河文書	石母田家文書	伊達家文書	伊達家文書	[伝記史料]
「奥州宮城郡実沢 村田方御検地帳」	「吉良貞家書下」	[和質義網達到状]	「和質義光着到状」	[吉良貞家推拳状 写]	[吉良貞経軍勢催 促状]	「和賀義綱代某軍 忠状」	「和賀義綱代野田 六郎左衛門尉着到 状」	[石川兼光軍忠状]	「結城顕朝書状」	「奥山大学・石母 田大膳連署書状 写」	「王翼書状」	「土井利勝外三名 連署奉書」	[伊達政宗消息]
15910910	13510922	13520900	13520913	13521029	13521215	13530100	13530100	13530500	13510213	16260129	16270000	16270223	16270325
天正 19 年 9 月 10 日	観応2年9月22 日	観応3年9月日	観応3年9月13 日	観応3年10月 29日	文和1年12月 15日	文和2年1月日	文和2年1月日	文和2年5月日	(観応2年) 2月13日	(寛永3年) 1月29日	(寛永4年力)	寛永4年2月23 日	(寛永4年3月 から5月カ) 25日
仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市
八乙女	山村	山村	山村	山村	山村	山村	山村	山村	中國	若林	若林	若林	若林
110	111-1	111-2	111-3	111-4	111-5	111-6	111-7	111-8	112	113-1	113-2	113-3	113-4

										「彼屋敷」= 若林	「西枢輪」= 若林城	
[伊』908号	『仙伊』補遺 281 号	『仙伊』 2855 号	『仙伊』 2857 号	『伊』 1226 号	『仙伊』 3485 号	『仙伊』3010号	『仙伊』 3043 号	『石母田』329 号	『仙伊』3492 号	『仙伊』3090号	『仙伊』 3405 号	『仙伊』3112 号
若林所々御普請之覚	当城近所二隠居屋敷取 立、普請半二御座候	若林城之普請見廻候て …土居形丈夫ニ出来候 へ者…久々普請仕候	若林之作事モ申付度候 …家共之縄張ラモ申付 度動労	侯来年五月,即到若林 宝地居住	いつかたこも若林中あ きやしきとらせ候へく 籐	若林普請之樣子…若林 北之土居又破損之由候 …右土居之普請人足	若林作事二付而…普請 之小奉行	仍若林御城江此度屋敷 取移被申候衆…若林二 屋敷取被申衆…	廿八日比にわかはやし へかへり	十六日二彼屋敷江罷移 候	於西枢輪、荞可進候	当地へ罷移有之事ニ て、所柄水杯も城中へ 山河を…普請も一切成 不申候
伊達家文書	鴇田克久氏所蔵文書	茂庭文書	『治家記録』三十三	伊達家文書	『伝記史料』	[引証記] 三十二上	19 証記] 三十二上	石母田家文書	【伝記史料』	[3]証記』三十二上	所蔵者不明	[引証記] 三十二下
[伊達政宗若林普 請覚書]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗消息]	[伊達政宗書状写]	「王翼書状」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状案]	[伊達政宗書状写]	「蟻坂善兵衛書状 写」	[伊達政宗消息]	[伊達政宗書状案]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状案]
16270527	16270713	16270003	16271006	16271211	16280010	16280520	16280820	16280906	16281110	16281120	16290220	16290227
(寛永4年) 5月27日	(寛永4年) 7月13日	(寛永4年秋カ) 3日	(寛永4年) 10月6日	(寛永4年力) 12月11日	(寛永5年以降 カ) 10日	(寛永5年) 5月20日	(寛永5年) 8月20日	(寛永5年力) 9月6日	(寛永5年11月 以降カ)10日	(寛永5年) 11月20日	(寛永6年か8 年为) 2月20日	(寛永6年) 2月27日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
5 若林	6 若林	7 若林	8 岩林	9	-0 若林	1	2 若林	.3 若林	4 若林	5 若林	.6 若林	7 若林
113-5	113-6	113-7	113-8	113-9	113-10	113-111	113-12	113-13	113-14	113-15	113-16	113-17

		若林城か			「西枢輪」= 若林城			「西枢輪」= 若林城				
[仙伊』3123号	『仙伊』 3124 号	[仙伊] 3132 号	『仙伊』3438 号	[石母田] 366 号	『仙伊』補遺 127 号	[石母田] 371 号	『石母田』372 号	『仙伊』3468 号	『仙伊』3162号	[石母田]] 386 号	[仙伊] 補遺 19 号	『仙伊』3174 号
何事もわかはやしら可 申候	今日若林迄参事候	然者 爰元 本之 囲之坐 敷、勝手悪條而、改而 作事申付出来候	やかてまた、わか林ら 申へく廃	若林かすミの目町米町 被相立候付而	内々、於西枢輪口切之 心懸に候へ共、普請于 今出来不申	同五年九月十九日若は やし之者	若林大町之切付や惣左衛門蔵にてうせもの候…若林之御さかな町之…	於西枢輪、茶可進候	但、若林作事二付而借 被下者也	当年者仙台若林之おとり り於御城御見物被成間	わかはやしへハ、霜月 すへにて候へく候と存 候	於西枢茶可進候
『わしが国さ』第 四十一号	天理図書館所蔵伊達 家文書	[3] 証記] 三十二下	福島美術館所蔵文書	石母田家文書	アル・スイラージュ 所蔵文書	石母田家文書	石母田家文書	留守家文書	佐藤勘三郎家文書	石母田家文書	工藤恭二氏所蔵文書	涌谷伊達家文書
162900226 「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗消息」	「若林米町高札写」	16291009 「伊達政宗書状」	「籠にはいってい る者名簿」	国分寺藤兵衛・ 次郎兵衛申上状	[伊達政宗書状]	「伊達政宗黒印状」	「高城外記書状写」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗書状」
162900226	162900229	16290502	16290721	16290801	16291009	16291010	16291017	16291103	16300528	16300721	16301025	16301209
(寛永6年) 閏2月26日	(寛永6年) 閏2月29日	(寛永6年) 5月2日	(寛永6年か8 年か10年か12 年カ) 7月21日	寬永6年8月1 日	(寛永6年カ) 10月9日	寬永6年10月 10日	寬永6年10月 17日	(寛永6年か8 年カ) 11月3日	寛永7年5月28 日	(寛永7年力) 7月21日	(寛永7年) 10月25日	(寛永7年カ) 12月9日
仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
8 若林	5 岩林	5	去 林	2 若林	3 若林	1	去 本	5 若林	7 若林	3 若林	2) 若林
113-18	113-19	113-20	113-21	113-22	113-23	113-24	113-25	113-26	113-27	113-28	113-29	113-30

											[西枢輪]=若林城		
『仙伊』3176号	『仙伊』 3188 号	『仙伊』3189 号	『仙伊』3190号	『仙伊』3196号	『仙伊』 3197 号	『仙伊』3206 号	[石母田』441号	[石母田』 437 号	『石母田』 439 号	『仙伊』 3420 号	『仙伊』補遺 37 号	[石母田』470 号	『石母田』 486 号
かふきの衆みなみなに しのやしきへよひ像	白いしへうつし申候、 月あひ比、わか林へか へり申へく候	五日 软六日 比若 林へ可 帰候	今月五日に若林江先帰 候処江	尚々、若林ニ而此通ニ 申付候与覚候得共	廿一日ニ若林出候而、 今日郡山江打越候	若林へ罷出候時者、絹 布町二而棚売可仕事	仙台若林助言拾人可申 付候	仙台若林両所ニ…北目町…今柳町、袋町、北荒町…	上下屋之事仙台若林両 所二斗候而…仙台若林 二ヶ所…	明日若林へ可為帰城候	今廿日に、於西枢輪、 茶可申候	但若林ニて御はうりや ニて請取申候	御当番之時御番組衆… 若林御番衆ハ仙台火事 在之共
登米懷古館所 藏登米 伊達家文書	角田市郷土資料館所 藏和田家文書	石母田家文書	三十三 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	茂庭文書	[月]証記] 三十三	[号][正記] 三十三	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	亘理伊達家文書	小野寺正彦氏所蔵文書	石母田家文書	石母田家文書
16310306 「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状写」	「上下御役につい て御定」	「仙台町入等申上 決」	「中嶋監物・佐々 若狭連署書状写」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	「石母田眼正松茶 代請取状」	「火事に付いての 覚」
16310306	16310728	16310803	16310808	16310821	16310823	16311114	16320900	16320909	16320928	16330412	16331015	16340219	16340228
(寛永8年3月 カ) 6日	(寛永8年カ) 7月28日	(寛永8年) 8月3日	(寛永8年) 8月8日	(寛永8年) 8月21日	(寛永8年) 8月23日	寛永8年11月 14日	(寛永9年9月 カ)	寛永9年9月9 日	(寛永9年カ) 9月28日	(寛永 10 年か 13 年カ) 4月12日	(寛永 10 から 12 年カ) 10月 15日	寬永11年2月 19日	(寛永11年为) 2月28日
仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙合市	仙合市	仙合市	仙台市	仙合市
113-31	113-32 若林	113-33 若林	113-34 若林	113-35 若林	113-36 若林	113-37 若林	113-38 若林	113-39 若林	113-40 若林	113-41 若林	113-42 若林	113-43 若林	113-44

[仙近』23 号	[石母田] 494 号	[石母田』495 号	[石母田] 496 号	[石母田] 497 号	『石母田』 525 号	『石母田』 573 号	[石母田』 574 号	『石母田』556号	[仙近] 17 号	『石母田』 564 号	石母田』 567 号	『石母田』 576 号	[石母田』 580 号	『石母田』 583 号
若林おり申候	但若林ノ内 右合三十 壱人	若林之内…	若林之日記覚…	若林二被成御詰候由御 尤二存候	於若林監物相談申候	若林屋しき普請ニ付而	仙台へ移候、聟清吉を 若林二指置候所	我等使若林ニ居申故	岩林□仮屋之内御牒蔵 火□仕候	若林御蔵火事仕ニ付而	若林御城御番之儀…若 林江移昼夜油断不被申 候	若林御町奉行境野半右 衛門一人ニ而	若林御町奉行柴山又兵 衛二相極	若林御番衆者仙台二火 事候共不罷出わかはや し火事之時計可罷出事
	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書	石母田家文書
16340327 「御触承知連名状」 石母田家文書	「御法度承知連名 状」	「御触承知連名状」	「御触承知連名状」	「和田為頼書状」	「石母田大膳・中 嶋監物連署書状 写」	「百人足軽につい ての状断片」	「某状断片」	「竹田法印書状」	[仙台藩奉行衆申 上状写]	「某申上状写断片」	[仙台藩奉行衆書 状写]	「石田与純書状」	「茂庭良綱書状」	「火事についての 写」
16340327	16340331	16340331	16340331	16340409	16351006	16360000	16360000	16360920	16361203	16361209	年 12 16361209	16370124	16370206	16370228
寬永11年3月 27日	寬 永 11 年 3 月 晦日	寬 永 11 年 3 月 晦日	寬 永 11 年 3 月 晦日	(寛永11年カ) 4月9日	(寛永12年) 10月6日	(寛永13年カ)	(寛永13年カ)	(寛永13年カ) 9月20日	寛永13年12月 3日	(寛永13年12月9日次)	(寛永13年12月9日か)	(寛永 14 年カ) 1月 24 日	(寛永14年カ) 2月6日	寛永14年2月 28日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙合市	仙台市	仙台市	仙合市
113-45	113-46 若林	113-47 若林	113-48 若林	113-49 若林	113-50 若林	113-51 若林	113-52 若林	113-53 若林	113-54 若林	113-55 若林	113-56 若林	113-57 若林	113-58 若林	113-59 若林

			仙台か		「其地」= 宛所の留 守景宗の居所 = 岩 切か	「数ヶ所」は仙台 市内か	秋保地域の諸城館 か	「よりゐこや」= 寄 居・小屋か	御所館と関係か	御所館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か
[石母田] 599 号	[石母田] 627 号	『仙伊』3518 号	『仙伊』3510 号	『仙近』14号。『石母田』 577号	[仙中] 編年 310 号	『仙伊』139号	[仙伊』3544号。参考 7 号	『仙中』編年385号	[石』256号。[梁』 542 頁	[古』302 号	『宮』655 号。『仙伊』 779 号	[伊』540号	[仙伊』3592 号
若林御城御番之義…若 林移昼夜油断不被申候	若林御屋敷仕舞申候事 …若林を仕舞申度由	西くるわへ取候水之桶 ニ入候木も	先々すく二城へ可給候	若林御町奉行入ふた可 仕由被仰越候	其地紛乱…於其地不能 安意	国千台~堀打入, 結句 其外数ヶ所一味之由	第一所々普請専用	先々たかいニよりあこ やあけなと申候を	至十八日進陣黒川、廿 日必到岩手山	去九日当地迄罷出候、 十八日黒河へ進陣	くろ川へおしかけ…く ろ川とうほうのか、へ にて候間…くろ川のも のとも	政宗黒川江御陣替之由 ニ候	少々黒川へ可打越之由 候キ、然共彼地ニハ無 田平時間
石母田家文書	石母田家文書	松本家文書	亘理伊達家文書	前『仙台市史8 資料篇1]	[伊達正統世次考』巻 之九下	小齋俊雄氏所蔵文書	秋保家文書	遠藤 (一雄) 家文書	[伊達正統世次考』 巻 之八下	個人蔵	湯目家文書	伊達家文書	所蔵者不明
「石母田大膳ほか 連署書状断片写」	「佐藤伊兵衛·菊 池四郎兵衛連署書 状」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗消息」	「奥山常良書状」	[伊達晴宗書状取 意文]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	[伊達輝宗黒印状]	「伊達晴宗書状取 意文」	[伊達晴宗書状]	[伊達政宗書状]	「蒲生氏郷書状」	「伊達政宗書状」
16371212	16390313				15460516	15871009	15880511		15410812	15410812	15901103	15901113	15910113
(寛永 14年) 12 月 12 日	(寛永16年カ) 3月13日	(寛永年間)	(年月未詳) 27 日	(年未詳) 2月3日	(天文15年) 5月16日	(天正 15年) 10月9日	(天正 16年) 5月11日	(年未詳) 6月25日	(天文10年カ) 8月12日	(天文10年力) 8月12日	(天正 18年) 11 月 3 日	(天正 18年) 11 月 13 日	(天正19年) 1月13日
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市カ	仙台市	仙台市	仙 台 市·名取市周 2027	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町
若林	若林	若林	若林	若林	某	某	某	某	黒川	黒川	川黒	黒川	黒川
113-60 若林	113-61	113-62	113-63	113-64	114	115	116	117	118-1	118-2	118-3	118-4	118-5

鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か	鶴巣館と関係か
『仙伊』 798 号	[仙伊』799号	[仙伊] 800号	[仙伊] 801号	[仙伊』3593 号	[仙伊』831号	『仙伊』832号	『仙伊』833号	『仙伊』834号	『仙伊』3597 号	『仙伊』3598 号	『仙伊』840号	[仙伊』873号	[仙伊』 905 号
今月晦日二、黒川へあい着候やう…必々黒川 へ着陣	今月晦日黒川へ着陣候 様ニ…黒川へ可越候	今月晦日二、黒川へあ い着候やうニ…黒川へ 必々可打越候	今月晦日ニ、黒川へ相 着候様ニ…黒川へ可打 越候	今月晦日ニ黒川へあひ 着候やに可有之候…黒 川へ必々可打越候	黒川へ可為着陣候	黒川之地へ可為着陣候	黒川着陣尤ニ候	黒川へ着陣尤候	黒川へ可為着陣候、陣 廿日之可有支度候	於黒河可遂会□候	明日廿日黒川へ打越候	黒川ニおゐて六日ニ山 追…黒川まで可致供者 也	いわて山五日ニ相た ち、六日ニハくろかわ にて、彼山おい候処ニ
[引証記] 十五	木村一是氏所蔵文書	[引証記] 十五	[引証記] 十五	高桑健太郎氏所蔵文 書	1911年11日 1911年11日	伊達家文書	『石母田正統家譜考証 類聚』	1911年記1十五	秋保家文書	佐々木繁吉氏所蔵文 : 書		[引証記] 十六	[引証記] 十七
15910117 「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗軍勢催 促状]	[伊達政宗書状写]
15910117	15910117	15910117	15910117	15910117	15910527	15910527	15910527	15910527	15910527	15910608	15910619	15911231	15920107
(天正19年) 1月17日	(天正19年) 1月17日	(天正19年) 1月17日	(天正19年) 1月17日	(天正19年) 1月17日	(天正19年) 5月27日	(天正 19年) 5月27日	(天正19年) 5月27日	(天正19年) 5月27日カ	(天正19年) 5月27日	(天正 19 年) 6 月 8 日	(天正19年) 6月19日	(天正 19 年) 12 月晦日	(天正 20 年) 1月7日
大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町	大和町
川署-6 黒川		118-8 黒川	118-9 黒川	118-10 黒川		118-12 黒川	118-13 黒川	118-14 黒川	118-15 黒川	118-16 黒川	118-17 黒川	118-18 黒川	118-19 黒川

黒川	大和町	文禄4年7月17 日	17 15950717	[伊達政宗過所黒 印状]	佐藤文書	利符 黒川 中新田	『仙伊』 1008 号	鶴巣館と関係か
黒川	大和町	文禄5年9月11 日	15960911	[伊達政宗伝馬黒 印状]	半澤家文書	中新田 黒河 松森国分 北日 まし田宮沢 四保 大河原以上	『仙伊』補遺 193 号	鶴巣館と関係か
置置	大和町	慶長6年1月10 日	16010110	[伊達政宗伝馬黒 印状]	天理図書館所 藏伊達 家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』 1105 号	鶴巣館と関係か
黒川	大和町	慶長9年10月 13日	16041013	「伊達政宗書状」	弥生美術館所蔵文書	くろ川又よし丸やしき 之事、申付候由	[仙伊』1217号	
置置	大和町	(慶長11年頃か 14年カ) 2月8日	16060208	「伊達政宗書状」	個人藏	明日黒河へ参候間、明 後日七つ森にて	『仙伊』補遺 8 号	鶴巣館と関係か
黒川	大和町	(慶長 20 年) 5 月 8 日	16150508	[伊達政宗書状写]	鈴木(格)家文書	摂津守為始、黒川・岩 出山其外へも可為申聞 候	『仙伊』 1648 号	下草城と関係か
黒川	大和町	元和1年12月 16日	16151216	「伊達政宗書状写」	[月]証記』二十五下	森之鹿とも黒川江さかり、河内迷惑のよし	『仙伊』 1668 号	
黒川	大和町	(元和6年) 9月15日	16200915	[米沢藩家 老衆連 署書状写]	石母田家文書	御領分黒川ニ居申候雅 楽丞と申者	『石母田』43 号	
黒川	大和町	寬永 11 年 10 月 7 日	16341007	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伝記史料]	仙台より黒川へ	『仙伊』3326号	
包禾	大和町	(慶長11年頃か 14年カ) 2月8日	頃か 16060208	「伊達政宗書状」	個人蔵	仍而明晩之泊、ミやと こと申所にて候	『仙伊』補遺 8 号	
超	大和町	(元和6年) 9月8日	16200908	[仙台藩奉行衆連 署書状写]	石母田家文書	仍当領吉岡町大窪弥惣 下人ニ	『石母田』42号	
超	大和町	(元和末期から 寛永年間) 7月3日	16240703	[伊達政宗消息]	佐藤久一郎氏所蔵文 書	徙吉岡、夜前帰候由, 大義候	『仙伊』 3786 号	
超	大和町	(年未詳) 10月6日		「伊達政宗書状写」	『中島家記録』	吉岡へ之代官ニハ、け つしよなと仕つけ候衆	『仙伊』3793 号	

			永正 11 年(1514) 成立。塩竃市説、 栗原市説も										
[仙伊』3932 号	[1] 1213 号	[] 1214 号	<u> </u>	p』編年 288 号	月 編年 338 号	[] 1133 号	[1] 1038 号	『南東』1066号	[] 1068 号	[] 1088 号	[1] 1134 号	[] 1179 号	[] 1174 号
	「南東」	「南東」	16号	【和曲】	【加中』	「南東」	「南東」		「南東」	「南東」	「南東」	「南東」	[華
昨日城ら七つさかりニ 吉岡へ遺候飛脚さへ	同廿日、黒川郡吉田城 御共仕之処	翌廿日、黒河郡吉田城 令御共処…如此於所々 楯々	留守殿在城にまさきへ出仕ス…古良殿いにま崎に控給る、自山殿、長岡郡沢田要舎へ打入船か	此度須田伊賀守南宮二 而盜賊山田	此度南宮ニ而、国分より翔落之加藤次郎ラと らい	同廿五日、於持渡津馳 属御手、押客府中南部 城	岩切·新田両城之間、 連日合戦最中也	当大将自奥州府中於御 立之時分	将又府中参、致于今警 固候畢	早相催一族、府中対治 以前	云奥方、云府中、致軍 忠之条	三月十一日府中馳参…道 庭口散々合戦…府中御 城南門警固令勤仕上者	三月十一日府中馳参… 当城寄来聞…道庭口出 帳…府中城南門警固
仙台市博物館所蔵武 市家文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	余目家文書	須田系図	大島正隆採訪文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	磐城飯野文書	磐城飯野文書	お茶の水図書館所蔵 真壁文書	磐城相馬文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書
「伊達政宗消息」	「和賀義綱代某軍 忠状」	「和賀義綱代野田 六郎左衛門尉着到 状」	「奥州余目記録」	「留守景宗 恩貨宛 行状写」	「留守政景感状写」	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	[吉良貞家軍勢催 促状]	「伊賀盛光代子息 光長着到状」	[真壁政幹代薄国 幹着到状]	[某袖判平景宗奉 書]	「吉良貞家感状」	「和質義綱着到状」	「和賀義光着到状」
	13530100	13530100	13730000	15410302		13520325	13510128	13510400	13510500	13511018	13520326	13520900	13520913
(年月日未詳)	文和2年1月日	文和2年1月日	(応安6、7年前 後)	(天文10年) 3月2日	(年未詳) 8月2日	正平7年3月25 日	観応2年1月28 日	観応2年4月日	観応2年5月日	正平6年10月 18日	正平7年3月26 日	観応3年9月日	観応3年9月13 日
大和町	大和町	大和町	多賀城市	多質城市	多賀城市	多賀城市	多質城市	多質城市	多質城市	多賀城市	多賀城市	多賀城市	多賀城市
型	田	田田	が が を を を を を を を を を を を を を を を を を を	画	国	南部	新田	府中	母中	府中	存中	中 中	府中
120-4	120-5	120-6	121	122-1	122-2	123	124	125-1	125-2	125-3	125-4	125-5	125-6

					「二関」= 門前城か	加賀野=登米市中 田町石森字加賀野 で石森城か	永正 11年(1514) 成立			
『南東』1181号	『南東』1193号	『南東』1254号	『南東』1295 号	『南東』 1476 号	『大和町史』 上巻 487 頁	[石』505号	『仙中』 余目家文書 16 号	『南東』460号	[南東] 462 号	『仙伊』 984 号
馳上多賀国府、数ヶ度 抽軍功、于今致警固之 忠之間	府中襲下之処、同十月 廿二日、馳向柴田郡倉 本河	府中之凶徒為対治御発 向之時…推寄府中城… 押寄府中城	石塔左衛門佐義憲相語 野心之輩并凶徒等、寄 来府中之間…可令発向 府中也	名取御陣馳参侯,府中 并高清水御下向供奉仕 候者也	尤二関・矢本其外へも 申越候	佐沼辺御発向候者、向 加賀野張庫	登米いたち沢トいふ所 ニ、かさい衆・桃生・ 深谷	本良郡押寄、大犬河原 楯、一道不掌一族相共、 為大手合戦致忠節処… 次加羅目手馳向致忠節	欲早当国本吉庄内大犬 尾楯御新発刻…当城大 手・中手・搦手、致至 極合戦… 於彼楯前後、 毀散々軍功之条	みやさハ 高清水 さぬま にしこほり おいぬかいら すり沢
東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	磐城相馬文書	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	磐城飯野文書	細川芳久氏所蔵文書	仙台市博物館所蔵文書	余目家文書	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	石水博物館所蔵佐藤 文書	永沢家文書
[吉良貞家推拳状 案]	「吉良貞家推挙状」	[石川兼光軍忠状]	[古良満家軍勢催促状]	「伊賀盛光代光政 着到状」	[黒川晴氏書状]	「薄衣状」	「奥州余目記録」	「板崎為重軍忠状」	[佐藤清親軍忠状]	[伊達政宗過所黒 印状]
13521002	13521122	13530500	13540624	13630931	15870814	14691213	14500000	13390500	13390500	15940418
観応3年10月2 日	観応3年11月 22日	文和2年5月日	文和3年6月24 日	貞治2年9月31 日	(天正 15 年力) 8 月 14 日	(文明元年) 12月13日	(室町期)	暦応2年5月日	暦応2年5月日	文禄3年9月24 日
多賀城市	多賀城市	多賀城市	多賀城市	多賀城市	富谷市	登米市	登米市	登米市	松	登米市
中	中中	中中	中	中中	三/翼	石	鼬沢	狼河原	狼河原	狼河原
125-7	125-8	125-9	125-10	125-11	126	127	128	129-1	129-2	129-3

	要検討。加沢=北沢か	要検討	要検討	要検討				要検討	要検討		木村吉清らが籠城 する佐沼		木村吉清らが籠城 する佐沼
『仙伊』 1329 号	[岩戦] 2、10号	[岩戦] 2、11号	[岩戦] 2、12 号	[岩戦] 2、13 号	[石』505号	[南東』1135号	[石』505号	[岩戦] 2、6号	[岩戦] 2、106号	[仙伊』779号	[仙伊』780号	[伊』547 号	[仙伊] 787 号
高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	此度元吉大膳大夫逆 意、加沢ニ而及一戦候 所	此度元吉大膳大夫逆 意、元吉郡於北沢及一 戦候処	此度本吉大膳大夫逆 意、北沢一戦候処	此度元吉大膳大夫逆 意、同郡北沢ニ而及一 戦候処	以新田·黒沼寄来、二 城無曲罷成候上者	葛西伯耆守楯籠之間、 馳向佐沼橋本	取分親候者、佐沼城責 落	此度栗原郡佐沼ニ而大 崎と及一戦候処ニ	先以其許事、佐沼在陣 之折柄、長坂窪江一味 被致候旨	又いまにさぬまにも可 在之	木伊勢父子、于今堅固 二候…落城歷然二候	佐沼江御手合之由、御 手柄共無是非存候	木村伊勢守籠城引出
北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	日形増子文書	大原千葉文書	本吉小野寺文書	登米千葉文書	仙台市博物館所蔵文 書	駿河大石寺文書	仙台市博物館所蔵文 書	若柳千葉文書	松川小野寺文書	湯目家文書	[月]莊記] 十四	伊達家文書	[月]配記] 十四
[伊達政宗伝馬黒 印状]	「葛西晴信知行宛 行状写」	「葛西晴信知行宛 行状写」	「葛西晴信知行宛 行状写」	「葛西晴信知行宛 行状写」	「薄衣状」	「某軍忠状」	「薄衣状」	「葛西晴信知行宛 行状」	「葛西晴信書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「蒲生氏郷書状」	[伊達政宗書状写]
16120914	15740329	15740402	15740402	15740407	14691213	13520300	14691213	15710707	15900612	15901103	15901106	15901124	15901127
慶長17年9月14日	天正2年3月29 日	天正2年4月2日	天正2年4月2日	天正2年4月7日	(文明元年) 12月13日	観応3年3月日	(文明元年) 12月13日	元 他 2 年 7 月 7 日	天正18年6月 12日	(天正18年) 11月3日	(天正 18年) 11月6日	(天正 18年) 11月 24日	(天正 18年) 11月 27日
登米市	登米市	登米市	營米 市	登米市	登米市	登米市	登米市	经米市	登米市	登米市	登米市	经米市	经米市
狼河原	北沢	北沢	北沢	北沢	黒沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼
129-4	130-1	130-2	130-3	130-4	131	132-1	132-2	132-3	132-4	132-5	132-6	132-7	132-8

													「二ヶ所」= 宮崎城・佐沼城
[伊』550号	[伊』554号	『仙伊』788号。『伊』 551号	[伊』557号	『仙伊』842 号	『仙伊』843号	[仙伊』3601号	[伊』598号	[伊』603号	[伊』605 号	『仙伊』854号。『伊』 607号	[仙伊』855号	『仙伊』3603 号	上 609 是
一、今度佐沼後卷仕付 而、政宗無二以御覚悟	佐沼之儀、一刻も急可 相究候	佐沼後巻仕、伊勢守親 子助申儀	佐沼手合仕、伊勢守本 意之分二執成申候	佐沼へ調義可仕候…佐 沼迄ニ候	一佐沼ノ城主去春令進 首候キ	一佐沼城主、去春首令 進上候	宮崎·佐沼両地、即刻 被乗崩	宮崎之城貴崩、自其陣 佐沼城へ押詰、即責崩	其陣6佐沼之地江被押 寄、如尊意之、城主之 事は去春京都へ首被指 上	今月朔日ニ佐沼之地取 詰…城主兄弟為始	左沼之地取詰、無油断 責候而	残党等於佐沼·宮崎、 悉打果申二付而	拙者 今度 奥へ政宗就 働、ニヶ所之城責ニ、 随分出勢
伊達家文書	伊達家文書	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	伊達家文書	今井善次郎氏所蔵文 書	『理耳暈』	水府明徳会所蔵『名 将之消息録』	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	[月]莊記] 十五	渥美輝雄氏所蔵文書	伊達家文書
15901128 「蒲生氏郷起請文」	「蒲生氏郷書状」	[伊達政宗起請文 案]	「伊達政宗内覚書 状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状写]	15910714 「徳川家康書状」	「豊臣秀吉朱印状」	「浅野長継書状」	15910728 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	[伊達政宗書状]	「浅野正勝書状」
15901128	15901129	15900000	15900000	15910626	15910703	15910703	15910714	15910720	15910720	15910728	15910728	15910728	15910807
(天正 18年) 11月 28日	(天正 18年) 11月 29日	(天正 18年)	(天正 18年)	(天正 19年) 6月 26日	(天正 19 年) 7月3日	(天正19年) 7月3日	(天正 19年) 7月14日	(天正 19年) 7月 20日	(天正 19年) 7月20日	(天正 19年) 7月 28日	(天正19年) 7月28日	(天正19年) 7月28日	(天正 19 年) 8 月 7 日
登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	營米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	營米市	登米市
132-9 佐沼	132-10 佐沼	132-11 佐沼	132-12 佐沼	132-13 佐沼	132-14 佐沼	132-15 佐沼	132-16 佐沼	132-17 佐沼	132-18 佐沼	132-19 佐沼	132-20 佐沼	132-21 佐沼	132-22 佐沼

岩出山の可能性も								[帰城]=寺池か					
大薮海「奥州再仕置 に関わる新出の徳川 家康書状」(『戦国史 研究』第77号)	[伊』 618 号	『仙伊』 984 号	『仙伊』1105 号	[仙伊』1173 号	「石母田』15号	『仙伊』 2289 号	[石母田] 296 号	[石』257号	[仙中] 編年 316 号	『仙中』編年336号	[伊』552号	『仙伊』823号	『仙伊』824号
仍此方之 普請之儀 8、 無油断申付條間、過半 出來申候	仍佐沼之儀8、人数差 遺候之間、普請完軈而 可為出来候	みやさハ 高清水 さぬま にしこほり おいぬかいら すり沢	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	佐沼へ橋板相のほせ候 ニ申付候間	当領佐沼村二居申候由	先年さぬまにて、討死 仕候大倉蔵人居屋敷	仍さ沼より内之もの共 如此状こし申候	仍葛西殿去月廿七帰城 候	今春向寺池励一戦	晴胤帰陣候間、為御届、 晴氏登米へ罷下	仍登米鷹之儀、早々居 ニ被遣尤ニ存候	必々登米·名生之番、 可為窮屈候	追而、名生城・登米番 返々不可有油断候
牛込家文書	伊達家文書	永沢家文書	天理図書館所 蔵伊達 家文書	天理図書館所蔵伊達 家文書	石母田家文書	関家文書	石母田家文書	首藤石川文書	[伊達正統世次考』九 下	伊達家文書	伊達家文書	亘理伊達家文書	[引龍記] 十五.
「徳川家康書状」	[徳川家康書状]	[伊達政宗過所黒 印状]	[伊達政宗伝馬黒印状]	「伊達政宗黒印状」	「人返についての 書状断片」	「伊達政宗黒印状」	「津田景康書状」	「富塚仲綱書状」	「留守景宗書状取 意文」	[黒川景氏・晴氏 連署書状]	「蒲生氏郷書状」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗書状写]
15910831	15910910	15940924	10 16010110	16011024	16180600	16211026	16270218	15410925	15480118	15670810	15901129	15910308	15910308
(天正 19年) 8 月 31 日	(天正 19年) 9 月 10 日	文禄3年9月24 日	慶長6年1月10 日	H	(元和4年6月 カ)	元和7年10月 26日	(寛永4年力) 2月18日	(天文10年) 9月25日	(天文17年) 1月18日	(永禄10~元亀 1年)8月10日	(天正 18年) 11月 29日	(天正 19年) 3月8日	(天正19年) 3月8日
登米市	登米市	登米市	登米市	登米 市	经米市	登米市	登米 市	经米市	经米 市	经米 市	经米 市	经米 市	登米市
佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	佐沼	盛米(寺 池)	盛米(寺 池)	盛米(寺 池)	盛米(寺 池)	盛米(寺 池)	登米(寺池)
132-23 佐沼	132-24	132-25	132-26 佐沼	132-27	132-28	132-29	132-30	133-1	133-2	133-3	133-4	133-5	133-6

			「当城」= 寺池か	品ノ浦館 か新井 田城か						「袋中」= 登米市中 田町の城館か		
『仙伊』 1105 号	『仙伊』補遺 70 号	『仙伊』1216号	[石』 284 号	『石』 505 号	『仙伊』 984 号	『古』353 号。『石』 285 号	『石』 505 号	『仙中』留守家文書 39号	『仙伊』 1329 号	『 伊』134 号	[石』304号	『仙中』編年 560 号
登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	白石をハ、以前如申付、 とよまへこさせ候へく 候	今度とよまけん地之様 躰申越候、白石事	六郎·柏山伊勢守以同 心被為荷担、当城之可 行之由	以新田·黒沼寄来、二 城無曲罷成候上者	みやさハ 高清水 さぬま にしこほり おいぬかハら すり沢	今日九日向西野要害及 行、外城追落、悉遠軍 放火候	登米之軍兵数百余人、 長谷城引籠	葛西日根牛之地ニチ今 致在留候	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	袋中へ之行可被相待事 肝要之由存斗候	于今米谷雖相支候、本意不可有程候	在所まいや□書中さし 越申候
天理図書館所 蔵伊達 家文書	古内重義氏保管古内 家文書	亘理家文書	[阿曽沼興廃記] 所収 文書	仙台市博物館所蔵文 書	永沢家文書	菊池文書	仙台市博物館所蔵文 書	留守家文書	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	伊達家文書	本間美術館所蔵文書	秋保家文書
[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	月7 16041007 「伊達政宗書状」	「葛西晴胤書状写」	「薄衣状」	[伊達政宗過所黒 印状]	[葛西晴胤書状]	「薄衣状」	17 年 15421131 「伊達稙宗書状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達稙宗書状」	「葛西義重書状」	「石母田景頼書状」
Я 10 16010110	16040812	16041007		14691213	15940924	15700709	14691213	15421131	16120914	15360625	15781202	15920419
慶長6年1月10 日	(慶長9年) 8月12日	慶長9年10月7 日	(年未詳) 6 月晦日	(文明元年) 12月13日	文禄3年9月24 日	(元亀·天正初 期か) 7月9日	(文明元年) 12月13日	(天文11~17年 カ) 11月晦日	慶長17年9月14日	(天文5年) 6月25日	(天正6年頃) 12月2日	(文禄 1 年) 4 月 19 日
登米市	登米市	營米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市	登米市
磁米 (本)	盛米(寺 池)	盛米(寺 池)	路米(本 (子)	新田	錦織	西野	長谷	日根牛	日根牛	袋中	米谷	米谷
133-7	133-8	133-9	133-10	134	135	136	137	138-1	138-2	139	140-1	140-2

				城か			Ŕ	Ŕ			Ŕ	Ŕ
				「新城」= 寺池城か			高館城と関係か	高館城と関係か			高館城と関係か	高館城と関係か
『柴田町史』資料篇 1、 中世 II 85 号	『仙伊』 1329 号	『南東』460号	『仙伊』 1329 号	『仙中』編年 316 号	[相] 海3号	『仙中』編年385号	『南東』 1098 号	『南東』 1476 号	[仙伊』 423 号	『仙伊』 864 号	[仙中] 編年 384 号	『南東』1254号
明日狼河原通り米谷江 可相送候也	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	彼手負五月六日為水越 宿死去仕了	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	葛西殿見発軍於新城者	去十月十一日於鬼屋宿 進代官彦五郎秀春	又北目と高館間の事 も、加下知候間	抑名取要害堅固未作之 間、依用心難儀、遷伊 具館候了	名取御陣馳参候、府中 并高清水御下向供奉仕 候者也	名取 奉行へ	先達名取迄、代官衆指越候…とうねん中なとりのふ丸をつかいたく	名取訖可移馬之由存候	同三月一日、名取郡羽 黒城取陣
藤沢町教育委員会編 『大篭の切支丹と製 鉄』所収	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	[伊達正統世次考』 九 下	海東家文書	遠藤(一雄)家文書	白河集古苑所蔵白河 結城文書	磐城飯野文書	高橋鉄郎氏所蔵文書	遠藤 (廣) 家文書	[性山公治家記録』附 録	東京大学文学部所蔵 結城白川文書
「入間田五郎左衛 門送状写」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	13390500 「板崎為重軍忠状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「留守景宗書状取 意文」	「標葉清隆着到状 写」	「伊達輝宗黒印状」	「吉良貞家書状」	「伊賀盛光代光政 着到状」	[伊達政宗過所黒 印状]	「伊達政宗書状」	「伊達輝宗書状写」	「石川兼光軍忠状」
15 15980315	16120914	13390500	16120914	15480118	13511200		13511125	13630931	15890511	15911113		13530500
慶長3年3月15 日	慶長17年9月 14日	暦応2年5月日	慶長17年9月14日	(天文17年) 1月18日	観応2年12月 日	(年未詳) 6月25日	(観応2年) 11月25日	貞治2年9月31 日	天正17年5月 11日	(天正 19 年) 11 月 13 日	(天正年間カ)	文和2年5月日
登米市	经米市	松米	经米市	登米市カ	名取市付 近カ	名取市	名取市	名取市	名取市	なとり	名取市	名取市
米谷	%	水越	柳津	其 城	鬼屋宿	高館	名取	名取	名取	名取	名取	羽黒
140-3	140-4	141	142	143	144	145	146-1	146-2	146-3	146-4	146-5	147

高館城と関係か			要検討。「深谷」= 小野か	東松島市小野か		東松島市ではない か		87 別の場所の可能性 も	「高城」= 館山館か 大日山館か	要検討	: 永正 11 年(1514) 成立。館ヶ崎城か	館ヶ崎城と関係か
[相] 海3号	『南東』1149 号	[仙伊] 668号	[岩戦] 2、109号	『仙伊』補遺 49 号	『仙伊』 1329 号	[石母田』 424 号	『仙伊』3286号	『大和町史』上巻 487 頁	『仙伊』 205 号	[岩戦] 2、109号	[仙中』余目家文書 16号	『梁』565 頁
同十一月八日一族相共馳参名取郡物響御楯	於名取郡[益田宿居関所…可被致 警国之状如件	近日中深谷へ大条越前 守・宮河四郎左衛門□ 可相下由存候	桃生郡深谷可打出候之 次第	おの、豊前守	仙台 くはらの町 り ふ 高城 ふかや	おの町に而にせ金遣申 候由にてなわをかけ	伊藤肥前二申付、深谷 へ遣	尤二関・矢本其外へも 申越候	校山・大まつさハ・た かきももちかね様で、 おのおのミやさへとり のき嬢	今度利府表出張之所、 盛重以下松島高木郷出 張之由	竹城保之内、長田二築城…なかたの城」に多る…役所をこのへ、明日彼城貴のれてして、明日彼城貴のれてし、三田が城貴のれてし…三周が海也	去年於立馬於長田之時
海東家文書	陸前名取熊野神社文 書	八槻神社文書	大籠首藤文書	正楽寺文書	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	石母田家文書	茂庭文書	細川芳久氏所蔵文書	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	大籠首藤文書		『伊達正統世次考』巻 之九上
「標葉清隆着到状 写」	「吉良貞家書下」	[伊達政宗書状]	「葛西晴信書状」	「伊達政宗黒印状」	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「正右衛門申状」	「伊達政宗書状」	「黒川晴氏書状」	[伊達政宗書状]	「葛西晴信書状」	「奥州余目記録」	「伊達稙宗書狀取 意文」
13511200	13520429	15900414	15900729	16050926	16120914	16320713	16340225	15870814	15880228	15900729	13730000	15451102
観応2年12月 日	観応3年4月29 日	(天正 18年) 4月 14日	天正 18 年 7 月 29 日	慶長10年9月 26日	慶長17年9月 14日	寛永9年7月13 日	(寛永11年2月 カ) 25日	(天正15年カ) 8月14日	(天正 16年) 2月28日	天正 18 年 7 月 29 日	(応安 6、7年前 後)	(天文14年) 11月2日
名取市	名取市	東松島市	東松島市	東松島市	東松島市	東松島市	東松島市	東松島市	松島町	松島町	松島町	松島町
物響	田	深谷 (小野)	深令(小野)	深谷(小野)	深谷 (小野)	深谷 (小野)	深令 (小野)	大 本	高城	司城	承田	英田
148	149	150-1	150-2	150-3	150-4	150-5	150-6	151	152-1	152-2	153-1	153-2

永正 11 年(1514) 成立。館山館と関 係か								「其口」= 金山	「其地」=金山	「黒森」= 金山城の 一部	「其口」= 中島宗求 の居所 = 金山	「其地」=金山
『仙中』余目家文書 16号	『南東』 1098 号	[石』270号	[石』302 号	[相』編 491 号	『歴代古案』第 2、 398 号	『仙伊』885号	『相』編 507 号	『仙伊』 114 号	『仙伊』117号	『仙伊』 182 号。『伊』 357 号	『仙伊』 192 号	『仙伊』193 号。『伊』 359 号
竹城保宮沢大利八郎と て有、其在城せめおと し	抑名取要害堅固未作之 間、依用心難儀、遷伊 具館候了	兼又南方之儀、金山落 居之上、稙宗懷取···晴 宗異日右地被立馬候	翌日向金山, 円森及揺 両城麓之麦作無残	向金山之地可被及張陣 之由候之条…金山·小 斎両地	兼日向金山構地利	字田·金山之通路江構 地利候上	然者金山之地伊へ返置 可令甚深之由	其口境目二候間、無油 断意得	其地下々共二、宿所も 相定候哉	黒森普請之事、門垣計 之義ニ候者…堀切所抔 ニ候間	其口用心、肝要第一二 候	其地普請之條、近日東 根之人数を以、一廉可 相拵候、惣別名地与云 …
余目家文書	白河集古苑所蔵白河 結城文書	盛岡葛西文書	性山公治家記録卷之 三	東京大学史料編纂所所蔵文書	『歴代古案』	『歴代古案』	個人蔵	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書
「奥州余目記録」	「吉良貞家書状」	「葛西晴胤書状」	[伊達輝宗書状取 意文]	「相馬義胤書状」	[伊達真元書状写]	[伊達政宗書状写]	「相馬義胤書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」
14290000	13511125	15480224	15770515	15771016	15830328	15830405	15840426	15870615	15870626	15880131	15880214	15880215
(永享年間カ)	(観応2年) 11月25日	(天文17年) 2月24日	(天正5年) 5月15日	(天正5年カ) 10月16日	(天正 11·12 年 カ) 3月28日	(天正 11·12 年 カ) 4月5日	(天正 12 年) 4 月 26 日	(天正 15年) 6月15日	(天正 15年) 6月 26日	(天正 16年) 1 月晦日	(天正 16年) 2 月 14 日	(天正 16年) 2月 15日
松島町カ	丸森町 (角田市) カ	丸森町	丸森町	丸森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	丸森町	丸森町
某	伊員	1 金山	2 金山	3 金山	4 日 日	5 金山	6 金山	7 金山	8 金山	10000000000000000000000000000000000000	0	1 金山
154	155	156-1	156-2	156-3	156-4	156-5	156-6	156-7	156-8	156-9	156-10	156-11

	九森町	(天正16年) 3月18日	15880318	「伊達政宗書状」	佐藤健一氏所蔵文書	随而其地普請之事…如 形も普請可申付候…其 身其地ニ指置	『仙伊』225号。『伊』 361号	「其地」= 金山城
 	九森町	(天正 16年) 3月 24日	15880324	「伊達政宗書状」	伊達家文書	就其地普請二、乍少々、 人足指遺候	『仙伊』 229 号。『伊』 364 号	「其地」= 金山城
*	九森町	(天正 16年) 5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	伊達家文書	年勿論、円森・金山へ 相談之上	『仙伊』256号	
7	九森町	(天正16年) 5月3日	15880503	「伊達政宗書	[治家記錄]] 四	丸森・金山・小齋・亘 理相談、油断ナキ刷と 肝要ナリ	[仙伊] 参考5号	
1/1	九森町	(天正 16 年 5 月) 26 日	15880526	「伊達政宗書状取 意文」	[治家記録] 四	同クハ金山口異議ナキ ニ於テハ	[仙伊] 参考9号	
, ,	九森町	(天正 16年) 閏 5 月 16 日	158800516	「伊達政宗書状」	大石浩氏所蔵文書	此刻自其元も、各々相 談之上	[仙伊』277号	「其元」= 金山
	九森町	(天正 16年) 閏 5 月 18 日	158800518	[伊達政宗書状取 意文]	『治家記録』五.	兼テ又其境中小齋・金 山相談アリテ	『仙伊』参考 14 号	
	九森町	(天正 16年) 6月 24日	15880624	[伊達政宗書状取 意文]	『治家記録』五	伊具ノ金山ニ於テ草調 議シ	『仙伊』参考 25 号	
	九森町	(天正17年) 5月1日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理・金津・円森・小 斎五六ヶ所へ其元住進 可然候	『仙伊』 418 号。『伊』 414 号	「其元」= 金山
	丸森町	(天正 17 年) 5 月 16 日	15890516	「伊達政宗書状」	茂庭文書	かな山すしまてもこし 候へく候	『仙伊』428号	
	九森町	(天正 17 年) 5 月 24 日	15890524	「伊達政宗書状」	登米懷古館所蔵登米 伊達家文書	明日者金山訖令納馬	[仙伊』 433 号	
	九森町	(天正19年末カ)	15911200	「伊達政宗消息」	中島家文書	如只今金山二可指置候	[仙伊』876号	
	九森町	文禄4年2月吉日	15950200	「金原之郡金山之 郷検地帳」	伊達家文書	むかいまち…本町…坂 町…横町…うちやらい …上やらい…とやらい …中やらい…あら町	『宮』 692 号	金山城下町の地名
	九森町	(慶長5年) 7月22日	16000722	「直江兼続書状」	大津文書	従金山伏置打取候処	[相] 編 631 号	
	九森町	寬永6年10月 10日	16291010	「籠にはいってい る者名簿」	石母田家文書	同五年十二月六日金山 ノ者	[石母田] 371 号	九森町金山か

[相] 編 488 号	[相] 編 491 号	[仙中] 編年 376 号	[相] 編 499 号	[相] 編 500 号	[伊』315号	菅野正道「資料紹介 戦国期伊達氏関連未 紹介資料」(『仙台市 博物館調査研究報告』 第38号、95頁)	『仙伊』3527 号	『仙伊』255号。『伊』 368号	[仙伊] 参考5号	『仙伊』260号。『伊』 369号	[仙伊] 参考 14 号	『仙伊』 289 号	『仙伊』412号。『伊』 413号
自此方モ今日九,小斉 江及揺候	金山·小斎両地、永当 方有相拘而和融可然之 由候	当地小斎ニ在陣セシム レハ無其義心外ノ至ナリ	小斎之仕合其聞候	今般小斎之地属御手候 ニ付	仍小斎之地被入御手之 由申来候	当地小 <i>斎二</i> 令在城、追 日敵地取詰候間	小斎之地ニ令出馬候砌 ニも	九森・小斎・亘理江も 相談之上	丸森・金山・小齋・亘 理相談、油断ナキ刷と 肝要ナリ	小斎へも相談候而、毛 頭不可有油断候	兼テ又其境中小齋・金 山相談アリテ	円森・小斎より助之義、 尤可及其理候	圓森・小斎・同者曰理、 以相談候彼一儀…圓小 二而
性山公治家記録巻之 三	東京大学史料編纂所 所蔵文書	[]性山公治家記錄』三	遠藤家文書	遠藤家文書	伊達家文書	甘柿舎コレクション (個人蔵)	兵庫県立歴史博物館 所蔵喜田文庫	伊達家文書	『冶家記録』四	伊達家文書	[冶家記録』 五	九森町金山図書館所 蔵文書	伊達家文書
[伊達輝宗書状写]	「相馬義胤書状」	「留守政景書状写」	「蘆名盛隆書状」	「金上盛満書状写」	「大内定綱書状」	「伊達輝宗書状」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状取 意文]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状取 意文」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」
15761009	15771016	15771116	15810413	15810418	15820413	15820903	15840612	15880502	15880503	15880511	158800518	15880619	15890421
(天正4年) 10月9日	(天正5年カ) 10月16日	(天正5年) 11月16日	(天正9年) 4月13日	(天正9年) 4月18日	(天正 10年) 4月13日	(天正 10 年力) 9 月 3 日	(天正 12年) 6月12日	(天正 16年) 5月2日	(天正 16 年) 5 月 3 日	(天正 16年) 5月11日	(天正 16年) 閏 5 月 18 日	(天正 16年) 6月 19日	(天正 17 年) 4月 21 日
九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	丸森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町
小	~~	~ ~	小河	小斎	小斎	心極	小齑	小齑	小	極小	小瀬	小齑	極人
157-1 小斎	157-2	157-3	157-4	157-5	157-6	157-7 小渝	157-8	157-9	157-10 小斎	157-11 小斎	157-12	157-13	157-14 小斎

157-15 小斎	小瀬	九森町	(天正 17 年) 5月1日	15890501	15890501 「伊達政宗書状」	伊達家文書	此由日理・金津・圓森・ 小斎五六ヶ所へ	[仙伊』418号。[伊』 414号	
157-16	小斎	九森町	(慶長5年) 11月13日	16001113	「伊達政宗消息写」		高壱・角田・こさいな と申あわせ	『仙伊』 1099 号	
157-17	小極	九森町	(寛永6年) 10月3日	16291003	「石母田大膳ほか 書状写」	石母田家文書	小斎九森へ為相上可被 申候	[石母田] 369 号	正誤表による
157-18	小廊	九森町	寬永8年5月20 日	20 16310520	「伊達政宗黒印状」	『ふるさと小斎の歴 史』上	小斎計ニ而抱候事、不 成候由申間	[仙伊』3181号	
157-19	小斎	九森町	(年月日未詳)		「村田政義・白石 宗実・亘理元宗連 署状」	伊達家文書	従小斎少々舞山迄罷出 候間、其儘差置候事	[伊』241 号	
158	さいか ち沢か	九森町	(天正 16年) 2月15日	15880215	「伊達政宗書状」	伊達家文書	又さいかち澤之事、以 見合相抱可然地形ニ候	『仙伊』193号。『伊』 359号	不明
159	鳥屋	九森町	(年月日未詳)		「丸森領知日記」	伊達家文書	ーとりや居やしき并て さく三千七百苅	『伊』1237 号	慶長期頃か。
160-1	筆甫	九森町	(天文13年) 3月27日	15440327	[伊達晴宗書状取 意文]	『伊達正統世次考』巻 之九上	雖辛労上往於梁川、以 相馬窺望筆甫之事	『梁』556頁	大柵館・高橋古館 と関連か
160-2	筆 甫	九森町	(天正 17年) 10月 22日	15891022	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	追而、筆甫之事ニ付而、 自相重而注進も	『仙伊』525号	大柵館・高橋古館 と関連か
161	舞山	九森町カ	(年月日未詳)		「村田政義・白石 宗実・亘理元宗連 署状」	伊達家文書	従小斎少々舞山迄罷出 候間、其儘差置候事	『伊』 241 号	丸森町欠入前山か
162-1	九森	九森町	(永禄8年) 5月12日	15650512	[伊達輝宗書状取 意文]	[性山公治家記錄] —	仍テ佐藤土佐円森ヨリ 奥口へ差越サル	[仙中』編年 329 号	
162-2	九森	九森町	(永禄8年力) 5月12日	15650512	「伊達晴宗清状」	伊達家文書	仍まるもりへ申上候彼 書中	『伊』 228 号	
162-3	九森	九森町	(永禄8年) 5月12日	15650512	[伊達晴宗書状取 意文]	『伊達正統世次考』巻 之十下	放啓有告於円森之事以 献書	[梁] 605 頁	
162-4	九森	九森町	(天正5年) 5月15日	15770515	[伊達輝宗書状取 意文]	性山公治家記録巻之 三	翌日向金山, 円森及揺 両城麓之麦作無残	[石』302 号	
162-5	九森	九森町	(天正5年力) 10月16日	15771016	「相馬義胤書状」	東京大学史料編纂所 所蔵文書	去刻輝宗丸森之地へ下 着	[相] 編 491 号	

	「其口」= 黒木宗元 の居所= 丸森								「高壱」= 高野壱岐 守の居所 = 丸森か				明護山館か	明護山館か
[相]編 514号	『仙伊』191号	『仙伊』255号。『伊』 368号	『仙伊』256号	[仙伊』参考5号	『仙伊』 289 号	『仙伊』412号。『伊』 413号	『仙伊』418号。『伊』 414号	『仙伊』 1058 号	『仙伊』 1099 号	子母田 369	『仙中』留守家文書 48 号	[梁』601頁	『歴代古楽』第 2、 398 号	『仙伊』 885 号
兼又円森之地、于今相 支候、雖然、塞木口	其口用心、肝要第一ニ 候	九森・小斎・亘理江も 相談之上	年勿論、円森・金山へ 相談之上	丸森・金山・小齋・亘 理相談、油断ナキ刷ヒ 肝要ナリ	円森・小斎より助之義、 尤可及其理候	円森・小斎・同者日理 以相談候…円・小二而 述懐	此由日理・金津・圓森・ 小斎五六ヶ所へ	白石筋,丸森口へ動可 有様申来候	高壱・角田・こさいな と申あわせ	小斎丸森へ為相上可被 申候	然者来春円森警固之儀 頼御申候	因以書告之於円森亘理	兼日向金山構地利	字田,金山之通路江構 地利條上
別本歴代古案巻八	高橋靖夫氏所蔵文書	伊達家文書	遠藤正助氏所蔵文書	『治家記録』四	九森町金山図書館所 蔵文書	伊達家文書	伊達家文書	留守家文書	十二 [] [] []	石母田家文書	留守家文書	『伊達正統世次考』巻 之十下	「歴代古案』	「歴代古案』
15840724 「相馬義胤書状写」 別本歴代古案巻八	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状取 意文]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗消息写」	「石母田大膳ほか 書状写]	「牧野宗仲書状」	「岩城親隆書状取 意文」	[伊達真元書状写]	[伊達政宗書状写]
15840724	15880214	15880502	15880502	15880503	15880619	15890421	15890501	16000800	16001113	16291003			15830328	15830405
(天正12年) 7月24日	(天正 16年) 2月14日	(天正 16 年) 5 月 2 日	(天正 16年) 5月2日	(天正16年) 5月3日	(天正 16年) 6月19日	(天正 17年) 4 月 21 日	(天正 17年) 5月1日	(慶長5年8月)	(慶長5年) 11月13日	(寛永6年) 10月3日	(年未詳) 10月2日	(年未詳) 11月24日	(天正 11·12 年 カ) 3月28日	(天正 11·12 年 カ) 4月5日
九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町	九森町
162-6 九森	162-7 九森	162-8 九森	162-9 九森	162-10 九森	162-11 九森	162-12 九森	162-13 九森	162-14 九森	162-15 九森	162-16 九森	162-17 九森	162-18 九森	163-1 某城	163-2 某城

年前 13730000 [奥州余目記録] 余目家文書 寺で二是世保州春神。[仙中] 余目家文書 森卓取庫 寺で二是世保州春神。[仙中] 余目家文書 森卓取庫 第文大森・中島之事、[伊] 134号 5 15 15 06 02 [伊達順宗書状] 中澤川英夫氏所蔵文 奥口之事者、義直不動 [中] 156 号 第版院以後 [伊達加票書表] 「加申] 158 号 5 16 15 440729 [伊達順宗書状] 伊達順宗書表」 (伊達尼統世次考] 卷 現本不動堂・中目へも [加申] 166 号 「2九下 246 元 24	某城 九森町カ	R	(天正12年カ) 5月12日	15840512	15840512 [氏家守棟書状]	砂金家文書	随而御陳所へ長々御在『仙中』編年393号留之由	『仙中』編年393号	相馬攻めの際の陣 所か
15360625 (伊達龍宗書状] 伊達家文書	鉢森 美里町 (応 (6) (6)	(金)	安6,7年前		「奥州余目記録」	余目家文書	すてニ長世保卅番神ニ 築館給ふ、従大崎勢鉢 森二取陣		永正 11 年 (1514) 成立。彫堂七館か
15440729 「伊達暗宗書状] 中津川英夫氏所蔵文 <u>奥口之事者、義直不動</u> 15880106 伊達政宗書状] <u>養進氏所蔵文書</u> <u>切々不動堂・中目へも </u>	不動堂 美里町 (天 6 F	采,	文5年) 25日	15360625	「伊達稙宗書状」	伊達家文書	兼又大森・中島之事、 不動堂落居以来、彼地 楯籠候凶徒	[伊』134号	
15880106 (伊達政宗書状] (不動堂 美里町 (天 年 77)	子年で	ミ文 13 年か 16 カ) 月 29 日	15440729	「伊達晴宗書状」		與口之事者、義直不動 堂被攻責		
15460313 (伊達晴宗書状取 伊達市統世次考』巻 因是十五日可攻小泉	不動堂 美里町 (ラ	0.1	(天正16年) 1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	簑進氏所蔵文書	< m	[仙伊』166号	
9 月 16050926 「伊達政宗黒印状」 正楽寺文書 すかうの 左衛門太郎 1545022 [伊達晴宗書状取 [伊達正統世次考] 巻 六村田急迫衆、皆請遣意文] 中野常陸 中野常陸 之九下 大九下 田密喩	小泉 村田町 (3 3,	3, C	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取 意文」		因是十五日可攻小泉	[楽] 566 頁	
15450222	菅生 村田町 慶 26	26 쮈	9 月	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書		『仙伊』補遺 49 号	
15460313 伊達晴宗書状取 「伊達正統世次考』巻 平沢入手之時、村田亦	村田村田田 (3	0.2	(天文14年) 2月22日	15450222	「伊達晴宗書状取 意文」			561	
15470217 [伊達稙宗書状取 [伊達正統世次考』巻 競中中村将監在城自村	村田 村田町 (33g)	3	(天文15年) 3月13日	15460313	[伊達晴宗書状取 意文]				
頁以 16220017 「伊達政宗消息」 音野郁男氏所蔵文書 而、村田右衛門な輔所 へ…尚々、村田へつか いし條へく條	村田 村田町 (2	(天文16年) 2月17日	15470217	「伊達稙宗書状取 意文」		就中中村将監在城自村 田密廠	571	
16241117 [仙台藩奉行衆連 石母田家文書 Pと申者 署書状写] 7日日本町二居候遠山弥 [石母田] 180 平と申者 平と申者 平と申者 学と申者 学しませる (石母田] 188 参院而 (石母田) 188 参院而 (石母田) 188 を展而 (石母田) 189 を表示申候…村田のか マモニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	村田田村 村田町 脳		(元和8年頃以降か) 17日	16220017			此文はこ、明日夜明候而、村田右衛門太輔所へ…尚々、村田へのかがは田へかかけいのか、大田へのかいし候へへ候		
月 16241126 「遠山三七申状写」 石母田家文書 十月朔日に村田へ弥蔵 「石母田』188 参條而 16241217 「孫左衛門申状写」 石母田家文書 村田の一条雅楽助ト申 「石母田』189 者ニ売申候…村田のか い主…	村田 村田町 (1)	(寛永1年カ) 11月17日	16241117	[仙台藩奉行衆連 署書状写]	石母田家文書	村田本町ニ居候遠山弥 平と申者	『石母田』180号	
16241217 「孫左衛門申状写」 石母田家文書 村田の一条雅楽助ト申者ニ売申候…村田のかい主…	村田 村田町 2	₽ 7	1 年	16241126	「遠山三七申状写」	石母田家文書	十月朔日に村田へ弥蔵 参候而	188	
	村田 村田町 1	1	(寛永1年力) 12月17日	16241217		石母田家文書	村田の一条雅楽助ト申 者ニ売申候…村田のか い主…	『石母田』 189 号	

	[石母田』283 号	[伊』876号	[伊] 877 号	[伊』878号	[伊』3232 号	[相] 編 484 号	[伊』304号	『仙伊』874号	[仙伊』876号	[仙伊』1061 号	[仙伊』1087 号	『仙伊』 1156 号	[仙伊] 補遺 70 号	『仙伊』補遺 49 号
去廿九日ゟ村田へ参	早々村田江三人相談被 申へきよし御意候	於村田二御葬礼可申由 …三人共二村田へ参事 二候	此方村田へ御着被成候 間	今月六日ニ村田へ御着 被成候	号坂本・谷地小屋両地 属本意、先々返馬候	翌日者向坂本之地及行,塞小口取刷候	坂本之仕置等申付候 間、今遅々候	さかへ使者つかいし候 哉、可然候	の而日理・坂本之知行 不安内候…坂本ヲはし め、さかもと近辺之地 …坂本へ相付可然所を	駒ヶ峯両地共二、坂元 へ可相移候	坂元之地二、在陣可仕 候	四保 日理 坂本 駒 嶺	尚々、坂本二置申候両 人之衆、御身上すミ候 由	さかもとの するが
伊達家文書	石母田家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	田村月斎家文書·福 聚寺所蔵	伊達家文書	伊達家文書	中島家文書	[引証記] 十九	月	永沢家文書	古内重義氏保管古内 家文書	正楽寺文書
[伊達宗高 葬礼覚 書]	「石母田大膳書状 写」	「遠藤玄信外二名 連署状」	「遠藤玄信外二名 連署状」	「武山重信・堀越 重治連署状」	「伊達晴宗書状」	「相馬義胤書状」	「亘理重宗書状」	「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗書状写]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	「伊達政宗書状」	[伊達政宗黒印状]
16260000	16260817	16260828	16260908	16260908	15480304	15760416	15771125	15911200	15911200	16000901	16001003	16010811	16040812	16050926
(寛永3年)	寛永3年8月17 日	(寛永3年) 8月28日	(寛永3年) 9月8日	(寛永3年) 9月8日	(天文17年) 3月4日	(天正4年) 4月16日	(天正5年) 11月25日	(天正19年末カ)	(天正19年末カ)	(慶長5年) 9月1日	(慶長5年) 10月3日	慶長6年8月11 日	(慶長9年) 8月12日	慶長10年9月 26日
村田町	村田町	村田町	村田町	村田町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町
8 村田	田女	0 村田	1 村田	2 村田	1 坂元	2 坂元	3 坂元	4 坂元	5 坂元	5 坂元	7 坂元	3 坂元	坂元	0 坂元
169-8	169-9	169-10	169-11	169-12	170-1	170-2	170-3	170-4	170-5	170-6	170-7	170-8	170-9	170-10

		永正 11 年(1514) 成立		永正11年 (1514) 成立	村岡城か	[宮城]=利府	「宮城」= 利府か	要検討		[宮城]=利府	[宮城]=利府	利府城下町の地名
『仙伊』補遺44号	「石母田』70号	『仙中』余目家文書 16 号	『南東』1975 号	『仙中』余目家文書 16号	[仙中] 編年 335 号	[仙伊』99号	『仙伊』205号	[岩戦] 2、109号	[仙伊』3588 号	[仙伊』779号	『仙伊』 780 号	『宮』 692 号
坂本ら両人唯今参着之 由、宗是ら申来候	於坂本二市被相立候日	いな沢へ来間…稲沢西 城をつくへきよし…遠 州の代ニ西館をゆるす	村岡城警固事、勤原致 其沙汰候者	其後ハ村岡城、おと森へおり給ひて	仍政景村岡□□被乗取 候	二本松より宮城迄上下	校山・大まつさハ・た かきももちかね(でて、 おのおのミやきへとり のき候	今度利府表出張之所、 盛重以下松島高木郷出 張之由…早々利府寺崎 民部少輔改可被渡…利 府江可被渡	年人之上乍太義、宮城 へ来五日二出合	まつまつミやきへんこ 馬をたて候へく候	当号宫城令着馬條	中町検断…三日町…大町検断…三日町…大町検断…南町けんたん…八幡町けん断…東町けんが・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
仙台市博物館所蔵文 書	石母田家文書	余目家文書	奥州市水沢図書館所 蔵留守文書	余目家文書	三分一所家文書	斎藤家文書	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	大龍首藤文書	日本学士院所蔵『群鳥蹟』	湯目家文書	[月]証記] 十四	伊達家文書
「伊達政宗書状」	「與山大学他連署 札写」	「奥州余目記録」	「石橋棟義軍勢催 促状」	「奥州余目記録」	「伊達輝宗黒印状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	「葛西晴信書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状写」	「宮城之郡利府之郷検地名寄縢」
16000013	16210901	14500000	13761009	14290000	15700702	15870325	15880228	15900729	15901029	15901103	15901106	15950600
(慶長年間) 13 日	元和7年9月1 日	(室町期)	永和2年10月9 日	(永享年間カ)	(永禄12·13年 カ)7月2日	(天正 15年) 3月25日	(天正 16年) 2月28日	天正 18 年 7 月 29 日	(天正 18年) 10 月 29 日	(天正 18年) 11月3日	(天正 18年) 11月6日	文禄4年6月吉日
山元町	山元町	利府町カ	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町
坂元	坂元	稲沢	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)
170-11 坂元	170-12	171	172-1	172-2	172-3	172-4	172-5	172-6	172-7	172-8	172-9	172-10

					石巻市河北町説も			柴田町説も		:]= 亘理か				
					石巻口			出 米		「渡城」=				
『仙伊』 1008 号	『仙伊』補遺 49 号	『仙伊』1329 号	『仙伊』1886 号	『仙伊』1950号	『南東』 1133 号	[相] 編 484 号	『南東』685号	『南東』281号	『南東』303号	『南東』357号	『仙中』編年 306 号	[仙伊』88 号	『仙伊』255号。『伊』 368号	[仙伊』参考5号
利符 黒川 中新田	りふの 弥四郎	仙台 かはらの町 りふ 高城 ふかや	利府之あたりニ而うた せ候へく候	利府之とぢめ候百姓ニ	同廿五日、於持渡津馳 属御手、押寄府中南部 城	去十三向小堤打越、 在 4 所 4 放火	岡本三郎四郎隆弘馳参 渡郡萱野浜候畢	発向于渡郡河名宿	一族相共馳参河名宿、 令対治所々城郭	同五月中、馳向于渡城	仍自其口日理へ粮米不 被通候哉…彼地続候見 扱	亘理より、近日祝言之 由、承候	丸森・小斎・亘理江も 相談之上	丸森・金山・小齋・亘 理相談、油断ナキ刷と 肝要ナリ
佐藤文書	正楽寺文書	北海道開拓記念館所 藏斉藤家文書	仙台市博物館所蔵文書	亘理家文書	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	田村月斎家文書·福 聚寺所蔵	秋田藩家蔵文書十	磐城相馬文書	相馬市教育委員会寄 託相馬岡田文書	山名隆弘氏磐城国魂 文書	亘理伊達家文書	[] [] [] []	伊達家文書	『治家記録』四
[伊達政宗過所黒 印状]	[伊達政宗黒印状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「和賀義勝代野田 盛重着到状」	「相馬義胤書状」	[岡本隆弘着到状 写]	[相馬松鶴丸着到 状]	「相馬乙鶴丸代妙 蓮申状」	「国近行泰軍忠状」	154401126 「伊達稙宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書 状取 意文]
17 15950717	16050926	16120914	16160305	16161104	13520325	15760416	13430917	13370100	13370417	13371100	154401126	15861215	15880502	15880503
文禄4年7月17 日	慶長10年9月 26日	慶長17年9月 14日	(元和2年) 3月5日	(元和3年カ) 11月4日	正平7年3月25 日	(天正4年) 4月16日	康永2年9月17 日	建武4年1月日	建武4年4月17 日	建 武 4 年 11 月 日	(天文13年) 閏11月26日	(天正 14年) 12月 15日	(天正 16年) 5月2日	(天正16年) 5月3日
利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	涌谷町	巨理町	亘理町カ	亘理町カ	亘理町カ	亘理町	回種町	亘殭町	亘運町	巨理町
利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	利府 (村岡)	持渡津	小堤	萱野浜	河名宿	河名宿	田田	面	型回	国種	亘獲
172-11	172-12	172-13	172-14	172-15	173	174	175	176-1	176-2	177-1	177-2	177-3	177-4	177-5

								: A						
								天正 19 年カ						
	. [伊]		. [伊]		。[伊]									,
[仙伊』281号	』412号。	』412号	『仙伊』 418 号。 414 号	』433号	』441号。	[仙伊』536号	』702号	鰡 618 号	[仙伊』876号	[仙伊』877号	号 828 冒	』905号	『仙伊』 948 号	『仙伊』 1156 号
	[仙伊] 413号	【仙伊』		【仙伊』	[仙伊] 418号	「仙伊	『仙伊』	【相】			[仙伊]	『仙伊』		
の日理相談之上…日理 へも相理候間	日理へ之理る不入候… 圓森・小斎・同者日理	日理へ之理も不入候… 同者日理以相談候	此由日理・金津・圓森・ 小斎五六ヶ所へ	簑頸山二者、日理より 坂本方被相定候	日理へも談合候て、番 可被申付候	日理へ及便書候	今度自亘理被及注進候	佐竹御人数之事者、亘 理歟相馬二被残置	仍而日理·坂本之知行 不安内候…小十郎日理 二指置候へ共	尚々日理之事者、水損 干損…ましてや日理者 遠々之事ニ候条	此ころまて重宗被相抱 候わたりのうち	明日ハわたりへよるへ く候	せうなこん事、わたり へあつけ候間	四保 日理 坂本 駒嶺
志間泰治氏所蔵文書	伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	登米懷古館所藏登米 伊達家文書	伊達家文書	伊達家文書	[引証記』九	秋田藩家蔵文書巻 十一	中島家文書	涌谷伊達家消息	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	[引証記] 十七	仙台市博物館所蔵文 書	永沢家文書
158800523 [伊達政宗書状]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	15890501 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	15891026 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「白戸隆良書状写」	末カ) 15911200 「伊達政宗消息」	15911200 「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「伊達政宗伝馬黒 印状」
158800523	15890421	15890421	15890501	15890524	15890601	15891026	15900611	15901009	15911200	15911200	15911200	15920107	15930814	16010811
(天正 16年) 閏5月23日	(天正 17年) 4月 21日	(天正 17年) 4月 21日	(天正17年) 5月1日	(天正17年) 5月24日	(天正 17 年) 6月1日	(天正 17年) 10 月 26 日	(天正 18年) 6月11日	(天正 18年) 10 月 9 日	(天正19年末カ)	(天正19年末カ)	(天正19年末カ)	(天正 20年) 1月7日	文禄2年8月14 日	慶長6年8月11 日
亘璭町	巨理町	巨種町	回煙町	回煙町	亘璭町	巨種町	回煙回	回灘町	回雅町	回播回	回猫回	回猫回	回猫回	回攤回
直通	国	回回	町	町	回揮	回	回	国	回	回	回猫	回	回	町
177-6	177-7	177-8	177-9	177-10	177-11	177-12	177-13	177-14	177-15	177-16	177-17	177-18	177-19	177-20

							「其地」= 伊達成実 の最初 = 亘理				[其元]= 亘理か	[当地]= 亘理か	
[仙伊』1198号	『仙伊』 1199 号	『仙伊』補遺 71 号	『仙伊』 2214 号	『石母田』187 号	『石母田』 188 号	『仙伊』 2910 号	『仙伊』2845 号	『仙伊』3425 号	『仙伊』3446 号	『仙伊』 3449 号	[仙伊』3363号	[伊』295号	[岩戦] 2、207号
日理二者、安房守可被 相移由	其方之義、日理へ可有 御越候	日理ら水沢通也、以上	初菱喰兼而仰付候哉、 日理6打候而参候	伊予申分正三郎召遣申 候二付亘理へ弥蔵参候	日理へ参候…日理へ参 御町の九郎兵衛と申者 …日理へ罷越	来十一日其元へ治部大輔移初仕ニ付而、為休息ニ之丸ニ別而家共数 多族立置之由	疾二可為帰城存候処、 昨日其地へ被帰候由	漸明日辺日理へ可有帰 域之由…日理へ可申越 係	菱喰者、従角田・日理 一両度来候得共	早々明日日理へ御越、 可然候	一両日中二其元へ下着	当地之事、尚以由断申 間布候間	日理へ可被御立寄候
仙台市博物館所蔵片 倉家文書	亘理伊達家文書	猪狩家文書	月	石母田家文書	石母田家文書	売立目録	亘理伊達家文書	亘理伊達家文書	中村文書	亘理伊達家文書	亘理伊達家文書	伊達家文書	東和菊池文書
16021231 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	[伊達政宗伝馬黒 印状]	[伊達政宗書状案]	「半沢伊予書状写」	「遠山三七申状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状]	[亘理元安斎元宗 書状]	「伊達成実書状」
16021231	16021231	16041203	16200901	16241126	16241126	16250401	16270226	16270528	16280902	か6 16280910	16350704		
(慶長7年) 12月晦日	(慶長7年) 12月晦日	慶長9年12月3 日	(元和6年) 9月1日	(寛永1年カ) 11月26日	寛永1年11月 26日	(寛永2年以降) 4月1日	(寛永4年) 2月26日	(寛永4年か6 年か8年カ) 5月28日	(寛永5年か7 年か) 9月2日	(寛永4年か6 年か) 9月10日	(寛永 12 年) 7月4日	(年月日未詳)	(年未詳) 2月晦日
巨選町	巨選町	亘殭町	亘運町	亘理町	回種町	直理町	亘殭町	巨理町	亘魓町	亘理町	亘理即	亘璭町	亘運町
177-21 亘理	177-22 亘理	177-23 亘理	177-24 亘理	177-25 亘理	177-26 巨理	177-27 亘理	177-28 亘理	177-29 巨理	177-30 巨運	177-31 巨理	177-32 亘理	177-33 亘理	177-34

		「当地」= 宮城県内 か	「其の地」= 宛所の 飯野孫右衛門の居 所	号。		「在番」= 不明	大町民部大輔の居 所か	霧窪治部少輔の居 所か	新沼城から退城した大松沢・高城・ 長江氏らの帰城の こと	「其元」= 中島宗意 の居所	号 「其地」=利府か	号 「其地」= 葛西重俊 の居所	
[梁] 601 頁	『南東』624号	[古』302 号	[梁] 566 頁	『仙中』編年 337 号。 『伊』 250 号	[福』873 頁	[仙伊』146号	[仙伊』195号	『仙伊』 196 号	『仙伊』 235 号	[仙伊』278号	『仙伊』補遺 99 号	[仙伊] 補遺 293	『伊』543 号
因以書告之於円森亘理	凶徒方大将石塔入道楯 被打落候了	去九日当地迄罷出候, 十八日黒河へ進陣	於其地日々夜夜辛労不 勝言	当地御再興之時分候之 間	仍当表之事、追日敵地 取詰候	彼飛脚于今在番、幸候 馬	今度其元へ早打之儀	今度其元へ早打之儀	無指義、各々令帰城候	尤其元境々無油断様任 入候	其地江被打越候二付而	又於自分も其地通信之 義、可為本望候	一、其城いかやうにも候て城を御請取條か…其城御済可然條…明後我等其地の発展…明後我等工
『伊達正統世次考』巻 之十下	肥後阿蘇文書写第四	個人蔵	『伊達正統世次考』巻 之九下	伊達家文書	佐竹文書	[3]証記』二	所蔵者不明	[月]莊記] 三	白土文書	所蔵者不明	多賀城市教育委員会 所蔵天童家文書	白井節子氏所蔵文書	伊達家文書
「岩城親隆書状取 意文」	「北畠親房御教書 写」	「伊達晴宗書状」	「伊達晴宗書状取 意文」	[白石宗実書状]	「伊達輝宗書状」	「伊達政宗書状写」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	158800516 「伊達政宗書状」	[伊達政宗書状写]	「伊達政宗書状」	「蒲生氏郷書状」
	13420526	15410812	15460313	15700823	15770502	15871016	15880216	15880216	15880406	158800516	15880920	15881004	15901120
(年未詳) 11月24日	(興国3年) 5月26日	(天文10年カ) 8月12日	(天文15年) 3月13日	(永禄·元亀年 間カ) 8月23日	(天正5年) 5月2日	(天正 15年) 10月 16日	(天正 16年) 2月16日	(天正 16年) 2月16日	(天正 16 年) 4 月 6 日	(天正 16年) 閏 5 月 16 日	(天正16年カ) 9月20日	(天正 16 年) 10 月 4 日	(天正 18 年) 11 月 20 日
回揮即	宮城県カ	宮城県	宮城県	宮城県カ	宮城県	宮城県	宮城県カ	宮城県カ	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県
田田	石塔 入道楯	某	某城	某城	某	米	米	某	某城	米	某城	米	洪 英
177-35	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190

宮城県		(天正 18年) 11月 20日	15901120	15901120 [蒲生氏郷書状]	伊達家文書	かたはし二理申城なと ハ…城々證人等におよ ハす、城わたし候ハん	[伊』544 号	
宮城県		(天正 18 年) 12 月 26 日	15901226	「和久宗是書状」	伊達家文書	ならハ 一探もち候城々ニ…い つれの敵城にも	号 698 [色]	
宮城県		(天正19年) 1月11日	159101111	「伊達政宗書状」	渋谷和邦氏所蔵文書	大一揆城々明渡義、不 通…此度城請取事相澄 候者	[仙伊] 補遺 141 号	
宮城県		(天正19年) 1月14日	15910114	「新山胤治書状」	伊達家文書	不限其地御抱立者罷成 間敷候	[伊』575 号	岩出山か
宮城県	. 14	(天正19年) 3月8日	15910308	「伊達政宗書状写」	[引証記] 十五	城ヲ拵、館ヲ築、可有 其構候哉	[仙伊』824号	大崎·葛西一揆関 係
宮城県	m1	(天正19年) 6月8日	15910608	「伊達政宗書状」	佐々木繁吉氏所蔵文 書	自其地直二出陳尤二條	『仙伊』3598 号	「其地」= 白石宗実 の居所
宮城県		(天正19年) 7月3日	15910703	[伊達政宗書状写]	[豊臣記]	大崎中過半城々逃明候 内…葛西過半城々開逃 仕候間	『仙伊』843 号	
宮城県	些	(天正19年) 7月3日	15910703	[伊達政宗書状写]	水府明德会所藏 [名将之消息録]	大崎中過半城々逃開候 内…葛西過半城々開退 候間	『仙伊』3601号	
宮城県	当	(天正 19 年) 7 月 15 日	15919715	「浅野長吉書状」	伊達家文書	次所々城々之騰は、何 も御わらせ條て可然存 候	[伊』599 号	
宮城県	些	(天正 19 年カ) 7月18日	15910718	「伊達政宗書状」	個人蔵	其地□越已後、内々無 心元候刻	『仙伊』3602 号	「其地」= 石母田景 頼の居所
宮城県	些	(天正 19 年) 7 月 28 日	15910728	「伊達政宗書状」	伊達家文書	依 之 葛 西 之 残 党 等、 城々退散候之間	『仙伊』854号。「伊』 607号	
宮城県	些	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状写」	[9]証記』十五	葛西之残党等城々退散 候間	[仙伊] 855 号	
宫城県	当	(天正 19 年) 8月7日	15910807	「浅野正勝書状」	伊達家文書	城々破却被申付候		
宮城県	当	(天正19年) 11月7日	15911107	「蒲生氏郷書状」	松藩搜古所収文書	木伊勢 父子上洛之由、 城受取之尤ニ而候	[福』623 頁	

なとニハ 「仙伊』890 号 ナはぢニ	よせ候『仙伊』896号	こて雨も 『仙伊』1103 号	F條 [仙伊] 1058号 「陣屋」=北目城か 白石城か	勢…境目『仙伊』参考 39 号 之儀、内	々、何も 『仙伊』補遺 108 号	っし候『仙伊』1088号 片倉景綱の居所	番、油断 『仙伊』1091 号 桑折宗長・白石宗 直らの居所	雪も浅	か、かた 『仙伊』3634 号。1112 宮城県か福島県 号	計を専一 『仙伊』1126 号	夫二拵候 [[仙伊]] 1127 号
やうかいせめなとニハ われ人身ニかけはぢニ 成事	今度替番めしよせ候 条、今般返し候	ちんやゆたんにて雨も り像いんと	爰元陣屋察入存候	今度其許為加勢…境目 之事者…其地之儀、内 外啐啄有之様	我等手前之城々、何も 堅固候	早々其地へうつし候 由、可然候	乍勿論、其地番、油断 有間敷候	作去当地辺者、 御坐候	山中取出ハいか、かた まり候や	手前之普請構計を専一 可仕候	面々城なと丈夫二拵候
針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	中島家文書	高橋由紀子氏所蔵文書	留守家文書	「開老遺事」	魚澄俊行氏所蔵文書	子	登米懷古館所蔵登米 伊達家文書	慈光明院所蔵文書	我妻建治氏所蔵文書。 『片倉代々記』六	留守家文書	土井文書
「伊達政宗消息」	「伊達政宗消息」	月・16000728 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状取 意文」	「伊達政宗書状」	16001005 「伊達政宗消息写」	16001009 「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	「伊達政宗書状」	16010322 [伊達政宗書状]
		16000728	16000800	16000900	16000914	16001005	16001009	16001215	16010219	16010320	16010322
(天正年間カ)	(天正年間カ)	(慶長5年7月· 8月) 28日	(慶長5年8月)	(慶長5年) 9月日	(慶長5年) 9月14日	(慶長5年) 10月5日	(慶長5年) 10月9日	(慶長5年) 12月15日	(慶長6年) 2月19日	(慶長6年) 3月20日	(慶長6年)
宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県
某城	某城	某	某城	某	某城	某	某	某	某城	某城	某城
205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216

ことわっておきたい。 映されていないという点において、 型ウイルス感染症の流行により、 思ったからである。ところがまことに残念なことに、 査を実施したいと思っている。 先に鄭韓故城を訪問し、 な準備のもとに執筆されたものではないことを、 なってしまった。当然えられたであろう未知の知見が反 れば、またおのずから新しい感覚が生まれるであろうと 台の遺構を訪ね、 るであろうし、 先生にお会いすれば、 執筆する予定であったものである。 洧水や溱水の川べりをそぞろ歩き、 中行遺跡を見学し、 直接有益な情報をうることができ 疫情が終息したあかつきには真っ 本稿の不備をうめるべく現地調 現地訪問が不可能に 本稿が必ずしも十全 樊温泉先生や馬俊才 小城遺跡を踏査す

付記二 者・ ための遺跡現 代都城の宮廟官寺・門朝城郭配置構造を正確に復原する 部である。 本稿は科学研究費・ 谷口満東北学院大学文学部教授) 現地共同 日 調 国際共同研究強化 査 1 9 K K による研究成果の 0 0 B 13研究代表 中 菌 歴

800m ٥ 春秋鄭国都城平面概念図 閣 時門? 小 張 1師之梁門? 北政 洧水(双洎河 逵市 · 溱 水 (黄水河) 侯 吳 ②3 1 金 (熱) /后 地下残存城基 地上残存城壁 河 想定洧水旧河道? 図 7

戦国時代になって建造された可能性が高

小結

おりである。
みようとするところにあった。結果を簡単に要約すれば以下のとみようとするところにあった。結果を簡単に要約すれば以下のと秋鄭国都城と戦国韓国都城の門朝・城郭構造を少しでも復原して、春本稿の目的は、文献資料と鄭韓故城の考古知見を照合して、春

春秋鄭国都城についていえば、いわゆる西城は機能的には西郭

業区・ 隔壁の建造年代については、春秋時代にはまだ建造されておらず、 変化がなかったと思われる。 外郭式構造をもつ西郭と内城をもたない東郭が西と東に連結して 城外郭式構造をとっていた。 であり、 いたのである。この構造は、 郭域には内城に相当する区画はなく、 中小型墓区などがあちこちに分布していた。 その中に内城が存在していて、その西郭を外郭とする内 いわゆる東城も機能的には東郭であ なお、 戦国韓国都城になっても基本的には 西郭と東郭を隔てるいわゆる 居住区・手工業区・商 つまり、 内

西郭内における内城の配置位置についてははっきりしないもの 西郭の中央から北よりにかけての場所に配置されていた可能性が 高い。戦国韓国都城の内城もやはりほぼ同じ場所に配置されていた可能性が たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北 たと考えられるが、あるいは鄭国都城のそれに比べて、やや西北

の結論としたいと思う。

「問いはあるが、ともかく以上の内容をもって、とりあえずに、これは、いっても、思いついたのはわずかこれだけであり、しかも誰でも思いつきそうな単純で簡単な内容である。性は、これが、
は南面していたことになり、
を西朝東型であったとは考えにくい。なお、
にないと思う。

付記一 本稿は、本来、新鄭市鄭韓故城を現地訪問したのちに

議論そのものが不可能な情況にある。しても生じてこようが、残念ながら何の推測資料もなく、それは奥の路寝は、はたして存在したのであろうかといった問題がどうる。なお、こう想定してくると外朝のその奥の内朝、さらにそのて、まさしく正面突破を試みたものであったと考えられるのであ

、師之梁、という字面の意味から出発して、ここまで考察を進めることができたのは、西郭内における洧水の流向が確認されているうえに、中央西北よりに宮城区や宗廟区と目される遺跡区画が発見されているなど、相応の考古知見が得られているからである。もしこういった考古知見がまったく存在していなかったならる。もしこういった考古知見がまったく存在していなかったなら、は、以上の考察などは紙上の空想として一顧だにされないであろう。

難な情況にある。今後の考古学的発見をまちたいと思う。復原したいのであるが、今のところ文献・考古ともに資料的に困時代の情況であり、できれば戦国韓国都城時代の情況を少しでもなおはじめにことわったように、以上はもっぱら春秋鄭国都城

・今洧水自鄭城西北入而東南流、逕鄭城南城之南門内、……、経注』「洧水注」が残す次の記事に触発されての推測である。

さらに大胆な推測を提出することをご了承願いたい。

それは

小水

文献伝承と考古知見の照合を終えるにあたって、最後に一つ、

水南有鄭荘公望母台。 ・今洧水自鄭城西北入而東南流、逕鄭城南城之南門内、……

く、『水経注』の時代、そこにはまだ、南門、が残存していたといる鄭城南城とは鄭国都城時代の西郭南郭壁であるにちがいな鄭韓故城平面図と照らし合わせると、その内側を洧水が流れて

いうのである。

も一直線上に並んでいるような文意にとれるのである。ことを記す、この叙述のありようからは、南門と望母台があたかそして、一文をはさんで洧水の南側に鄭荘公望母台が残存する

らざるをえないであろう。 城平面図を見ている者にとっては、この文意はどうしても気にな逆なのか、その位置関係すらも記していないのであるが、鄭韓故疑問も多いし、そもそも南門が北で望母台が南なのか、あるいは

が によるとすると、 ていたという一つの初歩的な推測を提出したいと思う。 はこの直線を中心軸に、いわゆる小城を内部に含む形で配 あるかどうか疑問が残るところではあるが、春秋鄭国都 ないであろうし、そもそも望母台の位置からして、 中軸線が設定されたいたかどうかは、軽々に判断することは 真ん中を通っていることが確認される。 北三二〇メートル×東西五〇〇メートルのいわゆる小城 残部地点が、 中央に位置する城門 ベターであることになる。はたしてどうであろうか。 そこで平面図を今一度詳細に凝視してみると、 ほぼ南北の一直線上にあり、 先にあげ (G1)と望母台の遺構と伝えられ た内城 候補地I· 春秋鄭国都城時代に しかも、 Ⅱのうち、 西郭北京 その 往時 この る南 郭壁 \prod 城 のままで 直 の内城 0) 置され ほ ぼう 郭壁 ほ 南 が 南

この内城 面 あろう。 にもその執行場所となったであろう。 前に整列している軍団に臨み、 外前 内城の三朝で所定の儀式を終えた句践は、 面 の壇列・ 軍団の配置場所は、 出陣式を執り行ったのである。 おそらく凱旋式の際 内城外に出 7

くる。 軍団 くぐって内城の内にもどっていったのである。 軍団を迎えてこの広場での凱旋式に臨み、 師之梁を渡って行軍していく軍団を見送ったのである。そして、 は師之梁門から出てこの広場での出陣式に臨み、 の北岸の広場であったに相違ない。 における、師之梁、の場所と機能が、そうとう正確に復原されて 「が帰還した際には、 国 鄭の軍団が整列する師之梁門前の場所は、 [都城のこのような内城内外の情況を援用すると、 師之梁門から出て、 軍団が出発する際には、 式が終れば師之梁門を 師之梁を渡ってくる 式が終了すれば おそらく師之梁 鄭 菌 鄭公 都 城

理解されてくるからである。 内 弱というわけでは決してない。 ましすぎるとの批判を受けるかも知れないが、 可能性が高いことになる。]城内の外朝を出入する門である。 ということは、 ・盟国人于師之梁之外、という表記の意味が、 師之梁門は三朝三門配置にいう庫門に相当する 庫門とは内城の最南門であり内城外と なぜならこの想定に従ってこそ、 この想定はさすがに想像たく しかし、 かなり明解に 論拠が薄

か

ゃ

は外朝に面する雉門に出御し、 であった。 の合議にあずかるために国人が集合する場所は、 稿で明らかにしたように、 国人が庫門をくぐって内城外から外朝に入ると、 玉 訓令や合議が始まるのである。 暑の 訓令を聞き、 原則として外朝 時として国事 国 莙 L

> 朝において実施されたはずである たがって、 国君と国人が盟をたてる場合も、 それは原則として外

ざわざ 付け、 ない。 にも、 うのが原則であるが、この場合は異例にも大宮で盟わざるをえな に集合しただけでそこで盟わなければならなかったのであろう。 鄭簡公と盟わなければならないのであるが、武力衝突が発生して ら国人は師之梁門をくぐって外朝に相当する広場に入り、 権伯有の専横に対して勃発した内乱の経緯を記した一連の記 思われる事例に、 き場所で盟が実施されず、原則からはずれた場所で実施され いる緊急事態であり、 『春秋左氏伝』は緊急事態によるその異例性を表示するために 部であり、 ったという意味が表示されているのかも知れな ところが 、及其大夫盟于大宮、という表記も、本来大宮以外の場 そのような原則はずれの事例が生じたことは想像にかたく 内乱鎮定の体制を整えたことを伝えたものである。 今問題にしている『春秋左氏伝』襄公三十年の記事は、 **〝師之梁之外〟という表記を使用したのにちが** 『春秋左氏伝』を読過してい 鄭公 しばしば出くわすことになる。 (簡公) 師之梁門をくぐる余裕はなく、 が大夫・国人と盟ってその支持を取 くと、 本来実施 国君と国 師之梁門前 ざれ そこで 本来な |人の盟 で盟 たと るべ 事

之梁門に城門攻撃をしかけたというのは、 城門であり、 いことを、 以上の考察に従って、「師之梁門」 その内側には外朝に相当する広場が存在してい 自己の意見として提出しておきたいと思う。 その機能は三朝三門配置における庫門のそれに相当 とは鄭! 内城への侵入をめざし 玉 都 城 た可 贠 城 楚軍 南 城 が師 が高 壁

というものである。 軍に対して城門の上から矢弩が浴びせられて突破は 分のそれをあわせながめれば、 んでくる想定は師之梁門は内城の城門であろうというぐらいがせ されることになろう。二つの記事をじっとながめていても、 とは考えにくいから、 たというものであるが、 れていたのであろう。 要な城門であり、それだけにこの門には強固な防御施設が設置さ である。 軍は出撃してきた兵士九人を捕獲しえただけで終わったというの 梁門とは、 のことであるから、これを渡った楚軍が城門攻撃をしかけた師之 ぜいなのであるが、 師之梁門は、 洧水の内側にある内城の城門でなければならない。 しかし、 後者は師之梁門の外側で鄭公と国人が盟っ 師之梁門はやはり内城の城門であると想定 鄭国にとっては死守しなければならない 郭門の外側のような場所で盟がなされる 鄭韓故城平面図、 もう少し詳細な想定が可能になる とりわけ西郭部 かなわず、 浮か 楚 重 楚

があり、 梁に面している内城の城門でなければならない。 であろう。 が師之梁、とよんだか、 そらく出陣式や凱旋式を橋上で挙行する橋梁があり、 とは軍団が布陣する、 ~師 、も単 路と内城の位置関係から、洧水にかかる橋梁とみてまちがいない。 は単純に考えて、橋梁、 ったい その側にかかる橋梁を、師之梁、 ·純に考えれば軍団のことであろうから、つまり、師之梁、 したがって *師之梁、とはどのような意味であろうか。 洧水にかかる橋梁という意味になろう。 **「師之梁門」とはその「師之梁」という橋** あるいは出陣式や凱旋式を挙行する広場 のこととであろうから、 とよんだか、 西郭内の洧 面しているとい その橋梁を まず いずれか お

> が、 まちがいない。 を攻撃したいう方向を考えて、 西郭内の洧水の流向からすれば、師之梁門は、 城門からは洧水の る内城の一番外側の城壁に穿たれた城門であることになり、 うからには、外からは見えない内城内の門ではなく、 .城の 楚軍が 西城壁か南城壁かのいずれかの城門であったことになる 、南里、に入り、楽氏で洧水を渉り、進んで師之梁門 流れがごく近くに望見できたであろう。そして 南城壁の城門であると考えてまず 洧水に面している から見え その

内

とは次のようなものである。 の一文なのであるが、そこに示されている内城内の三 越王句践が呉王夫差との決戦に出陣していく様子を描いたのがこ 門構造を伝える『国語』「呉語」の一文がどうしても浮かんでくる。 論じてここにいたると、前稿で引用した春秋越国 相当する朝 1 路寝に相当する朝 —内城外 ―2:内朝に相当する朝 すなわち、 内から外に向 留都城 3 朝 かって、 の三 三門 朝三

增列, の 外へ出た、その門前の広場に整列している軍団を指すであろうし、 記されている。この れている場所へ行き、軍鼓を叩かせて閲兵し、 めて号令し、そしてこれら一連の行動 という三門を通過してなされていたのである。 人に別れを告げ、2の朝で大夫に別れを告げ、 |朝が配置され、その出入が、 1 の朝―(路門)―2の朝―(雉門)―3の朝 とは兵士たちと誓をたてる祭壇のごときものをいうので 、軍、とは庫門に相当する門をくぐって内城 魯都都 ののち、 :城曲阜を例にとれ *"*軍 3の朝に国人を集 /壇列/ 句践は1 -(庫門) へ至ったと が設置) | | 内 の朝で夫

株之門も純門もおそらく北郭壁か東郭壁の郭門であり、 広大な東郭域に侵入したわけである。 ればあるいは溱水を渡らずにすんだかも知れない。要するに、 どは困難でなかったろうし、それに地勢を利用してうまく迂回す にどこかで溱水を渡らなければならないが、 すればよいからである。 入るためには、パターン二を使って東郭の北郭壁か東郭壁を突破 区が並ぶ東郭内に存在したにちがいなく、 のようなマーケット区画は西郭内ではなく、 部隊が集結した逵市とは大道に面したマーケット区画であり、 が、パターン二であろうことが容易に想定される。 であろう。とするとパターン一かパターン二かということになる 六百乗の戦車が洧水の流れを敢えて渡るような作戦は立てがたい を流れていたとすると、 に洧水を渡って侵入したとは考えにくい 六百乗という戦車部隊であるから、 の郭域に侵入したのかはもちろんはっきりとはわからない。 もちろんその場合、 洧水の渡河→郭壁の突破の順になるが)。 南側から郭壁を突破してさら (もし洧水が郭壁の外側 したがってその東郭に 当然居住区・手工 水量からして洧水ほ 郭壁にとりつくまえ なぜなら戦車 そこから ただ 桔 そ 業

軍が退却していったというのが、 違いや諸侯救援軍の発動といった理由が重なって、 ところであろう。 見越して、侵入前に桐丘への逃亡を企てたというのも無理からぬ 晩内城への攻撃を試みてくるはずであり、 いるとなると、 六百乗もの大戦車部隊が、 鄭国側にとってこれほどの脅威はない。 ただ今回は、 東郭内のマーケット広場に整列して 罠かも知れないと疑った楚軍の この記事の伝えているところな 内城へ 、侵入されるのを 戦わずして楚 楚軍は早 勘

のである。

内

あろうか。 におく意見に対して一つの反証となると思うのであるが、 この『春秋左氏伝』荘公二十八年の記事は、宗廟・社稷を東郭内 えようがない。すなわち、 社稷は存在せず、宗廟・社稷は内城内に存在したからだとしか考 侵攻を試みたのはなぜだろうか。それは、そもそも東郭内に宗廟 からである。ところがそのような行動にでることなく、 果であり、 拠と管理は、 した宗廟と社稷の制圧にとりかかったであろう。宗廟と社稷の 郭内の逵市に陣取った楚軍は、 画が宗廟・社稷であったならば、六百乗の大戦車部隊でもって東 鄭国祭祀遺址」 および金城路遺跡 の市政府北側 さて、ここで問題にしたいのが、前章で紹介した、 主将子元としてもそれで十分満足な結果だったはずだ 楚軍にとっては鄭国の滅亡に等しい、 』の意見である。もしほんとうに東郭内のこの (政)にあて、社稷をやはり東郭内の中行遺跡 (①)·城市信用社遺跡 楚軍が東郭に侵入したことを伝える、 次の行動として当然、 <u>2</u> にあてる、 嚇嚇たる大戦 宗廟を東郭 近くに存在 内城への 「新鄭 3

〔師之梁門

鄭国都城の師之梁という門は、二つの記事に見えてい

- 獲九人焉。 (楚軍) 入南里、 渉于氾而帰 堕其城。 (『春秋左氏伝』 涉於楽氏、 門于師之梁。 襄公二十六年
- 乙巳、 左氏伝』襄公三十年)。 鄭伯及其大夫盟于大宮、 盟国人于師之梁之外

前者にみえる、楽氏という場所で渉ったという河川は当然洧水

いかねる。 どちらが実際の内城の配置に近いかは、この段階ではなんとも言 しまうから、これを除外するとすれば、 するし、いやそもそも南城壁が李家楼と重なり合うほどになって かなり離れているはずであるという、 前章で提出した条件に抵 残るはⅠとⅡになるが、 触

梧

玉

みると、´鄭大水、 らでも、 いずれにしろ、 あわせて鄭韓故城平面図における西郭内の様相を参照して 推測して復原することができるのである。 以上のように、 洧水は郭壁の内側を流れていたという大前提に 龍闘于時門之外洧淵〟というごく短い記事か 西郭内の情況をわずかなものではあるけ

げた記事なのであるが つの記事を取り上げ説明しておきたい。それは前稿でも取り上 なお、先にあげた春秋鄭国都城の郭域への侵入方法に関連して、

莊公二十八年)。 楚師夜遁。鄭人将奔桐丘、諜曰楚幕有烏。乃止(『春秋左氏伝 及逵市。 梧·耿之不比為旆、 子元以車六百乗伐鄭、 縣門不発。 闘班·王孫游·王孫喜殿。衆車入自純門 楚言而出。 入于桔柣之門。子元・ 子元曰、鄭有人焉。 ·闘御 諸侯救鄭、 彊 闘

を流れていたと仮定しておきたい。ただ、そう仮定しなくとも、 は文意のとりがたいところがあるのであるが、 論述の主旨には直接影響しないはずである)。この記事の中段に 能性を否定しきれないが、この時点でもやはり洧水は郭壁の内側 ものであり、先にのべたように洧水が郭壁の外側を流れてい というものである(この記事は鄭成公十三年・前五七二年以前の 大要次のように解 た可

してよいであろう。

読

となった。 情報が入り、楚軍はあわてて夜中に遁走した。一方、実は鄭 ある。そうこうするうちに諸侯が鄭を救おうとしているとの というが、彼は罠であることを信じて疑っていなかったので ることができず、楚軍の意図が敵にもれる恐れがないからで にちがいないと判断した楚軍は、互いに楚言を話しながら退 まえていたものの、いっこうに発射されてこない。これ みたが、当然内城城門の上から矢弩が飛んでくるものと身が るありさまです」と報告したため、 撤退していてもぬけのからで、軍幕にはカラスがとまって していたが、 りきれないと判断しており、都城をすてて桐丘に逃げようと 公たちは罠をかけたわけでもなんでもなく、すでに内城を守 けることのできる有能な軍師がいるにちがいない」といった ある。退却にあたって主将子元は「鄭には、巧妙な罠をしか を発見することができるし、楚言のみを使えば敵兵は聞き取 却することにした。楚言で話をすれば、紛れ込んでいる敵 逵市にまで到達した。いよいよ内城を攻撃しようと近づいて 孫游・王孫喜がしんがりである。 楚の子元を主将とする楚軍は、六百乗の戦車部隊でもって鄭 ・耿之不比が旗さしものを立てて前陣をつとめ、 の都城を攻撃し、桔柣之門から入った。子元・闘御彊・ 楚軍の様子を探ってきた間諜が 戦車部隊は純門から入り、 桐丘への逃亡は沙汰止 「楚軍はすでに 闘班・ は罠 王

楚軍が先の三パターンのうち、どのパターンを使って鄭国都城

う前提に立って議論を進めることになる。

ずれ考察を試みてみたいと思う。 は、 そって流れているのであるから、 都城建造当初から西郭内のほぼ真ん中に洧水流路を取り込んだの うとうに高いと予想される。このような危険性を度外視してまで、 それにしても、 なぜであろうか。 西郭内の 東郭内の洧水は南辺を流れているのであるから 洧水は西北から東南にあたかも対角線上に 他の先秦都城の類似例と比較しながら、 郭内への洧水洪水の危険性はそ VЭ

おいてである。 さて、この大前提がもっとも効果を発揮するのは、 次の一文に

鄭大水、龍闘于時門之外洧淵

玉

人請為禜焉

(『春秋左氏伝

ここにいう〝大水〞 がどのような災害状況をもたらしてい るの

過するのであるから、 を流 願いでたというのが、 龍が闘っていることに起因すると考えた都城の人々は、 東城壁の外側を通過するはずがなく、 郭内部を西北から東南 水のさらに内側の門、 淵があるという時門は、 の氾濫を意味しているであろう。この大水害は洧水の淵で二頭の かは知られないが、 | 闘いを鎮めるお祓いの儀式を実施するべく、 れているという大前提を前にすれば、 都城の居住民にとってはそれは何よりも洧水 日の方向 この記事の意味である。 つまり時門は内城の西城壁かもしくは南城 つまり内城壁の門でなければならない。 もちろん洧水の外側の郭門ではなく へと流れる洧水の流路 西城壁と南城壁の 時門の外にその洧水の 当局にその許可 洧水は郭壁の内 ば、 そこでそ 外側を通 北城壁と 襾 洧 .侧

壁の城門であることになろう。

0

ろではなかろうか その距離はいわば可視の範囲、 で内城へ流入する危険もあったであろうことなどを考慮すると、 る洧水東側・北側の面積や、おそらく洧水の洪水が時門におよん ・距離であるが、 そして、時門之外洧淵、という表記から想定される時門と洧 鄭韓故城平面図からうかがわれる西郭内におけ 長くても数百メートルというとこ

城 図 の位置として、 右のような事情に洧水の屈曲情況を加えて想像してみると、 **6のⅠ・Ⅱ・Ⅲ**)。このうちⅢは、 おそらく次の三区画が浮かんでこざるをえない 内城は李家楼鄭公大墓から 内



法五)。 が存在したのであ ことができない。 が存在したのであれば、 のまま陸路を進んで内 のであれば、 ればその突破作 南郭壁の突破作戦 内 城に近づい 城に進軍していくまでであるが、 その隔壁を突破しなければ内城に近づく 戦 ていくもので、 洧水の渡河作戦 が不可欠な作戦である もし隔壁が存在 (及び もし隔壁)隔壁 (方

る 氏伝』襄公元年が伝えているのはもちろん三番目のパターンであ パターン(方法二)、郭壁を突破して、ついで洧水を渡河するパター (方法三・四・五) 溱水を渡河して、 一将が帥 てみれば、郭壁の突破だけで郭域に侵入するパ 61 、る諸侯軍は、 の三パターンということになろう。 ついで郭壁を突破して郭域に侵入する 西 郭の 西郭壁か南郭壁か、 『春秋左 ある 方 Vi

まとめ

ターン

61

という記事は、 との間に、激しい白兵戦が試みられたであろう。、敗其徒兵於洧水、 てみれば、 兵が流れを渡ったに違いなく、 事には明記されていない 車戦ではなく歩兵戦が中心となったことは容易に想像される。 るから、 面 は 東郭の が敗北したことを伝えているわけである。 一めなければならない。 前 !を流れる洧水の渡河作戦を試みることになった。 第二防御線である洧水で、 南郭壁のどこかで郭壁を突破して郭域に侵入し、 第一 このような渡河作戦における歩兵戦の結果、 防御線である郭壁がすでに突破されているのであ が、 渡河の攻防戦となると、 侵入軍も歩兵部隊を投入して一 それを阻止しようとする鄭の歩兵 敵軍の渡河を何としてもくい この結果は、 機動性からして 鄭 菌 回側にし 侵入軍 つい 兵 鄭国 記 で

7

(V

13

0) 0) 0)

その進軍は実行されなかったというのが、 ことを意味しているが、 洧水を渡りきって、 Vγ 実際には内外のさまざまな政治情況 よいよ内城へ進軍してい 事の顛末であ く態勢を整えた

が

ろう。 るが、 その記事の時点での洧水は、 くとも成公十三年 能性は否定できないが、ともかく前五七二年時点では内 ある時点で洧水の流路が郭壁の外側から郭壁の内側に変わ 壁・河流の位置関係は、すでに春秋鄭国都城の時代からそうであ 東郭南郭壁の内側 すなわち、 たことが確認されるのである。 き察の大前提であり、 う『春秋左氏伝』 通り郭壁の内側を流 たとみて間違いないであろう。 いたのであり、 側 壁の内側 まず郭域に侵入し、ついで洧水のほとりで鄭の歩兵を敗っ おいては、 滅することになり、 文を冒 もっとも魯襄公元年 郭壁の内側を洧水が流れていたことを確かに示している。 であったかも知れないという、先にあげた可能性はここに 鄭韓故城平面図が表示している、 「頭にかかげたに他ならない。 成公十三 (東側・北側) 以降、 (前五七二年) 襄公元年のこの記事は、 (東側・ 一つの大きな不安から解放されることに れていた、 (前五七二年) この大前提を表明するために、 春秋鄭国都城時代を通じて内側を流 ではなく、 北側)を洧水が流れているという、 (鄭成公十三年・前五七二年) すべて郭壁の内側を流れていたとい 春秋鄭国都城時代の洧水の流れ これが以下に実施するい 以降の洧水は、 春秋鄭国都城時代の洧 あるいは郭壁の外側 以後の記事であるかぎり したがって、 西郭西郭壁·南 前稿の繰り返しにな 鄭韓故 以下の考察 襄公元 以城平 側を 水、 くつか 以 西 たと 前 n 壁 側

消 南 郭

内城外郭式構造をとっていたことになるわけである。 城 かに内城が存在する―その位置は西北部ということになろうが 《分の面積と東城分の面積をあわせた、 城城 (東郭) という連結配置は存在せず、 きわめて広大な郭域の 鄭国 .都 城 は、 な 西

文献伝承との照合

あるが、 論述で使用する鄭韓故城平面図である。また前章での考察に基づ ら春秋鄭国都城のそれであることになる。 したがってそこから描き出されている鄭韓故城の様子は、 があるからである。また『春秋左氏伝』からの引用が大半であり、 であっても、 考古知見との照合をはかることを手段としており、 献伝承のみを考察の手段としたのに対して、 である。あえて重複を避けなかったのは他でもない、 とりあげる文献伝承のほとんどは、 関する文献伝承を取り上げて両者の照合をはかりたいと思うが、 以下には、 韓故 郭壁の内側を郭域と表示して議論を進めることにする)。 最初にことわっておきたいと思う。 城の考古知見を常に念頭におきつつ、 その資料価値の発揮のさせかたにはっきりした違い 西城を 一西郭、 東城を すでに前稿で取り上げたもの 東郭、、 いわずもがなのことで 本稿では先にあげた (図6・7が以下の 以下に鄭韓故城に 外側の大城壁を 同じ文献伝承 前稿では文 もっぱ

洧上と洧淵

洧上 夏五月、 (襄公元年) 晋韓厥・ 荀偃帥諸侯之師伐鄭、 入其郛、 敗其徒兵於

河

Ļ 情況をさらに詳しく再現することができる。 詳細な鄭韓故城平面図を手にしている現段階では、 ことを伝えたものである。 の郭内を洧水が流れていることの一つの証左としたのであるが これは晋の韓厥と荀偃が諸侯の軍を帥 その郭 (郛) に侵入して鄭軍の歩兵を洧水のほとりで敗った 前稿ではこの記事でもって、 いて鄭国 の都 この攻防戦 鄭国都城 城を攻

ŋ る。(方法三)。一つは西郭の南郭壁を突破して侵入し、 破作戦・洧水の渡河作戦の二作戦を敢行せねばならない に迫るものであり、 その突破作戦)を覚悟しなければならない方法である(方法二)。 壁あるいは東郭壁の突破作戦 までさえぎる障壁はないが、もし隔壁が存在したのであ ことになる。この場合、もし隔壁が存在しないのであれば、 るものであり、 をどこかで渡り、 が考えられる。 とする場合、 水を渡って内城に近づくものであり、 の隔壁を突破する一大作戦が必要になる。 つは東郭の南郭壁を突破して侵入し、さらに洧水を渡って、 つは西郭の西郭壁を突破して侵入し、さらに洧水を渡って内城 .作戦の二作戦を試みなければならない方法である 鄭国都城の郭域に侵入し、そして最終目標の内城を攻撃しよう 侵入すれば内城は目の前である。(方法一)。一つはまず溱 鄭韓故城平面図によるかぎり、 侵入ののちはそのまま陸路を進んで内 一つは西郭の北郭壁を突破して侵入するものであ 東郭の北郭壁あるいは東郭壁を突破して侵入す 洧水を渡れば内城は目の前である。 (および隔壁が存在したのであ 郭壁の突破作戦 溱水の渡河作戦・北郭 次のような侵入方法 城に近づく (方法四 さらに 郭壁 洧水 方法であ 工の突 内 そ

きないのではなかろうか を東に連結しているというだけでは、 座西朝東型とは判定で

おかねばならない たということを前提として実施することをあらかじめことわって して実施することを、 知見と文献伝承を照合する作業にあたっては、 して、この推測をかかげておきたいと思う。 いった質問も発せられるであろうが、 できるだけである。これでも大胆すぎるとの批判を免れそうもな ことができず、城郭配置についてのみ、 いし、では東城中部の例の祭祀遺跡を何の遺跡と考えるの 朝 城郭構造といっても、 とりわけ内城は西城 門 朝 配置につい ともかく現時点での結論と 右のような簡単な推測が (西郭) そして、 この推測を前提と ては 何も推 の内部にあっ 次章の考古 温測する かと

する賛否の表明である。 ら洧水東岸にかけての西北-中小型墓が並んでいる。 公墓と目される十五座の大型墓および三千座あまりともい 家楼鄭公大墓とその付近の中小型墓および新建南路の三十座の墓 西南隅后端湾 東城をわかつ隔壁の建造を戦国時代とする、 九八九年』) 菌 測 考古知見の紹介を終えるにあたって、 都城時代の墓葬配 を提出することを了解願いたい。 「新鄭県新 (后) にかけての洧水北岸 などが並び、そこから東南に向かった后端 建 南 列情況を整理してみると、 これは春秋鄭国時代に、この洧水北岸か 今一度、 路 両 東南のベ 周 及両 西城南辺李家楼 漢墓葬」 それは先に挙げた、 ルト地帯が、 ―東岸で発見されてい 最後に一つ、 馬俊才氏の意見に対 中 まず西北側に李 李) 国考古学 鄭国の一大墓 より大胆 から東城 端湾に鄭 われる 西城と 年鑑 る な

> に、 ある。 どうであろうか。それはまた一方で、 壁が一本の城壁としてつながっているようにみえなくもない 時代に洧水内側 たとみる馬俊才氏の意見に賛同したいと思う。 韓国都城になってはじめて建造された可能性が高いのである。 とってかわった戦国韓国の人々である可能性を捨てきれ 当たりであるが鄭国都城の人々ではなく、 を自ら分断したとは考えにくく、 る例はほとんどない。 区を通覧してみても、 があったであろうか。 城壁の内・外にわけて、 ているわけであるが、 状によれば、この墓区は郭壁によって西北部と東南部に分断され 秋鄭国にとってもっとも重要な墓区であったことは疑い ち十六座がここに配置されていることからしても、 区として設定されていたことを示しているであろう。 目をこらしてみれば、 の可能性の高さを信じて、 ほぼ同時に隔壁も建造されたのではなかろうか。 の建造年代が戦国時代は戦国時代でも、 換言すれば、 (北側) 春秋鄭国都城にはこの隔壁は存在せず、 墓区が当初から城壁によって分断され Sの部分でこの内側 各地で発見されている数多くの先秦時代墓 春秋時代の当時、 つまり、 わざわざ連続させないよう設定すること の南城壁 隔壁は戦国韓国の時になって建造され 春秋鄭国の時代に自らの重要墓区 城壁を建造して分断したの (図2S-E) が建造され 内側 このように重要な墓区を 侵入者として鄭国 (北側) 韓国都城以降である (北側) おそらく戦国 この墓区 の南城壁と隔 城壁 そう思 鄭公墓 つって 一のう 7 は は 国 現

もしそうであるとすると、春秋鄭国都城にはそもそも西城 西 ことを示唆することにもなろう。

E

けに過ぎない る。 城区であろうとの推測だけが可能な程度の知見が得られているだ 様相がそうとうに明らかになるのかも知れないが、 戦国韓国都城時代のものは発見が少数にとどまっているからであ 祭祀遺跡や春秋鄭公墓区など、大半は春秋鄭国都城時代のもの 郭構造の復原にかかわる知見となると、 時代のそれはごく少ないことが容易に理解されようが、 げてみた。とりあげたほとんどが春秋時代の知見であって、 かかわると予想される主要な知見を、 閣老墳 一帯遺跡などは、 もう少し発掘が進めば戦国宮城区の 若干の自説をつけて取り 実のところ、 今のところ宮 春秋中期の 門朝 戦 で、 城 Ĺ 玉

は、 つかない 菌 したがって、以上の知見から推測されてくる門朝 実際には春秋鄭国 都城のそれは、 結論めいた推測をかかげてみれば次のようになる のである。 このような考古資料上の事情を確認したうえ そこから類推しておおまかな情況を推測する .都城のそれであるということになる。 ・城郭構造と 戦国

置されていた。 たがってそこには李家楼鄭公大墓をはじめ と全く重なるか、 周にかけてのどこかであると考えられるが、 地である。 そらく、 春秋鄭国都城 中央北よりの閣老墳 中央部分から付近四周にかけての地域のどこかであ その内城区と周 戦国韓 の内 要するに春秋鄭国都城の西城は 国都城 1城は西 一部重なるか、 の内 囲 城 一の四 帯 Ô !城も同様に中央部分から付近四 内部に存在した。 [城壁の間は郭域であっ 全く重ならないかは 城遺跡は、 いくつか墓区が配 鄭 その一 その位 四 国 城壁を郭壁 都 城 0 置はお 推測 気のそれ て、 0)

朝

配

ており、 る。 この東城内部の遺跡分布状況は常識に属すると考えられ れる。 城を時として〝内城〟と表示することがあるが、 ない郭域の機能だけをそなえた で、 ている東城、 定にしてもしまちがいないものとすると、 む内城とは指示する意味も大きさも異なっている。 用されているのであり、 と東郭が西 内城外郭式構造をもった 在しえなくなってしまうのである―本来ならばこの アはどうやら見られない。 住居区などが各所に配置されているが、 し作業についても、その内容を紹介する必要があると思う 一つ一つ塗りつぶしていくと、内城がありそうなエリアは存 置されている西城が、 ているかによって判定しなければならない。 南型かは、 (外郭)に対して内側=政治的区画というほどの意味 考古知見を紹介した上述の説明においてはこれを省 つまり、 これに対して、 おそらく戦国韓国都城もこの情況を踏襲したと思わ その内部に内城が置かれる おそらく戦国韓国都城もこの構造を踏襲したと思わ ―東に連結されていたと想定されるのである。 西城 鄭国都城時代・韓国都城時代を通じて、 いうなれば一般居民区・被支配者区である東城 (西郭) 春秋鄭国 墓区や手工業区や居住区が配置され 内城外郭式構造にいう、 ″西郭′ 墓区や手工業区や住居区 内部に存在した内城がどちらを向 都城の東城は墓区・手工業区 東郭 であり、 《内城外郭式構造》 内城に相当するエ であって、 東城は内城をも 座西朝東型 国君 それは、 宮殿区 その の宮 以上 一の遺 塗りつぶ をとっ 西 るの で使 0 を 西 が 囲 東 西

か、 入っ どの大墓はすべて城外に配置されるようになり、 墓の双方が存在している例もある。 ためて議論されることであろう。 時 小型墓もあったのである。 と並んであるいは接近して、 が城外に配置されるようになるのであるが、 とも疑いない。ところでこれらの中小型墓区には、 ができるであろうし、 索していけば、 ている中行遺跡の一 期の墓葬であれば別に不思議はないが、 てからの墓葬であるとすればどのような意味合 先にあげた、 ずれ城内各中小型墓墓区の詳細な発掘報告をまって、 (熱)・ 現段階でも十数か所の中小型墓墓区をあげること 金城路 蔡全法氏たちが祭祀遺跡 画からも数座が発見されている。 今後さらに新たに発見されて追加されるこ 東段 これが戦国であってもいまだ鄭国 依然として城内墓区に配置される中 (金) ・ 河李村 戦国時代になると、 もし戦国 (社稷) であると考え 河) なかには、 中小型墓も多く などの墓区であ 春秋墓と戦国 韓 一つ一つ探 があるの 韓王陵な 国 春秋墓区 都 城に 部城 あら

の墓数をもった墓区が配置されているのはなぜだろうか。 に挟まれた幅わずか三百メートルほどの空間に、 とはいえ、 である。 注意しておきたい事情がある。 (河)、 範囲に、 などがそれである 近年その一 春秋時代中小型墓墓区の配置情 たとえば、 洧水による浸食を敢えて避けることなく、 かなりの墓数をもった墓区が存在しているという事実 部 馬俊才論文があげている前掲の河李村墓区 が 発掘されて話題を呼んでいる侯家台墓区 (樊温泉前掲論文)。 一つは南城壁と洧水に挟まれた狭 況については、 あくまで城内である わざわざ相当数 城壁と河川 もう二点、 この 疑

> 施をまちたいと思う。 は発見できないようである。 ろこれら春秋墓区の考古知見には、ヒントとなりうるような知 供するかも知れないのである。 うかという、 という想定が生じるであろう。つまり、この墓区の位置は、 や侯家台には洪水浸食のおそれがそもそもなかったからである。 から戦国にかけての時期に洧水の河道が南から北へ移動したかど 南 からは、 侧) 0) 旧河道を流れていて、 春秋墓区が配置された時点では洧水はまだ南 冒頭でかかげた例の問題の解決に一つのヒントを提 より詳細かつ全面的な考古発掘 ただ残念ではあるが、 現河道に移っておらず、 Ħ 下の 城 河李村 壁外 春秋

問

ど、 家楼 と考える、 b あ 配置区であり、 心部分及びその付近四周は、 戦 周では皆無に等しい状況にある。この情況は、春秋鄭国都城時代 鄭県工農路南関西周至北朝墓葬」『中国考古学年鑑 中 いう事実である。とくに墓区がそうであり、 下 国 韓 -央部分及びその付近四周には、 韓国都城の内城も西城内中心部分及びその付近四 今一つは、 ったためではなかろうか。つまりこの事実は、 西城内の辺縁部には見えているが、 李) 国都城時代を通じてのものであると考えられる。 や侯家台 通説的な意見を傍証づけているのである 西城内の墓区・手工業区などの発見情況をみると、 手工業区や墓区を配置することが実際上不可 (侯)、東城壁に近接した工農路南関 内城及びそこに隣接する公共施設 それらがほとんど見ら 中央部分及びその付近 南城壁に近接した李 鄭国 周に 一九九三』) 都 これ れない 存 城 0 は中 内

の参観区画は 、鄭王陵博物館、 と名付けられてい

いほどに払拭してくれるであろう。 数年前に発掘された三号車馬坑の内容が、この不安をゼロに等し らではない。この点一抹の不安が残るのであるが、 品の中に墓主が鄭公であることを明示しうる器物が見えているか いずれももっぱらその墓坑の大きさからであって、 とすると、 そのうち十五座の大型墓が鄭公墓であるとされており、 もっとも十五座が鄭公墓であると判定されているのは、 鄭国二十二君のうち七割がここに葬られていることに たとえば副葬 幸いなことに そうだ

見ても無理であろう。 外の墓主、 五. 南 ならざるをえない。 墓も鄭公墓である可能性は、 ならば、その墓坑規模においてほぼ同等である他の十四座の大型 る 号大墓は文字通り確実に鄭公墓であるということができるのであ 国君の陪葬坑にもほとんど例をみない規模である。 発掘されている車馬坑としては最大規模であるし、 以上という大量の車馬が出土したのである。 メートルという巨大な土坑から、実に車輛四八輛、 :北最長一一・七メートル・東西最長一○・六メートル・深さ七 后端湾墓区の西北端に位置する三号車馬坑を発掘したところ、 "鄭公一号大墓》 (樊温泉前掲論文)。 大きな前進をもたらしたといえよう。 たとえば卿・大夫クラスの墓主にあてることは、 三号車馬坑の発見は、 に属するはずであるから、 この陪葬坑はその位置からして、 この鄭公一号大墓が確実に鄭公墓である 限りなく百パ 十五座大型墓の墓主判 ーセントに近いことに もちろん鄭韓故城で つまりこの鄭公 これを鄭公以 他の春秋列国 馬一二 当然東隣 どう 一四頭

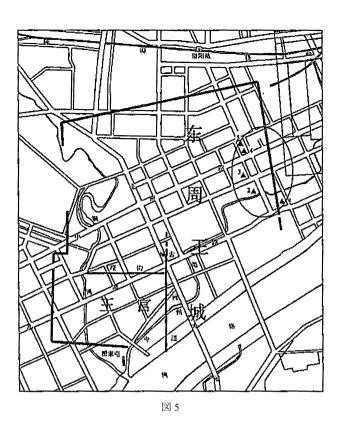
> は、 るにあたって、 春秋列国国君墓区と戦国列国国君墓区の配置情況の相違を考察す かな違いがあることになり、 置されているとみてよいのである。 に十分なものといわねばならない。すなわち、 座のうち十七座という割合は、鄭公墓区の配置位置を推 十七座目以降が発見される可能性がないわけではないが、 であると見なされているのは以上あわせて十六座である。 いた可能性が高いであろう。 メートルの間隔をおいて、 原則として、このおよそ二キロメートルの区画内に設定さ 李家楼鄭公大墓と后端湾の十五座の大型墓、 李家楼から后端湾にかけての洧水の北岸―東岸に集中的 一つの重要な検討資料となるであろう。 この事情は、 あちこちに分散しているのと、 城外の戦国韓国王墓の墓区が、 鄭公の大墓は、 先秦列国都城における 鄭公墓のほとんど 今のところ鄭公墓 いず ħ 測するの の鄭公 明ら

b

口

及ばないが、この四座の墓主が大夫のなかでも上級クラスの人物 である。 坑の規模は中型というより大型といったほうがよいような大きさ 約十一メートル・幅約九メートル・深さ約三メート 蔡全法・馬俊才執筆)。発見された四座の春秋墓はいずれも長さ できる 墓区としては、たとえば東城内東北張龍荘の墓区をあげることが であった可能性は高いであろう。 次に中小型墓の墓区であるが、 (張。『中国考古学年鑑二〇〇一』「新鄭市張龍荘春秋墓 鄭公大墓の長さがいずれも約十五メートルであるのには 鄭公大墓につぐクラスの ルであり、 中 型墓

と散在している。 これより小さい中型墓・小型墓の墓区となると、城内各所に点々 前掲馬俊才論文にしたがえば、大呉楼村北(呉)・



ことが確認される。

ことが確認される。

心点として、ほぼ西南隅—東北隅という点対象の位置関係にあるい点として、ほぼ西南隅—東北隅という点対象の位置関係にあるい点として、ほぼ西南隅—東北隅という点対 (郭壁)の中央を中からはさらに遠く離れていて、東周城大城壁(郭壁)の中央を中から大きくはずれた地点に存在しているのである。そして、中心から大きくはずれた地点に存在しているのである。そして、

に接近して存在していたことになろう。そこで、李家楼鄭州大墓都城の内城は、南城壁に接近する李家楼の反対側に、西城北城壁城東南の李家楼鄭公大墓の配置位置に援用するならば、春秋鄭国洛陽東周城の春秋王墓についてのこの事情を、もし鄭韓故城西

く

北は金城路、

れ

これも調査が進めば当然増えるであろう。発掘されたうちの数多

土坑を保存したままで一般の参観に供されており、

そ

ている。墓数も目下のところ三千座あまりと概算されているが、

東は倉城村まで広がっていたであろうと推

い墓葬が、

本るのである。
一西城東南辺と点対象の位置にある西城西北辺に目を向ければ、一西城東南辺と点対象の位置関係と同様に、西城内の中央から北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにはまさしく通説的意見が宮城区にあてている閣老墳一帯といるが、王宮)一春秋周王墓の位置関係は通説的意見の正しさを強くら北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにら北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにら北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにら北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにら北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことにられば、三人のである。

る。 が、 であると考えられていたが、その後の調査でその面積はさらに広 かつてはおよそ南北七〇〇メートル×東西三五〇メートルの墓区 端湾墓区である (后)。 る場合、 ているという点においても、 かなり離れた場所であったいう例が提示されたことは んはっきりしない。 鄭公大墓の墓区として知られている今一つは、これも周知の后 鄭韓故城西城や洛陽東周城のこのような国君大墓の 李家楼鄭公大墓の配置場所は、そのような事例の一例となっ 他の春秋列国都城に通じて見られるものかどうかは、 それは郭内のはずれに配置され、 ただ、少なくとも郭内に国君大墓が配置され 東城西南部の后端湾村に位置してお 貴重な意味をもっているのである。 しかもそこは内城 .配置: 確かであ から 情

ことは認めないわけにはいかない。今後、楊氏所説をめぐる議論説が、李家楼鄭公大墓墓主問題における最有力意見となっているあって、今後付近で他の鄭公墓が発見される可能性も否定するこ楼に鄭公墓が一座しか存在しないのは、あくまで現状でのことで株に鄭公墓が一座しか存在しないのは、あくまで現状でのことでれた可能性もまったく否定することはできないであろうし、李家れた可能性もまったく否定することはできないであろうし、李家

である。

が大いに進展することを期待したい

る。 城壁・ 壁に穿たれていた城門は郭門と称されることが通例であった。 の外側を大きく囲 都城は原則として内城外郭式構造をもっており、 その規模は春秋鄭国 魯都曲阜城などに比べればやや短いものの、 としてもおよそ二五〇〇メートルである。 を推測しうるほどに遺構が残存していないのは残念であるが、 ような状況からすれば、 のそれとしては決して不十分なものではない。 はⅠ─Pを取ればおよそ三五○○メートル、 前稿で指 城 が城壁の 東城壁の壁長から想定される周長の規模は、 規模は、北 摘したように、 む城壁は郭壁であると意識されていて、 の都城として決しておかしくはないので 城壁! 春秋鄭国都城の西城城壁は、 『春秋左氏伝』によれば春秋列国 兀 ○○メートルあまり、 南城壁と西城壁は壁長 しかし、 したがって内城 N—Sを取っ 西城だけでも、 洛陽東周城 春秋列国 東城 その規模 その 壁 北 た (隔 城 $\overline{\mathcal{O}}$ あ 都

ゝ。からして郭壁であり、その内側は郭域であったと考えねばならなからして郭壁であり、その内側は郭域であったと考えねばならな

61

は、 ると予想されるのである。 型墓はともかく、 の段階で予想してみてもその例はそう多くはないであろう。 網羅的に整理する後の作業において問題にする予定であるが、 まり郭域に位置しているのである。 つに他ならない の大墓が郭域に配置されている例はどれほど存在するの すなわち、 先秦各都城遺址の相当数を抽出して、それぞれの考古知見を 李家楼鄭公大墓は 国君大墓が郭内に配置されている例は少数であ 李家楼鄭公大墓は、 春秋鄭国 春秋列国都 都 城 茜 その少数の例 城におい 側 郭 壁 0 て、 内 側 国 つ

に注意しなければならない。
かを例示しうる点においても、実は貴重な意味をもっていること大墓は、郭域といってもそのどのあたりに置かれた例があったの大墓は、郭域といってもそのどのあたりに置かれた例があったの

てどうみても東郭壁であって、春秋周王墓四座は郭域は郭域でも 周 社・二〇一九年: 浮 周 南 13 とされる四座の大墓 かんでくるであろう 城における春秋周王墓の配置位置が、 城東城壁に接近して配置されている。この東城壁は規模から 城壁に接近した場所に位置している。 李家楼鄭公大墓は、 図7-9)。 西城の中心からは大きく東南にはずれ 図 5。 (図 5 の 春秋周王墓の可能性がきわめ 徐昭峰 2 3 『東周王城研 4 この事情からは、 類推例としてごく自然に 5 は、 究 ずれ 科学出 洛陽 て高 た

う。 先秦都城の考古知見を紹介しようとする場合、 ずである。 いる数多い城内墓区のなかからいくつかを取り上げてみようと思 してしまうわけにはやはりいかないであろう。 るが、しかし、何らかの事例がみつかるかもしれないし、 か、はっきりした事例の発見はほとんど見込めないようなのであ の位置がどのような点で門朝・城郭の配置情況を反映しているの 墓区に限らざるをえない。 なると、その反映している点を探すのはほとんど不可能に近い 位置がどのような点で城内の門朝 したがって、ここで取り上げる墓区はいきおい城内の いや、 実は城内の墓区であっても、 城郭配置を反映してい そこで発見され 墓区の分布を省略 それに るかと そ 7 は

もいまだ定説をみていない。 内容からして、 発見された李家楼という位置が何を意味しているかという論点に 意見も一長一短ということを意味していようが、ただこの大墓が 周知のように大墓発見以来異論の続出が続いており、今日に至る ように、春秋鄭公の墓であることは確かであるとみてよいであろ 情報がきわめて少ないのは残念であるが、 旧 楼大墓からはじめなければならない。その位置は西城内の東南部、 たいが、もちろんそれは鄭韓故城考古の出発点ともいうべき李家 九二三年の発掘であって、 新鄭県城の東南隅、 まずは、 もっとも、 鄭公の墓葬と目されている大墓を取り上げることにし 新鄭の人たちがこれを、鄭公大墓、と呼んでいる ではその鄭公が誰であるかということになると、 洧水北岸至近の地である 墓主を推測できるような考古学的 定説がないということは、 墓葬の規模・副葬品 (李)。 ・ずれの なにせ

> 二〇〇一年三期)。 思う(楊氏「新鄭李家楼大墓出 っていえば、 楊文勝氏の所説に言及しない 土青銅器研 わけには 究 一華 かないと 夏考古

限

ている。 つとして、 楊氏所説の結論は、墓主を霊公とみるものである。 楊氏は次のようなきわめて興味深い論証をほどこし その 論 拠

ある。 葬されず、一人ぽつんと離れて李家楼の墓に埋葬され 年たって改葬された霊公は他の多数の鄭公が眠る墓区には るとともに、 に攻撃されることを恐れた子公が先手をうって子家と共謀 ないという事情は、とりもなおさずこの墓主が改葬され の六年後に子家が死ぬと、鄭の人々はさかのぼって君主殺 霊公は、 公であることを示しているのである (『春秋左氏伝』宣公十年)。このようないきさつで、 の大罪で子家を処罰し、子家の墓を暴き、その一族を追 霊公を殺害したのである(『春秋左氏伝』宣公四年)。 李家楼には鄭公大墓以外に鄭公墓クラスの大墓が見え 前六〇五年に臣下の子家によって弑殺された。 幽公を改葬し、あらためて諡号を霊公と改 死後六

霊公以外の鄭公が何らかの理由で集合墓区から一人離れて埋葬さ この論証は、その着眼において敬服に値すると思う。 湾墓区をいうのであるが)から離れているという事情に注目した 数の鄭公墓が集合している位置 される大墓はただ一座のみである、 李家楼には、いくつかの中小型墓が見えるものの、 (もちろんそれは次にあげる后端 つまり李家楼墓区 鄭公墓と目 |の位置 もちろん、 は多

とみなしている(たとえば前掲『新鄭市文物志』)。の配置であり、つまり戦国韓国都城は座北朝南構造をとっていた支持者たちは、これは宮城の南面左手に宗廟が位置する。左祖、宮城区の東南に隣接して宗廟があったことになり、通説的意見の論はなさそうなのである。そうすると戦国韓国都城にあっては、

に一つの重要な示唆を与えることになるであろう。朝南型への転換を伴っているというのであり、楊寛学説の再検討春秋鄭国都城から戦国韓国都城への交替は、座西朝東型から座北春秋鄭国都城=座西朝東構造→戦国韓国都城=座北朝南構造

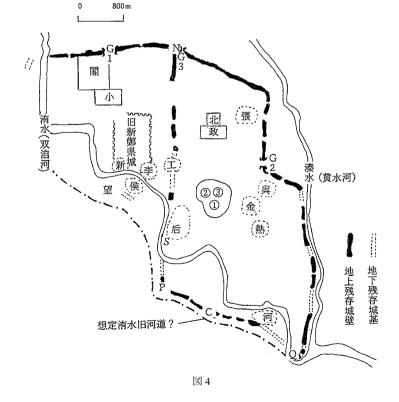
墓区の配置には、春秋鄭国時代と戦国韓国時代の〔墓区〕図4。

きりした差が見られるのである。 ないという情況を呈しているのである。 対して春秋鄭公の陵墓区は、 くに城外の西方・南方に配置されていて城内には一か所もみえず 所に及ぶという戦国韓王の陵墓区は、 大中小型墓がまんべんなく発見されている春秋墓の様相とははっ かしごく少数でしかも中小型墓がほとんどであり、 もちろん城内に戦国墓が皆無というわけではないのであるが、 国時代の墓区が鄭韓故城城内・城外の双方に見られるのに対して きりした相違を見出すことができる。 示されているのは国君クラスの大墓墓区の配置情況であり、 国 墓区の配置には、 .韓国時代の墓区は城外にしか見られないという相違である。 少なくとも考古知見に限っていえば、 春秋鄭国時代と戦国韓国時代のそれに、 目下のところ確認されたすべてが城 とくにその相違がきわだって表 すべて鄭韓故城の城外、 一言でいうならば、 国君大墓墓区の春秋から 城外には存在 大量でしかも はっ 十か

秦陵墓史の研究に貴重な資料を提供することになろう。戦国へかけての都城内から都城外への移転というこの事情は、

先

とはいうまでもなく城内の配置情況なのであるから、城外墓区のだ、反映しているに違いないといっても、門朝・城郭の配置情況がの点で反映しているに違いない、という予測のもとにここでもかの点で反映しているに違いない、という予測のもとにここでもところで、各墓区の分布の様相は門朝・城郭の配置情況を何ら



は、 行されたらしいことを示唆する事例はどこにもないことだけ は内城内 城だけに、その宗廟・社稷の位置を外郭域に設定することは は確認できたと思う。 いたらしいのに対して、 おかれていた可能性があるのをはじめ、 ることができなかった。 索に務めたのであるが、 にすることを主要な課題の一つに設定し、 都城の宗廟・ 認識されていたのかを明らかにし、 [難である。 『周礼』 (外朝) では宗廟 社稷の配置位置をどう伝えているのかを明ら に置かれるのが原則で、 このような情況のなかで、 社稷はどこにおかれるべきであ 外郭に置かれるのが原則でそれが実 ただ魯都曲阜の周社と亳社が外朝に 残念ながら有効な記事を一つもあげ 『春秋左氏伝』 どうやら宗廟と社 それが実行され 鋭意関連記事の 春秋鄭国都 の記事は いると 捜

街 かもその旧新鄭県城東城壁南段 老墳一帯からは、 家楼鄭公大墓に至近の場所であり、 壁南段につきあたることになる。 路にほぼ重なる)、 路をまっすぐ西へ進んでいくと(この幹線街路は現在の洧水 わば .路は宮殿区の正面から東にのびる都城の中心軸としての、 この位置にあるとなると、 東西の幹線街路 《国都城の宮城区であると常識的に考えている西城西北閣 『都大路』ということになろうが、 南へ三キロメートルほども離れている。 D | 西城内東南に残存する旧新鄭県城の東城 Ġ 2 G2はいわば東大門で、 をはさんで宗廟と社稷が線対 帯からは、 そこはのちに取り上げる李 鄭韓故城考古工作者たち そこでこの幹線街 宮城区に相当す この幹線

> このいぶかしさをつきつめていけば当然、そもそも 大路, な不完全さのままなのか、いぶかしさがつのらざるをえない。 かく 宗廟にあて③ きわめて不完全な実現といわねばならず、どうしてこのよう 点から東へ走るよう設定されており、その大路の左 るような遺構は発見されていない。そうすると、 いきつくことになるであろう。 の宮城区から (南)に宗廟・社稷がくるよう設計されていたことになる。 *左祖右社、の配置を実現しようとしながら、これでは はなぜか宮城区から東南へ三キロメートルも離れ 、都大路、が東へ走っているのではなく、 (および①②) を社稷にあてる想定への不安に 西 城 北 茜 た地 北

思う。 らに関連考古資料が増加して議論が加速することを期待したいと た祭祀遺跡の性格をどう判定するかにかかっているのであり、 であろうし、いや報告の執筆者たち自身も実はあるい .るのかもしれない。この問題は、 このような疑問は 『新鄭鄭国祭祀遺址』 結局は を読 政 めば誰 や123とい は b (V

13

その東南の小城遺跡を宗廟 れについてとなると、馬氏と他の考古工作者に意見の相違はなく、 意見が絶対多数を占めているのであるが、 鄭鄭国祭祀遺址 通説的意見で一致している。この意見についてはどうやら誰も異 13 ,ずれも西城中央西北よりの閣老墳一帯の遺跡を宮城区にあて 春秋鄭国都城の宮城区と宗廟の位置については、馬氏論文と『新 で右のような意見の相違があり、 (馬氏は宗廟もしくは国朝) 他方戦国韓国 そして後者の にあてる

る、というのが報告者の意見である)。
に存在したことになるが、これは『礼記』「祭法」などにいう、一国三社、の制(都城には国君の社祀・支配者層の社祀・一般民の社祀の三社がおかれるという制)が実現されている と自体が逆に三遺跡が三位であることの証拠となっている、というのが報告者の意見である)。

である。 ・使用年代は春秋中期、鄭の文公・穆公から襄公・成公の時代

であろうか。

るが、さらに進んで次のような想定を提出している

つまりここは春秋鄭国都城の社稷であったと判定しているのであ

中行遺跡が社稷の遺構であるのに対して、新鄭市政府の たことを、 あって、このことは春秋鄭国 稷という配置は、 から東をみて東西幹線街路の左 楊寛学説のとおり、 る東西の幹線街路が走っている(D—G2)。春秋鄭国 ることになるが、 華路以西の遺跡区 より具体的には政府以北・黄水路以南 ての東城を支配する こうして春秋鄭国都城の社稷と宗廟は、 あらためて強く証拠づけている。 まさしく儒教経典の 両者の間には東城東城門 画 内城としての西城が東を向いて郭域とし ´座西朝東ҳ (政 が春秋鄭国都城の宗廟の遺構であ [都城が座西朝 北 の構造をもっており、 に宗廟、 *左祖右社 市一中操場以 東構造をとってい G 2 南と北に対置す 右 (南 を通過す の実現で 都城は、 東・中 北 内城 側

中行遺跡の発掘総責任者にして『新鄭鄭国祭祀遺址(上・中

遺跡 ら、 下 区にあてるかつての自説を撤回していることになるが、そうなの 廟遺跡にあてる所説を支持しているとすれば、 玉 筆にも、 人である。 . 都城の宗廟遺跡 馬氏が の執筆責任者は蔡全法氏であるが、馬俊才氏は発掘にも (政)とは、とりもなおさず 馬氏が春秋鄭国都城の宮殿区とみている市政 わば蔡氏の片腕として参加している主要メンバ 『新鄭鄭国祭祀遺址』執筆メンバーの一人として、 (政)にあてている遺跡そのものなのであるか 『新鄭鄭国祭祀遺址 それはそこを宮殿 が春秋鄭 府 北 1 側 0

医氏に直接聞いてみたいところであるが、それはともかくとして、右の三点の意見、ことに三点目の意見は、鄭韓故城のみならがみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦がない。その理由は二つである。

鄭鄭国 般居住区もあちこちに分布していたと考えられる。 郭に設置されている事例が他にあるであろうか。 是 は東城内部が外郭域であることを示しており、そのことは に分布し、 郭城。 東城内部には墓区・手工業作坊区・倉庫区などがあちこち 祭祀遺址 といっている)。神聖な施設である宗廟・社稷が外 確かな遺跡は発見されていないけれども、 の執筆者たちも認めている (前言で 実は前稿で この情況 当然

強いようである。

といっているが、 区 するに、 メージしているのであろうか―とみなしているのであるから、 遺跡については、 であったとみなしている。 ではなく、そこは宮殿区から西に離れた鄭国都城の 台基地区が春秋時代の台基地区であったことを無視してい 遺跡であろうと推測している 八〇メートル×東西二〇〇メートルの遺跡区画が鄭国都 鄭市政府の北側、 馬氏の意見は、 なった、 ない。そのためか、 遺跡 が馬氏の意見ということになろう。 ただこの二つの遺構区の発掘・調査は必ずしも十分なものでは 、その東南の小城遺跡を宗廟遺跡 戦国 X [韓国都城ではそれ 春秋鄭国都城の宮城区は東城内中央西北よりに存在した 独自の意見を提出してはばからない 一画に おくものである 春秋鄭国都城の宮殿区を東城中央西北より 常識的な意見にしたがって、 南北約三〇〇メートル×東西約六〇〇メ 国朝とは周制プランの外朝のごときものをイ 他ならぬ馬俊才氏は右の通説的な意見とは異 そして、 が西城中央西北よりに遷徙したという 北。 (政)。 戦国韓国都城の宮城区と宗廟 馬氏は宗廟あるいは もちろん閣老墳 あわせてその北端 閣老墳一帯を宮城 (馬氏前掲論文)。 /西宮/ 帯 城 河国朝 、るわけ ートル Ó 0 Ô 0) 地区 一 シ宗廟 南 要 北 新

> うか。 三つの遺跡である。 とのできない知見であり、どうしても言及しておかねばならない 位置と機能は鄭韓故城の門朝・城郭配置の復原において見逃すこ 対応の一つの手段となっていることはまちがいないのではなかろ 城中央やや西南よりの か、 その祭祀遺跡とは新華路から金城路にかけて存在している次 通説的意見の保持者たちが馬氏の意見にどう対応し 情報はえられていないのであるが、ただ話題をよんでい 11 や馬氏所説に対応しうるだけではない 、春秋鄭国都城祭祀遺跡、 この祭祀遺 の発見が、 てい その 跡 る

- ① 金城路祭祀遺跡:青銅礼器・楽器坎三座、殉馬坎三座。
- ③ 中国銀行新鄭分行遺跡(中行遺跡と略称される):青銅② 城市信用社遺跡:青銅礼器・楽器坎八座、殉馬坎五五座

·楽器坎

一八座、

殉馬坎四

|五座

こととして、まずこの遺跡の機能と年代についての報告者の結論 値も抜きんでて高いのであるが、その内容の紹介は b う三巨冊に他ならない。 鄭鄭国祭祀遺跡 行遺跡であり、その報告書が先にあげた河南省文物考古研究所 0 の金字塔ということができるであろう。 みを記すことにしたい。 っとも大部な報告書であると思われ、 遺 の遺跡は祭祀遺跡であり、 跡のうち大規模で全面的 (上・中・下)』(大象出版社・二〇〇六年) おそらく鄭韓故城考古報告書のなか それは二点に要約することができる。 な発掘が実施されたのは、 具体的には社稷の遺構である。 もちろん内容の学術 鄭韓故城考古工作 しばらく 3 的 0 中

馬俊才氏の意見

《遺跡(小) 韓国宗廟区第一帯(閣) 鄭国韓国宮城区

1城内

小城

城閣老墳

韓国宗廟区
鄭国西宮・韓国宮城区

東城宮城区北端(北)東城市政府北側(政)(鄭国宗廟区

鄭国宗廟区

なお報告者は、

①金城路祭祀遺跡と②城市信用社祭祀遺

鄭国

宮城区

る。 城時代・戦国韓国都城時代を通じて機能していたと考えられてい 樊温泉論文にしか反映されていない)。三門いずれも春秋鄭国都 (G3の発見は二○一七年であり、したがってその位置は第二組

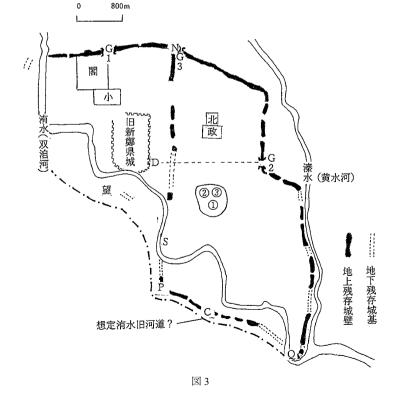
ばれる地点が、 遺構は発見されていないようである。 ただし調査の結果、 いうもので、『水経注』「洧水注」 なかった荘公が、 母子の仲たがいから図らずも実母を追放して幽閉しなければなら がしておきたい かにあって、城壁の存在をはっきりと確認できる、望母台、とよ 今一つ、ほとんどどこにも遺構が確認できない西城南城壁の (望)。 南城壁ほぼ中央に存在していることに注意をうな 悔恨の念から実母の方向を望むために建てたと 城壁の存在は確認できたものの、 望母台とは、鄭荘公望母台、のことであり、 などがその存在を伝えている。 台榭建築の な

[宮城(内城)および祭祀遺跡]図3

鄭韓故城の宮殿区ではないかと考えられてきた。 ここで化粧をしたことにちなんだものであるという)、古くから 遺跡が残存しているなど(梳妝台とは鄭国の公女が他国に嫁ぐ際) 北三二〇メー 六〇〇メートルの夯土台基地区 西北にかけての地区に存在する、 一五メー 宮城区の候補地として必ず取り上げられるのは、 芸者は現在の閣老墳村一帯にあたるが、 ŀ ル トルほどの城壁と、それを囲む幅一五メー の 城濠が確認されており、 トル ×東西五〇〇メートルの小城遺跡 (閣) 南北一二〇〇メートル と、 ここが鄭国都城時代・ その東南に位置する南 梳妝台とよばれる台榭 調査の結果、 西城中央から トル深さ五 (小)である。 ·×東西 韓国

なっているようである。都城時代を通じて宮殿区であったという意見が、一つの通説

それではなく、戦国韓国都城の宗廟遺跡であるとみなす意見が根てるなど、ここを宗廟遺跡とみなす意見、それも春秋鄭国都城のあて、また出土した長さ三メートルあまりの石圭を〝祖碑〟にあれた南北一一五メートル×東西九八メートルの台基を宗廟大殿に後者は現在の新鄭市博物館の北側にあたるが、中央部で発見さ



という想定が可能となるであろう。

面

0) る。 定がどうしても浮かんできたしまうのである。 南を流れていて、 は当然、 水洪水の危険性に常にさらされるように設定されていたことにな から洧水の流路に変化がなかったとすると、 ければならない。 考えてよい であるが、その後流路が北に、 ば そのような危険性は考慮されなかったのであろうか。 なんとなく考えてしまいがちである。 韓故 危険度が各段に増してしまったのではなかろうか、 春秋鄭 建造当初の洧水河道は現在の流路ではなく、 城の平面図を開く場合、 のかどうかは、 国 都 城時代から今日までまっ たとえば西城のごときは、 洪水を受ける危険性はさほど大きくはなかった やはり一度たちどまって熟考してみな 洧水、 つまり現在の流路に移動したた つまり現在の双洎河の たく変わりはなかっ しかし、 そもそも南半分が洧 もし春秋建造の当初 はたしてそう 実はもっと という想 そこに た 流

では 置を論じる部分で今一度言及することとなるが、 に結論がでるものではない。 めておきたい。 もちろん洧水河道の変遷といったような問題は、 流路変遷の可能性 洧水古河道= なお、 春秋時代 各図には流路に変遷があったと前提した場 が皆無ではないことだけを指摘するにとど この問題については、 0 流路の想定流路を示してい とりあえずここ そうそう簡単 後の内城の位 る。

東城を分かつ隔壁の建造年代も春秋時代であるとしているのであ ならない。 1と図2をめぐっては、 実はそうではなく、 すでに引用したように 隔壁は戦国時代、 もう一つ重要な意見を紹介しておか 第 組報告論文では西城 韓国都城になって以

> たいー きた、 が、 を紹介する場合にも、この区分表記を用いることにする る際に便利な区分であるので、 区分はありえないことになるが、この区分は城内各地点を指 氏のこの特異な意見が存在することだけに注意をうながしておき 分であらためて若干の検討を試みることを予告して、ここでは馬 影響を与えそうである。そこで、 この問題の当否を論ずることは容易ではないのであるが、 文が隔壁を春秋時代の建造としている論拠も実ははっきりせず、 ている知見は何か、 氏は長年新鄭市の現地にあって鄭韓故城の れである。 降建造されたものだとの意見が存在する。 問題は春秋鄭国都城時代の墓区の位置探索にどうも少なから 布局初論」(『中国歴史地理論叢』一九九九年二期) しかし、この意見を無視することはできない。というのも 鄭韓故城考古の専門家であるからである。 - 馬氏の意見にしたがえば春秋鄭国時代に西城・ この意見に対する反応はあまり見られないようである 今一つはっきりしないし、 以降春秋鄭都に関する各 後のその墓区の位置を論じる部 発掘 馬俊才 や第一 馬氏が根拠とし 調査を主導 鄭、 東 0) 城と 組報告論 韓 種 意見がそ 0) 両

0

る城門 ならないのであるが、 缺口があり、 も紹介しておこう。東西南北の城壁および隔壁には二十 今 ているのは三門である。 城壁には当然城門がつきものであるから、 一つは東城西北角で近年確認された城門 G 1そのすべてに城門であった可能性を想定しなけ 一つは東城東城壁北段に位置する城門 確実に城門址であると考古学的に判定され つは西城 北城壁のほぼ真ん中に位 G 3 城門の位置につ がそれである 数 G_{2} か 所に (V 7

であろう)。 もs―Eの築城は戦国時代になってからであると認識しているの のそれであり、 呉氏が掲げている二つの鄭韓故城平面図はいずれも春秋鄭国 出版社・二〇二〇年) けである。 るいはすでに韓国都城の時になっていたかは、 その後戦国時代になると―それがまだ鄭国都城の時であったかあ 韓故城の城壁は、春秋鄭国都城の時代には図1の通りであったが、 どを検索してみても、 条の (なお以下の考察においては、 城壁が追加されて図2の通りになったとことになるわ したがってS— に整理されている知見を逐次参照したが、 いずれも意見は同じである。 ·Eの城壁は示されていない。 呉愛琴 はっきりしない 『鄭国史』 すなわち、 (科学 呉氏 鄙城 鄭 が

0

に流 ないことではないが、 位置しているのである。 であろうから、 はどうして、春秋時代の南城壁東段 止することを第一の目 見逃せない 存情況からして洧水の外側 に築かれているのであろうか。 戦国 れに並行して築かれており、 の事情は鄭韓故 に築城したのであるから [時代築城の城壁 情報となるであろうから、 もちろん城内に河川 春秋時代の南城壁は全部が洧水の外 城 戦国時代には洪水侵入に備えて洧水の内側 0 的としていることは疑問の余地がない。 これでは洧水の洪水が侵入するのを防ぎ 城郭配置を推測するうえでも、 S E E (南側) これが洧水洪水の城内侵入を防 0 その措置は春秋時代にも施さ は明らかに洧水の内側 流れを取り込むことは であったことはまちがい いやおそらく南 P 若干の検討を試みておきた Q は洧水の外側 側 城 壁西段も残 南 おそらく はありえ 側 (北側) な 南 に で ιV

れてしかるべきではなかろうか。

である ている。 秋時代の築城にかかると判定していることはまちが 考えると、 が付近の春秋時代文化遺跡の発掘にともなって実施され ぐためでもあったと推測しているのである。 の双方でもって防御機能を高め、 能性が高く、 であるが、 河道の内側 たことであり、 地上部分城壁と最深六メートルの地下部分墻基が確認され 実はこの点については、 (前傾樊温泉報告・図2C)。そこでは最高三・七 それは、二〇一七年に実施された南城壁墻基の発掘 明記はしていないものの、 問題はその外側に深さ約八メートルの水溝が確認され (北側) に河道に面して建造され、 南城壁のこの部分にかぎっていえば、 発掘者たちは、この水溝は洧水の古河道 きわめて重要な考古新知見が公表され かつ洧水古河道洪水の侵入を防 発掘者がこの城壁部分を しかもこの城壁発掘 それは河流と城 城壁は であ たことを メート 洧

在していたにもかかわらず、 であろうから、 城壁東段 に新たに城壁 戦国時代に洪水侵入に備えて、 変わって南城壁東段の内側 ては洪水の侵入を防ぐため、 0) れていたが、それが春秋~戦国のある時点で洧水の流路が大きく 外側 もしそうだとすると、「南城壁東段 (南側) P Q に築かれたかのような状況を呈することになった_ S E E その城壁は当初は洧水古河道の は流路変更以降ももちろんそのまま存続 を築くことになった。 (北側) あたかも春秋時代当初 洧水古河道の内側 その新河道=洧水の内側 を流れるようになり、 P Q 內側 春秋時代築城 は春秋時代に 北 側 から洧水河道 北 側 北 置さ 0 あ

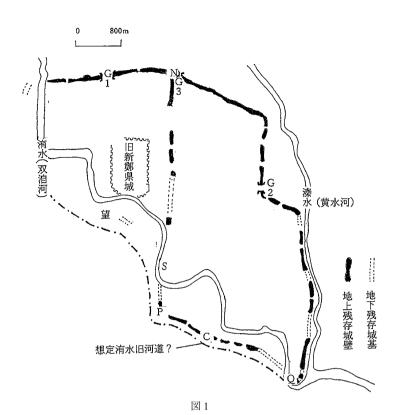


図2は図1をもとに、図1公表以降に公表された三つの平面図都城はすでに図1のような城壁配置をもっていたことになろう。については、すべて春秋時代であるというのが、第一組報告論文の意見である。この意見に従えば、春秋時代、つまり春秋鄭国のの意見である。この意見に従えば、春秋時代、つまり春秋鄭国の東側を東城とよぶことにする)という残存情況は、公表以来のこ東側を東城とよぶことにする)という残存情況は、公表以来のこ

を一つにまとめたものである。

東西南北の城壁および隔壁の配置

図 2

著はいずれも戦国時代であると断言しており、三篇以外の論文なされたのである。そこでこの城壁の築城年代であるが、三篇の論いていたのかも知れないが、ともかく図2の段階にいたって明示いていたのかも知れないが、ともかく図2の段階にいたって明示いていたのである。そこでこの城壁の築城年代であるが、三篇の沿して配置されている城壁である水の北側に、ほぼその流れに並行して配置されている城壁であると断言しており、三篇以外の論文を記述が、三篇以外の論文を記述といる。

十二 君

八君。 前三七五年~前二三〇年(一四五年間) 韓国都城 九世・

本稿の作業は、どちらかといえば韓国都城時代よりも鄭国都城本稿の作業は、どちらかといえば韓国都城時代に考察の対象がおかれることになるが、それは韓国都城より時代に考察の対象がおかれることになるが、それは韓国都城より時代に考察の対象がおかれることになるが、それは韓国都城より時代に考察の対象がおかれることになるが、それは韓国都城より

一. 鄭韓故城の考古知見

なく還暦を迎えるのである。 すでに六十年近い年月が経過しており、 があろうが、一九六四年の鄭韓故城文物調査小組 その鄭韓故城考古工作の出発点をどこにおくかはいろいろな見方 とは、他の中国考古学の工作と同様である。 がすぎ、その実現は人民共和国の成立をまたねばならなかったこ ような動乱によって考古工作はほとんど実現されることなく年月 工作への興趣をかきたてたことはまちがいない。 華麗な青銅器群を出土せしめたこの大墓の発掘が、 発見を誰しも思いうかべるであろう。 鄭 の成立におくのが一つの見方であろう。そこから数えると、 、韓故城の考古知見といえば、一九二三年の李家楼鄭公大墓の 鄭韓故城の考古工作は、この間、 、新鄭彝器、と総称される 鄭韓故城考古工作はほど 人民共和国成立後の しかし、 (総責任者安金 鄭韓故城考古 周知の 年

をならべ挙げてみることにしよう。かから、まずは門朝・城郭構造の復元にかかわるいくつかの知見拡大してきた。豊富に蓄積されてきているそれらの考古知見のなをおうごとに活発になり、したがって年をおうごとにその成果が

[城壁・城門]図1・図2

られる。
の残存情況に関する限り、次の二組の平面図が存在することが知の残存情況に関する限り、次の二組の平面図が存在することが知い表されている数多い鄭韓故城平面図を通覧してみると、城壁

第一組(図1)

城的鑚探与試掘」(『文物資料叢刊』第3集)掲載。・河南省博物館新鄭工作站・新鄭市文化館「河南新鄭鄭韓故

第二組(図2)

- 二〇〇五年)掲載。
 ・新鄭市文物管理局『新鄭市文物志』(中国文史出版社・
- 版社・二〇〇六年)掲載。・河南省文物考古研究所『新鄭鄭国祭祀遺址(下)』(大象出
- 古』二〇一九年第四期)掲載。
 ・樊温泉「鄭韓故城近年来重要的考古発現与研究」(『華夏考

壁内を二つにわける隔壁(N-S、以降とりあえず西側を西城、認しえない西城壁、およびやはりごく一部しか確認しえない大城南城壁東段、ごく一部しか確認しえない南城壁西段、まったく確ないが残存を目視しうる東城壁南段、確認することがやや困難なある。比較的保存状態のよい北城壁と東城壁北段、それほどでは図1はもっとも古くに公表された、鄭韓故城平面図の基礎版で図1はもっとも古くに公表された、鄭韓故城平面図の基礎版で

についてのまとまった記事があり、 ることはやはりないと予想される。 どれほど詳細に記事を分析してみても、 のは存在しない。 しかしなにせこれは来歴に問題のある資料であるし、 ただ一つ、『逸周書・ 使ってみたい誘惑にかられる 二つの要約に影響を与え 作雒解』 に洛邑成周城 それに

う。

りせざるをえない。 ところであるが、ところが遺憾ながら現段階ではその作業を先送 りそうとうの時間を必要とすると考えられるからである。 必要であると予想されるし、 れているとはいえ、 郭構造復原の手段となる知見がかならず含まれているはずであ れたデータベースが提供されているのである。そこには門朝・城 羅的に整理して詳細な分析を加えており、 場を経験した、いく人かの第一線の研究者たちが、 跡も数多くが発掘・調査されてきている。 原である。 ちろん他でもない、考古資料による先秦都城の門朝・城郭構造復 こで打ち切って、次の作業に進むことにしたい。 そのようなわけで、 そこから門朝・ できればその知見のすべてを抽出する作業を早速に始めたい 中国考古学のめざましい進展のなかで、 理 城郭構造復原の可能性を探るとなると、 すべての知見の抽出作業にはかなりの 既存文献伝承のみによる作業をひとまずこ 由は単純で、 それに抽出したすべての知見につい いかにデータベースが整備さ 先秦都城考古の完備さ しかも発掘・調査の 次の作業とはも 先秦都城の遺 考古知見を網 時間が やは 現

みることである。これならばさほどの時間を必要としないであろ を一つだけとりあげて、 では本稿での作業は何かといえば、 その考古知見に対して集中的な分析を試 それは特定の先秦都城遺跡

> まり、 る程度復原しうる程度にもっていなければならない、という条件 豊富な考古知見と相当に豊富な文献伝承を、 までもない。そして、 においてもある程度の研究蓄積があることが望ましいことは 知見をもち、 期待してのことであるから、先秦都城遺跡のなかでも つきになる。 既存の文献伝承をも最大限に参照しているであろうから、 もちろん集中的に分析するということは、 本稿であつかう先秦都城遺跡は、 なおかつその考古知見による門朝・ そういった復原研究は考古知見だけでは 相互に照合しうる相当に 門朝・ ある程度の成 城郭構造 城郭構造をあ 屈指 い考古 0) 復

て鄭韓故城遺跡をとりあげ、その考古知見と文献伝承を照合して、 鄭韓故城の豊富さ相応さには及ばない。ここではこの判断を信じ や うか。たとえば魯都曲阜城などは、考古知見も豊富で だけあげるとすれば、 古知見と文献伝承の双方をもっとも豊富にもっている遺跡を一 るであろうか。 朝・ その条件をみたしている先秦都城遺跡にはどのようなも 『左氏伝』などに相応の記事が残存してはいるが、 城郭構造の復原をはかることにしたいと思う。 実はその数はきわめて少数なのであるが、 それは河南省新鄭市の鄭韓故城ではなかろ どうみても 『春秋経文 0 があ

(82)

その略 韓国 考えられる前七六九年から示すと、次のようになる 鄭韓故城とは、 「の都城になったことにちなんだ後世からの呼び方であり、 歴を、 鄭の武公が陝西の鄭から新鄭の鄭に移動してきたと いうまでもなく春秋鄭国の都城にしてのち

先秦都城の門朝・城郭構造(二)

――文献伝承と考古知見の照合・鄭韓故城―

序

の考察の結果を今一度要約すれば、次のようになる。 を調がの門朝・城郭構造を明らかにしようとしたものである。そいで『礼記』)の各記事を彼此照合して、そこから想定される春秋時代列あったかを明らかにしようとし、ついで『春秋左氏伝』(および『国記』)の各記事を彼此照合して、『周礼』の作者たちが認はび『礼記』)の各記事を彼此照合して、『周礼』の作者たちが認いるぞの平面配置プラン―」は(本誌第六二号)、まず『周礼』(おるぞの考察の結果を今一度要約すれば、次のようになる。

内朝—(路門)— を外郭が大きく囲む、 ては推測しうる関連記事がほとんどないものの、 三門配置をとっていたと認識していた。 いたとみてまちがいない。 『周礼』の作者たちは、 -治朝 内城外郭配置をとっていたと認識して -(応門)-周王朝都城の内城は北から順に、 なお『礼記』 -外朝 の記事を援用すると、 (皋門)という、 城・郭の配置につい 内城の外側 三朝

―内朝―(雉門)―外朝―(庫門) である。の違いがあり、列国都城のそれは北から順に、路寝―(路門)たと認識していた可能性が高い。ただ、門名と朝名には若干にと認識していた可能性が高い。ただ、門名と朝名には若干

谷

口

満

うる関連記事がほとんどないものの、 軍事的な最終防御線も本来内城壁であって外郭壁ではなかっ 教的・政治的境界線は本来内城壁であって外郭壁ではなく、 聖なる宗教的空間であって、したがって内と外を隔離する宗 すると、『春秋左氏伝』 いたことを伝えている。そして各記事はまた、 内側の内城を外側の外郭が大きく囲む内城外郭配置をとって たことを示している。 していたとみてよいと思われる。 『春秋左氏伝』 の各記事は、 内城内の門朝配置については、 の作者たちも三朝三門配置を前提と 春秋列国の都城は多くの場合 『国語』の記事を援用 内城内こそが 推測し

いずれも零細・断片的で、右の二つの要約に影響を与えるような秦都城の門朝・城郭構造にかかわる記事がないわけではないが、『周礼』・『礼記』・『春秋左氏伝』・『国語』以外の典籍にも、先

志賀泰三

金八百八拾五円也 修理当日慰労代

金弐阡円也

伐採運賃

一、金壱百四拾円也 小豆壱升

金五阡弐百六拾五円也

〇円・豆腐一箱・菓子・

五ケ・豚肉五百匁 酒二升・鶏二羽・卵二十

<u>F</u>i.

ハム・コンニャク・さつ

一、金四百八拾円也

袋菓子・雑品代

差引金五阡四百四拾五円也貯金す

計金壱万四阡五拾五円也

寄附者

モチ米壱升宛

氏子一同

柱及びツカ

御札材料及び製造 志賀泰明殿

製材及びサン等

清酒弐升

丸川工業株式会社

落雷除のアース設置 志賀喜義殿

有銭参拾円を加へて、 御肴 貯金五四七五円也 (1) 魚店殿

記録係 猪狩新

[史料6]昭和四十三年・御神幸記録

「明治百年を記念して(表紙・横帳)

御神幸記録

昭和四十三年九月七日

記念事業として、又本年の史上稀な豊作を祝つて、旁 神威の高揚とも相俟つて、 に各種の事業計画あり。諏訪神社に於いても、これの 本年は明治以来百年目に当り、これを記念すべく全国 御神幸の運びとは相成つた

ものである。時勢の波はお祭の祭典日の変更も余儀な くされ、春は新暦の五月五日、秋は同じく九月七日と 昨年より改正せり。 九月六日の宵祭には台風十三号

つたが、七日の当日ともなれば、朝から夜の踊までシ の発生も懸念され、ボンボリも取はづした様な次第だ

を出発、先導は猿田彦・神官・賽銭箱と続き、 先ず午前八時祭典執行、同九時半神輿渡御のため神社 空も一時晴れ間さい見せて、誠に好都合でした。 神輿の

太鼓、 直後には四人の浦安舞の舞姫・町獅子・西山獅子の笛 各種団体長・一般崇敬者と数多続く。 更には宝物奉持者・氏子惣代・祭典係・各区長 神社側よりは各

草履八足・口紙・シメ縄のシデ八本・三宝七ヶ(同数 御仮舎に対し、御神酒五升(内二升はミコシかぐ人)・

を持参すること、し、各区よりは神輿かぐ人八人・

菜・肴・果物・水・塩・モチ)等を供へ、 機せる部落民の奉迎を受けたり。神饌物(酒・米・野 で一般を喜ばせ(一御仮舎の休憩時間を約三十分と定 くて最初の御仮舎は宮ノ下はセリ場の一角に設け、待 同白足袋・神饌物の準備、 玉串奉典者等を依頼す。 紅白の投餅

第六区に向ふ。局前にて肩代りし、堂小屋を経

らかじめ地元青年にて櫓の設備を美々しく飾り、

とす。神社側の方針として、今日の御神幸は今迄一度 七区公民館・熊越・毛戸分校・五枚沢県道筋と六ヶ所 て西山は渡辺一氏の庭先にて安置、昼食として同家に 三十分余分にかゝる。 御仮舎は、

宇津川方面へは時間の関係上行かず、 も渡行のなかつた八区に行くこと、した為、 東山まで出向いて参拝せり。七区民は東西橋附近まで 公民館へと向かつたものである。小田代にても大多数 東西橋より七区 小田代

のお供ひ物で賑々しく執行せり。殊に紅白の投餅は 御神酒数多く奉納あり。米・野菜・鯉・ブドウ其他数々 皆お迎ひし、直ちに公民館前の御仮舎に安置申上ぐ。

両手に余る人もある程。 一番の賑やかさと奉迎の誠を

越は福田哲之助の入口にて休憩。こゝにて汗をぬぐい かつぎ出す頃は、近日にない青空も見えて汗ばむ。 尽くした七区は、 自動車にシメを廻してミコシをのせ、 やがて口紙をくわいた若人の一斉に 自動車三台に分

毛戸分校を見送られて五枚沢入、五枚沢にては揃ひの 乗して八区に向ふ。毛戸分校にては渡御初めてとあつ 子供はっぴに豆しぼりの手拭・鉢巻で奉迎、こゝでも ると言つたが、たつての頼みで西山獅子だけ奉納する。 目づらしさも加へ感激一しほ。獅子役者が疲れて

所にて祝宴。夜は七時より豊年踊を境内にて行ふ。 時夕方の五時三十分、 獅子舞を見せ、浦安舞はレコード持参せぬため行はず。 かくてそれく自動車に分乗して神社へ帰還せり。 あらゆる閉式の行事終つて社務

								.,		-, . •				, . , .	,		•								
/ 弐升	モチ米参升	"	"	"	"	"	モチ米弐升	撒餅及ビ	一、糯米壱戸弐升	一、金弐円也	一、金参円也	一、金壱円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	一、金五円也	寄附(四	度解散セリ。	八拾銭ハ、之ヲミ	ゴク)ヲ頒チ、供	宅ヲ借受、今日ノ成
三瓶忠美	志賀久蔵	猪狩新	志賀ヨシェ	志賀主殿	志賀伝	志賀喜義	志賀孫三郎	撒餅及ビ赤飯ニ当ル	糯米壱戸弐升宛割当〆弐斗参升	志賀久蔵	矢内鹿蔵	三瓶忠美	志賀孫三郎	志賀主殿	常陸豊	志賀喜義	猪狩新	志賀伝	猪狩積	志賀保	(四十四円也)		八拾銭ハ、之ヲミ山神社ノ基本貯金ニ積立テ、、目出	供物ノオ米ヲタ飯トシ、剰余金弐拾円	宅ヲ借受、今日ノ盛儀ヲ歓ビ合ヒ祝宴シ、供物ノ餅(オ
差引残金弐拾壱円八拾銭貯金ス	合計金弐拾参円弐拾壱銭也	一、金弐拾銭	一、金四拾五銭	一、金五円	一、金拾八銭	一、金八拾八銭	一、金拾六円五拾銭	費用之部	御供餅	御神酒	白米	牛蒡	白菜	大根	牛蒡・人参	雉壱羽	供物献上	"	"	五合	小豆寄附者	"	"	〃壱升	"
拾銭貯金ス	拾壱銭也	豆腐二丁	白米一升	御肴	半紙三帖	削粉・醤油一升	御神酒六升		"	氏子	志賀ハツヨ	志賀ヤイ	志賀キシエ	猪狩ワカ	志賀ハツヨ	古心 賀 喜子美		志賀ウメ	志賀ヤイ	志賀ハツヨ		猪狩積	常陸留五郎	志賀久吉	矢内鹿蔵
一、金壱百円也	一、金壱阡九百円也	一、金壱阡八百円也	一、金四百八拾五円也	一、金壱阡円也	支出	赤松八石五斗七升代(但し工場渡しの値段)	一、金壱万九阡五百円也	収入	散会せり。	達も総出で投餅を作り、あ	せり。当日部落の古老連も	山ノ神講の祭典を期し、宮	きを防ぐため、三方をトタ	り、屋曲りをスジカイを入	修理に右赤松を売却すべく	で雨屋の柱二本、及びツカ	本年度落雷のため、境内の	昭和三十九	山 祖 神 社	衣		(表紙・横帳)	[史料5]昭和三十九年・雨覆修繕遷宮記録		メデタシー
釘一寸二分一キロ	白浪トタン十枚代	御肴代	御神酒壱升	御祈祷料		(但し工場渡しの値段)				も総出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に	り。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人	ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し遷宮	きを防ぐため、三方をトタン張となしたり。たまたま	屋曲りをスジカイを入足して直し、周囲の雨しぶ	修理に右赤松を売却すべく、氏子総出で伐採搬出に当	で雨屋の柱二本、及びツカ等を裂傷せしため、これが	本年度落雷のため、境内の松立木二本を損傷し、つい	昭和三十九年旧十月十七日					雨覆修繕遷宮記録		

忌中二付遠慮 矢内喜蔵 常谷三郎

爾臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ体シ、

我力

小田代山神講人名

常陸豊

志賀正親

志賀泰明

三瓶忠美

猪狩新

志賀清記

矢内喜蔵

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀熊吉

志賀伝

[史料4]昭和十五年・御神幸記録

(表紙・横帳

御神幸記録紀元二千六百年奉祝祭典

昭和十五年十一月十一日

猪狩新謹記

紀元二千六百年奉祝御神幸記録

ノ激変ハ、実ニ国運隆替ノ由リテ以テ判カル、所ナリ、ヲ昂揚セントスルハ、朕深ク焉レヲ嘉尚ス。今ヤ世局衆庶相会シ、之レカ慶祝ノ典ヲ挙ケ、以テ肇国ノ精神勅語(十一月十日)茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ、百僚

ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ、

砂ヲ蒔キ浄メタリ。時刻ニハ

屋設ケ、

堂小屋ヲ一巡シテ宮渡迄御神幸。

夕方郷社ニ

目出度御還幸ニナレリ。

同帰宅後、

志賀孫三郎氏新

経テ、 此処ニテ昼食ヲ済マシ、 即チ当村ニテハ、十一月十日郷社ニ於テ祭典ヲ執行、 ハ早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、 田代ニテハ、前日部落民男女協力、 迎ノ誠ヲ示ス。更ニ御神輿ハ東山姥神様ニ御休ミアリ。 荒宿部落ハ道路ノ両側ニ松ヲ建テ、注連縄ヲ廻シ、 社々司久保田保之助氏、 翌十一日午前八時、 有ノ盛大且森厳ナル、曠古ノ大盛典ヲ挙行セラレタリ。 ハ式典、十一日ハ奉祝会デ、両日共両陛下臨御、 種ノ計画・催シ物等アリ。 二竹ヲ立テ注連縄ヲ廻シ、 ニ於テ、 ハ国旗ヲ掲揚シ、 設置ニ誠意奉仕セリ。第七区代理区長志賀喜義氏字 一千六百年ヲ奉祝紀念スベク、 荒宿佐久間長造氏庭ニ御仮屋設ケ奉迎ス。原 部落民全員ニテ一切ノ準備ヲ整ヒタリ。 御道筋ヲ清掃シテ、御待申上グ。郷 郷社出御御神幸アラセラル。 外 小田代ニ向フ。 紙ヲ挟ミ、 宮城外苑ノ会場ニハ、 般供奉参列シ、坂シ内ヲ 新宅入口ヨリハ両側 道路修繕及御仮屋 全国各地ニ於テ各 盛砂ヲシ、 是ヨリ嚢、 不浄 各戸 当日 未曾 十日 小

其レヨリー同帰路ニツク。 ネテ勅語ヲ賜リ、 ヨリ引返シ、八幡神社境内ノ御仮屋へ御休ミニナリタ 御供仕ル。太鼓・御賽銭箱ハ何レモ二名宛、 般ニ馳走セリ。 ツテ投餅致シ、 御道筋及ビ屋敷内ニテ御待申上グ者多数アリ。 多数賑々シク御供ニナレリ。 校長渡邊義唯氏ハ、職員ト共ニ旗行列ノ生徒ヲ引率シ、 厳極リナク、入御ナサレタリ。時正ニ正午ナリ。 同東山或ハ割山迄奉迎セリ。「奉祝皇紀二千六百年」 総代トシテ最後迄御供仕リ、 盛儀ニ感激漲ル。 モ東京ニ於テ宮城外苑ノ会場ニハ両陛下臨御、 馳走ニナリ居ル内、予定ノ午後二時十五分ニナリ、 二於テ次ノ御仮屋迄御送リ申シタリ。西山ハ屋敷端 シ供物ヲ奉リ、御灯明ヲ上ゲ、神官祝詞ヲ奏上シ、 田代へハ初メテノ人モ見受ケタリ。部落民ノ真心込メ ハ志賀久蔵氏門迄、御神幸ニナリ、其ヨリ稲荷様境内 発声ニテ、 旗、 , 旗ヲ先頭ニ、 .御仮屋ニ安置申シタリ。御供多数ノ為境内ニ溢れ 小田代同様ノ式後、 之ニ続キ稚児・獅子供奉員ト、 万歳三唱セラル、筈ニ付、 午後一時小田代出発、 御神酒・オ煮メ・赤飯ノオ握リ等ヲ一 大太鼓・御賽銭箱、 赤城二精 奉祝会総裁宮御代理高松宮殿下ノ御 投餅 猪狩積氏部落代表シ、 一杯唱和シタノデアツタ。 東ハ志賀熊吉氏門迄、 堂小屋ハ馬橋広場ニ御仮 (及ビ蜜柑)・ 「郷社諏訪神社 美々シクモ又崇 我々一同モ輝ク 何レモ奉送多数 ·御神酒 小田代組 氏子

マイタケハツモノ	タマナ	タマナ・ネギ	キウリ・ハタイモ	菜・ナシ五ツ	牛蒡	人参	大根·稲	ナス・ナシ五ツ	御神酒·大備餅	供物	〆九戸ニ割	社司ニ初穂小田代分	一、壱円五拾銭 是い	一、弐円五拾銭 砂糖	一、拾銭 〆紙代	一、酒弐斗 但シ	計金拾四円弐拾銭	内壱円ハ米トアリ	一、〃弐円	一、五十銭	一、金壱円	一、〃五拾銭	一、〃五拾銭	一、〃壱円五十銭	一、〃壱円
熊吉	里み	積	喜治郎	久蔵	孫三郎	主殿	留五郎	保	氏子			2分	是ハ七区ニテ部落~~ニ割当タル、	砂糖壱メ目	笩	但シ壱斗代拾壱円			常陸初夜	志賀久吉	猪狩亀吉	志賀久蔵	志賀孫三郎	志賀喜治郎	常陸留五郎
頃迄大宴会アリ。此日夕方ヨリ雨降ル。地固ルセ	遷宮式ヲ挙行後、区長志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九時	者等ヲ招キ、女衆ノ手伝ニテ撒餅ヲシ、盛大ナル	行シ、神職ヲ招聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老	四拾銭に渡、仝年旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙	端豊次郎氏ガ造ル。雨屋ハ志賀孫三郎氏金拾四円	瓶惣吉氏ニ金弐拾四円ニテ渡シ、屋根ハ富岡町川	ト、シ、御宮ヲ御移シ、鳥居ヲ建替へ、石段ハ三	百弐拾円ニテ売却シ、雨屋及石段ヲ新築スルコ	頼ミ御祈祷ヲ致シ、境内ノ木ヲ小宅武四郎氏ニ金	宅ニ御移シスル事トナリ、社司久保田保之助氏ヲ	事ヲ、小田代氏子一決シ、調査ノ上金比羅神社々	ニモ及ス恐レアル為メ、山神尊ヲ他ニ御移シスル	之ガ暴風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家		一、昭和十二年七月ニ至リ、小田代大山津見神社ノ境	小田代山津見神社々御移記録	(表紙欠・横帳)	[史料3] 昭和十二年・山津見神社々御移記録		社ニテ御祝目出度。	中道ヲ通リ宮渡ニ行、座元ニ御仮屋、夫ヨリ御還幸郷	夫ヨリ堂小屋組ハ馬橋ノ座元ニ御仮屋ヲ設ケ、堂小屋	敷ヲ廻リ、八幡社へ御仮屋、酒・赤飯等ノ御馳走アリ。	馳走ヲシテ、大ニ供方及屋敷一同歓ビ、御神送西山屋	御祈祷・シシ舞スミテ、蒔餅之御神酒・砂糖餅等ノ御
一、仝 一升	一、仝 二升 志賀チヨ	一、仝 一升 仝 タキ	一、仝 二升 猪狩ワカ	一、仝 一升 仝 タメ	一、仝 二升 常陸アキエ	一、全 一升一 全 タネ	一、仝 三升 志賀キシエ	一、糯米二升 志賀ムラ	一、仝 二升 仝 ヤエ	一、糯米二升 志賀ヨシイ	一、糯米三升・小豆一升 志賀ハツヨ	一、糯米一升・小豆一升 志賀ウメ	一、酒一升 道谷タン	右遷宮撒餅致ニ付、寄附人名	之ヲ小田代部落会計志賀伝氏ニ渡シ引継	差引金五円五拾参銭残	惣経費金壱百○四円四拾七銭 ^{५二拿百米代有}	内訳	一、金百弐拾円 木代	山神御移二付経費	御移二付臨時会計 猪狩積	第七区代理区長 志賀喜義	社司	昭和十二年七月二十二日(旧六月十五日)	メン固ル。

道掃除ハ三日間モ掛リテ、志賀ノ氏神稲荷社ニ御仮屋	得ル限リ手伝スルコト。	一、掃除等ニハ一戸一名ニ限ラズ、心神ヲ旨トシ出来	一、男女ノ別ナク一致協力ヲ以奉迎スルコト	小田代御神迎寄附及御仮屋設置記録	幸。	供方へ連レトモ御神酒頂戴アリ。夫ヨリ小田代へ御神	敷ヲ廻ツテ、東山姥神社へ御休、朝□御神酒捧ゲ、尚	大踊リ等アリテ賑々敷御座イマシタ。廿九日ハ朝原屋	ル。学校ニ御仮屋ヲ設ケ、庭内ニ(ヤグラ)ヲ立テ、	元学校ニ御宿リ、供随員ハ佐久間長造氏宅ニ御休ミ帰	御休、町組ニテ御神酒献、夫ヨリ田沢マテ行、安良宿	臨ノ神職、奉詞奏シテ夫ヨリ御神幸、坂シ内御仮屋ニ	祭典執行。種々ノ供物沢山・棒(数不明)、社司・来	(郡書記)、郷社々司久保田保之助殿外六名ノ神職臨席	即チ廿八日祭典トシ、郡長外弐名ノ供随	٠,	17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17.		街神幸記録 	一一プコノ名七月二十八日	「表紙・横帳)	[史料2] 大正八年・御神幸記録		志賀泰臣宅に目出度く相し候なり	志賀英記宅より
弐升 志賀松之助	三升 志賀巳与松	寄附	メ壱斗八升蒔餅ニ当ル	一、糯米 壱戸弐升宛割当	沢山余リマシタ。	午前九時御神幸御供方三百人余、砂糖糯八百人分出来、	神社へ参リマシタ。手スキ次第追々御迎ニ出マシタ。	志賀松之助・常陸豊治・猪狩積、御巡代表トシテ、姥	御仮屋等ノ準備等、実ニ多忙デアリマシタ	一、小屋敷ナルタメ、女中ハ糯コシライ、男ハ道掃除・	寄合テ、思ヒく~二供イルコト)	酒頂戴シテ帰ルコト(但シニシメ等ハ二三戸ヅヽ	一、御神還幸後ハ年老ノ方、又ハ女中御仮屋ニテ御神	一、御供致シテ帰リ其他計算等ニ酒壱斗宛ルコト	一、準備宿心神志賀保宅	糯ヲ馳走スルコト	一、神職社司一人、其他役廻り御供方一同ニハ、砂糖	一、供物ヲ献スルコト	一、御神酒壱升供ルコト	一、御神幸ノトキハ蒔糯スルコト	ノ屋敷ニテモ松立テ〆張リマシタ)。	リ、糸立等ヲ廻シタルハ、実ニ心地能クアリマシタ(他	ヲハサミ、不浄ニハ青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張	盛沙ヲ致シ、屋敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、縄ヲ張リ、紙	ヲ設、平梨ヨリ熊吉氏ノ門、久蔵氏ノ門、稲荷社マテ
一、〃五十銭	一、〃壱円五十銭	一、〃弐円	一、〃五十銭	一、〃壱円	一、〃壱円	一、〃七拾銭	一、金壱円	金有志	メ参升	一、壱升	一、壱升	一、壱升	小豆有志	弐升	弐升	弐升	弐升	弐升	弐升	弐升	弐升	弐升	壱升	壱 升	弐升
常陸豊治	或 志賀保	猪狩積	志賀里み	志賀松之助	志賀主殿	松崎徳治	志賀熊士			猪狩タキ	志賀セン	志賀タネ	\ru\ \ru\	志賀ムラ	志賀ウメ	志賀セン	志賀サクヨ	志賀トリ	志賀チヨ	猪狩タキ	常陸タメ	志賀タネ	志賀久蔵	常陸豊治	猪狩亀吉

計一五六〇〇円也	一、トリ肉・豚肉 二五〇〇円	一、魚代七〇〇〇円	一、和菓子代 二四〇〇円	一、トフ一〇ヶ八〇〇円	一、御神酒二升 二七六〇円	費用	志賀泰二	猪狩サク	常陸茂	志賀盛	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	宿 三瓶忠美	順廻	[史料1—11] 昭和六十二年		三瓶忠美様江目出度相渡し候也	志賀泰三より	昭和六一年十一月十六日	見られそうも有りません。供出米は昨年と同様でした。	成り良い様ですが、全般的には不凶続で新しい進歩は	料や電話代が四%ぐらい安く成り、ガソリン類も安く	高と言やっかいな事情が続き、各家庭では多少の電器	昭和六十一年は稲は普作。一番国内で困った事は、円
三瓶忠美	志賀泰二	猪狩サク	常陸茂	志賀盛	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	順廻	[史料 1—120] 昭和六十三年		志賀英記宅に目出度く相渡し候	三瓶忠美氏より	昭和六十二年十二月六日、旧十月十六日	七〇円。	一、米・たばこが値下りした。米一俵一ト米、一八〇	閣でつた。	一、国会は十一月六日、中曽根内閣から竹下登氏に内	十七糎積って、まだ降り続いて居る。	で十五糎ぐらい積った。又、十二月六日昼までに	い降って、十二月一日朝から雪が降って、夕方ま	た。 一、今年は例年にない。十一月廿八日初雪五ミリぐら	は記録	く 清酒一升 酉治商店ヨリ	器 一人当り二〇〇〇円也、貯金一〇八〇円也	円 有銭六八○円、有銭共一○八○円也
昭和六十三年十一月二十日	右記の通り	議長・秋元彊、山口實、監査役・山下和正。	株式会社発足。会長は村長・渡辺尊之、代表取締役、	渡辺尊之、村長の座にすわった。川内高原開発	議長 渡辺尊之 一四?? 票	現 遠藤一雄 一三?? 票	一、川内村長選挙	なり。たばこは三分作ぐらい。	一、今年は五十五年冷害より下廻る。川内村は二分作	年より一週間早いとゆう。	らい積った。福島気象台では作より六日早く、平	一、今年も例年にない初雪が、十一月十八日、一寸ぐ	記録	一、例年通り	規約	貯金なし	一人当り一七〇〇円也	計一四三八五円、有銭七六○円也	一、豚肉代 一五〇〇円	一、トリ肉代 二四二五円	一、魚代四五〇〇円	一、御菓子代 一六〇〇	一、トーフ代 八〇〇円	一、御神酒二升 二七六〇円	費用

○志賀喜代登	○志賀泰臣	○志賀英記	○三瓶忠美	志賀泰二	宿○猪狩新	順廻	[史料1—11] 昭和六十年		常陸茂宅より猪狩新宅へ、目出度く相渡し候也	新曆十一月九日(金曜日)	昭和五十九年旧十月十七日(旧暦)	四度を記録、本村でも三五・七度を記録した。	た。夏は猛暑が続き、八王子では観測史上最高と三九・	豊作と成り、明るい表情で秋の取入れを見る事が出来	今年は春より異状気象で心配されたが、五年ぶりの大	記録	本、酉治魚店清酒一升戴きました。	御神酒ハ猪狩忍氏より清酒三升・ウエスキーボトルニ	有銭七〇〇円、一人当り二〇〇〇円、貯金一〇八〇円	計一五六二〇円也	肴代 九九二○円	お菓子代 二四〇〇円	トーフ代 八〇〇円	とり肉 一〇〇〇円	豚肉 一五〇〇円
越新幹線及東北新幹線の	るところによれば、来年	に売却(字小田代)、一	培が今年より盛んになっ	二年続きの豊作で大いに	記録	一、八雲神社祭日は、一	都合ある場合は後日日曜日とする。	一、祭典の十七日前の日	一、出会せざる者へも割当てること	回の食事は宿持とし、費用は頭割とす	一、祭典は旧暦十月十七	規約	清酒一升 酉治肴屋	有銭八百八拾円也	一人さし二二〇〇円也	計一五八六〇円	一、肴代	一、お菓子	一、豚肉	一、とり肉	一、とうふ一箱	一、御神酒弐升	費用の部	○常陸茂	志賀處
越新幹線及東北新幹線の上野来入は三月十四日実施す	るところによれば、来年は更に減反するようなり。上	一戸当り九十万円。新聞の報ず	培が今年より盛んになった。共有地の立木を川内森林	一年続きの豊作で大いに助かった。アマチャヅルの栽		八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する	日曜日とする。	祭典の十七日前の日曜日を祭日日と決定し、宿に	当てること	、費用は頭割とす	祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二		酉治肴屋より頂戴しました				七四〇〇円	二四〇〇円	五〇〇円	000円	八〇〇円	二七六〇円			
清酒一升 酉治鱼	貯金一七〇〇円	有銭一阡四百拾円也、	計一五七一三円	一、お菓子代	一、魚代	一、とり肉・豚肉	一、トーフ	一、御神酒二升	費用	○猪狩新	○常陸茂	○志賀盛	○志賀喜代登	○志賀泰臣	○志賀英記	○三瓶忠美	宿○志賀泰三	順廻	[史料 1—18] 昭和六十一年		志賀泰三様へ日	宿猪狩新より	昭和六十年旧十月十七日	する。二阡万人を越す。	る。築波化学万博は三
酉治魚店より頂戴しました		阡四百拾円也、一当り二〇〇〇円也 (二人当り)		1四00円	七二〇〇円	二五五三円	八〇〇円	二七六〇円		421	~		代登	臣	記	美	6[11]		十一年		志賀泰三様へ目出たくお渡しいたしました		七日	´°	る。築波化学万博は三月十六日から九月十四日迄実(紫波科学万博)

御神酒壱升 元部屋様 残金	有銭共に貯金三〇六三円	一人当り二五〇〇円 合計表	計一七五四七円	魚代 一〇一〇〇円 魚代	トウフ 九〇〇円 トーフ代	焼トウフ 四四七円 豚肉代	フタ肉 二〇〇〇円 トリ肉代	カシ代 二五〇〇円 清酒二升代	トリ肉 一六〇〇円	清酒三升 前年度クリ越の事	費用	志賀泰臣	志賀英記	三瓶忠美	志賀泰二	猪狩俊二	常陸茂	志賀盛	志賀喜代治 [史料]	[史料 1 — 11] 昭和五十七年		昭和五十六年旧十月十七日、新暦十一月十三日 昭和	ユカ板カンナカケてくれた。	均七分作となった。志賀盛氏ユカ板寄布、志賀泰明氏 三年続
残金一二五〇円を貯金する	一人当二一〇〇円也、 御賽銭一〇〇〇円	合計壱万六千五百五拾円	代 二〇〇〇円也	八〇五〇円也	代 八〇〇円也	二〇〇〇円也	2代 一〇〇〇円也	升代 二千七〇〇円也	費用	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	三瓶忠美	志賀泰二	猪狩俊二	常陸茂	宿 志賀盛	順廻	1—11] 昭和五十八年	志賀泰臣殿へ目出たくお渡しいたしました	当前志賀喜代治より	昭和五十七年十二月二日		三年続けて不作であった。今年は六十%の収入であっ
費用	志賀盛	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	三瓶忠美	志賀泰二	猪狩新	常陸茂	順廻	[史料 1—116] 昭和五十九年		常陸茂宅へ目出度相渡シ候也	志賀盛宅より	昭和五十八年十月十七日(旧)	した。	一万八〇〇〇円也。台風も少くまずく~の年でありま	現在の日当は男八〇〇〇円、女は五〇〇〇円位。米は	し。	する多く、十二月一八日選挙の段階に入る公算多一、田中角栄の最終判決になり、国会は解散する見通	農家にも明るい表情となる。	一、三年連続の不作に今年はなんとか?平年作になり、	記録	一升頂戴する。	御祝儀チップ会社ヨリウイスキー二本、酉治魚店ヨリ

志賀英記	順廻	[史料 1 — 11] 昭和五十五年		志賀英記氏に目出度相渡しました	三瓶哲夫氏より	昭和五十四年旧十月十七日	貯金に三五〇円加算する	今年度は差合一人あり、七人会計一人当り一八〇〇円	有銭金二九〇円、貯金五七〇円	御祝酒壱升 とのぶ魚店	一人当り金一五二七五〇銭	合計	御菓子代 金一二〇〇円	山鳥代金 金一五〇〇円	トウフ代 金七〇〇円	肉代 金一一六〇円	御魚代 金五五〇〇円	御神酒代二升分 金二一六〇円	費用	○志賀泰三	○猪狩俊二	常陸茂	○志賀盛	○志賀喜代治	○志賀泰臣
志賀泰臣に目出度く相渡し候也	也。	一日小田代共有林五〇五立木売却、一阡二百六拾八万	同様であった。反当り五k~一〇kであった。十月十	二十二日。七月より異状気象で、稲作は大凶作、皆無	本年は村長・村議の選挙、衆議院・参議院選挙、六月	記録	有銭百七拾円、貯金五六〇円	御祝儀酒一升 トノブ魚店	合計二一八一〇円	一人当り三七〇〇円也	ガソリン代 三〇〇〇円	御菓子代 二四〇〇円	山鳥代金 三七〇〇円	トウフ代七〇〇円	肉代 一四五〇円	御魚代 八五六〇円	御神酒代二升一□ 三阡弐百円	費用	○三瓶忠美	○志賀泰二	猪狩俊二	○常陸茂	志賀盛	○志賀喜代登	○志賀泰臣
本年は二年練続凶作と思ったが、天候快福して、村平	記録	酉治魚店より御清酒一升戴きました。	佐久間彦一様御清酒二升戴きました。	猪狩忍様より御清酒二升・金五○○○円戴きました。	志賀清記様より金三〇〇〇円御祝儀戴ました。	有銭五五〇円、貯金三九〇円	一人当り一六〇〇円也	合計二〇九六〇円	トーフ代 八〇〇円	お菓子代 二七五〇円	トリ肉代 一〇〇〇円	豚肉代 二二五〇円	御魚代 一〇五〇〇円	御神酒代二升 三千六百六拾円	費用	○志賀英記	○三瓶忠美	○志賀泰三	○猪狩俊二	○常陸茂	○志賀盛	○志賀喜代治	志賀泰臣	順廻	[史料1―11]昭和五十六年

御祝儀として酉治魚店より一升頂戴致しました 合計金壱万弐千六百六拾円 ・国会も改選あり。三区より斉藤邦吉・菅波茂・上坂 一、金弐千百六拾円也 一、金魚代 一、金弐千円也 一、金六百円也 一、金壱千六百円也 一、金七百円也 昭和五十一年旧十月十七日 昇当選ス(十二月五日投票)。 一人当り差費千八百円也 当前常陸茂氏より 猪狩俊二宅へ目出度く相渡し候也 費用 順廻 宿 昭和五十二年 猪狩俊二 常陸茂 志賀盛 志賀泰二 志賀喜代登 志賀英記 三瓶忠美 志賀泰臣 鳥肉代 御菓子代 豚肉一K分 豆腐十丁分 御神酒二升分 五千六〇〇円也 にし、 注、一人当りの差し一八〇〇円なりしも、二〇〇〇円 日当は五〇〇〇円にて、米は一万七〇〇〇円、ガソリ 規約は例年通り [史料1-ン ℓ 一二〇円。世は正に不況の波を押寄せる現況なり。 一、村にて産業文化祭を開催 一、二〇〇カイリ漁業問題、魚はかつてない高値を呼 一、史上六番の豊作とか、余り米の消化、来年度の減 昭和五十二年旧十月十七日 反調整と農家には深刻なり。 有銭一一〇円、貯金は一五一〇円とする 残一四○○円を有銭とも貯金する 志賀泰三氏に目出度く相渡候也 当前猪狩俊二より 記録 110 昭和五十三年 常陸茂 志賀盛 猪狩俊一 志賀泰臣 三瓶哲夫 志賀喜代登 志賀英記 志賀泰三 金 金 傘 どは値下げとなり四〇〇円前後なりし。本日は箭内酉 円前後也。葉タバコは上位級は一六〇〇円位、五等な 一人当り差し二千円也 籴 籴 金 の余り米を政府は処分に頭痛の種とか?日当は男六千 下米代金六〇K当り一七〇〇〇上にして、五〇万トン 近年にない豊作にして、米・タバコも大収入なり。目 合計金額一万三千九〇〇円也 [史料1—11] 治氏、又志賀盛氏より御祝儀一升づ、頂戴致しました。 昭和五十三年十月十七日(旧 魚代 . 鳥肉代 菓子代 豚肉代一K分 七〇〇円也 御神酒代二升分 併せて、貯金三三〇円也 有銭二四〇円、一人当りの差し残り九〇円にて、 三瓶哲夫氏目出度相渡申し候也 志賀泰三氏より 順廻 費用の部 昭和五十四年 三瓶哲夫 志賀英記 二五〇〇円也 二一六〇円也 三一五〇円也 トーフ代 一四〇〇円也 五〇〇円也

○猪狩俊二

し、当選する。

○常陸茂	○志賀盛	順廻	[史料 1—10] 昭和五十年		志賀喜代治	志賀盛氏に申送るもの也	昭和四十九年十一月三十日、旧十月十七日	は米一俵一五〇〇〇円、日級は三三〇〇円。	める。物値	記録	ప ం	酒二升 久保田寿郎、酒二升 菅波長吉氏ヨリ頂戴す	有銭五一六円也、トリー羽一二〇〇円	一人当り一二〇〇円	合計八一三四円	一、金九百四拾四円也カシ代	一、金壱阡壱百参拾円也 ブタ肉一キロ代	一、金壱阡弐百円也煮魚	一、金弐阡四百円也サシミ代	一、金六百円也 豆腐十個	一、金壱阡八百六拾円也 御神酒二升代	費用	○志賀泰臣	○志賀英記
常陸茂氏目出	志賀盛氏より	昭和五〇年十月十七日	順調ならず。	例年になく夏は異常	一、産業文化祭	一、小田代線工事に	記録	規約は例年通りとする	貯金一三六〇円也	右は諏訪神社ヨリ	酒代一二八〇円也	一人当一三〇〇円也、	合計九一〇〇円也	金参阡六百円也	金壱阡七百円也	金菓子代	金六百円也	金弐千円也	費用	○志智	○志賀泰臣	○志賀英記	○三瓶忠美	○志賀泰三
常陸茂氏目出たく相渡シ申し候也	,	七日		例年になく夏は異常乾燥にして、秋は不順にして取込	一一、十四、十五日	小田代線工事にして三月完成見込		/ る		右は諏訪神社ヨリ御神酒代として頂戴する		3、有銭七〇円也		魚代	ブタ肉代一キロ代	壱阡弐百円也	トーフ代	御神酒二升代			泰臣	英記	忠美	秦二
・村長任期満了にた	交通は一段と便利	コの大減収を見る	・昭和二十八年の大	記録	御祝儀箭内酉治氏より清酒一升頂き	一人当り壱千弐百四	合計九千六百円也	金参千五百円也	金七百円也	金壱千六百円也	金菓子代	金六百円也	金弐千円也	費用	志賀盛	志 智	志智	志智	三新	志智	猪穿	常陸茂	順廻	[史料 1—108] 昭和五十一年
村長任期満了になり、当部落より志賀清記氏立候補	一段と便利を良くした。	減収を見るに至て、又小田代でも舗装工事と	・昭和二十八年の大不作を生じ、川内村でも米・タバ		6り清酒一升頂き	一人当り壱千弐百円也、有銭一五〇円		魚代	トリ代	ブタ肉代一キロ	壱千弐百円也	トーフ代	御神酒二升代		尽 成	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	三瓶忠美	志賀泰三	猪狩俊二	臣茂		五十一年

一、金鶏・ウサギ代参千円也	一、金御肴代 参阡円也	〃参百五拾円 豆腐一箱代	一、金壱阡参百弐拾円 御神酒弐升代	費用	三瓶忠美	志賀泰二	猪狩俊二	常陸茂	志賀盛	志賀喜代登	志賀泰臣	宿 志賀英記	順廻	[史料 1—10] 昭和四十七年		志賀英記殿へ目出度たくお渡しいたしました	当前三瓶忠美より	日もなくして、お正月となる。各自の健康をのぞむ。	へてくれるわけだ。本日は新暦の十二月四日、あと幾	居る。小田代の蕨平方面の橋も七ツも大興電気で架替	電気の人夫に出たりして、現金収入をはかって働いて	り、供出米は四等・五等或は等外と品質も悪く、大興	がりし、耕作意欲をそぐこと甚だし。目下秋までも終	五分作とゆう凶作となり、大根一本六、七十円も値上	雨量五百七ミリ、台風前からの不順天候は、又稲作も
U.	JJ.	相代	3.升代													しいたしました		の健康をのぞむ。	一月四日、あと幾	も大興電気で架替	をはかって働いて	昭質も悪く、 大興	目下秋までも終	ハ、七十円も値上	入候は、 又稲作も
一、金五百円也	一、金七百五拾円也	費用	志賀英記	三瓶忠美	志賀泰二	猪狩俊二	常陸茂	志如 具 成	志賀喜代治	宿 志賀泰臣	順廻	[史料1—105] 昭和四十八年		志賀泰臣殿へ相渡候也	当前志賀英記より	(の情勢なり。	質・量ともに勝り、供米	りました。今年の作柄け	にても七人立候補に対し	田中首相の第一次選挙を	記録	規約例年の通り	昭和四十七年旧十月十七日	一人当り差シ壱阡円也	一、金御菓子代
豆腐一箱代	御神酒一升代		пu	x	_				2治	E		八年		(候也	y		質・量ともに勝り、供米も大幅に上廻り、農家もほく	りました。今年の作柄は、例年になく天候も良く、品	にても七人立候補に対し、三人の議席を争ふ段階とな	田中首相の第一次選挙を十二月十日に行ひ、当第三区			-七日		四〇〇円也
0	0	0	0	0	0	順廻	[史料 1—106] 四		·有銭	・蚕キロ	・タバコは反	・一日日給	米一俵	値 格表	に依る被害は、	また近年に無い	夏期に雨量少く	記録	規約例年の通り	昭和四十八年	一人当り八〇〇円	一、金八〇〇円	一、金弐阡四百円也	一、金壱阡円也	一、金八百円也
○三瓶忠美	○志賀泰三	○猪狩俊二	○常陸茂	○志賀盛	○志賀喜代治		昭和四十九年		二百二十円也	二阡円~二阡二百円	一九万~二一万等	二阡円~二阡五百円等がある	一万円也		に依る被害は、小田代部落内も復旧致しました。	また近年に無い大豊作である。一昨年の二十三号台風	夏期に雨量少く、近年に無い水不足と成るが、米作は			昭和四十八年旧十月十七日	円	トリー羽代	[円也 魚代一式	肉代	菓子代

一、金弐千円也 魚代	一、金参百円也 豆腐代	一、金壱千円也 袋菓子代	一、金壱千参百六拾円 御神酒代	費用	猪狩俊二	常陸茂	志賀盛	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	鈴木豊	志賀栄	三瓶忠美	志賀泰三	順廻	[史料 1 — 102] 昭和四十五年		志賀泰明氏へ目出度相渡シ申シ候也	当前猪狩俊二宅ヨリ	十一月十八日アポロ十三号が第二回目着陸した。	月十六日アポロ十一号が月表面に初の人類着陸した。	本年度七月廿三日、川内村に農業電話開通した。去七	記録	有銭二十円也	一人当り四百円也
志賀茂盛	志賀喜代登	志賀泰臣	志賀英記	宿 三瓶忠美	順廻	[史料 1—103] 昭和四十六年		昭和四十五年十月(旧)十七日	三瓶忠美氏、目出度相渡シ申シ候也	志賀泰三氏より	る現況なり。	とも早々来て、出稼は皆村を離れて県外へ転出してゐ	現在の積雪は十糎内外になる見込なり。本年は寒さ雪	例年になき大雪が本日降り始め、七五三のお祝慶々、	一、川島正次郎死去、四五、十一月。	一、佐藤内閣第四選成立スル。	に入る。一割減反する。	一、米一升二百円にて豊富にあり、減反調製する段階	一、三年連続の大豊作。	一、川内村役場新築八月竣工式。	た。 記録	七 貯金参百円也	差し一人当り六百円也	合計五千壱百六拾円也	一、金五百円也 ブタ肉代
道路・耕地の復旧は、向ふ四ヶ年を要す工事となれり。	億五千万円のボー大なる数字を記録するに至り。河川・	の大がかりな調査となり、川内村の被害総額は実に三	れ、道路の決壊、家屋の浸水は遂に知事・建設省より	にて、水の氾濫は村内、特に七区八区をおそい、山崩	台風二十三号(八月三十日)の被害は、曾てなき豪雨	記録	ざること、以上	一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけ	談合の上祭典日を決することを得	一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、	一、祭典は一日とし、飯米は弐度宿持とす	規約	昭和四十六年旧十月十七日	有銭壱百参円也	壱人さし七百弐拾円也	計五阡七百拾円也	一、金参百円也鶏壱羽	一、金七百円也	一、金参阡円也 御肴代	一、金参百五拾円也 豆腐壱箱	一、金壱千参百六拾円也 御神酒弐升	費用	志賀泰二	猪狩俊二	常陸茂

稲史上最高の収量である。小田代では四斗俵三三五俵	自治制及中学校施行二十周年記念行事アリ。福島県水(紫東県法)(家東県市芸)(京東県市芸)(京東東市	記録	御神酒壱升 志賀伝三郎氏より戴く	有銭五〇円也	一人当り六〇〇円也	合計四二八〇円也	一、金六百円也トリ代	一、金五百円也 ブタ肉	一、金壱阡四百弐拾円也 魚代	一、金参百円也トーフ代	一、金参百六拾円也 袋菓子	一、金壱阡壱百円也御神酒	費用	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	**含 志賀英記	○鈴木豊	*** 志賀栄	○三瓶忠美	*** 志賀泰明	○猪狩新	○常陸茂	志賀弘	順廻	[史料1—99] 昭和四十二年
御祝儀清酒壱升 久保田寿郎氏	有銭参百拾壱円貯金	一人当り五百円也	メ四阡弐百六拾円也	金五百円也 ブタ肉	金壱阡八百円也タコ・イカ	金参百円也トーフ	金五百円也御菓子	金壱阡壱百六拾円 御神酒二升	費用	✓志賀弘	✓志賀喜代治	✓志賀泰臣	✓志賀英記	鈴木豊	✓志賀栄	✔三瓶忠美	✓売賀泰二	✓ 猪狩俊二	常陸茂	順廻	[史料1―00] 昭和四十三年		昭和四十二年旧十月十七日	〇円。	供米スル。永雨の為発芽スルモ其ノ代金ハ一俵七八〇
合計金参阡六百六拾円	金壱阡弐百円也無代タコ	金五百円也 ブタ肉代	金参百円也トーフ代	金五百円也御菓子	金壱阡壱百六拾円也 御神酒二升	費用	○常陸茂	志賀弘	○志賀喜代治	○志賀泰臣	○志賀英記	○鈴木豊	○志賀栄	○三瓶忠美	○志賀泰三	○猪狩俊二	順廻	[史料 1—10] 昭和四十四年		昭和四十三年旧十月十七日	作内閣出来ル。	スル。明治百年行事。大学フン争アリ。第三次佐藤栄	川内村議補充選挙アリ。第七区ヨリ久保田寿郎氏当選	記録	一、金五百円御柷儀 三瓶忠美氏

○常陸茂	○志賀弘	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	順廻	[史料1—97] 昭和四十年		金五阡四百七拾五円也貯金す。	リンピック開幕スル。本日	雨覆修理遷宮ヲ行フ。昭和	昭和三十九年旧十月十七	記録	有銭参拾円	費用一切ヲ遷宮費ヨリ負担スルコトヲ決定スル	差引弐千六拾五円ハ遷宮費ヨリ負担スル	差費一人当り五百円	合計金七阡六拾五円	一、金六百円	一、金壱阡弐百円	一、金弐百五拾円	一、金弐百五拾円	一、金壱百五拾円	一、金七百円	一、金壱阡五百円	一、金壱百弐拾五円	一、金壱百五拾円
		冶	als				金す。	リンピック開幕スル。本日の祭典に有銭参拾円を加へ、	雨覆修理遷宮ヲ行フ。昭和三十九年十月十日、東京オ	昭和三十九年旧十月十七日、金比羅神社・山祇神社、			坦スルコトヲ決定スル	遷宮費ヨリ負担スル			魚	タコ	トーフ	玉子 (25)	ハム	トリニ羽	ブタ肉	コンニヤク	サツマアゲ
常陸茂	○志賀盛	志賀喜代治	順廻	[史料1—98] 昭和四十一年		志賀喜代治氏に目出度ク相渡シ申候也	志賀伝三郎ヨリ	一、福島ニテ博覧会ガ開ク(九、二四日)	後半は日照多く、大豊作の夢を見る。	本年度の前半期は低温にして、稲作完全でない。	記録	一人当り五百円也、有銭き	合計金四阡参百五拾円也	一、金ブタ肉	一、金タコ・魚代(イカ)	一、金豆腐	一、金五百円也	一、金壱阡五拾円也	費用	○志賀英記	○鈴木豊	○志賀栄	○三瓶忠美	○志賀泰明	○猪狩俊二
						交月相渡シ申候也		(九、二四日)	多を見る。	、稲作完全でない。然し		有銭弐百円也		壱阡円也	壱阡五百円	参百円也	袋菓子代	御神酒代							
	昭和四拾壱年旧十月十七日	九八八、〇〇〇円トナル。	小田代供米ハ史上最高ノ	員ニテ神道造リヲ実施ス	今年カラ実施スルコトニ	異議ナク欠席シタル者ニ	記録	御神酒壱升 志賀伝	貯金参百弐拾五円也	一人当り出費五百五拾円、	計金五阡弐百七拾円也	一、金壱阡四百円也	一、金壱阡円也	一、金壱阡七拾円也	一、金参百円也	一、金五百円也	一、金壱阡弐拾円也	費用	○志賀伝三郎	○志賀英記	鈴木豊	○志賀栄	三瓶忠美	○志賀泰三	猪狩俊二
	七日		小田代供米ハ史上最高ノ二八四俵テアル。其ノ代金一	員ニテ神道造リヲ実施スル。八雲神社迄の間ヲ行ツタ。	(施スルコトニ決議スルモトスル。午前中全	異議ナク欠席シタル者ニ差費ヲ附加エルモノトスル。		志賀伝三郎氏ヨリ		、有銭六拾五円也		トリニ羽	ブタ肉代	魚代	トーフ代	袋菓子	御神酒		郎						

有銭弐拾八円、⑤氏カラ六拾円頂戴スル	一人当り費用参百四拾円	合計金参阡四百弐拾円也	一、金壱阡円也 魚代	一、金五百円也 御菓子代	一、金弐百五拾円也トーフ代一箱	一、金七百五拾円也 山鳥二羽	一、金九百弐拾円也 御神酒二升	費用	○三瓶忠美	○志賀貞夫	○猪狩新	○常陸茂	○志賀弘	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	○志賀清記	○鈴木豊	○志賀栄	順廻	[史料1—9] 昭和三十七年		志賀栄殿へ	菅野清氏ヨリ	昭和三十六年旧十月十七日	われた所を見られた。今朝初雪。
一、金五百円也御茶菓子代	一、金百弐拾五円也 豆腐五丁代	一、金七百弐拾円也 兎肉代	一、金九百七拾円也 御神酒二升代	費用	志賀栄	三瓶忠美	志賀泰明	猪狩俊二	常陸茂	志賀弘	志賀喜代治	志賀泰臣	志賀英記	宿 鈴木豊	順廻	[史料1—95] 昭和三十八年		昭和三十七年旧十月十七日、十一月十三日	一、オリンピック十月十日ヨリ開会ス。	居る。	事四百五拾万ノ大和田建設に依り、作業が進められて	後になり、米の収入が多く成りました。道ノ下川線工	迄道路幅をひろげる事行はれて居る。耕地整理第二年	小田代道割山を七米をさげる工事が始め、伝氏ノ門口	記録
一、金七百六拾五円 袋菓子	一、金四百五円 サトウ代	一、金九百七拾円 御神酒	費用	鈴木豊	志賀栄	三瓶忠美	志賀泰明	猪狩俊二	常陸茂	志賀弘	志賀喜代治	志賀伝三郎	志賀英記	順廻	[史料 1—96] 昭和三十九年		氏ヨリ志賀英記氏へ目出度相渡申也	昭和三十八年旧十月十七日	一、ケネデイ大統領暗殺サレル。	記録	⑤氏より酒一升・生菓子頂戴ス	有銭百八拾参円也	一人当り四百五拾円也	合計参千九百拾五円	一、金壱阡六百円也 肴代

中央	一人当リ差費金参百弐拾円 一人当リ差費金参百弐拾円也 お茶菓子代	昭和三十五年旧十月十七日旧十月十七日初雪四寸等降雪、気温暖かり一人当り四百五拾円也有銭五拾円貯金スル	三瓶忠美殿ニ目出度相渡し申しました志賀貞夫から
受料1—22 昭和三十五年 (更料1—22 昭和三十五年) (更料1-22 昭和三十五年) (日本) (日本)	一、金壱百弐拾円	合計金四阡五百参拾円	2金八拾弐円也
供補 (史料1-2) 昭和三十五年 単元 (日本) 中補 上級 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を巨 素を関係 会者 上志賀弘 ・ 部本豊 ・ 部本豊 ・ 部本豊 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一、金六百六拾円也		一人当り金参百参拾円也
内布 [史料1-92]昭和三十五年 (世本) 「東料1-92]昭和三十五年 (日本) 三瓶忠美 (日本) 三流公子 (日本) 三流会学 (日本) 三流会学 (日本) 三流	一、金弐百五拾円也		有銭金七拾弐円也
「史料1 - 22] 昭和三十五年	一、金参百五拾円巾		· 計金弐阡九百八拾円
財子 (・大料・・2) 昭和三十五年 (・大学・一) (・大学・一) (・大学・一) (・大学・一) (・大学・一) (・大学・一) (・大学・工)	一、金壱阡拾円也		
財産 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	費用		
要 [史料1-92] 昭和三十五年 学 三瓶忠美 [史料・ ・ 一覧野伊祐 書院 三瓶忠美 三瓶忠美 [史料・ ・ 売賀英記 書 - 売賀芸代治 豊 - 売賞芸代治 毎本豊氏より - 売替大豊 ・ 売替大豊 - 売齢木豊 ・ 売替大豊 - 売齢木豊 ・ 売齢木豊 - 売齢木豊 ・ 売齢木豊 - 売齢木豊 ・ 売齢木豊 - ・売賞真夫 キジー羽 - 売替大豊 中間神酒弐升 - 売替大豊 ・ 売齢木豊 - ・売賞主財 ・ 売齢木豊 - ・売賞主財 ・ 売齢木豊 - ・売賞本豊 ・ 売齢木豊 - ・売替大豊 ・ 売齢木豊 - ・売替大豊 ・ 売齢木豊 - ・売替大豊 ・ 売齢木豊 - ・売替大豊 ・ 売齢木豊 - ・売齢木豊 ・ 売齢木豊 - ・売齢本豊 ・ 売齢木豊 - ・売養本豊 ・ 売齢木豊 - ・売養本豊 ・ 売齢大豊 - ・売養本豊 ・ 売齢木豊 - ・売養本豊 ・ 売齢木豊 - ・売養本豊 ・ 売齢・売売本・売売金 - ・売養本豊 ・ 売齢本豊<	○三瓶虫		
農 [史料1-92] 昭和三十五年 伊祐 [史料1-92] 昭和三十五年 学 三瓶忠美 [史料・ 22] 昭和三十五年 農 三瓶忠美 [史料・ 22] 昭和三十五年 書 三瀬忠美 [史料・ 22] 昭和三十五年 書 三瀬忠美 [史料・ 22] 昭和三十五年 書 三瀬忠美 三瀬忠美 [史料・ 22] 昭和三十五年 書 三瀬忠美 三次計画	** ⁶ 古心賀(左	費用	
(上央料1-92) 昭和三十五年 (日本) (日	○猪狩¢	・志賀貞夫	
○吉野伊祐 [史料1-2] 昭和三十五年 ○吉賀菜 三瓶忠美 ○志賀泰臣 ** 志賀菜 ○志賀春代治 · 志賀英記 ○志賀岳豊 · 志賀岳三郎 ○常陸豊 · 志賀高代治 ○鈴木豊 · 志賀弘 ○鈴木豊 · 常陸茂 ○緒狩新 · 常陸茂	○常陸幸	·猪狩俊二	
 (上央料1-22)昭和三十五年 (上央科1-22)昭和三十五年 (○志賀引	・鈴木豊	費用
 (史料1-92)昭和三十五年 (東料1-92)昭和三十五年 (東料1-92)昭和三十五年 (東料1-92)昭和三十五年 (東料1-92)昭和三十五年 	○志賀壹	・常陸茂	○猪狩新
美 [史料1-92] 昭和三十五年 大治 上瀬忠美 [史料1-22] 昭和三十五年 上流賀英記 - 志賀伝三郎 ・志賀伝三郎 - 志賀伝三郎	○志賀伝	·志賀弘	○鈴木豊
(上来)	○志賀英	・志賀喜代治	○常陸豊
(上本)	○鈴木豊	・志賀伝三郎	○志賀伝
(センドリー・2) 昭和三十五年(サ料1-2) 昭和三十五年	** 志賀栄	・志賀英記	○志賀喜代治
上海	○菅野清	*** 志賀栄	○志賀泰臣
三瓶忠美 三瓶忠美 [史料1—22] 昭和三十五年	順廻	·菅野伊祐	○志賀主殿
順廻 [史料1―92] 昭和三十五年	[史料1-93] 昭和三	三瓶忠美	※合 士心賀 学
[史料1―92] 昭和三十五年		順廻	○菅野伊祐
	菅野伊祐殿二日	<u>92</u>	○三瓶忠美

本年は豊作なりしも、台風で耕地整理の田圃も一面こ

一、金弐百五拾円也	一、金六百円也	一、金壱阡拾円也	費用	○志賀弘	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	○志賀英記	○志賀栄	○菅野伊祐	○三瓶忠美	○志賀泰明	○猪狩俊二	宿○常陸茂	順廻	[史料1—89] 昭和三十二年		常陸茂殿へ目出度相渡申候	当前志賀弘より	する様になれり。	療所にても、昨年より優	大臣自ら日ソ交渉におもむき、過日帰国せり。	川内小学校講堂、目下鉄	松・モミ・栗材を売却して、	熱盛にして、時折事故もあり。	共不作なれど、柿は毎多ク作あり。
豆腐壱箱	山鳥弐羽	御神酒弐升			治	郎									年		相渡申候			昨年より優秀外科医にて、可成の手術も	むき、過日帰国せり。川内診	川内小学校講堂、目下鉄筋にて建設中なり。鳩山総理	て、愈々全伐の姿となれり。	あり。小田代共有地も本年度	ク作あり。川内もオートバイ
宿○猪狩俊二	順廻	[史料1—90] 昭和三十=	[史料 1—90] 昭和三十三年	猪狩俊二殿へ目出	当前常陸茂方	沢巡査・板倉担当区主任がそれぐく赴任せり。	注視の的にて、本年の特筆すべき一つでせう。本年高	芳しからず。二ヶ月前ソ	百五円なり。一般に物価に	り三十円高なり。バス賃も富岡迄十五円値上にて、一	十円が山渡しなり。大工賃金四百三十円にて、昨年よ	藤善一郎氏当選せり。目下が	其他区内の幹部改選ありたり。	本年は豊作なり。総理大臣岸信介、	記録	規約例年之通り	昭和丗二年旧十月十七日	寄付下され、金壱百円也として貯金す	有銭五拾五円なるも、金四	以上御賽銭共引、一人差	五郎公	御祝儀金壱百円也、隠居り	メ金参阡壱百六拾円也	一、金五百円也	一、金八百円也
		年		猪狩俊二殿へ目出度相渡シ申しました		かそれぐ、赴任せり。		芳しからず。二ヶ月前ソ聯にて人工衛星打上げは世界	一般に物価は騰りたるも、農家の懐具合			藤善一郎氏当選せり。目下米は百十円。楢〇上四百五	たり。八月には福島県知事佐	已岸信介、農業委員山井委員			Н	として貯金す	金四拾五円也を志賀伝三郎氏御	一人差シ金参百円也	五郎翁より頂戴す	隠居として招待せるに付、常陸留		御菓子	御肴
志賀貞夫	順廻	[史料1―91] 昭和三十四年		昭和三十三年旧十月十七日	有銭五拾八円也貯金スル	一人当り参百参拾円也	差引金弐阡九百六拾円也	御祝儀 金五百円也 鈴木	メ金参阡四百六拾円也	一、金五百円也	一、金壱阡四百八拾円也	一、金弐百五拾円也	一、金弐百五拾円也	一、金九百八拾円也	費用	新加入 鈴木豊	※ 常陸茂	○志賀弘	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	○志賀英記	○志賀栄	○菅野伊祐	○三瓶忠美	○志賀貞夫
		4		日				金五百円也 鈴木豊氏ヨリ頂戴スル		御菓子	御肴	豆腐一箱	キジ - 羽	御神酒弐升											

一、金壱千四百五拾円也サカナ全部一、金弐百円也豆腐一箱	也御神洒	内訳	合計金参阡弐百六拾円也	費用	○志賀伝三郎	○志賀英記	○志賀栄	○菅野清	○三瓶忠美	○志賀泰明	○猪狩俊二	○常陸茂	○志賀弘	○志賀喜代治	順廻	[史料1—87] 昭和三十年		昭和二十九年旧十月十七日	志賀喜代治氏ニ目出度相渡シ候也	志賀伝三郎ヨリ	作ニテ収カクシタ。	其ノ後天候ハ良クナリ、二割落等ニ上リ、何ントカ減	六、七、八月中頃迄ハ非常ニ冷害ニテ心配シテ居タガ、	言翁
○志賀泰明	○常陸茂	宿○志賀弘	順廻	[史料1—88] 昭和三十一年		志賀弘殿ニ目出度相渡シ候也	志賀喜代治ヨリ	田代迄来たるも、本年は東山迄しか来ず。	豊作にて、川内村下川内にて御神幸有、前迄は小	位にて各自切ったり、売ったりしました。本年は	面、小田代部落の山わけをやり、一人当り弐拾万	キは何よりである。本年十一月末ワラビたいら方	作物は豆・小豆迄が今迄になく取れ、農家のケー	は入らず。しかし、今年の豊作は全国的にて、農	一、本年は相変らす毎年の金つまりにて、思ふ様に金	記	一、祭日の世話は宿の後光にてスル	一、前年の申合により山追はやらず	右に山ドリ代七拾円加イテ、有銭共壱百七拾六円也	合計金壱百六円也	有銭六拾六円也	一人当り差金参百参拾円也、余り四拾円也	一、金弐百参拾円也 山トリ壱羽	一 会参百円也 第子代
日・今日に至り、川内一整に稲刈は早期に終りしも、三日	本年は冷害にて、約五分作	記録	ること、以上	一、連中にて差合等有之出へ	談合の上祭典日を決することを得	一、祭典は旧十月十七日とよ	一、祭典は一日とし、飯米は弐度宿持とす	規約	昭和参拾壱年旧十月十七日	有銭金六十六円也貯金す	一人当り差金参百五拾円也	メ金参阡五百四拾円也	一、金五百円也	一、金壱千弐百八拾円也	一、金弐百五拾円也	一、金五百円也	一、金壱千拾円也	費用	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	○志賀英記	○志賀栄	○菅野伊祐	〇三兼忠身
日に至り、川内一整に脱穀を初めたり。大小豆早期に終りしも、三日毎の雨にて、ようやく昨	冷害にて、約五分作なり。目下大滝根は白く、			中にて差合等有之出会せざる者へは、会費掛ざ	ることを得	祭典は旧十月十七日とするが、差合等有之場合は、	は弐度宿持とす				户也		御菓子代	御肴代	豆腐壱箱代	鳥弐羽代	御神酒弐升							

ニテスルコト	一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト	○志賀喜代治	\ 富の為、キジ一羽常陸豊氏に金	本年は山追の捕獲量豊富の為、
?中止スルコトニ	一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合	○志賀伝三郎	サカナ吉次代	一、金四百五拾円也
	規約	順廻	茶菓子代	一、金参百円也
	コトリ	[史料1-86] 昭和二十九年	豆腐代	一、金四百円也
志賀栄・猪狩俊二・志賀主殿氏	志賀栄・猪		御神酒代	一、金九百七拾円也
イワナー匹	志賀伝氏	昭和二十八年旧十月十七日		内訳
民 ハト一羽	志賀喜代治氏	志賀伝三郎殿へ目出度相渡申候	2也	一、金弐千壱百弐拾円也
ス キジー羽	山追ニ依リテ、三瓶忠美氏	志賀清記より		費用
	有銭百弐拾円貯金	規約例年の通	小	志賀栄
	一人当り二百二十円	会費一人弐百円也、有銭弐百五拾八円也貯金ス	113	菅野清
菓子代	一、金参百円也	は全免、闇米は一升金百八十円也が相場。	心美	三瓶忠美
サンマ代	一、金弐百円也	但シ志賀久三持を売払ふ。本年は全村に亘り、共出米	美	志賀貞夫
タコ代	一、金四百円也	金九百六万円にて売払へ、本年の凶作機厄を掃解せり。		猪狩充司
豆腐一箱	一、金弐百五拾円也	本年度大凶作に当り、此一部を薪炭材・用材とも、一、		常陸茂
御神酒	一、金壱阡拾円也	部落九名共同一到して、其手入を完了したるものなり。		志賀伝
	内訳	人として、植林に活動し、右三ケ所に杉・檜を植樹し、	宣義	志賀喜義
	合計金弐阡壱百六拾円也	シ、納税を完納せしめ、其後大正九年志賀喜治郎世話	三郎	志賀孫三郎
	費用	志賀久左衛門の三氏が、明治三十五年の大凶作を屈服	男	志賀留男
	○志賀留男	続したる共有地あり。是は志賀松之助・志賀巳与松・		順廻
	○志賀栄	皆無状態なり。恵たる事にわ当部落にわ、祖先以来相(生)	十八年	[史料1―85] 昭和二十八年
	○菅野清	だしき為、冷害関係にて、本村は稲作其他の作物は、		
	○三瓶忠美	志賀貞夫、山鳥雄一羽。何れも大猟。本年度は冷気甚	志賀留夫殿ニ目出度相渡シ申候	志賀留夫殿二目·
	○志賀貞夫	前日山追を実施す。三瓶忠美、キジ雄・山鳥雄二羽、		志賀栄ヨリ
	○猪狩充司	昭和二十八年旧十月十七日		<u>۲</u>
	○常陸豊	として山追に出猟せず。御茶菓子二百円に決る。	昭和二十三年度ノ申合セニヨリ、豆腐ハ壱箱トスルコ	昭和二十三年度ノ申合
	○志賀弘	参百円にて売渡す。志賀伝、都合上、久保田清記代人		一羽、右ノ狩猟あり

菅野清

フランシスコ」ニ於テ行ハレタ。

前日ハ山追ヲ実施スル。三瓶忠美氏

キジー羽・カモ

[史料1―83]昭和二十六年		菅野伊佑殿へ目出度相渡候也	当前三瓶忠美氏ヨリ	山代金は一百四拾円から五拾円。	作物は平年以上なり。木炭は目下楢極上二百五拾円、	分程度有。霜は後かったが、寒さは早い様だ。本年農	して、山追出来す、取やめとす。本朝横根山に積雪五	十六日の山追は取やめ。現住猟者は三瓶忠美氏一人に	昭和二五年旧十月十七日		有銭五拾七円五拾壱銭	差一人宛金百五拾円也	合計壱阡四百五拾円也	一、金壱百円也お茶菓子	一、金壱百円也看	一、金弐百五拾円 山鳥一羽	一、金四百円也 豆腐二箱	一、金六百円也 御神酒二升	費用	○志賀泰明	○猪狩新	○常陸豊	○志賀弘
講和条約ガ成ル。昭和二十六年九月九日、米国「サン本年度作柄ハ二割落チ。大東亜戦争終戦後六年目ニ、	三瓶忠美氏 キジ一羽、以上ノ狩猟アリ。	志賀貞夫氏キジー羽	志賀喜義氏 山鳥一羽・リス一匹	十六日山追ヲ実施スル。	昭和二十六年旧十月十七日		有銭参弐拾六円七拾銭也貯金トス	一人当壱百七拾円也	計金壱千七百円也	一、金参百円也 御茶菓子	一、金弐百円也 肴	一、金四百円也 豆腐二箱	一、金八百円也 御神酒弐升	費用	・三瓶忠美	・志賀貞夫	·猪狩俊二	・・ 常陸連豆	・志賀伝	・志賀喜代治	志賀伝三郎	・志賀英記	・志賀栄
昭和二十七年旧十月十七日	有銭参拾六円也貯金	一人当り金弐百拾円也	計金弐阡壱百円也	一、金 参百円也 御茶菓子	一、金弐百七拾円也	一、金四百円也 豆腐二箱	一、金壱阡壱百参拾円也 御神酒二升	費用	菅野清	三瓶忠美	志賀貞夫	猪狩新	常陸茂	志賀弘	志賀喜代治	志賀伝三郎	志賀留夫	志賀栄	順廻	[史料1―84]昭和二十七年		志賀栄殿二目出度相渡申候也	菅野清ヨリ

泰明君、 山追一 ホシ、平年作。米ノ供出ハ、昨年ヨリ少シスクナク、 年ニ倍スル配給ニテ、八月ヨリノ天気ニ順々ト持チナ 稲発育悪ルク、作柄モ相当気ツカカワレタガ、肥料昨 足公定弐百円、闇値ハ六百五拾円。木炭一俵樫壱百拾 千八百五拾三円也。山鳥一羽三百五拾円。地下足袋一 小田代部落デ四拾九俵供出。 バリ。本年度ハ六・七月二ヶ月、冷気雨天続キニテ、 大猟。三瓶忠美君ハ兔一羽ノ猟。二人共猟天狗デ大イ 計金壱千五百拾円也 一、金七百六拾円也 昭和二十三年旧十月十七日 差一人宛金壱百七拾円也 有銭弐百拾円也貯金 〃参百五拾円也 日 四百円也 兔一羽・タカ一羽・リス一羽・チヨマ一羽ノ 費用 カケス二羽・ハト一羽。当日午前中、志賀 ○三瓶忠美 ○常陸豊 ○志賀伝 ○志賀伝三郎 ●志賀清記 ○菅野清 ●志賀喜代治 キジー羽 豆腐二箱 御神酒弐升 供出代金ハ早場米一石三 四日、 計金壱千七拾円也 等云渡サル。歴史的裁判ノ終リ。 六円、 [史料1 云渡シ有リ。国際裁判検事キーナン主席、絞死刑東條 一、金四百円也 今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ壱箱トスルコト 大将以下七名、 一、金弐百七拾円也 金四百円也 日米戦争犯罪人東條大将、以下弐十五名ノ判決 雑壱百六円ノ高値ナリ。昭和二十三年十一月十 志賀泰明殿ニ目出度ク相渡シ候申也 猪狩新より 費用 81 ○常陸豊 ○志賀伝三郎 ○三瓶忠美 ○猪狩新 ○志賀伝 ○志賀喜代治 ○志賀清記 ○志賀栄 ○菅野清 昭和二十四年 無期刑小磯大将以下十五名、七年体刑 志賀泰明 魚一貫匁 豆腐二箱 御神酒二升 ガ吹キ飛バサレタ。 石ノ減収ナリ。天皇様モ「キテイ」台風ニテ、屋根等 強ク「キテイ」「アイロン」と名付ケラル。大風ノ為 税金・村税共ニ四千弐百円納メル。近年ニ無ク大風ガ 十六日山追一日行へ ニ稲作ハ小田代ニテ三割落ニテ、全国ニテ弐百参拾万 | 史料 | 本年度ヨリ志賀栄氏加入スル。昭和二十四年度ノ狩猟 志賀栄氏ヨリ御神酒一升寄附あり 昭和二十四年旧十月十七日 差一人宛金百拾円也 有銭参拾円也貯金 志賀泰明ヨリ 志賀利之氏 三瓶忠美氏 三瓶忠美殿ニ目出度相渡シ申候也 菅野清氏ノ犬 | 82 ○志賀喜代治 ○志賀伝三郎 ○志賀栄 ○菅野伊佑 ○三瓶忠美 ○志賀英記 昭和二十五年 山鳥一羽、 カケス一羽 山鳥一羽 狩猟アリ

一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。 シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト 但

吸フコトダ。猟銃ノ修繕費ハ七百円~千円ナリ。

ケスー

羽、

第一組

ブ猟。

第二組タカー羽・スドメ六羽

チヨマー羽。

三瓶忠美・志賀喜代治・志賀伝三郎ノ狩

近年ニナキ猟。本年度ノ作柄ハ、冷気ニシテ水量

以上

常陸豊殿へ相渡申候

目下ハ甘藷等豊作ノ為買手モナキ様ナリ。 一羽壱百円。 目同値ナリ。 十円モセシガ、目下其ノ半値モセズ。木炭一俵二十五 七・八・九月ハ特ニ食糧難ニ陥リ青刈セシ為、予想外 フルニ本年三月末迄ノ保有米ヲ全部供出シテ、ソノ為 本年ハ一般ニ豊作年ナリシモ、肥料不足ト水不足、 ノ収穫ハ見ラレズ。夏頃ハ南瓜一〆目二十円セシモ 塩モ一升全値。米ハ配給値一升五円、サツマーメ 柿 (小田代産) 一〆目 (公) 二十円。 大根公定一メ目三円五十銭。 山鳥・キジ 白米一升八 加

品ニ於テハ古着ト雖モ三四百円ヲ下ラズ。目下小田代 一個十円。 地下タビー足百五十円ヨリ二百円。

中ナリ (坂ノ上リ口ヨリ平梨迄工費三万七百円)。 二土方二十人程滞在、 割山廿四尺掘下ゲノ工事ニ着手

戦以来在外軍人並邦人ノ引揚ハ大体終了セシモ、

酒二合宛配給ニナリタリ。敗戦後各地ニ鉄道ゼネスト・ 南方殊ニ満州及ビシベリヤニハ何十万ト復員セザル者 十一月三日ヲトシ、新憲法発布ニナリ、各戸祝

目立ツコトハ、食糧ノ欠乏ト闇売買ノ流行。若者ガ髪 ダトカノ争議猛烈ニ起コリ、 電産ゼネスト・教組ゼネスト、其他新聞ダトカ、 或ハ電気ヲ消灯シタリシテ騒立テタリ。 或ハラヂオニ放送シナカ 、炭鉱 。戦後

ヲ伸バスコト、、

煙草ヲ配給ダト言フノニ誰彼ナシニ

[史料 <u>79</u> 昭和二十二年

順廻

○志賀泰明

○菅野清

十一月二十三日、農地委員会設立。農家一家ノ耕作面

二町五反ノ制限ヲ受ケ、二町五反ヲ越ル田畑ハ、

四百弐拾円位。

白米一升ノ暗値段ハ百弐拾円位。

(約三升) 一百十円位、

地下足袋ハ三百八十円ヨリ

○眞方秀義

○志賀清記

ル事ト予想サレル。 小作者ニ売渡ス事トナリ、

供出米ハ川内一千弐拾七俵、

相当地主・小作間ニ争イア

約三倍トナル。十一月二十三日、

同シ各戸ノ割当モ出来ナイ。

供出モ相当困難ガ予 各区ノ割当キマラ

費用

○志賀伝

一、金弐百六拾円也

計金四百六円也

〃弐百円也

豆腐二箱

一人差金四拾円也

有銭サイ銭四、四〇銭、 計三八、 四十銭貯金

昭和二十二年十月二十三日

山追一 明·眞方秀義·菅野清·中川一郎狩猟。 Ħ 山鳥一羽・カモ一羽・ス、メ六羽。志賀泰 外ニ泰明君カ

常陸豊

七十銭。雑五十三円五十銭。運賃ハ政府ニ於テ、 米ノ値段ハ供出一石一千八百円。木炭一俵楢五十五円 ロシキモ、反当八百匁位ニテ、結果ハ思フ様ニナラズ。 多ク、一般平年作也。肥料ノ方ハ、昨年ヨリハヤ、良

七円ノ補助金ヲ出ス。キシ・山鳥一羽二百円、塩一メ

○猪狩新

○三瓶忠美

〇中川一郎

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

常陸豊より

想サレル。

猪狩新殿ニ相渡シ申候也

常陸隠居様ヨリ金拾円也

御祝儀トメ金四拾八円四拾銭貯金トス

[史料1—80] 昭和二十三年

猪狩新

志賀泰明

	イタチ皮一枚五円五十銭、計金十九、五二銭	有銭計金拾四円弐銭	眞方秀義氏新加入ニ付キ、一、金拾円也 寄付有リ	一人差金六円弐拾銭也	計金六拾七円也 [4	一、金参拾円也 魚代	一、金弐拾円也 豆腐二箱	一、金拾七円也 御神酒弐升	費用	以上山	○志賀伝三郎	○志賀清記	○眞方秀義	○菅野清	○矢内鹿造	○三瓶忠美	○志賀泰明 還	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	順廻	[史料1—7] 昭和二十年 大	大	志賀喜義殿へ目出度相渡候也
○志賀泰明	○猪狩新	○常隆豊	宿○志賀伝	順廻	史料 1 — 73] 昭和二十一年		志賀伝殿へ目出度相渡候也	当前志賀喜義殿ヨリ		山追ニハ山鳥ニモ出合ツテモ、猟ナク本日・	カケス一真方秀義	イタチー・カケスー 三瓶忠美	ケラー 志賀泰明	本年ノ山追ニハ、シギー・カケスニ 志賀喜義	二無ク農作物ハ肥料不足ニテ、半作ニモ行カズ。	給米麦二合五勺迄行カズ、食糧難ニ合ツテ居ル。例年	還、本州・北海道・九州・四国ノミトナリ、食糧ハ配	タイワン・満州・カラフト・チョウセンヲ元通リニ返	木炭ハ今所一俵八円七八十銭ナリ。日本ハ終結ト共ニ、	日本モ平和ニ立替ラントシテ居ル。物価ハ同テ高イ。	本建設ニ七千万国民が第一歩ヲ進ミ始メマシタ。今ハ	並ニ陸軍省・海軍省・大本営ハ姿ヲ消シテ、今ハ大日	大東亜戦争ハ此上終結セリ。聯合軍ニヨツテ陸海空軍、	大東亜戦争ハ米・英・ソ・支ニ対シ、無条件降伏セリ。	昭和二十年八月十四日
ザルコト	一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケ	一、祭典ハ一日一夜ニ限ル	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス	規約		金拾円也、サイ銭八十一銭、有銭十九円五十銭貯金ス。	川一郎氏ヨリ金参拾円也寄附ありたり。豆腐二丁売却	氏にて山鳥壱羽の狩猟ありたり。本日新加入ノ為、中	清両氏にて山鳥壱羽。更に当日志賀泰明・三瓶忠美両	前日山追致し、木鼠壱羽・菅野清氏、三瓶忠美・菅野	昭和二十一年旧十月十七日	差引一人さし十四円也	壱人当拾七円弐拾銭也	メ金壱百七拾壱円弐拾銭	л円参拾銭 酒参合代	〃 壱百円也 豆腐弐箱代	一、金六拾弐拾円也 御神酒弐升	費用	○志賀喜代治	○志賀伝三郎	○志賀清記	新贝○中川一郎	** 真方秀義	○菅野清	○三瓶忠美

前日一日山追シ、 計金拾弐円弐拾銭也 [史料1-75] 一、金七拾八銭也貯金 一、金六円九拾銭 昭和十八年旧十月二十四日 金弐円参拾銭 人差金壱円六拾銭 金参円也 カケス一羽 当前菅野清ヨリ 志賀主殿殿へ目出度相渡申候 費用 出征 当年 三瓶忠美 ○志賀泰明 ○猪狩新 ○常陸豊 ○志賀伝 ○志賀喜義 ○志賀伝三郎 昭和十八年 一菅野清 矢内鹿造 志賀清記 山鳥一・兔一・カケス三ノ狩猟アリ。 志賀泰明 山鳥一羽 豆腐二箱 御神酒弐升 四隻 間の道路修理。 だしき所有り。昭和拾八年拾月十一日小田代に電灯付 昭和拾八年度稲作は平年作の三割落ち、干害のため甚 史料 喜義・豊・伝の諸氏は山に狩、 寒は早し。十一月十八日夜る雪降る。初雪にて一寸ぐ 有リ。又兵役は万四十五才迄と成る。本年は例年より マ・印度が独立す。十一月万四十才以下の国民兵教育 艦二十数隻轟擊沈、四、 ゲンヒル島仲海戦第五次迄続キ其の戦下、一、戦艦 イ海戦ニ続ク大戦下である。昭和十八年、比島・ビル 山鳥 昭和拾八年十月二十七日より十一月八日迄のブー 鳩一羽 擊沈、二、空母 当者志賀清記ヨリ 志賀伝三郎殿に目出度相渡申候也 <u>76</u> 羽 ○志賀泰明 ○猪狩新 ○常陸豊 ○志賀伝 ○志賀喜義 ○志賀伝三郎 昭和十九年 道路も今迄に無く完全に作る。 菅野清 志賀喜義 三隻 轟撃沈、三、 飛行機五百余機撃ツイ。ハワ 残り人は小田代・東山 其ノ他軍 草ハ隣保班配給トナリ、 最後ノ段階二入って居る。時昭和十九年ノ冬デアル。 リ空襲ヲ受ケテ居リ、重大以上ノ重大テアル。決戦ハ 段ト増産並馬力ガ入リ、木炭ハホウショウ金付ニテ、 有銭四拾銭、之ハ会計預り、 計金拾四円也 二部落民協力一到シ目出度完了ス。十一月一日ヨリ煙 本年度政府共出出来、小田代ニテ割当六十俵ナリ。 本年ノ稲作ハ前年通リ豊作ナルモ、 十余、戦艦二十数艦余、其他艦多数。(山鳥一羽志賀伝 加へ、現今迄ニあたへたる戦果左ノ如シ、空母撃破六 本年十月ヨリ特別攻撃隊生レ、米英両国ニ対シ痛撃ヲ ルモノトス。 一、金四円 一、金拾円 何所ニテモ木炭増産の様テアル。此時日本は数日ニ亘 昭和十九年旧十月十七日 一人差金二円也 煙草不足ニテ困難ヲ来ス。 当前志賀伝三郎殿ヨリ 費用 端 三瓶忠美 ^温 菅野清 ○矢内鹿造 ○志賀清記 御神酒代 豆腐二箱 一人一日巻六本・刻五瓦トナ

取上不足成り。

次回ノ祭典ニ合計貯金ス

	総也。事変四年近衛内閣改造、東條大将内閣生レ、日 米間ノ交渉野村大使・来栖大使当リ、大平洋問題ノ平 和解決ニ努力申也。出征ノタメ会ヒカケザルコト。山 追、山鳥一羽・キシー羽、志賀喜義氏捕獲ス。 当前矢内鹿造ヨリ 菅野清殿へ目出度ク相渡シ申シ候也 「定料1-71 昭和十七年 順廻 ○志賀伝三郎 ○志賀伝三郎 ○志賀伝三郎 ○志賀伝三郎 ○志賀伝三郎 ○志賀伝三郎 ○志賀を豊 ○本賀を豊 ○本賀を豊 ○本賀を豊 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本賀を書 ○本で円大拾銭也 山島(雌)壱羽 大金七円八拾銭也 本金七円八拾銭也 本名七円八拾銭也 本名七円八拾銭也	改造、東條大将内閣生レ、日 菅野清氏ョリ金壱円也寄附サル 村大使当り、大平洋問題ノ平 計弐円拾六銭也貯金ス ク相渡シ申シ候也 本年ハ稀ナル豊作ニシテ大喜ビナリ。茲ニ大東亜戦争ク相渡シ申シ候也 本年ハ稀ナル豊作ニシテ大喜ビナリ。茲ニ大東亜戦争・中リ抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ受助積極やり抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ受助積極やり抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ受助積極やり抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ受助積極やり抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ受助積極やり抜ク意気旺ナリ。支那事変ニ続イテ、大東亜戦争ボツ発ノ多、極度ニ物資ハ欠乏シ、白米・麦・豆類ハ勿論、マック・サッ等一切ハ隣保班ヲ通ジテ配給ナリ。「戦争ニト・大東・登額・一人石油モ配給少ナク、当部落ニテモ電気設置ノ運動ニシャッ等一切ハ隣保班ヲ通ジテ配給ナリ。「戦争ニ居・塩引等を持参シ、シャッ等一切ハ隣保班ヲ通ジテ配給ナリ。「戦争ニト・大東亜戦争ボツ発ノシテ、夜間ハ灯火管制ス。看モ菓子モメックニロニ入・シテ、夜間ハ灯火管制ス。看モ菓子モメックニロニ入・ラヌ時代トナリ。 山島(雌)壱羽 た質喜代治・忠美	勺、子供ハ五才以下一合、六才以上拾才迄	四十三銭。食糧ハスベテ配給ニテ、大人一人当四合、「〆金七円八拾銭也	天候不順ニヨリ作柄二分作、野菜上結果也。白米一升 一、金壱円七拾銭也	規約例年ノ通り	昭和十六年十月七日	費用	計金六十一銭貯金 ○矢内鹿蔵	弐十銭貯金、参十銭御サイ銭 ○三瓶忠美	一人差シ金壱円弐拾銭	計金九円四拾銭也 ○猪狩新	一、金壱円也 御茶菓子 ○常陸豊	一、金弐円也 豆腐二箱 ○志賀伝	一、金六円四拾銭也 御神酒弐升 ○志賀喜代治	費用 ○志賀伝三郎	○三瓶忠美	#" 志賀久蔵 ○菅野清	○猪狩新	○常陸豊 [史料1―74]昭和十七年	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀伝三郎 当前矢内鹿造ヨリ	○志賀清記 追、山鳥一羽・キシ一羽	和解決ニ努力申也。出征	○矢内鹿造 米間ノ交渉野村大使・来	順廻給也。事変四年近衛内閣	
--	--	--	---------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	---------	-----------	----	-------------------	---------------------	------------	------------------	------------------	------------------	------------------------	-----------	-------	--------------	------	--------------------	------	-------	---------------------------	-------------------	-------------	-------------------	---------------	--

○志賀伝	志賀喜義	志賀伝三郎	○志賀清記	○矢内鹿造	○菅野清	○三瓶忠美	○志賀泰明	順回	[史料1—7] 昭和十四年		明年三月一日 〃 正美君	入営兵ハ 十二月十日 志賀喜代治君	ミ、ズク一羽 三瓶忠美氏	フクロウ一羽 常陸豊氏	山鳥一羽	今年度ハ 山鳥一羽 常陸豊氏	御神酒一升 藤田浅雄氏ヨリ	高値ナリ。	十銭、足袋ハ一円二十五銭。昨年度ニ比シ四割以上ノ	ム足袋等ノ不足ハ申シヨウナク、ゴム靴ハ一足四円五	十銭、物価協定ト同ジニ物品ノ調整アリ。ゴム靴・ゴ	秋元信一ノ四君ノ戦死者ヲ出ス。楢ネ〇ハ二等品一円	川内出征者中ヨリ、菅波辰夫・猪狩安信・矢内良助	等一部原隊ニ帰リタルモ、部落出征者ハ未ニ帰ラズ。	ス。昨年ノ日支事変ハ今年ニナルモ終ラズ。出征兵士
○菅野清	○矢内鹿造	○三瓶忠美	順廻	[史料1―72] 昭和十五年		本年十月十二日、志賀清記君目出度戦地ヨリ帰還ス	目出度く相渡し候也	当前より三瓶忠美殿へ	スフバカリナリ。地下足袋不足ガ平口ス。	代ノ高値也。物品トウセイアリ(全部)。綿物ナク、	新展振ハ驚く程也。木炭楢丸一と一、金七十八銭、前	増収也。日支事変ハ終局トナラズ。欧州戦争起リ其ノ	本年度ハ暖カニシテ、気候順調也。農作物良好ニシテ	規約例年ノ通リ	昭和十四年十月十六日		六十銭貯金ス	一人差金八十六銭也	上ノ 計金八円六十銭也	円五 一、金弐円也 豆腐二箱	:・ゴ 一、金参円也 ニワ鳥二羽	一円 一、金参円六十銭 御神酒弐升	t助· 費用	ツズ。 猪狩新	兵士
	山鳥(雄)壱羽 三瓶忠美氏ヨリ寄附サル	矢内鹿蔵君御渡シ候	三瓶忠美ヨリ	目出度終リタリ。目出度へ	各氏子モ御供奉レリ。作ハ例年ヨリ平均四分落チ。	ハ御神幸ヲ執行イタシ、各氏子部落ヲ御廻リニナリ、	前途ヲ盛大ニ祝セリ。我ガ村ニテモ、諏訪神社ニ於テ	皇紀二千六百年、全国式典ヲ行イ、皇紀アル我帝国ノ	規約例年通り	昭和十五年十月十七日	メ有銭七十八銭(貯金)	五十銭貯金、弐拾八銭御サイ銭	一人当差金壱円也	計金八円五十銭	一、金壱円 御茶菓子	一、金弐円也 豆腐二箱	一、金五円五十銭 御神酒弐升	費用	** 志賀久蔵	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀伝三郎	○土心質法門記記

□ ○志賀伝 □ ○志賀伝 □ ○志賀伝 □ ○本年 1	○三瓶忠美	○志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀主殿	○志賀泰明	○猪狩新	○常陸豊	順廻	[史料1—6] 昭和十二年		常陸豊殿御渡申候	目出度当前志賀伝ヨリ	以上三人様ヨリ御神酒頂戴仕リ候	明年度ヨリ御庭ノ掃除ヲ行フコト	万歳~	恢復スルモノト思フ。(日独協定が成立ス)	人民ノ嬉ビ一方デナイ。之ニ依テ、幾分之カラ景気モ	作ヨリ恵レ、明ク生変ツタ様ナ感ガイタサレタノデ、	本年ハ天候順調ニシテ、農作物ハ良好。二間年間ノ不	御神酒一升 志賀長門殿、ヨリ頂ク	御神酒一升 菅野清殿	御神酒一升 三瓶忠美殿	一、小鳥四羽 若連一同	一、山鳥二羽 喜義·忠美両氏	猟
		筈ナリ。今月一杯ニテ補充兵特別教育	一月十日ニハ志願喜代治君ガ歩二九	十日ニ志賀栄君ハ朝鮮歩兵ニ現役志	○銭也。然カモ十五銭下落セル値ナ	七頭徴発サル。楢根〇二等品ニテ、	春風号、新氏ノ小澤号ノ二頭出征セ		渡辺寅久君。第七区内ヨリ三名。同	ヨリハ志賀清記君・志賀満君ノ二名	変起リ、本村内ヨリ八十六名ノ出征		本年度ハ気候順調ニシテ、農作物良	規約例年ニ同ジ	昭和十二年拾月廿六日			_		一、金五十銭也				費用	○志賀伝
精升 1 70] 昭和十三年 順廻 「原理」 「高麗 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	菜本ハ年			願トシテ、又来年			七区内ヨリ十 一、		ノ 一、		当部落一、		好段当七俵余ノ豊												
	上作、白菜一メ目最初・ハ冷気ニシテ、稲作思	例年ニ同ジ	和十三年拾月十二日	計金七拾七銭也貯金卜	差金七十銭、有金六拾	四円九十二銭		十銭			円六十銭也	費用	○常陸豊	○志賀伝	○三瓶忠美	○矢内鹿造	○志賀喜義	※台灣 志賀孫三郎	○志賀主殿	○志賀泰明	○猪狩新	順廻	村1—70] 昭和十三年		猪狩新殿へ御渡シ申

一、金七拾銭也 山鳥一羽代	一、金一円也 菓子代	一、金一円也 豆腐代	一、金二円也御神酒代	費用	○矢内鹿蔵	志賀孫三郎	○志賀清記	志賀泰明	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜代治	順廻	[史料 1 — 67] 昭和十年		志賀喜義殿へ	目出度ク当前へ志賀孫三郎ヨリ	一、御神酒一升 渡辺虎夫氏より寄贈サル	内村へ救済トシテ、サツマ・白米・金等ガ来マシタ。	田代ハ他部落ヨリ良く、平均一反三俵半位ニシテ、川	病」等ノ稲病ニカ、リ、平年ノ四分作。昨年ニ比シ小	来ズ。其レニ「キスイイモチ」「肥料イモチ」「イシク	位イノ冷気ニシテ、雨天四十二日ノ長キニ、稲開花出	本年度ハ雨量多ク夏土用、華氏六十二度自至六十五度	山鳥ハ志賀清記・伝トン~~ブチ
以上三人様ヨリ頂ク	一、御神酒一升 高野商店様	一、御神酒一升 志賀泰明様	一、御神酒一升 矢内鹿蔵様	二分作	一、愛国二十号 後手	一、無穂	五六分作	一、関山一合	一、陸羽一三二号 早手	一、白志	種類別	類ニ依テハ、六・七分作位ノモノモアル。	本年度雨量多ク昨年同様不作。三分作ト云フ甚シ。種	一、小鳥四羽 若連	一、山鳥一羽 伝様	猟	例年ノ通り山追半日執行。	規約例年二同、以上	昭和拾年十月十日	ЛI	小 有銭拾一銭、五拾銭、合計金六十一銭有銭	ク 一人差シ二拾五銭也、	出 差引残金一円七拾銭	皮 一、金三円 酒三升代収入	計金四円七拾銭也
例年ノ通リ山追一日執行。	規約例年ニ同シ、以上	昭和拾壱年拾月拾七日		有銭四銭也	一人差シ割当四拾六銭也有銭差入六十一銭加へ	計金四円八拾銭也	一、金五拾銭也 御菓子代	一、金壱円拾銭也 魚代	一、金壱円也 豆腐代	一、金弐円弐拾銭也 御神酒代	費用	○三瓶忠美	○矢内鹿蔵	○志賀喜代春	○志賀孫三郎	○志賀清記	○志賀泰明	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	順廻	[史料1-68] 昭和十一年		志賀[伝殿へ御カ]渡シ	目出度当前へ志賀喜代治ヨリ

順廻	[史料1-65] 昭和八年		スンダゾ〜	志賀清記殿へ目出度く申渡シ候也	当前志賀久蔵ヨリ	リ。福島県ノ損害五十万円トハ鷲イタ。	上ナシ。十月十七日大暴風雨ニテ、各所ノ損害得大ナ	両君射落ス。本年ノ農作物ハ上結果。農家ノ満足此ノ	例年の通り山追一日執行、小鳥二羽 志賀伝・猪狩新	規約例年ニ同ジ、以上		有銭二銭	昭和七年旧十月二十一日	御一人差金六拾一銭	差引金四円二十八銭	計金四円四拾銭、前年度有銭十二銭	一、金八拾銭 菓子代	一、金一円 魚代	一、金八拾銭 豆腐二箱	一、金壱円八拾銭 御神酒弐升代	費用	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○士心妲言学義
	志賀孫三郎殿へ	目出度く当前へ志賀清記より	一、御神酒弐升 石田克巳氏ヨリ寄贈サル	一、御神酒弐升 渡辺虎夫氏ヨリ寄贈サル	二比シ、一割以上ノ増収。小田代平均七俵。	例年通リ山追一日執行、猟ナシ。本年度農作物	山神社鳥居建替旧十月期日	規約例年ニ同ジ、以上		有銭五十銭	昭和八年旧十月十七日	一人差金五拾銭也	合計金三円也	有銭八銭差引キ	一、金五拾銭お菓子代	一、金一円也 豆腐二箱	一、金一円五拾八銭 魚代	費用	八年條三志賀久蔵	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○ 志賀言義	○志賀孫三郎	○志賀清記
一、小鳥 四羽 志賀清	一、山鳥 一羽	一、キジ 一羽 常陸豊	贈サル 猟	贈サル 例年通り山追半日執行。	傲 。 規約例年ニ同ジ、以上	農作物ハ昨年	有銭無シ	昭和九年旧十月十七日	一人差シ六拾三銭	有銭五拾五銭差引	計金参円七十銭	一、金弐円也 御神酒代	一、金弐拾銭 砂糖代	一、金一円也 豆腐一箱	一、金五拾銭 魚代	費用	○志賀清記	山寧岳 志賀泰明	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	差合ニテ体** 七心担气 吉子美	○志賀孫三郎	順廻	[史料1—66] 昭和九年
志賀清記ニ猪狩新両君	大猟	豆										17		相											

此年山神宮立換致候 世話人		有銭四銭	本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム	昭和五年旧十月十五日	祭典費一人分廿八銭也、但シ	御一人前割当金(但シ遷宮費ヲ加へ)壱円〇七銭也	メ金五円弐拾銭也	金五拾銭也 玉砂糖代	金七拾銭也 イカニ把代	金八拾銭也 豆腐二箱代	金壱円弐拾銭 オリ酒弐升代	金弐円也 御神酒弐升代	費用	○志賀伝	○ 志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀熊士	○志賀清記	○志賀久蔵	○猪狩新	○常陸豊	順廻	[史料1-62] 昭和五年		スンダゾく~~
人 常陸留五郎			ルコトニ定ム		但シ前年度有銭四五銭差引	(ヲ加へ)壱円○七銭也			代	代	升代	升代													
計金弐円九拾五銭也、	一、金四拾五銭	一、金五拾銭	一、金弐円也	費用	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀熊士□	○志賀清巳	○志賀久蔵	○猪狩新	順廻	[史料1—63] 昭和六年		本日宿ヨリ砂糖餅ノ馳走アリ	小田代氏子九戸、一戸ニ付七十八銭也	費用金七円也	一、金五拾銭也	一、釘弐百匁	菜・人参・里芋・吊シ柿其他ヲ供ヘタリ	祭祝シテ一戸ニ付糯	遷宮御初穂 金壱円也	御宮 代金四円也	
、前年度有銭拾弐銭	白砂糖三百匁	豆腐二箱	御神酒弐升代		典豆	伝	喜義	孫三郎	能出口	清巳	久蔵	新		八年		馳走アリ	戸ニ付七十八銭也		志賀保様ヨリ御祝儀頂戴ス	志賀保様ヨリ寄附サル	シ柿其他ヲ供ヘタリ	祭祝シテ一戸ニ付糯壱升五合ヅ、出シ、投餅シ、大根	也 神官 久保田保之助	円也 大工 渡邊定智	志賀喜義
○志賀孫三郎	○志賀清記	当前○志賀久蔵	順廻	[史料 1 — 64] 昭和七年		すんだぞく	志賀久蔵殿へ目出たく御渡し申上候也	当前猪狩新より	五分作位二終ル。	日ノ旱天ニテ、作ハ面白カラズ。昨年ニ比シ七分ヨリ	也。稲作ハ田植後三拾五日余雨天ト、出穂ニアタリ毎	如何ニ其ノ後廻転スルヤ、国民ノ予則ヲ許サヾルモノ	ベク、世界ハ協力シツ、アルモ、今ダニ解決ヲ見ズ。	起点ニ事変ハ拡大化シ、理事会ニテ平和的解決ヲ計ル	リ千二百米北方ニアタリ、支那正規兵破壊ヲ計リシヲ	九月拾八日午前弐時半、我ガ国所有満鉄線へ北大営ヨ	落シ、小鳥一羽ハ志賀清記君。両人共大得意也。本年	本年ハ山追一日執行シマシタ。山鳥一羽志賀喜義君射	例年ニ同ジ、以上	規約		有銭五銭アリ	昭和六年旧十月十六日	御一人差シ金三拾六銭也	差別メ金弐円八拾三銭也

金壱円也

豆腐二箱代

[史料1-60] 昭和三年

順廻

○志賀喜義

巻三字株 志賀伝

巻三本 猪狩新

○常陸豊

志賀久蔵

○志賀兵蔵

○志賀清記

○志賀孫三郎

費用之部

一、金弐円弐拾銭也 御神酒二升代

一、金七拾銭也 雉子一羽代

金七拾銭也 菓子代

一、金壱円四拾銭也 兔四羽代

計金六円也

人分割当金一円也 (但シ六人ニテ)

例年ニ同ジ、以上

凶作ニシテ、誠ニ人々ノ驚異トナル所トナレリ。異ニ 日ニ行。国民一搬ノ祝賀会盛大ナリキ。今年の作ハ半 屋ニテ暖マリシ。今年ハ得ニ御大礼ノ栄典、十一月十 山追日ニ雨少アリテ、寒気身ニ冷タリ。又爺様の炭小 本年ノ山追モ一日行ナイマシタ。木ネズミ一羽猟有リ。

> 半凶作ノ為、村デハ救済トシテ、家業用薪炭材一人分 ヲ配当サレタ。炭ハ安ク不景気同様。 迄デ雨続ノ為ナリ。聞バ六十以上ノ人モ知ナイ位ダト。 高田島の事キハ異大ナリ。一反歩ヨリ二斗位ノ収穫ト 殆ト皆無ト同様ナリ。之即チ五月ヨリ六月十日頃 有銭四十四銭也

昭和三年十月十七日祭典執行

当前志賀喜義ヨリ

季節デナイ時、 志賀伝殿へ目出度ク相渡シ候也 九月末カラ十月中頃ニ、梨・ツ、ヂ等

ノ花見ルハ近年ニ無キ事ナリ。

史料 61 昭和四年

○志賀伝

○常陸豊

※合ニテ体 志賀久三 ○猪狩新

○志賀清記

○志賀兵蔵

○志賀孫三郎

○志賀喜義

費用之部

一、金弐円四拾銭也 御神酒二升代

金壱円也 豆腐二箱代

金五拾四銭也 金壱円三拾銭也 雉子二羽代 砂糖三百目代

> 計金五円弐拾四銭也、有銭五拾銭差引 一人分割当金六拾八銭、但シ七人ニテ 本年ノ有銭三十四銭

速記者

志賀清記

例年ニ同ジ、以上

由ニ相成リ、 年ヨリ以上ニ不景気ニテ、実際生活ニハ苦難ナリ。 拾ツタ人モアル。一日一人平均一斗以上ハ拾ハレタ。 方面ニ於テハ、浜風ノタメ、昨年ヨリハ他少収穫ハ少 作ナル事ハ、百姓一搬ノ喜ビ一方ナラズ。但シ四ツ倉 行イタシタ積リ。今年ハ一昨年ニ倍シテ、農作物ノ豊 約二務メテオル。 村二於テモ緊縮ノ方針ヲ実行イタシ、実行員ヲ立テ節 ハ伝君ガ射オトス。自慢デ大得意。山追日ニハ雲リ、 二小田代ニテハ共有地モ全伐イタシ、 金取リニハ不自 食物ハ豊富ニアルケレド、 **夕近年ニ無ク、栗ハ大変ニナツタト。一日三斗以上モ** ナカツタト。豆ハ取レル、 寒気少シクアリ。 ハ緊縮方計ニヨツテ、節約ノ声ハ全国一搬ニ渡リ、当 本年ノ山追モ一日執行イタシマシタ。小鳥三羽内一羽 由ツテー層生活苦難ト相成ツタ。有銭 次二山神祭典モ其ノ方針ニ於テ、 本年ハ新内閣の成立ナルヤ、現内閣 金ノ不廻リナル事ハ、一昨 栗ハ取レル、 麦モ同様。 又

昭和四年十月廿一日祭典執行

当前志賀伝ヨリ

常陸豊殿へ目出度く相渡ス候也

銭アリ 壱人割当金七拾参銭也 計金五円九拾五銭也 金四拾銭也 金弐円四拾銭也 金弐円四拾銭也 緩メズ。本年ハ米作ニ適セザル気候ニヤ。 双葉軌道貫通工事の最中ナリ。不景気風ハ依然其手ヲ 金七拾五銭也 モ平均平年ヨリモ減少セリ。有銭参銭 [史料 1—58] 大正拾四年十月十七日執行 当前志賀清記より 志賀兵蔵殿へ目出度く御渡し申候也 順廻 費用之部 ○志賀主殿 ○志賀伝三郎 ○志賀徳衛 ○猪狩新 ○常陸豊 ○志賀伝 ○志賀喜義 ○志賀兵蔵 大正十五年・昭和元年 山鳥参羽代 御神酒弐升代 砂糖参百目代 豆腐壱箱半代 (昨年有銭三銭、 本年サイ銭十 本村トシテ 史料 拾八円五拾銭也、 県税・双葉猟友会会費、併セテ参円五拾銭。以上メテ 依然不景気甚シク、狩猟税ハ十五円、 量少シ。米一升丗八銭。木炭楢根○九十銭、楢雑□圦 ニシテ、未ダ降雪ナドノ模様ナク、作物モ並ニシテ雨 本年山追一日致シ、キツ、キ一羽ノ猟アリ。 √七十五銭、楢雑△込ノ六十五銭ノ相場ナリ。本年モ 大正拾五年旧十月廿七日祭典執行 連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ会費掛ザル 差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事、 祭典ハ一日一夜ニ限ル 祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス 典ハ旧拾月中ニ執行ノ事、以上 当前志賀兵蔵ヨリ 志賀伝三郎殿へ目出度く相渡申候 <u>59</u> ○猪狩積 ○常陸豊 ○志賀徳衛 ○志賀伝 ○志賀喜義 ○志賀伝三郎 昭和二年 有銭弐銭 代理人 証明手数料・村 今年モ暖 但シ祭 酒三升猪狩誠氏ヨリ受ケ賜ハリマシタ。有銭ナシ。 十銭。 銀木銭アリ) 金五拾四銭也 金五拾四銭也 金壱円也 二俵位ズ、取レ増シテ居ル。楢根丸九十五銭、 全ク暖ナ年デ、豊年テモアツタ。田一反ニ付キ、 追中に雷雨ニ降ラレ炭コヤニ入リ、後チ山ニ出掛ケタ 本年ノ山追モ一日致シ、カケス一羽猟アリ。今年ノ山 例年ニ同ジ、以上 壱人割当金七拾五銭也(昨年之有銭二銭、今年ノサヘ 計金六円八銭也 ノハ、共有地ノ賜ナリト思イマス。誠ニ有難キ。御神 金七拾銭也 金壱円也 金弐円参拾銭也 昭和 木炭ハ不景気ノ割合ニ、高値ニ売ル事ノ出来ル 当前志賀伝三郎ヨリ 志賀喜義殿へ目出度ク相渡シ候也 二年十月廿四日祭典執行 ○前 ○後 費用之部 志賀清記 志賀兵蔵 さけ缶二ツ代 砂糖三百目代 雉子一羽代 いわし缶五ツ代 豆腐二箱代 御神酒二升代 雑丸八

	志賀久蔵殿へ目出度相渡シ候也	当まへ猪狩新ゟ	作。	一面ノバラック建なりと。本年降雨なく、大根菜ハ不	方大震災、前古未曾有損害約二十億。当時東京地方ハ	本年ハ暖気にして、未だ雪なし。九月一日ご午京浜地	ソラスンダゾー~~	大正十二年旧十月廿一日	拾参銭共相渡申候	有銭拾参銭也、内八銭サイ銭・五銭サシ残金、壱円参	頂戴ス。速記者志賀伝。	ケス・テフマ猟アリ。電気前川事務所ヨリ御神酒壱升	山追二日、山鳥一羽狩猟アリ。祝日ノ朝、小鳥二羽カ	規約例年ノ通り		一人差シ金六十銭	計金四円七拾五銭	一、金壱円也 豆腐二箱	一、参円七拾五銭 御神酒参升代	企 公弗貝	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀孫三郎
当前志賀久蔵氏より	大臣台三手上引ナ三日有銭拾参銭(八銭ハサイセン、	山追一日、小鳥一羽ノ猟アリ。	規約例年ノ通リ		一人差金五拾四銭	差引金四円二拾七銭	有銭一円参拾参銭配当ス		計金五円六拾銭	一、金壱円也	一、金壱円弐拾銭 兔	一、金壱円也 豆	一、金弐円四拾銭 御	会費	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀兵蔵	○志賀清記	○志賀久蔵	順廻	[史料 1—56] 大正十三年
	ン、五銭有銭)	IJ.								砂糖五百目	兔一羽	豆腐二箱	御神酒弐升代											
根菜は並作ナリ。当部	山鱼片日々。之通リ		サイ銭十銭アリ、四、	御壱人前差金六拾銭	メ金五円零銭也	一、金四拾銭也	一、金七拾銭	一、金壱円也	一、金五拾銭	一、金弐円四拾銭	記	○志賀久蔵	○猪狩新	○常陸豊	○志賀伝	○志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀兵蔵	○志賀清記	順廻	[史料1—57] 大正十四年		ソラスンダゾー~	志賀清記殿へ御渡し申候也
作ナリ。当部落□兵清記君一人の入営アリ。 山遠半日ラー獲サシーオ年オタ隆雪サクーナ	札トノ。 太 F 卡ブ 条 雪ト フ、 て		七七円)	御壱人前差金六拾銭也(昨年度有銭十三銭、本年度		砂糖参百目代	缶詰弐個代	キジ壱羽代	豆腐壱箱代	御神酒弐升代		蔵				義	三郎	蔵	記		I年		<	渡し申候也

一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、	ルコト	一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ザ	一、祭日ハ一日一夜ニ限ル	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス	規約		大正拾年旧拾月廿六日	より金一円也、志賀松之助様より五拾銭頂戴仕候也	御祝儀として猪狩積様より一、金壱円也、志賀熊吉様	壱人ニ付割当金八拾六銭五厘ツヾ	計金六円九拾銭也	一、金弐円也 山鳥二羽代	一、金壱円也 豆腐弐箱代	一、金参円九拾銭 御神酒三升代	会費	○志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀兵蔵	○志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩新	○常陸留五郎	○志賀保	順廻	[史料 1 — 53] 大正十年
外ニ猪狩積様より当講に金五十銭御祝儀被下、難有頂	壱人二付七拾銭也、アテ	計金六円八拾銭也	一、金弐円弐拾銭 山鳥・キジ女男代	一、金壱円也 豆腐二ヶ箱代	一、金参円六拾銭 御神酒参升代	会公費員	○志賀伝	○ 士	○志賀孫三郎	○志賀兵蔵	○志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩新	○常陸豊	順廻	[史料1-5] 大正十一年		出度済す	常陸留五郎殿へ有銭金拾参銭五厘供相渡し、目	当前志賀保ヨリ	ソラスンダゾー~~~	ニハ雪一面ニ白クシテ、誠ニ寒ジ非常ナリ。	多クシテ、作柄ハ平年ヨリ幾分取オチナリ。大瀧根山	本年山追一日半、小鳥四羽狩猟アリ。当年ハ何分降雨	但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノコト
○志賀兵蔵	○志賀清記	○志賀久蔵	○猪狩新	順廻	[史料 1—55] 大正十二年		ソラスンダゾーへ	猪狩新殿へ目出度相渡し候也	当まへ常陸豊氏より	有銭無シ	に候	柄者例年より幾分増収あり。白米者一升金三拾四五銭	て、ツ、じ及びあけびなどの花、所々に開花あり。作	本年山追一日致し、兔一羽狩猟あり。当年者暖かにし	シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事	一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事、但	る事	一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニは会費掛ざ	一、祭日は一日一夜に限る	一、祭典に付飯米は二度宿持とす	きやく		/ 伝	大正拾壱年旧十月十六日 速記者 志賀久蔵	戴致候、志賀保様より五拾銭御祝儀頂戴仕リ候

大正八年旧十月十七日、祭典	筆記ス。	目出度御帰社。紀念トシテ鳥居新築。後年参考の為め	神幸。小田代稲荷神社へ廿九日午前十時着。午後壱時	大正八年旧閏七月廿八日、郷社御位ニ付、諏訪神社御	候。	白百目三十銭、玉弐十七銭、反物諸物追々直上ニ御座	込七十銭、生糸百目込弐拾円位、手掛壱反弐円、砂糖	兔拾三割、白米壱升六十三銭、大豆三十銭、木炭壱俵	共諸物価騰貴ナルニハ恐入申候。山鳥壱羽代金壱円、	咲キ居り候由。川内ノ如キ寒村ハ、誠ニ幸福ニ候。然	葉モ青キヶ所諸々ニアリ。浜方地方ニハ(ツ、ジ)花	ノ猟アリ。本年ハ暖気ニシテ、未ダ土モ(シミズ)木	小田代山神連中ニテ、山追壱日半。兔壱羽・山鳥壱羽	一、規約例年之通	[史料 1 — 5] 大正八年		主殿	久蔵	○積	○亀丸 保代リ		○重喜	○孫三郎	有銭金六銭弐厘	志賀孫三郎様へ当前御□□候也
○志賀保	○土心賀壹三義我	順廻	[史料 1—52] 大正九年		御渡申候也	志賀孫三郎ヨリ志賀喜義殿へ当前有銭共目出度	○仝 主殿	○志賀久蔵	○猪狩積	○常陸豊	○仝 保	○仝 喜義	当前○志賀孫三郎	順廻	一人分三十六銭四リツヾ出金	引メ金弐円五十五銭七人ニ割	一、金弐円四十五銭差引	有銭十二銭	一人分三十三銭三リツヾ	一、金三円也 是レハ山神松槇木代、屋敷九名ニテ割、	合計金五円也	一、〃壱円四十銭 豆腐弐箱	一、金三円六十銭 御神酒三升代	一、豆腐壱箱弐十丁 代金壱円四十銭	一、御神酒壱升 代金壱円弐十銭
	志賀保殿へ有銭六銭五厘共相渡シ済	当前志賀喜義ヨリ	ス。	本年山追一日シテ、リッツ壱疋狩猟。オト、ワタシト	但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト	田度 一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、	ルコト	一、連中ニテ差合等有之、出会セザル者へハ会費掛ザ	一、祭日ハ一日一夜ニ限ル	一、祭典ニ付飯米ハ宿持	規約		本講へ酒弐升、池田工業会社田村忠太郎殿ヨリ寄贈	壱人ニ付差金壱円○三銭三リ余	合金六円弐拾銭也	一、金五拾銭 イカ壱束代	一、金壱円三拾銭 山鳥壱羽代	一、金弐円也 豆腐弐箱代	一、金弐円四拾銭 御神酒弐升代	割、会費	○志賀孫三郎	养合) 夕 × 出合文 志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩積	○常陸豊

本年連中ニテ山追一日致シ、兔参羽狩猟アリ。 一、氏子ニテ(連名)差合等有之候節ハ、談事ノ上祭 一、祭典ハ壱日壱夜ニ限リ、飯米ハ弐度宿持トス 一、酒五升 [史料1—48] 一、〃壱円拾弐銭 一、〃五拾銭 大正五年旧十月廿二日祭 壱人ニ付差金七銭ツ、出金 金五拾銭 出会ザル者へハ会費掛ザル事 日ヲ定ムルモ差閊ナキ事 当前 猪狩積殿へ芽出度相渡シ候也 当前常陸留五郎ヨリ 順廻 ○志賀久蔵 ○猪狩積 ○常陸豊 ○志賀保 ○志賀喜義 ○志賀孫三郎 ○志賀主殿 大正五年 灩両氏ヨリ寄贈、 御神酒壱升代 正宗四本代 豆腐弐箱代 御両氏招待ス 仕候。 上、誠ニ金廻り能く富貴ニ御座候。 白米壱升弐拾八銭ナリ。目下木炭込壱俵代金五十銭以 て、野草多く木葉あり。為めに猟事は難気なり。先月 連中ニテ山追致シ、兔壱羽狩猟あり。本年者暖気にし 規約例年之通り 連中ニテ山追半日致シ、猟ナク山鳥弐羽買ヒ受、山神 規約例年の通り 頃者梨花(ツ、ジ)の花ありたり。 壱人ニ付差弐拾八銭、余分有銭トス 差引〆金壱円九拾三銭五リ [史料1-49] 大正六年 合金弐円拾弐銭也 大正六年旧拾月廿八日 有銭金拾八銭五リ配当ス 本年ハ諸物高直ニシテ、生繭壱メ目九十円位、 当前志賀久蔵ヨリ 当前猪狩積ヨリ巡廻帳・有銭弐銭五リ共 志賀主殿ニ廻順長・有銭共目出度相渡シ申候也 志賀久蔵殿へ目出度相渡シ申候也 順廻 ○志賀重喜 ○志賀保 ○志賀孫三郎 ○志賀主殿 作ハ十分ニ御座候 トス 例年之通リ 又ハ地方ノ肴ナクシテ、高野殿ヲ招待セズ。 三郎殿ヨリ、正宗五本代四五〇寄贈アリ。本年ハ狩猟 講中ニテ会費出サヾルトキハ、講中ニテ出会費スル事 壱人ニ付差金弐拾六銭ヅ、 一、金八拾銭也 壱羽・チヨマ壱羽、其他ハ茸アリシノミ。下町高野鉄 小田代山神講ニテ、山追壱日。狩猟ハ山鳥壱羽・リツ、 合金三円〇五銭五リ 一、〃壱円也 [史料 1—50] 一、金壱円六拾銭 一、金八拾銭 大正六年旧十月廿一日祭典 メ壱円八拾銭也 一人に差金四十三銭六リツ、、有銭分配ス 金六拾銭 志賀主殿殿ヨリ 当前済○志賀久蔵 記 順廻 ○常陸豊 大正七年 ○猪狩積 豆腐二箱代 酒壱升代 山鳥弐羽代 御酒三升代 豆腐弐箱代

規約	一、金五拾五銭九厘 有銭	差参拾壱銭参厘宛	き人ごけるま円弐拾銭	一、金四拾銭 豆腐弐箱代	一、金壱円八拾銭 御神酒料	○志賀孫三郎	●志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩積	●常陸留五郎	●志賀保	○志賀喜義	順廻	[史料1—45] 大正二年		有銭参拾四銭弐厘	当前志賀喜義殿へ有銭共相渡候也	志賀孫三郎より	有銭弐拾九銭 印	大正元年旧十月廿九日、芽出度相済	祭典規約例年ノ通り		差金参拾八銭五厘	メ金弐円六拾八銭
一、金参拾九銭 豆腐代一、金参拾九銭 豆腐代	当前 ○志賀保	○ 士	○志賀孫三郎	○志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩積	○常陸留五郎	順廻	大正三年旧拾月七日祭	[史料1—46] 大正三年		当前志賀保殿へ	右有銭共志賀喜義より	十、金参拾九銭九厘———有銭	今日ニ至リテ(タンポヾ)ノ花開キタルアリ。	下ナリ。此出水ハ六七十ノ老翁ハ知ラザル出水ノ由	柄なと言語ニ尽シ難シ。本年ハ大洪水ノ為メ、半作以	今年志賀孫三郎氏、山追ニテ兔壱羽手捕ニ致シ、大手	猟アリ	一、連中ニテ山追一日致シ、兔三羽及ケー・リーノ狩	コト	ルモ差閊ナキ事、但シ出合ザル者へハ会費掛ザル	一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ム	一、祭典ハ一日一夜夜ニ限リ、飯米ハ弐度宿持トス
豆腐代 一、金五拾銭 豆腐弐箱代御神酒参升五合代 当前 〇常陸留五郎	○志賀保	○古心質言主義	○志賀孫三郎	○志賀主殿	○志賀久蔵	○猪狩積	宿廻	大正四年十月廿七日祭	[史料1—47] 大正四年		常陸留五郎殿へ目出度相渡シ申候	当前志賀保ヨリ	不景気ヲ見る。生糸者三円三四十銭、白米拾三四銭。	ジ)ノ花大に咲く。ニイロフ、ドヲドの大戦争にて、	ルアリ。 本年度ノ作者上作なり。暖気ニテ旧九月下旬頃(ツ、	ザル出水ノ由。 テ山追壱日致シ、兔弐羽狩猟あり。	ノ為メ、半作以 祭典ハ壱日壱夜ニ限リ、飯米ハ弐度宿持トス。連中ニ	畑ニ致シ、大手 一、例年之通り	規約	グー・リーノ狩	余金有銭トス金五銭五リ	へハ会費掛ザル 壱人ニ付差拾九銭弐厘弐毛、金弐拾銭ツ、出金	ノ上祭日ヲ定ム 有銭六拾弐銭配分ス	弍度宿持トス 計金壱円九拾六銭五厘
											シ申候		銭、白米拾三四銭。	-ヲドの大戦争にて、	旧九月下旬頃(ツ、	0	度宿持トス。連中ニ					金弐拾銭ツ、出金		

郎・積氏、兔一羽代拾四銭の割合にて勘定仕候	本年春掃星至りて度々出る。本年山追に出合ず、孫三	但シ壱人ニ付差金弐拾六銭三リ	メ金壱円八拾四銭	一、〃四拾銭 豆腐弐箱	一、金壱円四拾四銭 御神酒参升代	○猪狩積	○常陸留五郎	○志賀保	○志賀喜治郎	○志賀孫三郎	○志賀主殿	○志賀久三	順廻	[史料1―42] 明治四十三年		壱厘宛出ス。	合ニ勘定仕候。孫三郎氏ヲ除ノ外、一人ニ付差拾九銭	本年孫三郎氏山追ニ出合ズ。付テ兔一羽代拾参銭ノ割	一、金四銭 有銭	但シ壱人ニ付差弐拾銭宛	メ金壱円四拾銭	一、〃四拾銭 豆腐弐箱	一、金壱円也 酒弐升五合代	常陸留五郎
一、金四拾銭 豆腐弐箱代	一、金壱円四拾七銭 酒参升代	○志賀久蔵	○猪狩積	^{煮点は} ○常陸留五郎	○志賀保	○ 志賀喜義	○志賀孫三郎	○志賀主殿	順廻	[史料1―43] 明治四十四年		順廻帳有銭共志賀主殿へ	志賀久三ヨリ	明治四拾参年旧十月晦日、当前目出度相渡シ申候	中者雨少しもなし。	七日大洪水、其後も毎日~~日の雨天なりしが、十月	今年者半作にて御座候。秋纏者前日迄に終ル。旧七月	ス一羽・ミミツク一羽狩猟アリ	一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・兔壱羽・カケ	ヲ定ルコト	一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日	ス	祭典ハ列年ノ通リ、壱日一夜限リ、飯米ハ二度宿持ト	有銭十三銭八厘
一、金六拾銭 鳥参羽代	一、金四拾銭 豆腐弐箱代	一、金壱円六拾八銭 酒参升代	当前一○志賀孫三郎	七 〇志賀主殿	六 ○志賀久蔵	五 〇猪狩積	四 〇常陸留五郎	三 ○志賀保	二 ○志賀喜義	順廻	[史料1―4]明治四十五年·大正元年		弐銭消ス印	一、金拾九銭九厘 有銭	志賀孫三郎殿へ有銭共相渡シ申候也	志賀主殿より	明治四拾四年旧十月廿九日	ひよ鳥弐羽・かけす弐羽猟あり。	仲間ノ内四人ニテ山追一日致シ、兔弐羽・長ま壱羽・	祭典規約例年ノ通リ		合ズ。狩猟代割前ヲ出ス。	志賀久蔵・志賀孫三郎・常陸留五郎ノ三氏、山追ニ出	差金参拾壱銭壱厘六毛売人三付本金壱円八拾七銭

志賀保	らざれ共、あらく〜に相成申	なり。秋纏は未だ終りならざれ共、	常陸留五郎殿へ相渡し申候也	,¥£+
志賀喜治郎	大瀧根山ニハ一面白シ。風多くして寒さ	無之候得共、大瀧根山ニ	志賀保ヨリ順廻帳並ニ有銭供	+
志賀孫三郎	🖔。山追ニ出候。当地方ニハ雪	今年ハ六分ノ作ニ御座候。	明治四拾年旧十月廿九日、当前目出度相すまし	明治
志賀主殿		猟あり	フ。	シト云フ。
次前 志賀久三	仲間ニテ山追壱日致シ、(キジ)壱羽・兔三羽狩	一、仲間ニテ山追壱日致	コチニ雪チラ~~アリ。空ハ余リ暖ニ非ズ。平ナルベ	コチニ雷
当前 猪狩積		日ヲ定ルコト	此年ハ平作ニ御座候。山追ニ出テ、先ツ山ノ模様ソチ	此年ハエ
順廻	2、出合ザル節ハ、談事ノ上祭	一、仲間ニテ差合等有之、	ドリ小三羽狩猟アリ	ド
志賀久三殿へ順廻帳・有銭共相渡シ申候也	祭典ハ改正ノ通リ壱日一夜限リ、飯米ハ二度宿持トス	祭典ハ改正ノ通リ壱日一	仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・兔二羽・バン	一、仲間
猪狩積ヨリ		規約	ヲ定ルコト	ヲ
明治四拾弐年旧十月十六日、当前目出度相渡シ			仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日	一、仲間
タリ。		壱人差金拾九銭七厘	祭典ハ改正ノ通リ壱日一夜限リ、飯米ハ二度宿持トス	祭典ハホ
於テ新十一月廿日ヨリ品秤会、一昨日迄デ壱廻間アリ	五リ	右差引〆金壱円三拾七銭五	規約	
	有銭配分	一、金弐拾六銭五リ		
今年ハ八分ノ作ニ御座候。秋纏ハ先月中ニ大尾と相成、	兔壱羽代 宿ニ譲る	一、金拾参銭	弐拾参銭弐厘 有銭	一、弐
一、仲間ニテ山追壱日致シ、兔三羽狩猟アリ		差メ金壱円七拾七銭	金弐拾四銭五厘ヅ、	金弐
ヲ定ルコト	豆腐拾六丁代	一、金参拾二銭	金三十三銭 豆腐代十八丁	一、金
一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日	御神酒参升代	一、金壱円四拾五銭	、金一円参拾八銭 御神酒三升代	一、金
ス		志賀保	○志賀喜次郎	
祭典ハ列年ノ通リ、壱日一夜限リ、飯米ハ二度宿持ト	Ap	志賀喜治郎	○志賀孫三郎	
規約	Alp	志賀孫三郎	○志賀主殿	
[史料 1 — 41] 明治四十二年		志賀主殿	水製子幹駅代予出入○志賀久二 此年悲合三付山道出合○志賀久二	ズ拠テ狩猟
		志賀久三	猪狩積	
猪狩積殿へ順廻帳共相渡シ申候也		猪狩積	○常陸留五郎	
常陸留五郎ヨリ	AP	常陸留五郎	○志賀保	
明治四拾壱年旧十月晦日、当前目出度相済シ		順廻	順廻	
俟	年	[史料1―40] 明治四十一年	1—39] 明治四十年	

明治世七年旧拾月廿九日鳥居立換氏子中 一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ム メ金壱円五拾九銭 一、金六拾銭 [史料 1 — 37] 明治三十八年 一、引受 一、次ノ三 一、次ノニ 一、次ノー 一、其次 一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、 一、金七拾八銭 一、仲間ニテ壱日半山追いたし、漸ク兔壱羽狩猟アリ。 一、金弐銭三厘あり銭配分 世七年旧拾月世日 二拾五銭九厘ツ、 次ノ四 ルコト 被下、皆目出度相済ス。 又堂小屋菅波酉治氏ヨリ、 当前志賀主殿ヨリ 志賀孫三郎殿へ相渡ス申候也 小田代山神講人名 ○志賀主殿 ○猪狩積 ○志賀久蔵 ○常陸留五郎 ○志賀喜次郎 ○志賀保 志賀孫三郎 当年御神酒代 豆腐三箱代 米ハ四度宿持とす 御祝儀トシテ清酒壱升 外二金四厘有銭、メ金弐銭六厘 壱人二付差拾六銭―参――厘―宛ツ 本年不作ニテ皆無届出 本年は不作ニ付、 本年宿ニテ差合ニ付山追ニ出ズ。狩猟金分弐銭弐厘出 一、仲間に而山追壱日致、兔壱羽狩猟あり、本日ノ狩 メ金壱円拾四銭 一、金参拾六銭 [史料1-一、白米 一、大豆 一、ラングー 明治参拾八年旧拾月弐拾七日、目出度相済申候 仲間にて差合等有之節者、談事之上祭日定むべき 猟仲間、 是ヲ都合ニ拠リ有銭とす。 本年ノ如キハ雨風もあたらずして皆無に相成候ハ 去る難し 如何と云ふに、土用中ハ非常に寒くして火の傍を 志賀喜治郎様へ相渡申候也 当前志賀孫三郎ゟ有銭弐銭六厘共 38 宿ヲ除クノ外六名 明治三十九年 金拾六銭 金拾九銭 飯米者壱度宿持とす 豆腐弐箱 但シ壱升代 金弐拾弐銭六厘四毛 本年半作ニ付、飯米ハ弐度宿持トス >全壱円六拾五銭、 一、其ノニ 一、其次 一、仲間ニテ差合有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ 一、本年ヨリ規約改正シテ、 一、金参銭参厘 一、〃参拾六銭 一、其ノ三 明治世九年旧十月晦日、 当前 金壱円弐拾九銭 其ノ四 其ノー 仲間ニテ山追壱日致シ、 ヅク壱羽狩猟あり。 定ムル事 本年ハ差合ニ付狩猟出ズ、一人ニ当ル狩猟代出ス 当前引受 志賀保殿へ相渡候也 志賀喜次郎ゟ順廻帳共当前有銭共 猪狩積 志賀保 志賀主殿 志賀久蔵 常陸留五郎 志賀孫三郎 志賀喜次郎 有銭ハ配分差引 有銭 当前目出度相済シ 豆腐弐箱代 御神酒料 飯米ハ弐度宿持トス 山鳥弐羽・青ジ壱羽・ミ

*年当前相诗 ○常陸留五郎	○仝 保	〇仝 喜治郎	〇仝 孫三郎	○志賀主殿	○猪狩積	順廻	[史料 1 — 3] 明治三十五年		当前常陸留五郎殿へ相渡申候也	右有銭共志賀久蔵ゟ	明治丗四年旧十月晦日、目出度相済	一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩猟アリ	定へキ事	一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ	一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持トス	規約		一、金四銭弐厘 有銭	金弐拾七銭壱厘ヅ、	** 公売 *	一、〃四拾五銭 豆腐三箱代	一、金壱円拾七銭三厘 御酒三升四合代	○志賀保	○志賀喜治郎	○志賀孫三郎
有銭配分差引壱人ニ付三十一銭九リヅ、	志賀〇久蔵	常陸○留五郎	✓ ○保	〃 ○喜治郎	〃 ○孫三郎	志賀〇主殿	猪狩○積	順廻	[史料1―35]明治三十六年		当前猪狩積殿へ相渡候也	右有銭とも常陸留五郎ヨリ	明治三十五年旧拾月廿九日、目出度相すまし候なり	追ニ参リ、ツ、ジ之花所々有之候也。	追半日致シ、山鳥二羽狩猟あり。此年旧十月廿九日山	本年寅之不作ニ付、飯米者壱度宿持とす。仲間ニテ山	例年ニ相かはらず候	規約		一、金五銭八厘 あり銭	金拾弐銭四厘弐毛	ぎんごさい ぎんじょう	一、金拾七銭 豆腐一箱代	一、金七拾銭 清酒弐升代	○志賀久蔵
一、金九拾九銭 清酒三升	有銭配分差引壱人ニ付ニ拾五銭九厘	北年表合ニテ作: 猪狩積	○志賀久蔵	○常陸留五郎	○〃 保	○〃 喜次郎	〇〃 孫三郎	○志賀主殿	順廻	[史料 1—36] 明治三十七年		志賀主殿へ相度し申候也	当前猪狩積ヨリ	明治丗六年旧十月二十四日、目出度相すまし	一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壱羽狩猟アリ	キ事	一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベ	一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持とす	規約	一、金八銭九厘有銭 是ハ配分ス	金三十三銭一厘余	まり (対な) 計金弐円三拾弐銭	一、金四拾八銭 豆腐二十四丁代	一、金弐拾銭 蛸一杯目量六百八十匁	一、金壱円六拾四銭 御神酒四升代

一、祭日者二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持トス 一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候 一、金四銭九厘 三日山追致シ、仲間にて山鳥弐羽狩猟あり。 一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべ 一、祭日ハ二日二夜ニ限リ [史料 1 — 31] 明治三十二年 一、金六拾四銭 一、〃拾五銭 合計金壱円○九銭 明治三十一年旧十月廿九日 一人ニ付差金弐拾壱銭八厘ツ、 〃参拾銭 飯米者四度宿持トス 山神規約 志賀喜治郎殿へ相渡申候也 志賀久吉より当前 ·猪狩積 常陸留五郎 志賀松之助 志賀久蔵 志賀喜次郎 御神酒代清酒弐升 有銭配分 豆腐代弐箱 目出鯛壱 立換費用合金弐円四拾弐銭 右之通御座候也 祭祝シテ投餅致候、 此年山神宮立換致候 [史料 1 ─ 32] 明治三十三年 一、御宮 一、遷宮御初穂 一、小田代氏子 一、御神酒 一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む 代金三拾弐銭 金五拾銭 代金壱円六拾銭 明治世弐年十月晦日 一戸ニ付金弐拾六銭八厘八毛ツ、 (此年差合体) ○志賀久吉 志賀松之助殿へ相渡申候也 志賀喜治郎ゟ当前 順廻 ○常陸留五郎 ○志賀松之助 ○猪狩積 九戸 清酒壱升 世話人 大工 但シ一戸ニ付米壱升ツ、 神官 志賀熊吉 渡職人 久保田安之助 此内兔弐羽壳 代金四拾七銭六厘 差金メ壱円弐拾銭 差引金七拾弐銭四厘 [史料 1─33] 明治三十四年 一、山神連中ニ而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を 一、祭日者二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持トス 一、金九拾銭 一、〃参拾銭 、金壱銭九厘 一、連中ニ而山追致、二日ニシテ兔六羽狩猟あり 明治参拾三年旧十月廿二日 金弐拾四銭宛 一人分拾四銭五厘 定むへき事 当前有銭共、志賀松之助ゟ 常陸留五郎殿へ相渡申候也 当前相済○志賀久蔵 *年差合宿義 常陸留五郎 順廻 ○志賀喜次郎 ○志賀主殿 ○猪狩積 ○志賀孫三郎 御酒三升代 豆腐代二箱

金拾八銭八リ、明治廿九年十月晦日 有銭壱銭六リン		二日山追致、中間ニて山鳥一羽狩猟あり。 一日山追	一、同四拾壱銭六リ たこ壱杯 一、金拾	一、同拾八銭 豆腐代三十六丁 一、金五	一、金三拾四銭 御神酒代三升		○志賀松之助	○志賀喜冶郎	○猪狩積	○志賀久吉	○常陸豊治 [史料1-	記	[史料1—28] 明治二十九年 志	常	候也明治二	右有銭之義者、志賀松之助より常陸豊治殿へ相渡シ申 右之通り	一、金六銭四リ五毛 有銭 定むべし	金拾七銭四リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		一、〃拾九銭 豆腐代 一、飯米	一、〃弐拾八銭 山鳥二羽 一、神社	一、金四拾銭 御神酒代 一、山之	○志賀喜治郎	○猪狩積 右有銭之	○志賀久吉
(天リン)	メ合計金六拾六銭六リン	日山追致、中間ニて山鳥壱把狩猟あり。	金拾五銭六リンとふふ代	金五拾壱銭 御神酒代三升	○常陸定之助	○志賀松之助	○志賀喜治郎	○猪狩田丸	○志賀久吉	記	- 29] 明治三十年		志賀久吉殿へ相渡申候也	常陸豊治より当前	明治二十九年旧十月晦日	右之通り相定メ候也	べし	加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を	御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事	飯米ハ四度家宿持トス	神社祭日者二日二夜ニ限リ候事	山之神規約之儀者、左之通リ定メ候事		右有銭之義ハ、常陸豊治ヨリ志賀久吉殿へ相渡申候也	銭 有銭 有銭配分
一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事	一、山之神取極メ之事		一、金三銭五リ 有銭	一人ニ付差弐拾弐銭六厘づ、	メ金壱円拾三銭	一、金八銭ゆはな代八疋	一、金四拾五銭 とうふ代三箱	一、金六拾銭 御神酒代濁酒五升	○常陸留五郎	○志賀松之助	○志賀喜治郎	○猪狩積	○志賀久吉	丰	[史料 1—30] 明治三十一年		此年久吉殿差合ニテ、亀吉当前引受申候	猪狩亀吉ヨリ	明治三拾年旧十月廿九日	仲間談事之上祭日を定む可き候事	二夜ニ限リ、飯米者四度宿持とス、差合等有之候節者、	酒代者其年之米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日	一、山之神取極メ候事		一、金拾三銭三リン五毛ツ、 ^{壱人ニ付}

一、金拾壱銭四リ御祝儀差引メ 但シ定約例年ノ通リ 一、金拾六銭 日之儀者二日一ト夜ニ限ル、飯米ハ三度やと持とス 酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事、山之神定 一、金九銭 一、金壱銭九リ五毛 メ金六拾六銭 一、〃七銭 [史料 1 — 25] 明治二十六年 一、金拾三銭弐リ 明治廿六年旧十月廿八日 山ノ神当前明治世五年旧十月廿五日 志賀久吉ゟ 志賀久吉ゟ 志賀喜次郎殿へ当前相渡シ申候也 志賀亀吉ヨリ 猪狩田丸殿江相渡シ申候也 猪狩田丸様江相渡シ申候也 ○志賀久吉 ○常陸豊次 ○志賀松之助 ○志賀喜次郎 ○猪狩亀吉 常陸初太郎殿ゟ御祝儀 神酒代 差シ壱人分内 とうふ代 壱人分差シ 在銭 依テ山鳥壱把買 明治廿六年旧十月廿八日 一、金拾壱銭壱リ八毛ヅ、 万々目出度叶ひ候也 廿七年十一月六日雪ふル、七日狩猟致シ候得共猟ナシ、 談事之上祭日ヲ定ムルコト 米ハ三度やと持ト定メ、若シ差合等在之候節ハ、仲間 山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以 計金五拾五銭九川 一、合計金四拾五銭 テ御勘定可致候事、山之神定日ハ二日一夜ニ限ル、飯 [史料 1—26] 明治二十七年 一、金三銭三リ五毛 一、〃弐拾四銭 明治廿七年旧十一月八日 〃拾五銭九リ 志賀松之助殿へ当前相渡シ申候也 志賀喜治郎ヨリ 相済○志賀喜治郎 記 相済○志賀久吉 同 同 相済〇猪狩太丸 ○志賀松之助 ○常陸豊次 とうふ代 キジ壱把・山鳥壱把 有銭 一、金八銭八リ 一、金四銭九リ五毛明治廿七年度分 四升、 也 ニテ、相談は整ハリ候、午后十時敗会ス、天気ハ晴天 話ニ来ル。之ニ付廿八日三名ニテ戸渡ニ駒見参ルハヅ 黒鹿毛駒引来、イイ物ハ百弐拾円、依テ八拾円ニ付ル 相談ニナラス引戻リ候、又当日山西紋蔵氏戸渡父馬世 本年ハ狩猟壱日、山鳥男女打チ、とうふ三拾八丁・酒 右有銭之儀ハ、志賀松之助殿江相渡シ申置キ候也 [史料**1—27**] 明治二十八年 一、金拾五銭 、山之神規約之義ハ左之如ク、酒料者其年の米相場 明治二十八年旧十月二十七日 金拾壱銭 金拾六銭 限り、飯米者四度やと持とす、若シ差合等有之候 ヲ以テ御勘定可致候事、山之神祭日者二日二夜に 父駒ノ世話ニテ猪狩栄氏来ル、アイヅヲンサマ 常陸豊治殿へ当前相渡申候也 志賀松之助ゟ キ 仲間談事之上祭日を相定メ可申候事 ○志賀松之助 ○常陸豊次 御神酒代 差シ壱人分 とふふ代 山鳥壱把代

一、壱円拾弐銭一、金拾三銭弐リー、金拾三銭弐リ 一、金五リ五毛ツ、有金壱人ニ付 一、金三銭三リ二毛ツ、そば金利壱人ニ付 一、金弐拾壱銭壱リ弐毛 差シ 金拾六銭九リ メ金七拾九銭 一、金弐拾弐銭四リツ、太鼓金割返シ利壱人ニ付 合金壱円五銭六リ、五人割 有銭弐銭五毛 [史料 1—22] 明治二十三年 [史料1-21] 一、金三拾五銭 一、金四拾四銭 一、金九拾六銭 一、金九銭六リ 明治廿二丑年旧十月丗日ノ当まい志賀喜治郎 記 記 明治二十二年 猪狩亀吉 志賀松之助 志賀喜治郎 志賀久吉 常陸豊治 鹿代 肴代 とふふ代 一、五拾六銭明治廿四年 一、金弐拾銭五人割壱人ニ付弐拾弐銭 明治廿三年十月三拾日調 此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也 右一飯ニ付五合宛時参致へき事 右当前松之助殿ヨリ 六人割壱人ニ付三銭三リ三毛 [史料1-23] 明治廿三寅年旧十月三十日 壱銭八リ五毛 拾弐銭三リ是ハ半差 記 明治二十四年 志賀喜二郎 志賀松之助 常陸初太郎 猪狩田丸 常陸豊次 志賀喜次郎 常陸初太郎 猪狩亀吉 志賀久吉 常陸豊次 志賀松之助 志賀久吉 酒代 一、金弐拾五銭明治廿五年旧十月廿五日掛 明治廿四年旧十一月四日之ヲ決 壱人ニ付弐拾四銭六リ宛 [史料 1—24] 明治二十五年 〆金壱円三拾五銭弐リ 一、四拾弐銭 一、金弐銭六リ 一、壱銭三リ 一、由ヒ々シ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まい 一、山神定日之義ハ一昼夜ニ付、飯米ハ二飯やと持ニ 一、拾四銭 一、〃三拾四銭 、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定致スヘキ事 一、弐拾三銭弐リ とス 相定メ 当前志賀久吉様江相渡し申候也 常陸豊次ヨリ 記 ○常陸豊次 ○猪狩田丸 ○志賀久吉 ○志賀喜次郎 ○志賀松之助 有銭 有銭 酒代 きち代 キジ壱・カモ弐 とふふ代 さかな代

一、金拾銭 一、金七拾銭七厘壱毛 壱人ニ付拾五銭七厘 一、金九拾銭九厘五毛有銭 御祝儀拾八銭 壱人ニ付八銭五リ [史料1-18] 明治十九年 一、金五拾弐銭五リ メ金六拾七銭五リ 一、金八銭 明治十九年度旧十月三十日 明治十八年旧十月廿日 弐拾五銭 八銭 常陸戸右衛門ヨリ当前 志賀久左衛門江相渡シ申候也 記 ○志賀久吉 ○常陸豊治 ○志賀松之助 ○志賀喜次郎 ○常陸初太郎 ○猪狩亀吉 熊吉 とふふ 鴨壱 猪子壱枚 一、金拾銭 一、 金 拾 銭 一、金拾弐銭七毛ツ、当ル売人ニ付 一、金七拾銭四リ六毛 ^{有銭} 一、金七銭四リ 右之有銭六名江配分致候也 壱人ニ付十五銭七リツ、 一、金拾三銭 [史料1—19] 明治二十年 メ金九拾四銭弐リ 一、同弐拾四銭 一、金拾九銭弐リ 一、金九拾五銭 明治十九年旧十月三十日 明治二十年旧十月廿七日 猪狩亀吉様江当前正ニ相渡シ申候也 志賀久吉ゟ 乙次郎 青木喜物太 亀吉 久吉 豊治 松之助 喜治郎 とふふ代六十丁 いわし代 志賀熊吉 豆腐四十八丁 女鹿壱枚 メ金壱円壱銭四リ 右之通り相済シ候也 一、金弐拾六銭四リ [史料 1—20] 一、金七拾五銭 明治廿一年子十月廿八日 明治二十年旧十月廿七日 志賀喜治郎殿江当まい相渡候也 常陸初太郎ヨリ 秋ノ当前相渡シ申候也 猪狩亀吉ヨリ常陸初太郎様江 明治二十一年 常陸豊次 猪狩亀吉 猪狩亀吉 志賀久吉 志賀喜次郎 常陸初太郎 常陸豊治 志賀喜治郎 常陸初太郎 〃 松之助 志賀久吉 志賀松之助 たこ弐・鮭弐 豆腐代・六拾六挺

記	[史料1―15]明治十六年		旧二月当前ハ志賀丹吾様相渡シ申候也	当前志賀熊次郎様宿スクシ	明治十五年十月廿五日	○常陸初太郎	○志賀孫左衛門	○猪狩亀吉	○志賀久左衛門	○常陸戸右衛門	○同 豊造	〇〃 丹吾	○志賀熊次郎		有銭金七拾五銭八リ、又二銭	四拾三銭五毛	一、金三円四拾四銭弐リー、金三円四拾四銭弐リ	一、金五銭 長四郎様	一、金四銭 つち□	割20% 三円五拾三銭弐リ	一、拾三銭弐リトウフ代	一、金壱円弐拾銭 酒代	一、金弐円弐拾銭 鹿代	記	[史料1―1]明治十五年十月
○常陸戸右衛門	○士心賀典豆姓	[史料1―16] 明治十七年		○志賀熊次郎	○常陸初太郎	○志賀孫左衛門	○猪狩亀吉	○志賀久左衛門	○常陸戸右衛門	○同 豊蔵	○志賀丹吾	順廻記	デタ 書い木 名才 おご 目 作 七	志賀豊造兼工钼度シ申奏也	志賀丹吾ゟ	有銭八拾壱銭八リ	五拾五銭弐リ宛		引〆金四円四拾壱銭八リ	一、拾銭 伊左衛門様	一、五銭 長四郎様		一、銭壱〆六百八十文トヲフ代	一、金壱円五拾銭 御神酒	一、金三円 鹿代明治十六未年
○志賀豊蔵	○志賀丹吾	○志賀熊次郎	○常陸初太郎	○志賀孫右衛門	○猪狩亀吉	○志賀久左衛門	○常陸戸右衛門	[史料1―17]明治十八年		常陸戸右衛門江慥二相渡申候	志賀豊造より当前	一、金八拾四銭八厘五毛 有銭 相渡シ	一、金弐拾銭壱厘弐毛	メ金壱円六合銭九リ	一、金弐拾六銭八リ とふ代	一、〃七銭六厘 くろから二疋	一、金壱円弐拾六銭五リ 猪子代二枚		明治十七申年旧十月廿一日	○志賀丹吾	○志賀熊次郎	○常陸初太郎	○志賀孫左衛門	○猪狩亀吉	○志賀久左衛門

一、金三円三拾三銭 鹿代	メ金三拾銭五リ	一、拾弐銭五リ 豊三郎様	一、拾銭 兼松様	一、天保拾枚 長四郎様	『兄幾 1―12] 明治十四年十月	明 汽一 卫星	明台十四年 孫左衛門江慥ニ相渡シ申候也	亀吉ヨリ	丹吾	○久左衞門	○熊次郎	○典豆泩泹	○登ヱ門	○初太郎	○孫左衞門	○亀吉	有銭五拾四銭八リ五毛	記		一、三く六百三十宛	ぎくご 人 大会弐円九拾銭弐リ	一、豆腐代 金十銭七厘	一、酒代 金壱円	一、同壱円三十七銭五リ猪代
○志賀豊蔵	○常陸戸右衛門	○常陸初多郎	○志賀孫左衛門	○志賀久左衛門	○猪狩亀吉	[史料1―13]明治十五年二月	常陸初太郎様へ相渡申候也	志賀孫左衞門ゟ	一、金六拾銭三リ	育 <u>线</u> 巡〉 東山祝儀 孫太郎様金八銭也	明治十四年十月十四日	○同 丹吾	○同 久左衛門	○同 熊二郎	志智豊蔵	○同 戸右衛門	○常陸初太郎	志賀孫左衛門	○猪狩亀吉		一、金五拾六銭ツ、	きんごす メ金四円四拾七銭七リ	一、金拾銭弐リ とふふ	一、金壱円三拾五銭 酒代
		熊次郎様エ相渡シ申候也	津右衛門当前	明治十五年旧二月九日	一、金三円拾弐銭	拾壱銭六リ五毛	一、金 合弐銭 タラフ弋 一、金 壱円三十五銭 神酒代	一、金 弐円五拾銭 猪代	メ金州十五銭	即兄後 記		物メ金八拾五銭	一、同拾銭 原辰吉様	一、同拾銭 野田実造様	同下たや	一、同銭 青木伊重様	茂左衛門様	一、同弐拾銭 松本末吉様	一、同五銭 同 長四郎様	一、同拾銭 常陸豊三郎様	一、金拾銭 猪狩兼松様	^{事記銭} サシ金壱人ニ付三拾九銭也	○志賀丹吾	○志賀熊二郎

一、六銭四リ 豊三郎 一、四銭八リ 長四郎	一、拾銭 松之助	一、拾銭熊吉	一、拾銭孫七	司兄笺○志賀豊蔵	○志賀久左衛門	○常陸豊治	○志賀伊左衛門	○志賀熊次郎	○常陸津右衛門	○猪狩亀吉	志賀孫左衛門	[史料1―9] 明治十三年二月		金三拾壱銭五リ	ラストナ 引メ金弐円五拾壱銭四リ	内四拾五銭七リ引	一、金弐円九拾七銭六リ	一、〃九拾八銭 造酒代壱斗四升	一、〃八銭 とふふ	一、金壱円九拾壱銭六厘 猪代	記		一、四メ百五十三文 戸右衛門ゟ志賀豊蔵へ有銭 旧十月廿二日
メ六十五銭三リ五毛ツ、 引壱人分 一、八銭 豊三郎	一、八銭 長四郎	一、十銭 熊吉	一、十銭 兼松	一、十銭孫七	神紀炎 メ金五円五十銭	一、壱円五十銭 神酒代	壱メ八百七拾五文 猪代まシ	一、四円也猪代	記	[史料1―10] 明治十三年十月		壱メ八百九拾文ツ、	明治十三年二月吉日	志賀久左衛門殿	志賀豊蔵ゟ相渡シ	右之通り相済シ申候也	一、壱〆九百八拾七文ツ、	ぎょけ メ 拾九 メ 九百三十文	一、九銭	一、六拾弐銭五リ 神酒代	一、金壱円弐拾七銭八リ 鹿代		一、四拾四銭五リ也 ^{有銭} メ四拾壱銭弐リ
一、金壱円	メ金五拾八銭	一、同八銭 長四郎様	一、同十銭 六之丞様	一、同十銭 元次様	一、同拾銭 豊三郎様	一、金拾銭 孫七様	一、金十銭 豊造様	即兄幾 1—1] 明治十四年二月		明治十三年辰ノ十月廿六日	亀吉殿	久左衛門ゟ	*	○亀吉	○久左衛門	○豊蔵	○戸右衛門	○初太郎	○孫左衛門	○熊二郎	〇丹吾	順廻	一、五十壱銭五リ五毛

鹿代

一、三拾六銭四リ三毛 有銭	拾銭五リ宛	引く金八拾四銭	〆九拾六銭三リ、内拾弐銭四リ祝儀ヲ引	一、四拾銭 神酒代	一、〃拾銭 左右衛門祝儀	一、九銭三リ とふふ代	一、〃三銭 〇肴代	一、金弐拾八銭 雉子代	諸掛	[史料1―6]明治十一年十月		常陸初太郎 印	秋迄借文 印	志賀熊次郎ゟ	三拾三銭九厘六毛	□(人左衛門)	○戸右衛門	○典豆光厄	○丹吾	○熊次郎	○初太良	○孫左衞門	○亀吉	順廻
常陸戸右衛門殿	志賀丹吾ゟ相渡シ	一、三拾九銭八リ三毛	『浅 八百九十四文宛	能士	福次郎様	長内様	一、御祝義壱メ五百四拾文 長四郎御隠居	一、〆拾四貫八百文也	一、九百文とふふ	一、六貫文 神酒代	一、七〆弐百文 鹿代	[史料1―7]明治十二年二月		旧十月廿八日 宿熊二郎	右之通り御決候也	合八名也	○久左衛門	○登右衛門	○豊豆造	○丹吾	○熊二郎	○津右衛門	○孫左衞門	○亀吉
○豊造	○久左衛門	○戸右衛門	○丹吾	○熊二郎	○初多郎	○孫左衛門	○亀吉	メ金四拾五銭七リ	一、四銭五リ長四郎	一、六銭四リ 松之介	一、拾銭 孫七	一、拾弐銭八リ豊三郎	一、拾弐銭 熊吉	[史料1―8]明治十二年十月		壱番屋敷志賀丹吾宿	明次拾弐年旧二月十日	久左衛門	戸右衛門	丹吾	熊次郎	初太郎	孫左衛門	亀吉

一、弐メ八百三拾文一、弐メ八百三拾文	一、弐メ九百丘文有銭	きメ百拾七文 き人三付 え金壱円拾七銭六厘	一、四貫文 酒価	一、九百六拾文とうふ	一、壱〆百文 鹿肉	[史料1—3] 明治九年		スンダゾー	右之通リ実正ニ相済申候、已上	メ猪狩亀吉	○志賀久左衛門	○志賀伊左衛門	○常陸戸右衛門	○志賀豊蔵	○志賀孫左衛門	○常陸豊三郎	○志賀熊次郎		亥十月旧廿六日	猪狩亀吉	志賀久左衛門ゟ相渡シ引受	右之通リ正ニ受取申候也	一、弐メ六百八拾文	『・ 一、 壱メ五百四拾五文 一、 壱メ五百四拾五文
一、三貫百三拾五文 一、三貫百三拾五文	明欠十年日十月廿六日	壱メ六百六十文宛を人ニ付書の大名三貫三百弐十文	別御祝儀壱メ三百六十文	皆〆拾四貫六百八十文也	一、弐貫八百文 酒代	一、豆腐代 八百九拾文	一、鹿代拾壱貫文也	覚	[史料1―4] 明治十年		右之通リ正ニ相渡申候、御賀	志賀孫左衞門引受	猪狩亀吉ゟ	九年拾月廿七日	拾壱銭壱厘七毛宛	多人二付	○久左衛門	○登右衛門	○豊造	○丹吾	○熊二郎	○初太郎	○孫左衛門	○亀吉
明治十一年旧ノ二月拾四日	有幾三合四幾九厘六毛	拾七銭三厘弐毛一、壱円三拾八銭五厘	引メ 一、拾五銭 隠居様御祝	一、〆壱円五拾三銭五厘	一、四銭 売着たうふ代	一、三拾銭	一、八銭	一、壱円拾弐銭五厘 猪代	記	[史料1―5]明治十一年二月		常陸初太郎殿	志賀孫左衛門ゟ	右之通リ正ニ相渡シ申候也	三貫百三拾五文	○久左衛門	○戸右衛門	○豊荘蔵	○丹吾	○熊次郎	○初太郎	○孫左衛門	○亀吉	順廻

凡例

〔1〕ここに翻刻するのは、 年から、 には、 硘 冊の資料、すべてを翻刻した。 六十三(一九八八)年までを翻刻した。 での記録が現存する。ここでは昭和 て綴じられている。 礼の儀礼文書 後者は、 小田代集落に残された山之神講文書 (横帳 順廻 張」 帳」 一冊)と、 毎年の であり、 「順廻帳」に綴じ込まれた五 平成十七(二〇〇五)年ま の一部である。 山 (横帳五冊 明治七(一八七四 小田代集落の臨時 0) 神祭祀の儀 前者が本来の「順 福島県川内村 が 一 順 战礼文書 廻 括し 帳

の祭祀記録ごとに枝番号をつけた。ち、本来の「順廻帳」のおうに、一回のように、一回しては、「史料1―1」のように、一回のように通し番号をつけた。このう

- (3) 文書番号は、表2に対応している。
- (4) 漢字は常用漢字を使用した。
- 詞の「者」「江」「而」などは残した。 (5)変体仮名は仮名にあらためたが、助
- (6) 適宜読点「、」と中黒「・」を補った。

ては、句点「。」も使用した。また、長文にわたる記載事項につい

(7)判読できる場合には()で ない場合には、[]とした。内 ない場合には、[]とした。内

内に注記した。(8)明らかな誤字は、正しい字を()

9 た。 現しなかった。 瑣になるため、 かわる修正を反映すると、 されている。こうした費用 0 を記載する必要があったため、 ある場合には、 た。抹消後に書き加えられ 抹消箇所には、 メモや数字の誤記 ただし、「順廻帳 それらについては 抹消線の 抹消線 の修正が多くな には、 直 却って煩 費用 負 後に示し た文字が 紅担に を 計算 負担 付し

(10) 改行は再現しなかった。

[史料1—1] 明治七年

一、拾壱〆文 鹿代 一、三〆弐百文 酒代

を人ニヤー、三メ四百拾文一、三メ四百拾文内御祝儀

常陸戸右衛門ゟ相渡シ

戌十月廿一日

志賀久左衛門様

常陸豊三郎

志賀熊治郎

志賀孫左衛門

志賀豊蔵

志賀久左衛門 常陸戸右衛門

猪狩亀吉

[史料1―2]明治八年

右之通リ正ニ相渡シ申候、

以上

鳥越皓之編、二〇一八、『原発災害と地元コミュニティ―福島県川内村奮闘記』

日本の食生活全集宮城編集委員会編、一九九〇、『日本の食生活全集4 宮城の食事』農山漁村文化協会 聞き書

藤川賢、二○一八、「福島原発事故における避難指示解除後の課題 水谷類、二〇一七、「祭りのはじまり 葉史学』(七一) 域の地域再生に向けて」『明治学院大学社会学部付属研究所研究所年報』 (四八) 村の歴史―オビシャ文書の発見と課題」『千 -あぶくま地

水谷類・渡部圭一編、二〇一八、『オビシャ文書の世界―関東の村の祭りと記録』

山本明、一九八八、「小田代の山神講」川内村史編纂委員会編『川内村史 山口弥一郎、一九三八、「阿武隈山地における縁故下戻の公有林に依存する山村 の経済地理―福島県双葉郡川内村 卷民俗篇』川内村 (其二)」『地學雜誌』

付記

本研究はJSPS科研費JP17H0238、 J P 1 7 K T 0

063の助成を受けたものです。

謝辞

り感謝申し上げます。 城大学)・庄子諒氏(一橋大学大学院)のお手を煩わせた。心よ 田裕樹氏にご協力を賜った。また資料撮映では、 本稿作成にあたっては、久保田幸男区長・志賀喜代登氏・久保 加藤秀雄氏

なお本稿のベースは民俗学調査入門の講義を通じて作成した。

コロナ禍のため、川内村での現地調査を楽しみにしていた履修者 申し訳ない思いである。履修者のみなさんには、 お詫びと

には、

謝意を表したい。

(25)

く要因となっていたのであった。

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

な影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆ

注

- 越編[二〇一八]、藤川[二〇一八]など。果として以下のものがある。田中[二〇一六、二〇一七、二〇一九]、鳥果の一口村の震災対応、その後の復興のプロセスについて論じた代表的な成
- (2) 厳密には、ヤシキ=班とはいえない事例もある。というのも班には、新
- (3) 小牛田山神社については、鈴木 [一九八三] を参照のこと。
- (4) 本史料は題箋を欠き、原題は不明である。『光山院代々略記』という後年の記載があるが、これは原題とは異なると考えられる。というのも、本中料の内容は、光山院のみの由緒を記したものではない。むしろ下川内内村寺社由緒記』とした。成立も現時点では不明であるが、明治期と思われる。これらの点は、今後、義隣に関する研究が進むなかで解明されわれる。これらの点は、今後、義隣に関する研究が進むなかで解明され
- 有銭共志賀主殿へ」とある。 明治四十一年の記録には、「当前目出度相渡シ申候、志賀久三ヨリ順廻帳・(5) この記録が「順廻帳」と呼ばれたことは記載から確認できる。たとえば

文集』(二九

- (6) その際の成果は、金子編 [二〇二〇] として公表した。
- とも少なくなかった。こうした移住の様子を描いたものとして、[佐藤ほ(7) かつて炭焼の村として、著名であった川内村は、外部から定着する人び

か、一九四九][鈴木、一九六五][山口、一九三八]などがある。

重要な儀礼であったと考えている。詳細については別稿を期したい。山追いについて、筆者は単なる狩猟行事ではなく、山の神祭祀における

8

引用文献

本民俗文化大系第六巻 漂泊と定住』小学館 岩本由輝、一九八四、「移住と開発の歴史― ゛ムラ゛の形成と変貌」網野善彦編『日

務大学校論叢』(一二) 一の動性幾、一九七八、「税務職員の殉難小史―酒類密造等の沿革と併せて」『税

川内村史編纂委員会編、一九八八、『川内村史 第3巻民俗篇』川内村原発災害』跡見学園女子大学地域文化研究会

一九九二、『川内村史 第1巻通史篇』川内村

櫻井治男、一九九二、『蘇るムラの神々』大明堂

佐藤義弥ほか、一九四九、『林業調査実態報告(福島県双葉郡川内村製炭業調査)』

の研究 第7巻民俗・方言・建築史扁』清文堂出版 鈴木岩弓、一九八三、「小牛田山神社における現世利益信仰」渡辺信夫編『宮

鈴木貞夫、一九六五、「川内村高田島における土地利用と器業の変遷」『福島地

理論集』(八

選択困難性の背景―福島県川内村荻・貝の坂地区の事例」『地域安全学会論田中正人、二〇一六、「原発被災地における居住者の避難プロセスと 帰還/移住

背景―福島県双葉郡川内村の事例」『地域安全学会論文集』(三一)―――、二〇一七、「原発被災地における居住者の帰還プロセスの実態とその

県双葉郡川内村旧避難指示区域の事例」『地域安全学会論文集』(三五)──、二○一九、「原発被災地における居住者の帰還実態とその論点─福島

能性がある。 軒が離脱していった。 も行なわれていた。 われてい 酒を自家醸造する慣行があった。またイノシシ・シカが祭祀に使 ならず、二月祭祀の実施というかたちでもあらわれた。ただし、 二日二夜と増加していった。 拡大が行なわれようとしてい 二月祭祀は定着することはなかった。)明治中期には、 た。 山から鳥獣を狩ってくる山追い行事は、この時期に 一方で、 祭日は旧十月末日を基本としており、 祭祀をめぐって、 全戸加入であった山之神講から、 た。 しかも祭日の拡大は、 祭日は一日一夜から、二日一夜、 祭祀にあっては、 何らかの対立が生じた可 秋の祭祀のみ 当番が濁 祭日の 数

たこと、また明治後期の不作が影響したものと考えられる。食する米の負担を負っており、祭日の拡大による負担が自覚されれず、祭日は一昼夜に限定された。これには当番が講員たちの共基本としていた。ただし、前期にみられた祭日の拡大傾向は見ら②明治後期から大正期にかけては、祭日はやはり旧十月末日を②明治後期から大正期にかけては、祭日はやはり旧十月末日を

ですむ」 ドリ・キジ・ウサギに変化した。明治後期までは、 事も継続されていたが、 また当番が醸造していた濁酒は、 それは講員の減少という困難な状況への対応とみて良いだ 最小の五軒にまで減少した。 「共同体が十全に機能しているときには、 [岩本、 清酒の購入へと切り替わった。 九八四、四一二] 祭祀の場で用いられた野生動物がイヤマ からである。 この時期に祭祀規約が確立し 自家醸造が政策的に禁止され さらに、 規制など不文律 講員の減少が 山追い 行

十二年には、山祇神社の社地が移転された。
中二年には、山祇神社の社地が移転された。
時入された物品をみると、魚や菓子などこれまであまりみれる。購入された物品をみると、魚や菓子などこれまであまりみれる。購入された物品をみると、魚や菓子などこれまであまりみにいった。新宅の加入など講員数は上昇し、移住者の加入もみらていった。新宅の加入など講員数は上昇し、移住者の加入もみら

ŋ 的も信心から親睦へと変化したものと考えられる。 費用は、 を特徴づけていた山追い行事が、銃規制の強化の影響も受け、 之神講は、 たため、 祭日の流動性がなくなったことは、 止されるに至る。また山の鳥獣を祭祀の場で用いることはなくな ④それ以降の時期になると、祭日は旧十月十七日に固定され むしろ、 経費の半額を占める程度にまで拡大してい 当番都合により祭日を変更できる規約が設けられた。 かつてのような集落全戸加入に戻ったが、 鶏肉や豚肉が購入されるようになる。 当番にとって不都合が多か また魚の購入 一方で祭祀 講 0 İ 中 Ш

に、統合が可能になる程度に、山 て山之神講は、 失われ、 ば、「順廻帳」の記載は、 神祭祀が、 たのである 以上、 明治初期からの山之神講の変化は、 祭祀内容が一般化する過程を明らかにしてくれ 徐々に失われていったことを示している。 天王講と統合されることになるが、 山の神への祭祀から地域 の神祭祀の独自性は失われてい 地域性に富 性 それまでの 言 固 . る。 んだ山 い換えれ |有性 P

こうした祭祀内容の一般化には、もちろん講員である小田代集

)昭和三十年までの期間には、

祭日が旧十月十七日へと移行し

表 8: 御神幸の内容比較

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	大正八年祭	昭和十五年祭	昭和四十三年祭
臨時祭礼の目的	神饌幣帛料供進指定記念	紀元二千六百年記念	明治百年記念
来賓	田中得太郎双葉郡長	記載なし	記載なし
御神幸ルート	諏訪神社→坂シ内→田沢→荒 宿→原→東山→小田代→西山 →堂小屋→宮渡→諏訪神社	諏訪神社→坂シ内→荒宿→東 山→小田代→西山→堂小屋→ 宮渡→諏訪神社	諏訪神社→宮ノ下→堂小屋→ 西山→東山→熊越→毛戸→五 枚沢→諏訪神社
御仮屋	①坂シ内 ②荒宿・元学校(小学校跡) ③東山・姥神社 ④小田代・稲荷神社 ⑤西山・八幡神社 ⑥堂小屋・馬橋ノ座元 ⑦宮渡・座元	①荒宿·佐久間長造氏庭 ②東山·姥神社 ③小田代·稲荷神社 ④西山·八幡神社 ⑤堂小屋·馬橋広場	①宮ノ下・せり場 ②西山・渡辺一氏庭 ③東山・七区公民館 ④熊越・福田哲之助氏宅 ⑤毛戸分校 ⑥五枚沢県道筋
日程	2 日	1 日	1 日

「順廻帳」をもとに筆者作成

間モ掛リ

テ、

志賀ノ ハ三日

道掃除

0

十 五 は、

年

-祭の場

合

稲 氏神稲荷社ニ御仮屋 荷社マテ盛沙ヲ致 門、久蔵氏 平梨ヨリ ン 門、 熊吉

ように、 集落内を清浄に保 あった。 祭礼にあたっての 二つの臨時祭礼 渡御はなかった。 小田代集落への神輿 ず」とあるように、 が大きなもの 大正・昭和前期の 細心の注意 いず れ は Ŕ で 負

が 払わ れた。 大正

> ライ、 シ、 砂ヲ蒔キ浄メ」る対応がなされていた。 というのは、 心地能クアリマシタ」とある。 青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張リ、糸立等ヲ廻シタル 注連縄ヲ廻シ、紙ヲ挟ミ、 早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、新宅入口ヨリハ両側ニ竹ヲ立テ 屋 男ハ道掃除・御仮屋等ノ準備等、 敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、 偽らざる感想であろう。 盛砂ヲシ、 縄ヲ張リ、 「小屋敷ナルタメ、女中ハ糯コシ 昭和十五年祭でも、 不浄ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ 実ニ多忙デアリマシタ 紙ヲハサミ、 不浄ニハ 実二

は時間

の関係上行か

田代・宇津川方面 くこと、した為、 のなかつた八区に行

小

幸は今迄一度も渡行

として、

今日の

御

神

礼は、小田代集落として、いわばフォーマルに対応した経験であ 対応をする機会が設けられていったことがわかる。 ら の直接の舞台になったわけではなかった。だが、これらの臨時 の記録が綴じ込まれることになったと思われる。 このように大正期から、 それゆえに、集落全戸の担う山 外部世界の祝賀のために、 之神講の 「順廻帳 山の神は、 集落として そ

結語 祭祀の 般化

六

あった。 神へ 本稿 本稿の分析から明らかになった、 0) 0 目 祭祀がどのように変遷していったかを検討することに 一的は、 小田代集落に残された 祭祀の変化をつぎの 「順廻帳」 を通じて、 兀 つ 0) 山

期に分けて整理してみる。 和 八九〇年頃)まで、 三十年頃まで、④それ以降である。 ②明治後期から大正期、 それはすなわち、 ①明治中 ③昭和前期 期 から昭 (概 ね 時

(三) 外的世界とかかわる臨時祭礼

小さな集落にも影響したことを示しており興味深い。直接的にかかわるものではない。けれども、全体社会の動向が、を各集落へと渡御した事例である。これらの事例は、山之神講とる。すなわち、川内村あげての祝典に際して、諏訪神社から神輿三つの臨時祭礼は、郷社諏訪神社から御神幸があった記録であ

上げられている

りや郡長の参加が明 八日祭典トシ」と記されている。 タリ。然ルニ郡長田中得太郎殿臨祭都合ニ依リ一日延テ、 幸があったことは確かであるが、その目的は明確に記され このうち、 「大正八年閏七月廿八日御祭典執行、 最も古い大正八年の祭礼は、 示されてい . る。 傍点を付した通り、 同日御神幸廿七日定祭 郷社諏訪神社から御神 祭典の 即チ廿 れていな É 取

がある。
諏訪神社については、『川内村郷土誌』に、つぎのような記載

一、宝物

中略

大正八年九月双葉郡長田中得太郎奉納幣一本 長三尺巾一寸八分厚八分 白木製

、神饌幣帛料供進指定

一九八五、二一八] 大正八年九月十六日福島県ヨリ指定[川内村史編纂室編、

大正八年の臨時祭礼は、閏七月二十八日に執り行なわれており、

また臨席した田中得太郎双葉郡長の奉納した御幣が、宝物に数え日に、諏訪神社は神饌幣帛料供進社の指定を受けたことがわかる。これは新暦九月二十二日にあたる。この一週間ほど前の九月十六

には、 やはり供進社指定にかかわるものであろう。 磐前県ヨリ山楢葉六ヶ村郷社ニ被定」[同、二一七] とあるため かかわるという。しかし、『川内村郷土誌』には 念トシテ鳥居新築、後年参考の為め筆記ス」とあり、 小田代稲荷神社へ廿九日午前十時着、 の記念祭と判断して良いだろう。 これらの事実から大正八年の臨時祭礼は、 「大正八年旧閏七月廿八日、 ただ、「 郷社御位二付諏訪神社御神 午後壱時目出度御帰社、 順廻帳」 神饌幣帛料 「明治六年三月 0) 同 郷社指定に 年の記 供進指定 幸

る計画であったため、車も利用し各所を回った。「神社側の方針四十三年祭は、これまで渡御したことのなかった、八区を渡御す所に御仮屋を立て、休息をとりながら実施された。対して、昭和所に御仮屋を立て、休息をとりながら実施された。対して、昭和三つの臨時祭礼における御神幸を比較すると、表8の通りとな三つの臨時祭礼における御神幸を比較すると、表8の通りとな

大型の無数						100	<i>/</i> ·	ЩЩ	V - C :	IIII 人.	た鳥	元 人								
## 1		大型	型の!	鳥類		小動	物						小	型の	鳥類	į				
## 1		ヤ	キ	タ	ウ	リ木	バ	イ	カ	ス	ハ	ツチ		3	キ	シ	フ	ヒ	ア	小
明治 27年 1894	年*1	マ			-11-			₂₇	4	ブ		ガヨ		3			ク		+	
明治 27 年 1894 1896 1												/								١.
明治29年 1895 2 1896 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		リリ	ジ	カ	ギ	スミ	IJ	チ	ス	メ	1	ミマ	モ	ク	キ	ギ	ウ	リ	ジ	鳥
明治 29 年 1896	明治 27 年 1894																			
明治32年 1899 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	明治 28 年 1895	2																		
明治32年 1899 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	明治 29 年 1896	1																		
明治 32 年 1899 2 2		1																		
勝治 34 年 1900		+																		
明治 35 年 1902 3 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		+-			_															_
勝治 35 年 1902 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		-			6															_
明治 36 年 1903 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		3																		
明治・37年 1904 1905 1905 1916	明治 35 年 1902	2																		
明治 38 年 1905 1 1 1 1 1 1 1 1 1	明治 36 年 1903	5											1							
明治 38 年 1905 1 1 1 1 1 1 1 1 1	明治 37 年 1904				1															
明治・9時・99時・99時・99時・99時・99時・99時・99時・99時・99時					1															
明治41年 1907 1 1 3 3 3 4 3 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		12			_									1					1	
明治41年 1908		+			2		2							1					1	
明治42年 1909 1		+ 1	-				3													_
明治44年 1910		+	1	_													<u> </u>			_
明治44年 1911																				
大正 2 年 1913 1		1			1				1					1						
大正 3 年 1914 1915 2 1 2 1 1 1 2 1 1 1					2				2			1						1		
大正 3 年 1914 1915 2 1 2 1 1 1 2 1 1 1	大正 2 年 1913	T			3															
大正 4年 1915 1916 1917 1918 1916 1917 1918 1		1																		
大正 5 年 1916		+																		
大正 6 年 1917		+																	_	
大正 7年 1918 1 日本 日本 <t< td=""><td></td><td>+-</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		+-			1															
大正 8年 1919 1 1		+-																		_
大正 9年 1920 日本 1921 日本 1921 日本 1921 日本 1921 日本 1921 日本 1921 日本 1922 日本 1923 日本 1923 日本 1923 日本 1924 日本 1925 日本 1924 日本 1925 日本 1924 日本 1925 日本 1925 日本 1926 日本 1927 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1928 日本 1929		1				1						1								
大正 10年 1921 以下 10年 1922 以下 11年 1922 以下 11年 1922 以下 11年 1923 以下 11年 1923 以下 11年 1923 以下 11年 1924 以下 11年 1925 以下 11年 1926 以下 11年 1927 以下 11年 1926 以下 11年 1927 以下 11年 1928 以下 11年 1928 以下 11年 1929 以下 11年 1931 以下 11年 1932 以下 11年 1932 以下 11年 1933 以下 11年 1935		1			1															
大正 11年 1922 日本 1923 1 1 日本 1928 1 日本 1928 1 日本 1928 1 日本 1928 1 日本 1925 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1931 日本 1931 日本 1932 日本 1						1														
大正 12 年 1923 1 日本 1924 日本 1924 日本 1925 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1931 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1934 日本 1934 <t< td=""><td>大正 10 年 1921</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></t<>	大正 10 年 1921																			4
大正 12 年 1923 1 日本 1924 日本 1924 日本 1925 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1931 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1934 日本 1934 <t< td=""><td>大正 11 年 1922</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	大正 11 年 1922				1															
大正 13 年 1924 日本 1925 日本 1925 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 11 日本 128 日本 129 日本 128 日本 128 日本 129 日本 128		1							1			1								
大正 14 年 1925 日本 1926 日本 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1931 日本 1931 日本 1931 日本 1931 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1933 日本 1934 日本 1934 日本 11 日本 1934 日本 11 日本 1934 日本 1933 日本 1934 日本 1934 日本 1933 日本 1934		÷							-			-								1
大正 15年 1926 日本 1927 日本 1927 日本 1927 日本 1928 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1929 日本 1931 日本 1931 日本 1932 日本 1931 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1932 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1933 日本 1934 日本 1933 日本 1934 日本 11 日本 1934 日本 11 日本 1934 日本 12 日本 1934 日本 12 日本 1935 日本 12		\vdash																		1
昭和 2 年 1927 1928 1928 1928 1928 1929 1924 1929 1934 1932 1934 1934 1935		+													_					
昭和3年 1928		-													I					_
昭和 4 年 1929									1											
昭和 6年 1931 1 1						1														
昭和7年 1932 1	昭和4年 1929																			3
昭和8年 1933 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	昭和6年 1931	1																		1
昭和8年 1933 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日																				2
昭和9年 1934 1 1 1 8 8 8 2 33 4 3 1 14 12 5 5 5 3 3 2 2 1 1 1 1 1 8 4 4 8 8 2 33 4 3 1 14 12 5 5 5 3 3 3 2 1 1 1 1 1 1 4 4 8 8 8 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		1																		Ť
昭和 10 年 1935 1		1	1																	1
昭和 11 年 1936 2		_	1																	
昭和 13 年 1938 2		+	_																	
昭和 16 年 1941 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		+																		4
昭和 17年 1942 1		2												1			1			
昭和 18 年 1943 1	昭和 16 年 1941	1	1				L		L		L				L	L		L		L
昭和 19 年 1944 1	昭和 17 年 1942	1			1				1		2									
昭和 19 年 1944 1	昭和 18年 1943	1									1									
昭和 20 年 1945 1		1																		
昭和 21 年 1946 2 1		Ť						1	4						1	1				
昭和 22 年 1947 1		1				1		1	7						1	1				
昭和 23 年 1948 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1		+			-	1			-	1.0										
昭和 24 年 1949 2 日本 1		 1	-					_		12			1				_			_
昭和 26 年 1951				1	2	1			_		1	1								
昭和 27 年 1952 1 0 0 0 1 0	昭和 24 年 1949	2							1											
昭和 28 年 1953 3 1 8 1 2 3	昭和 26 年 1951	1	2			1														
昭和 28 年 1953 3 1 8 1 2 3	昭和 27 年 1952		1										1							
昭和 29 年 1954 1 8 2 33 4 3 1 14 12 5 5 3 3 2 1 1 1 1 23		3	-																	
計 43 8 2 33 4 3 1 14 12 5 5 3 3 2 1 1 1 1 23		Ť	_								1									
		13	-	2	33	4	3	1	14	12		5	3	3	2	1	1	1	1	22
								_												_

^{*&}lt;sup>1</sup>: 1898 年、1912 年、1930 年、1937 年、1939 年、1940 年は山追いの記載がない。1950 年は中止となった。 「順廻帳」をもとに筆者作成

五、臨時祭礼の記録と姿

一)「順廻帳」に綴じられた史料

してゆくことにしたい。年の記録については、八雲神社の「人名帳」と合わせ、今後分析時代が下るにしたがって、その内容は豊富化する。このような毎「順廻帳」には、その年に起きた出来事が記録されていった。

廻帳」の最後に綴じられている。年、昭和四十三年と、五度の臨時祭礼の記録である。これらは「順残されている。大正八年、昭和十二年、昭和十五年、昭和三十九近つは、こうした地域の記録が、「順廻帳」には、もうひとつ

(=外的世界とかかわる臨時祭礼)である。祭礼)と、川内村や全体社会にとっての行事に合わせた臨時祭礼わち、小田代という集落にとっての臨時祭礼(=内的世界の臨時記録された臨時祭礼は、大きく二つに分類できる。それはすな

年祭が該当する。それぞれ順を追って検討しよう。記念祭、昭和十五年の紀元二千六百年祭、昭和四十三年の明治百の遷宮祭が該当する。後者には、大正八年の神饌幣帛料供進指定前者は、昭和十二年の山津見神社移転祭、および昭和三十九年

一) 内的世界の臨時祭礼

の移転を伴うものであった。移転の理由は、境内地に危険がある二つの内的世界の臨時祭礼のうち、昭和十二年の祭礼は、神社

時頃迄大宴会アリ」。 餅ヲシ、盛大ナル遷宮式ヲ挙行後、 聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老者等ヲ招キ、 に行なわれた。「旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙行シ、 先は、「調査ノ上、金比羅神社々宅ニ御移シスル事」としたという。 山神尊ヲ他ニ御移シスル事ヲ小田代氏子一決シ」たとある。 風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家ニモ及ス恐レアル為メ、 社ノ境内、 ために実施された。「昭和十二年七月ニ至リ、小田代大山 このように、 松樅等数年前ヨリ枯レ、石段ハ其形ナク崩レ、 神社の移転を伴うものであったので、祭礼も盛大 区長志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九 女衆ノ手伝ニテ撒 神職ヲ招 之ガ暴 [津見神 移転

を防ぐため、 搬出に当り、 傷せしため、これが修理に右赤松を売却すべく、 内の松立木二本を損傷し、 社殿が損傷し、修復が行なわれたことによる。 昭和三十九年の臨時祭礼は、 三方をトタン張となしたり」。 屋曲りをスジカイを入足して直し、 ついで雨屋の柱二本、 落雷により金刀比羅社と山 「落雷のため、 周囲 氏子総出で伐採 及びツカ等を裂 の雨すぶき 社 境 0

出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に散会せり」。遷宮せり。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人達も総た。「たまたま山ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し、山の神の祭祀と、二つの神社の遷宮とを合わせて盛大に行なっ

はなく、集落をあげて祭礼が執り行なわれた。礼であり、通常のように、男性の講員だけが祭祀を担うかたちでこのように二つの臨時祭礼は、神社の移転や修復に伴う臨時祭

の時期までは、当番が濁酒を用意する慣行があったようであるが、 るなかから、 る。 ことが明記された 至った。また昭和末期になると、 和に入ると、 政策的動向とも関係しながら、 明治中期の祭日拡大の要求と、当番の負担とのバランスをみ 祭日は「一昼夜」に限るものと定まった。また、こ 宿の負担軽減が模索され、 清酒の購入に切り替えられた。 当番の都合で祭日を変更できる 隣家の補助を規定するに 昭

\equiv 山追い行車

きたりであり、 員で山へ入って、 九八八」という。 第四の 変化は、 そ 雉、 山追いである。 れを肴に料理して酒を飲んだ」[山 山鳥、兎など、見つけ次第狩って来る」し 山追いとは、「講日が来ると全 本、

山 に書き込まれるようになったというものである。 追いに関する規約ではなく、 追いに関する記事が書き込まれるようになる。 明治三十四(一九〇一) 年規約を初出として、 その年の、 山追い の成果が規約の欄 この記述は、 規定のなかに、 山

規約

祭典ハ二日二夜ニ限リ、 連中ニテ二日山追致シ、 山神連中ニテ差合等有之候節ハ、 山鳥三羽狩猟アリ 飯米者四 談事之上祭日ヲ定ヘキ事 [度宿持トス

あ えて規約に山追い の成果が書き込まれたのは、 おそらくは

> 立して記載されるようになっていった。 の神祭祀における山追い行事の重要性を示すのであろう。 山追いの成果は、 規約欄ではなく、 その年の出来事として独

て、

山

年に、 捕獲していたことが明らかとなる。 7のようになる。 が記されており、この時まで実施されていたことが確認できる。 れている。 年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合セスル」と中止が宣言さ されていったが、 このように毎年の成果が記されており、それらを整理すると表 山追いについては、この規約に先だつ、明治二十七 初めて山追いの記事があらわれた。その後も継続的に記録 翌三十年には、 かつては祭祀に合わせて、 昭和二十九(一九五四)年規約において、 前年の申合せに従い実際に中止した旨 山から多様な鳥獣を (一八九 兀

二十七年には旧来の慣行をやめて、その代りに経費を出し合して 代はキジやヤマドリが購入されていた。だが、 豚肉などを買って来て食べるようになった」[山本、一九八八]。 獣類が減少して来て、…免許もやかましくなって来たので、 に加ったり、川で魚とりをしたりした。…しかし戦後になると鳥 て、ほとんど全員が鉄砲を持って出かけた。そのほかの者は勢子 えていったという。「〔かつては〕地区に狩猟免許をとった者 て魚に置き換えられていった。 人でもいれば、それでよかった時代だったので、タマを分けあ この山追いという行事も、政策的動向の影響を受けながら、 「入物品でみたように、山追いが失われたあとも、 豚肉や鶏肉、 昭和三十年 消

食事を宿が負担すると形が定まっていった。 いずれにせよ、 飯米者壱度宿持とす」とあり、四回の負担を一度に限定している。 記されており、負担の大きさが自覚されたのかもしれない。 通リ壱日一夜限リ」と定められた。 明治三十八(一九〇五) 明治四十年以降、 年規約には、 日一夜が祭日であり、 前年が不作、 「本年は不作ニ付、 前々年が半作と 二度の たと

が酒を造ったことを意味しているとみて良さそうである。 其年の米相場ヲ以定むべき事」という規定があった。これ 先に示した明治二十九(一八九六)年規約に、「一、御神酒代ハ 第二に、宿の負担と関連するが、御神酒も大きく変化してい は る。 宿

れる。 の記述である。 ある。じつは、 かをあらかじめ定めておく必要があった。 精算が容易であるが、 に負担するという意味であろう。 を造り用意した場合には、それにかかった米代を、 濁酒之節者、 というのも、 其年の米相場にて御勘定可仕候」とある。 この明治三十二年規約が、 明治三十二(一八九九) これ以降は、 造酒の場合は、 清酒を購入する形に変化したとみら 清酒を購入した場合は、 経費をどのように精算する 年規約には、「一、 それに対応する規定で 宿の造酒に関する最後 米相場をもと 宿が濁酒 経費の 酒代

少なかったとはいえ、 本の食生活全集宮城編集委員会編、 ができない政策的動向がある。 1家醸 さらに自 鑑造の 濁酒 から、 家醸造の全面禁止が実施されたことである 東北地方では、 清酒 の購入へ それは、 の変化に関し、 自家醸造に対する厳しい 九九〇]。 同年に自家用酒税法が廃 福島県は比較 見逃すこと \Box 摘 的

> られる。 政策的動向を受け、 六万六九四件が摘発されている [内薗 が行なわ れた。 大正七 (一九一八) 当番が酒を造る慣習も失われていったと考え 年までの二十年 九七八」。このような -間に、

発

意味するか定かではないが、 祭日ノ世話 昭和二十九(一九五四) ニ定ム」とあり、 和五(一九三〇)年には、「本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコ 定ではないか 第三に、祭祀主体となる当番の負担軽 ハ宿 ノ後光ニテスルコト」とあるが、「後光」が 当番の両隣家が手伝うことが規定されている。 年・三十(一九五五)年規約には、 おそらくは、 減が模索されてゆ 当番の補助をうたう規 र् ?何を 昭

増 旧十月十七日の当日ではなく、近い日取りが設定されるケースが 規定を設けることになったのであろう。 しろ戦後になってから、 されている。このことは、さきに表るに示しておいたように、 を変えるという規定であったが、当番の都合に合わせる形に変更 曜日とする」とある。それ以前は講員に忌服がある場合は、 十七日前の日曜日を祭日日と決定し、 索されている。昭和六十 た事実に対応している。祭日が固定化されたために不都合が生じ、 こうした補助に加えて、 加している。 祭日が旧十月十七日に固定化されてい (一九八五) 年規約では、「 祭日も当番の負担を軽減する方向 宿に都合ある場合は後日日 実際、 この規定以降は .が模

このように第一から第三の変化は 宿 が祭祀を担うトウヤ祭祀であることを反映したものであ 、山之神講が当番となる家

前

る。 規約の形式が整うのは、明治二十九(一八九六)年の規約であ翌年になると、米は宿が負担すべきものとして改められている。共食する米を各家が持参すべきことを定めた規則である。だが、

山之神規約之儀者、左之通リ定メ候事

一、神社祭日者二日二夜ニ限リ候事

、飯米ハ四度家宿持トス

、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事

右之通り相定メ候也一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を定むべし

四条)から構成されている。担に関する規定(第二条・第三条)、そして、忌服に関する規定(第二のように、山之神講規約は、祭日の規定(第一条)、費用負

四十六(一九七一)年の規約は、つぎの通りである。 これらの内容は、以降もほぼ変わることなく、たとえば、昭和

規約

、祭典は一日とし、飯米は弐度宿持とす

祭典日を決することを得一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざること

以上

ことがわかる。第三条)、忌服に関する規定(第二条・第三条)から成っているやはり祭日の規定(第二条)、費用負担に関する規定(第一条・順序が入れ替わったり、条文が組み合わせられたりしているが、

一) 規約内容の変化

らを順に整理してゆこう。 この祭祀規約から読み取ることのできる変化が四つある。それ

者二日二夜」と増加してゆく。
一ト夜」となり、明治二十八(一八九五)年には、「山之神祭日これが明治二十六(一八九三)年には、「山之神定日之儀者二日二十四(一八九一)年時点では、「山神定日之義ハ一昼夜」とある。第一に、祭日の変化である。祭祀にかかる日数について、明治

につながることは見逃せない。
このような祭日の拡大傾向は、明治十一(一八七八)年~明治
このような祭日の拡大傾向は、明治十一(一八七八)年~明治
このような祭日の拡大傾向は、明治十一(一八七八)年~明治
につながることは見逃せない。

年 明治 23 年	1000	名称	内容 右一飯ニ付五合宛時(持)参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也
			□ 取一刊 五
明治 24 年			定メ。一、由ヒ々シ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まいとス。
明治 26 年		山之神	酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日之儀者二日一ト夜ニ限ル。飯米ハ三度やと持とス。 山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日ハ二日一夜ニ限ル。
明治 27 年	1894	規約	飯米ハ三度やと持ト定メ、若シ差合等在之候節ハ、仲間談事之上祭日ヲ定ムルコト。
明治 28 年	1895	山之神 規約	一、山之神規約之義ハ左之如ク、酒料者其年の米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神祭日者二日二夜に限り、 飯米者四度やと持とす。若シ差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を相定メ可申候事。
明治 29 年	1896	山之神 規約	一、山之神規約之儀者、左之通り定メ候事 一、神社祭日者二日二夜ニ限り候事。一、飯米ハ四度家宿持トス。一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事。一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を定むべし。右之通り相定メ候也
明治 30 年	1897	山之神取 極メ之事	酒代者其年之米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持とス。 差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を定む可き候事。
明治31年	1898	山之神取 極メ之事	一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事。一、祭日ハ二日二夜ニ限リ、一、飯米者四度宿持トス。一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべき事。
明治 32 年	1899	山神規約	一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候、一、祭日者二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持トス。 一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む事。
明治 33 年	1900	規約	一、祭日者二日二夜二限リ、飯米者四度宿持トス。一、山神連中二而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を定むへき事。
明治 34 年	1901	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持トス。一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ヘキ事。一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩猟アリ
明治 35 年	1902	規約	例年ニ相かはらず候、本年寅之不作ニ付、飯米者壱度宿持とす。仲間ニテ山追半日致シ、山鳥二羽狩猟あり。
明治 36 年	1903	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、飯米者四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベキ事。一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壱羽狩猟アリ。
明治 37 年	1904	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限リ、米ハ四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ムルコト。一、仲間ニテ壱日半山追いたし、漸ク免壱羽狩猟アリ。又堂小屋菅波酉治氏ヨリ、御祝儀トシテ清酒壱升被下、皆目出度相済ス。
明治 38 年	1905	規約	本年は不作ニ付、飯米者壱度宿持とす。一、仲間に而山追壱日致、兔壱羽狩猟あり。本日ノ狩猟仲間、宿ヲ 除クノ外六名。一、仲間にて差 合等有之節者、談事之上祭日定むべき事
明治 39 年	1906	規約	本年半作ニ付、飯米ハ弐度宿持トス。一、本年ヨリ規約改正シテ、飯米ハ弐度宿持トス。一、仲間ニテ差合有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムル事。一、仲間ニテ山追壱日致シ、山鳥弐羽・青ジ壱羽・ミ、ヅク壱羽狩猟あり。
明治 40 年	1907	規約	祭典ハ改正ノ通リ壱日ー夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭 日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・兔二羽・パンドリハ三羽狩猟アリ。
明治 41 年	1908	規約	祭典ハ改正ノ通リ壱日一夜限リ、飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭 日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追壱日致シ、(キジ) 壱羽・兔三羽狩猟あり。
明治 42 年	1909	規約	祭典ハ列(例)年ノ通リ、壱日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追壱日致シ、兔三羽狩猟アリ。
明治 43 年	1910		祭典ハ列 (例) 年ノ通リ、壱日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト。一、仲間ニテ山追ニ日致シ、山鳥一羽・兔壱羽・カケス一羽・ミミツク一羽狩猟アリ。
大正2年	1913	規約	一、祭典ハー日一夜夜二限リ、飯米ハ弐度宿持トス。一、仲間(氏子)ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭 日ヲ定ムルモ差閊ナキ事。但シ出合ザル者へハ会費掛ザルコト。一、連中ニテ山追一日致シ、兔三羽及ケー・ リーノ狩猟アリ。
大正3年	1914	規約	一、例年之通り。祭典ハ壱日壱夜ニ限リ、飯米ハ弐度宿持トス。
大正4年	1915	規約	一、祭典ハ壱日壱夜ニ限リ、飯米ハ弐度宿持トス。一、氏子ニテ(連名)差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日 ヲ定ムルモ差閊ナキ事。一、出会ザル者へハ会費掛ザル事。
大正9年	1920	規約	一、祭典ニ付、飯米ハ宿持。一、祭日ハー日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出会セザル者へハ会費 掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト。
大正 10 年	1921	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭日ハ一日一夜二限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へ ハ会費掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノ コト。
大正 11 年	1922	きやく	一、祭典に付飯米は二度宿持とす。一、祭日は一日一夜に限る。一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニ は会費掛ざる事。一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事。但シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事。
大正 15 年	1926	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハー日一夜二限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ 会費掛ザル事。一、差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事。但シ祭典ハ旧拾月中ニ執行ノ事。
昭和5年	1930		本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム。
昭和 21 年	1946	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハー日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケザルコト。一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト。
昭和 23 年	1948		今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ壱箱トスルコト。
昭和 27 年			昭和二十三年度ノ申合セニヨリ、豆腐ハ壱箱トスルコト。
昭和 29 年		規約	一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合セスル。一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト。
昭和30年 昭和31年		規約	- 、前年の申合により山追はやらず。 - 、祭日の世話は宿の後光にてスル。 - 、祭典は一日とし、飯米は弐度宿持とす。 - 、祭典は旧十月十七日とするが、差合等有之場合は、談合の
昭和 46 年		規約	上祭典日を決することを得。一、連中にて差合等有之出会せざる者へは、会費掛ざること。 一、祭典は一日とし、飯米は弐度宿持とす。一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の
			上祭典日を決することを得。一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざること。 一、祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二回の食事は宿持とし、費用は頭割とす。一、出会せざ
昭和 60 年		規約	る者へも割当てること。一、祭典の十七日前の日曜日を祭日日と決定し、宿に都合ある場合は後日日曜日と する。一、八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する。

ら。 えれば、山之神講を開催するにあたっての必需品であったと言ええれば、山之神講を開催するにあたっての必需品である。言い換酒と豆腐で、これらの物品は必ず購入された物品である。第一は、購入された物品は、大きく三つに分けることができる。第一は、

くあったと考えられる。で再度ふれるが、明治中期までは、当番が自家醸造することが多酒を自家醸造していたと考えられる。この点は祭祀規約のところ酒を自家醸造していたと考えられる。この時期は、当番がただ酒は、明治十七(一八八四)年から明治二十二(一八八九)

ころが、昭和三十年代以降は、こうした野生動物ではなく、 期までは、 や豚肉が購入されるようになった。この点は次章に記す、 ウサギといった鳥獣は、身近な里山に暮らす生き物であった。 購入されている。ここまでの、シカやイノシシ、 やイノシシにかわって、ヤマドリ・キジ・ウサギといった鳥獣が できないものであった。ところが、 第二は鳥獣で、これには時代により大きな変化がある。 シカやイノシシが山の神祭祀にあって、 深くかかわるものと考えられる。 明治中期以降になると、 ヤマドリ・キジ・ 欠かすことの 明治中 山追い シカ 鶏肉 ح

は、タコやイワシが時おり購入される程度であった。大正期にはまったく購入されていない。魚に関しては、同時期に毎年きまって購入される物品ではなかった。とくに菓子は明治・第三は、魚や菓子といった、付加的な物品である。魚や菓子は、

なってゆく。もっとも戦時中はこれらの物品を購入することはな昭和七(一九三二)年頃から、魚や菓子を毎年購入するように

らない品を購入する形式へと変化したことがわかる。いる形式から、肉や魚(海魚)、菓子といった、地元では手に入るまで膨らむ。つまり、身近な里山の鳥獣を山の神への祭祀で用されることとなった。とくに魚代は経費の半額を占める規模になかったが、戦後、昭和二十五(一九五〇)年以降は、つねに購入

のへと変化していったとみることができる。示すのだろう。祭祀そのものよりも、徐々に親睦を目的とするも以上の購入物品の変化は、おそらく、山之神講の性格の変化を

四、祭祀規約にみる儀礼の実態

) 祭祀規約の記載

規約の変更点を記載したものである(表6参照)。に過ぎない。残る三十六回が規約の全文を記載するか、あるいは、約例年ニ同ジ」といった規約に変更点がないことを確認したものおのただそのうち、約半数の三十二回は、「規約例年の通り」「規 百二十回の記述のうち、祭祀規約が登場するのは六十八回であ

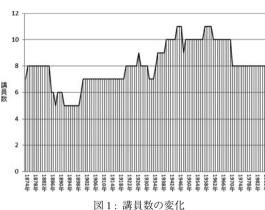
化をとらえてみよう。も、重要な変更点は記載されており、これらに注目して祭祀の変を、重要な変更点は記載されており、これらに注目して祭祀の変変更点がないことを確認したにとどまる記述も多い。だがそれでつまり、規約が書かれない年も多く、規約が書かれる場合でも

参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也」とある。に用いる米を持参することを定めている。「右一飯ニ付五合宛時もっとも古い規約は、明治二十三(一八九〇)年もので、直会

				大!	型動物	大型』	急類	小動物	食	.肉		
	年	神酒	豆腐	シカ	イノシシ	ヤマドリ	キジ	ウサギ	鶏肉	豚肉	魚	菓子
昭和5年	1930	0	0								0	
昭和6年	1931	0	0									
昭和7年	1932	0	0								0	0
昭和8年	1933	Δ	0								0	0
昭和9年	1934	0	0								0	
昭和 10 年	1935	0	0			0						0
昭和11年	1936	0	0								0	0
昭和 12 年	1937	0	0								0	0
昭和13年	1938	0	0					0				0
昭和 14 年 昭和 15 年	1939 1940	0	0						0			0
昭和16年	1940	0	0									0
昭和17年	1942	0	0			0						
昭和 18 年	1943	0	0			0						
昭和 19 年	1944	0	0									
昭和 20 年	1945	0	0								0	
昭和 21 年	1946	0	0								_	
昭和 22 年	1947	0	0									
昭和 23 年	1948	0	0				0					
昭和 24 年	1949	0	0								0	
昭和 25 年	1950	0	0			0					0	0
昭和 26 年	1951	0	0								0	0
昭和 27 年	1952	0	0								0	0
昭和 28 年	1953	0	0								0	0
昭和 29 年	1954	0	0								0	0
昭和 30 年	1955	0	0			0					0	0
昭和31年	1956	0	0						0		0	0
昭和 32 年	1957	0	0			0					0	0
昭和 33 年	1958	0	0				0				0	0
昭和 34 年	1959	0	0				0			0	Δ	0
昭和 35 年	1960	0	0				0			0	0	0
昭和36年	1961	0	0						0	0	0	0
昭和 37 年 昭和 38 年	1962 1963	0	0			0		0			0	0
昭和39年	1964	0	0						0	0	0	0
昭和40年	1965	0	0							0	0	0
昭和41年	1966	0	0						0	0	0	0
昭和 42 年	1967	0	0						0	0	0	0
昭和 43 年	1968	0	0							0	0	0
昭和 44 年	1969	0	0							0	0	0
昭和 45 年	1970	0	0							0	0	0
昭和 46 年	1971	0	0						0	0	0	
昭和 47 年	1972	0	0					0	0			0
昭和 48 年	1973	0	0						0		0	0
昭和 49 年	1974	0	0							0	0	0
昭和 50 年	1975	0	0							0	0	0
昭和 51 年	1976	0	0						0	0	0	0
昭和 52 年	1977	0	0						0	0		0
昭和 53 年	1978	0	0						0	0	0	0
昭和54年	1979	0	0			0				-	0	0
昭和 55 年	1980	0	0			0				-	0	0
昭和 56 年	1981	0	0						0	0	0	0
昭和 57 年	1982		0						0	0	0	0
昭和 58 年	1983	0	0						0	0	0	0
昭和 59 年 昭和 60 年	1984	0	0						0	0	0	0
昭和60年	1985 1986	0	0						0	0	0	0
昭和61年	1986	0	0						0	0	0	0
昭和62年	1987	0	0						0	0	0	0
	1900					1				\perp	\Box	\perp

表 5: 祭祀にあったって購入した物品

						一 ノ くがり			<u></u>	rkı		
	年	神酒	豆腐	シカ	型動物 イノシバ	大型!!	キジ	小動物ウサギ	鶏肉	豚肉	魚	菓子
明治7年	1874	0		0	イノシシ	1 4 1 7	+/	シリヤ	均闪	形内		
明治8年	1875	0		0								
明治9年			0									
	1876											
明治10年	1877	0	0	0								
明治 11 年	1878 2月	0	0	0	0							
明治 11 年	1878 10月	0	0				0				0	
明治 12 年	1879 2月	0	0	0								
明治 12 年	1879 10月	0	0		0							
明治 13 年	1880 2月	0	0	0								
明治 13 年	1880 10月	0			0							
明治 14 年	1881 2月	0	0	0	0							
明治 14 年	1881 10月	0	0	0								
明治 15 年	1882 2月	0	0		0							
明治 15 年	1882 10月	0	0	0								
明治 16 年	1883	0	0	0								
明治 17 年	1884		0		0							
明治 18 年	1885		0		0							
明治 19 年	1886		0	0								
明治 20 年	1887		0								0	
明治 21 年	1888		0								0	
明治 22 年	1889		0	0								
明治 23 年	1890	0									0	
明治 24 年	1891	0	0				0				0	
明治 25 年	1892	0	0				0					
明治 26 年	1893	0	0			0	0					
明治 27 年	1894	0	0			0						
明治 28 年	1895	0	0			0						
明治 29 年	1896	0	0								0	
明治 30 年	1897	0	0									
明治 31 年	1898	0	0								0	
明治 32 年	1899	0	0								0	
明治 33 年	1900		0									
-												
明治 34 年	1901	0	0									
明治 35 年	1902		0									
明治 36 年	1903	0	0								0	
明治37年	1904	0	0									
明治38年	1905	0	0									
明治 39 年	1906	0	0									
明治 40 年	1907	0	0									
明治 41 年		0	0									
明治 42 年	1909	0	0									
明治 43 年	1910	0	0									
明治 44 年	1911	0	0									
大正元年	1912	0	0			0						
大正2年	1913	0	0									
大正3年	1914	0	0									
大正4年	1915	Δ	0									
大正5年	1916	0	0									
大正6年	1917	0	0			0						
大正7年	1918	0	0									
大正8年	1919	0	0									
大正9年	1920	0	0			0					0	
大正 10 年	1921	0	0			0						
大正 11 年	1922	0	0			0	0					
大正 12 年	1923	0	0									
大正 13 年	1924	0	0					0				
大正 14 年	1925	0	0				0					
大正 15 年	1926	0	0			0						
昭和2年	1927	0	0				0				0	
昭和3年	1928	0	0				0	0				0
昭和4年	1929	0	0				0					
		<u> </u>			1	l				1	1	1



八九軒であった。 小集落であり、

講も小規模 小田代は

である。 値は十軒で、 平均は、七

ていない時期がある。 が、 属していた。ところが、 初期から明治十八年まで であったと考えられる。 集落の全戸が加入するもの 山之神講は、基本的には、 集落全戸が山之神講に 実際には数軒が加入し 明治 だ 明

ず、 れない。ただし、宗教講への移住者の加入は容易であるとはいえ に携わったことから、山之神講への加入が容易であったのかもし 川内村内には、 加入させない判断をした講もあった。

治十九(一八八六)年から

昭和十(一九三五)年までは、 しかである。 つかない。ただ、この時期には、 、状態が続く。なぜ講を離れた家があるのか、 講員数は全戸数より二、三軒少な 祭祀が大きく変化したことはた 記載からは判断が

三十円の寄付を行なっている。これはその年の各戸の割り当ての の移住者が含まれている。 える。戦後、 ・六七~二・一四倍にあたる金額である。 方でこの講は、 講員数が増加するが、このなかには少なくとも二軒 新規に講へ加入することに寛容であったとい 移住者が加入する際には、 十円から

ても加入できたのである。おそらくは、移住者が木炭産業や林業 つまり、割当の二倍程度の金額を寄付することで、移住者であっ

費用負担と購入品目

あり、 服によって参加できない場合には〕掛差金半額ヲ割まいとス」と この割り当てには、忌服によって参加ができない家は、 加入している成員数で割り、それを各家に割り当てる方式である。 し、割引きを受けていた。 明治二十四(一八九一)年規約では、「〔忌 山之神講の場合、費用負担は戸数割であった。 つぎに祭祀にかかわる費用負担を検討してみよう。 半額を割り当てていたことがわかる。 かかった費用を 免除ない

うに、 7 措置がとられていた。 おり、 この規定が長く適用されてきたことがわかる。 いる。昭和四十六(一九七一)年規約にも、 (一九四一) 年には、「出征ノタメ会ヒカケザルコト」と記されて 一方で、大正二(一九一三)年の祭祀規約では、 出合ザル者へハ会費掛ザルコト」とあり、 忌服や出征という本人の意思に依らない欠席には、 出征した講員に対しても負担を求めていなかった。 同様の規定があり、 免除が規定され また昭 「〔忌服によっ 和十六 寛容な

きく変化していることがみてとれる。 とめたものである。表5からは、購入した物品が、 品 では、このように集めた金銭を、 の購入に充てていたのだろうか。表5は、それらを一覧表にま 山之神講では、 時代により大 どのような物

ら十二月中旬にかけて行なわれていたものが、時代が下るにつ 対応するように、 と移行していったことが、 月中旬から十二月上旬へと移行したことがみてとれる れが大正期から昭 明治期までは新 和 戦 表 3 からは理解されよう。 前 期に 暦に換算すると、 かけて、 徐 次々に旧 + 十月十 この 月下 の変化に 七日

表題としては、

順

順

廻

帳

が

で、当番を、順

ために

崩

と思われる 協議の上で祭日を変更することが認められていたことと関連する も多く見られる。 中心としていたことはたしかであるが、 言い切れないことも特徴的である。 加えて、 全期間を通じて、 これは祭祀規約にあるように、忌服 必ずしも祭日が固定されていたとは 旧十月末日 とはいえ、 や旧十月十七日 それ以 の場 合には、 外の

十四四 大が模索されたようである。 かけては、 に祭祀が 帳 日の にはみられなかった。 明治十一(一八七八) 行なわ 記載がみられる。 二月にも祭祀を行なっていた。 れ たの か、 残念ながら、 その理由が明らかとなる記載は、 11 年から明治十五 ず れにせよ、 なぜこの 祭日は二月九日・十日 この時期に祭祀 (一八八二) 五ヶ年の 0) 順 拡 月

ていきたい 0 ゔ 61 て、 順 廻 帳」 0 記 載 か ら、 講 員に 0 ſλ 7 0 理 解 を 深め

な

いが、

少なくなっている。 う言葉が頻繁に用

当

が

変 番 頻

わ

際にどのような表題が わる記述 た可能性を指摘した。 な名称で記しているかを整理した。 を整理したも 順 廻帳 は、本来、講員と当番を記すことが 甪 のである。 表 4 は、 いら れているか、 順 具 [廻帳] 体的には、 から また、 満員と当番にかか 当番をどのよう 蒷 の氏名を記す 目 的 で あ 0

> 番として執行したか、 を指す文脈で用いられ

> > にはどの

家を当 は

当 前

役

文脈で、

用いら

表 4: 講員・当番にかかわる記載												
年代		人名0	記載		当社	番の話	己載					
410	順廻*1	記*2	当前	宿	なし							
~1890	4	2		16	9	2	11					
1891~1910	10	8	1	1	20							
1911~1930	20				18	2	1					
1931~1950	20				14	1	5					
1951~1970	20				3	4	15					
1971~	18				5	5	10					
小計	92	10	1	17	69	14	42					
計	120 125*3											

^{*3:5}ヶ年(1915、1956、1957、1971、1972)は、宿・当前ともに記載がある。

されたかを記すことが通例となっている。 宿も当前も当番を指す用語であるが、 そこで当前という表記が見られなくなってゆく。 れる傾向が見てとれ いられていたが、 順廻帳」 当前 る傾向がある。 は の後段には、 誰から誰に役職が移ったかを記 *1: 順廻には、宿廻 (1915)・順廻記 (1883) を含めた。 *2: 記には、キ (1895、1898)・覚 (1899) を含めた。 時代が下るなかでその す 「順廻帳」をもとに筆者作成 なわち、 宿は空間を、 に回 講員 この記載方法は かる。 は、 用 を占めていることが 廻」という表記が多数 年代までは、 しては、 である。 誰から誰 れてい つぎに当 この点からも していく。 0 当まへ) 間 宿 れてきたこと

宿と当前

当

が

用

番

の名

称と

変化は、 つぎに 図 順 0) 廻 帳 ように整理できる。 の記載から講員数の変化をみよう。 講員数の い最小値が は 五. 講員 数

る。

和

当 昭

計

度

積極的意義が見出せる。 講に関しては近世末から そうしたことから、 Ó 順 帳 廻帳」 海が :残っており比 0 内容を検 討 較 してゆくことに 研 究が可 で能であ

の検討を通じて、 してゆくこととする。 費用など祭祀の基本構造について、四章では④祭祀規約につい を整理する。 五章では⑤その年 な分析を行なう。 以下、 本稿では -の 記 三章では①②③の内容をもとに、 六章では 「順廻帳」 相互にやや重複する内容もあるが、 録のうち、 「順廻帳」 0) 記 臨時祭礼の記録について、 |載内容にしたが からみえる村落祭祀の変化 , , 祭日 つぎのよう 講員 て、

三 祭祀 の 基本構造の

祭日お よび

月十七日が集り 山本、 Ш 己神講 九八八] の祭日につい Ó H と記録されている で、 この ては、 日 は Ш 県下 本明 0) 0) Ш 聞 き取りによ 神講と共通してい り、 旧 . る 十

月末日を基本としていたように思われる。 は十月十七日に、まったく行なわれていないのも特徴的である 旧暦十月十七日でほ それ以前にさかの たしかに、 の記述 記録された通りであることがわかる。 から祭日を整理すると、 山 本の記したように、 ぼー ぼ 定しており、 ってみると、 明治期 この期間には、 戦後 少なくと 表3のように 0 Ш́ 0 祭日 之神講の 戦 Ü 後 山之神 まとめ 旧 0 暦十 祭 動 向

に関しては、

だが、

られる。

順

[廻帳]

実3. 山ウ油港レ奴口

			旧	新暦									
年代	1	0月17日	I		10 月晦日			11 月		12 月			
	10 日~ 16 日	17 日	18 日~ 24 日	25 日~ 28 日	29 日 30 日	~11 月 7 日	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬		
~1890	1		3	8	4				7	6	3		
1891~1910	1		2	4	11	2*1			5	9	6		
1911~1930	3*2	3	6	3 3				3	6	7	2*3		
1931~1950	5*4	10	3	1			2	3	9	5			
1951~1970		17						8	4	5			
1971~	3	14					1	6	5	5			
小計	13	44	14	16	18	2	3	20	36	37	11		
計			10	7*5					107*5				

^{*1: 1894} 年は、旧 11 月 8 日開催であるがこちらに含めた(以下同様)。*2: 1914 年は、旧 10 月 7 日開催である。

^{*3: 1911}年は、新12月19日開催である。*4: 1941年は、旧10月7日開催である。

^{*5:} 記載のない8年間 (1883、1913、1920、1946、1955、1965、1969、1980)、および2月祭礼 (1878-1882) を除く。 「順廻帳」をもとに筆者作成

り宿連名記」 容を示すと左の通りである。 七七五 『寺社由緒記』には、小田代集落の氏神である、牛頭天王宮の「廻 年二月の が書き留められている。 「疫癘除村祈祷帳」 の一部である。 この史料は、 その内 安永四

当所村祈祷始覚、 同廻り宿連名記

半蔵 徳之丞 武兵衛 幸吉

喜惣兵衛 孫三郎 喜伝治 彦之丞

豊松

喜幸治

Ġ

吉弥

孫七

勘七 忠七 杢七 孫左衛門

恒七

運七 元右衛門 庄兵衛 多左右衛門 久太郎 与五郎

勘右衛門右父市兵衛代宮立致し、惣世話致来申條

甚之丞

約も残されている。 一疫癘除村祈祷帳」には、 その一部を示してみよう。 安永六(一七七七) 年二月の祭祀規

右村祈祷等者牛頭天王於社內、 毎年二月朔日ニ勤来申 ·候

中略

廻り宿之儀者帳面之通相廻可被勤候、 罷成むし喰候ハ、、 之衆中ハ、次番之衆へ相廻シ順達ニ可被致候、 御書写し置可然候、 尤其節血 意・ 此帳面末世二 服忌等有

規約では、 バーシップと、 牛頭天王社で疫癘除の村祈祷を始めるにあたって、 「廻り宿」の務め方を定めている。 祭祀の執行方法が確認されたことがわかる。 近年まで続いてき そのメン 祭祀

> 容は宗教者 り宿連名記」が重要であったことを示すのであろう。これらの内 す様にと記されているが、それは「廻り宿」を確認するうえで、「廻 たことを示している。またこの帳面が破損した場合でも、書き写 たように、集落内の一軒が祭祀を担当するトウヤ制がとられてき れている (地蔵院第二十五世・宥英法印舜応)が関与して定め

ても、 であったことがわかる。 シップと、トウヤの順序とを示した儀礼文書といえる。 できる。すなわち、本来、 山之神講の つまり、 「廻り宿連名記」と同じ性格の記録であると考えることが 牛頭天王宮 「順廻帳」は、その呼称からしても、また内容からし 「廻り宿連名記」は、 ·順廻帳」は①や②を基礎とするも 祭祀を担うメンバー

二〇一七、 重要性を指摘している。 てからのものさえ、 もそも中世はおろか、近世初期にまで遡る史料自体が極めて稀で 地方の村落祭祀研究の豊富な蓄積に対し、「関東・東北では、 水谷・渡部編、二〇一八など]。このなかで水谷は、畿内・近畿 地方のオビシャ文書研究が展開されつつある「水谷、二〇 あり、とりわけ村落や村落祭祀に関する古文書、記録は近世に至っ このようなトウヤ祭祀にかかわる儀礼文書として、近年、 五〇」といい、 ほとんど知られてこなかった」[水谷 関東地方に残された、オビシャ文書の 関東

中期からの連続性をもっていたことは明らかである。また、 的に遡るには限界がある。だが、 「順廻帳」の場合、現存する範囲は明治初期からであり、 「順廻帳」は、少なくとも近世

番号		年	①成員		②当前の)引継ぎ		③費用	④規約	⑤記録
1-65	昭和8年	1933	0	0	志賀清記	→	志賀孫三郎	0	0	0
1-66	昭和9年	1934	0	0	志賀孫三郎	→	志賀喜義	0	0	0
1-67	昭和 10 年	1935	0	Δ	志賀喜代治	→	10.54 11.54	0	0	0
1-68	昭和 11 年	1936	Ō	0	志賀伝	→	常陸豊	0	0	0
1-69	昭和 12 年	1937	0	Δ	10.5(1)	→	猪狩新	0	0	0
1-70	昭和 13 年	1938	0			→	30 31 491	0	0	0
1-71	昭和 14 年	1939	0			→	三瓶忠美	0	0	0
	昭和 15 年	1939		0	三瓶忠美					0
1-72		1940	0			→	矢内鹿蔵 菅野清	0		0
1-73	昭和 16 年				矢内鹿造					
1-74	昭和 17 年	1942	0	0	菅野清	→	志賀主殿	0	0	0
1-75	昭和 18 年	1943	0	0	志賀清記	→	志賀伝三郎	0		0
1-76	昭和 19 年	1944	0	0	志賀伝三郎	→	志賀喜義	0		0
1-77	昭和 20 年	1945	0	0	志賀喜義	→	志賀伝	0		0
1-78	昭和 21 年	1946	0	0	志賀伝	→	常陸豊	0	0	0
1-79	昭和 22 年	1947	0	0	常陸豊	→	猪狩新	0		0
1-80	昭和 23 年	1948	0	0	猪狩新	→	志賀泰明	0	0	0
1-81	昭和 24 年	1949	0	0	志賀泰明	→	三瓶忠美	0		0
1-82	昭和 25 年	1950	0	0	三瓶忠美	→	菅野伊佑	0		0
1-83	昭和 26 年	1951	0	0	菅野清	→	志賀栄	0		0
1-84	昭和 27 年	1952	0	0	志賀栄	→	志賀留夫	0	0	0
1-85	昭和 28 年	1953	0	0	志賀清記	→	志賀伝三郎	0	0	0
1-86	昭和 29 年	1954	0	0	志賀伝三郎	→	志賀喜代治	0	0	0
1-87	昭和 30 年	1955	0	0	志賀喜代治	→	志賀弘	0	0	0
1-88	昭和 31 年	1956	0	0	志賀弘	→	常陸茂	0	0	0
1-89	昭和 32 年	1957	0	0	常陸茂	→	猪狩俊二	0	0	0
1-90	昭和 33 年	1958	0	Δ	猪狩俊二	→		0		
1-91	昭和 34 年	1959	0	0	志賀貞夫	→	三瓶忠美	0		
1-92	昭和 35 年	1960	0	0	三瓶忠美	→	菅野伊祐	0		0
1-93	昭和 36 年	1961	0	0	菅野清	→	志賀栄	0		0
1-94	昭和 37 年	1962	0			→		0		0
1-95	昭和 38 年	1963	Ō	0	(b)	→	志賀英記	0		Ō
1-96	昭和 39 年	1964	0	<u> </u>		→		0		0
1-97	昭和 40 年	1965	0	0	志賀伝三郎	→	志賀喜代治	0		0
1-98	昭和 41 年	1966	0	Ť	.0.24,65	→	2.27 1 1 1111	0		0
1-99	昭和 42 年	1967	0			→		0		0
1-100	昭和 43 年	1968	0			→		0		0
1-101	昭和 44 年	1969	0	0	猪狩俊二	→	志賀泰明	0		0
1-101	昭和 45 年	1970	0	0	志賀泰三	→	三瓶忠美	0		0
1-102	昭和 46 年	1970	0		三瓶忠美	→	志賀英記	0	0	0
1-103	昭和 47 年	1971	0	0	志賀英記	→	志賀泰臣		0	0
1-104	昭和 48 年	1972	0		志賀泰臣	→	心具水足	0	0	0
	昭和48年						士恕成)	
		1974	0	0	志賀喜代治	→	志賀盛	0		0
1-107	昭和 50 年	1975	0	0	志賀盛	→	常陸茂	0	0	0
1-108	昭和 51 年	1976	0	0	常陸茂	→	猪狩俊二 士加泰一			0
1-109	昭和 52 年	1977	0	0	猪狩俊二	<u>→</u>	志賀泰三	0	0	0
1-110	昭和 53 年	1978	0	0	志賀泰三	→	三瓶哲夫	0		0
1-111	昭和 54 年	1979	0	0	三瓶哲夫	→	志賀英記	0		
1-112	昭和 55 年	1980	0			→	志賀泰臣	0		0
1-113	昭和 56 年	1981	0			→		0		0
1-114	昭和 57 年	1982	0	0	志賀喜代治	→	志賀泰臣	0		0
1-115	昭和 58 年	1983	0	0	志賀盛	→	常陸茂	0		0
1-116	昭和 59 年	1984	0	0	常陸茂	→	猪狩新	0		0
1-117	昭和 60 年	1985	0	0	猪狩新	→	志賀泰三	0	0	0
1-118	昭和 61 年	1986	0	0	志賀泰三	→	三瓶忠美	0		0
1-119	昭和 62 年	1987	0	0	三瓶忠美	→	志賀英記	0		0
1-120	昭和 63 年	1988	0	0	志賀英記	→	志賀泰臣	0	0	0
2	大正8年	1919	「御神幸記	己録」猪	狩積謹記					
3	昭和 12 年	1937	「小田代」	山津見神	社々御移記録」					
4	昭和 15 年	1940	「紀元二=	千六百年	奉祝祭典 御神幸	記録」猪	谷 新謹記			
5	昭和 39 年	1964			祇神社 雨覆修繕					
6	昭和 43 年	1968			して 御神幸記録					
		り. △・不完全で								

表 2:「順廻帳」の記載内容一覧

				1	(2:1)	順廻収」の記取	11台	見			
番号		年		①成員		②当前の	引継き	Ę	③費用	④規約	⑤記録
1-1	明治7年	1874		0		常陸戸右衛門	J 1/401. C	- 志賀久左衛門	0	J/2017	O HORAL
						,					-
1-2	明治8年	1875		0	0	志賀久左衛門	→	猪狩亀吉	0	ļ	<u> </u>
1-3	明治9年	1876		0	0	猪狩亀吉	→	志賀孫左衛門	0		
1-4	明治 10 年	1877		0	0	志賀孫左衛門	→	常陸初太郎	0		
1-5	明治 11 年	1878	2月	0	0	志賀熊次郎	→	常陸初太郎	0		
1-6	明治 11 年	1878	10月	0		(志賀)熊二郎	→		0		
-								告院 一 一			
1-7	明治 12 年	1879	2月	0	0	志賀丹吾	→	常陸戸右衛門	0		
1-8	明治 12 年	1879	10月	0	0	(常陸) 戸右衛門	→	志賀豊蔵	0		
1-9	明治 13 年	1880	2月	0	0	志賀豊蔵	→	志賀久左衛門	0		
1-10	明治 13 年	1880	10 月	0	0	(志賀) 久左衛門	→	(猪狩) 亀吉	0		
1-11	明治 14 年	1881	2月	0	0	(猪狩) 亀吉	→	(志賀) 孫左衛門	0		
1-12	明治 14 年	1881	10月	0	Ō	志賀孫左衛門	→	常陸初太郎	0		
									_		
1-13	明治 15 年	1882	2月	0	0	(常陸) 津右衛門	→	志賀熊次郎	0		
1-14	明治 15 年	1882	10月	0	0	志賀熊次郎	→	志賀丹吾	0		
1-15	明治 16 年	1883		0	0	志賀丹吾	→	志賀豊造	0		
1-16	明治 17 年	1884		0	0	志賀豊造	→	常陸戸右衛門	0		
1-17	明治 18 年	1885		0	0	常陸戸右衛門	→	志賀久左衛門	0		
					0				_		
1-18	明治19年	1886		0	_	志賀久吉	→	猪狩亀吉	0		
1-19	明治 20 年	1887		0	0	猪狩亀吉	→	常陸初太郎	0	<u> </u>	
1-20	明治 21 年	1888		0	0	常陸初太郎	→	志賀喜治郎	0		
1-21	明治 22 年	1889		0	Δ	志賀喜治郎	→		0		
1-22	明治 23 年	1890		0		志賀松之助	→		0	0	
1-23	明治 24 年	1891		0		常陸豊次	→	志賀久吉	0	0	
									-	_	
1-24	明治 25 年	1892		0	0	志賀久吉	→	猪狩田丸	0	0	
1-25	明治 26 年	1893		0	0	志賀亀吉	→	志賀喜次郎	0	0	
1-26	明治 27 年	1894		0	0	志賀喜治郎	→	志賀松之助	0	0	0
1-27	明治 28 年	1895		0	0	志賀松之助	→	常陸豊治	0	0	0
1-28	明治 29 年	1896		0	Ō	常陸豊治	→	志賀久吉	0	0	Ō
1-29	明治 30 年	1897		0	0	猪狩亀吉	→	志賀久吉	0	0	0
1-30	明治 31 年	1898		0	0	志賀久吉	→	志賀喜治郎	0	0	0
1-31	明治 32 年	1899		0	0	志賀喜治郎	→	志賀松之助	0	0	0
1-32	明治 33 年	1900		0	0	志賀松之助	-	常陸留五郎	0	0	0
1-33	明治 34 年	1901		0	Ō	志賀久蔵	→	常陸留五郎	0	0	Ō
1-34	明治 35 年	1902		0	0	常陸留五郎	<u>·</u>	猪狩積	0	0	0
-									_		\vdash
1-35	明治 36 年	1903		0	0	猪狩積	→	志賀主殿	0	0	
1-36	明治 37 年	1904		0	0	志賀主殿	→	志賀孫三郎	0	0	0
1-37	明治 38 年	1905		0	0	志賀孫三郎	→	志賀喜治郎	0	0	0
1-38	明治 39 年	1906		0	0	志賀喜次郎	→	志賀保	0	0	
1-39	明治 40 年	1907		0	0	志賀保	→	常陸留五郎	0	0	0
					_				-		
1-40	明治41年	1908		0	0	常陸留五郎	→	猪狩積	0	0	0
1-41	明治 42 年	1909		0	0	猪狩積	→	志賀久三	0	0	0
1-42	明治 43 年	1910		0	0	志賀久三	→	志賀主殿	0	0	0
1-43	明治 44 年	1911		0	0	志賀主殿	→	志賀孫三郎	0	0	0
1-44	大正元年	1912		0	0	志賀孫三郎	→	志賀喜義	0	0	
					0	志賀喜義					
1-45	大正2年	1913		0				志賀保	0	0	0
1-46	大正3年	1914		0	0	志賀保	→	常陸留五郎	0	0	0
1-47	大正4年	1915		0	0	常陸留五郎	→	猪狩積	0	0	0
1-48	大正5年	1916		0	0	猪狩積	→	志賀久蔵	0	0	0
1-49	大正6年	1917		0	0	志賀久蔵	→	志賀主殿	0	0	0
1-50	大正7年	1918		0	Ō	志賀主殿	→	志賀孫三郎	0	0	0
					_						_
1-51	大正8年	1919		0	0	志賀孫三郎	→	志賀喜義	0	0	0
1-52	大正9年	1920		0	0	志賀喜義	→	志賀保	0	0	0
1-53	大正 10 年	1921		0	0	志賀保	→	常陸留五郎	0	0	0
1-54	大正 11 年	1922		0	0	常陸豊	-	猪狩新	0	0	0
1-55	大正 12 年	1923		0	0	猪狩新	→	志賀久蔵	0	0	0
1-56	大正 13 年	1924		0	-	志賀久蔵	_	志賀清記	0	0	\vdash
							_				
1-57	大正 14 年	1925		0	0	志賀清記	→	志賀兵蔵	0	0	0
1-58	大正 15 年	1926		0	0	志賀兵蔵	→	志賀伝三郎	0	0	0
1-59	昭和2年	1927		0	0	志賀伝三郎	→	志賀喜義	0	0	0
	昭和3年	1928		0	0	志賀喜義	→	志賀伝	0	0	0
1-60	1 1 1			0	0	志賀伝	→	常陸豊	0	0	0
1-60	四和 4 年	1020				心貝石	-	市区豆		\cup	
1-61	昭和4年	1929							_	_	_
1-61 1-62	昭和5年	1930		0			→		0	0	0
1-61					0	猪狩新	→	志賀久蔵	0	0	0

あるを

顺

, 1a

戌十月廿 日 常陸戸右衛門ゟ相渡シ志賀久左衛門様

志賀熊治郎

常陸豊三郎

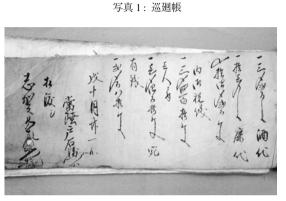
志賀孫左衛門

志賀久左衛門

常陸戸右衛門 志賀豊蔵

猪狩亀吉

右之通リ正ニ相渡シ申候、 以上



全人松井 一個童行在中八神作乳

行をのける女子で

青るい

四十月十十

終 落 書 % 落 き % 発 産 ぎ (清

抄堂傳

写真 2: 明治 7 (1874) 年の記録

二十七(一八九四)年である。 ある。④祭祀規約と、⑤その年の出来事の記録である。それぞれ れらに加え、その後、 載〕、③祭祀の費用負担 の初出は、④祭祀規約が明治二十三(一八九〇)年、 の七名」、②当前の受渡し このように基本的な記載内容は、 新しく記載されるようになった内容が二つ 〔前段の費用と割当の記載〕である。 〔中段の戸右衛門から久左衛門への記 ①山の神講の成員 〔史料後段 ⑤は明治

ことができる。 合は九三・三%にも及んでいる。 ても、不完全なものも含め、百十二回記載があり、 も欠けることなく記載されている。また②の当前の受渡しについ 「巡廻帳」の記載内容の一覧を示すと、表2のように整理 ①成員と③費用負担については、百二十回いちど 記載された割 する

降、 ると、つぎのような違いがある。④規約はとくに昭和三十二年以 であるため、記載率が低くなるのは当然であるが、 約や⑤記録は記載率が低い。④は六八回 れることが通例となっていったといえる。 となく記載されている。つまり、 回 このように、①②③のほぼ毎回記載される項目に対して、 (七三・三%)である。 記載されないことも多い。一方で⑤記録は、 両者ともに新たに書き加えられた項目 ④は断続的であるが、 (五六・七%)、 ほぼ途切れるこ 両者を比 ⑤は八八 ⑤は書か (4)

\equiv 「順廻帳」とは何

な性格の儀礼文書なのであろうか。 こうした内容が記載された「順廻 帳 とは、 13 つ たいどのよう

一、山ノ神

右同断

中略

寛保二年戌十月 右之通幣先御座候

たことである。
たことである。
が関与していてには宗教者(幣先は光山院、建立別当は地蔵院)が関与していること、江戸中期には社殿を構える規模になったこと、そして祭の神は「小田代郷中」、すなわち小田代集落全体で祀った神であの神は「小田代郷中」、すなわち小田代集落全体で祀った神である。小田代の山

祀にも宗教者が関与していたのであろう。がゆえに、すでに江戸中期には社殿をもつ規模になっており、祭宮(現・八雲神社)に次ぐ重要な祭祀対象であった。そうであるつまり山の神は、小田代集落にとっては、氏神である牛頭天王

(二) 「順廻帳」の保管状況と基本的な記載内容

で、約百三十年にわたる、村落祭祀の記録が残された。 雲神社の祭祀(天王講)に統合される平成十七(二〇〇五)年ま 失われているが、それでも明治七(一八七四)年から、祭祀が八 失われているが、それでも明治七(一八七四)年から、祭祀が八 という「順廻帳」は、この山の神を祭祀してきた山之神講

年から昭和六十三(一九八八)年までの記載を検討してゆく。後掲の翻刻と対応させるためである。すなわち、明治七(一八七四)和六十三(一九八八)年までを対象として分析を行なう。これは「順廻帳」の約百三十年にわたる記録のなかで、本稿では、昭

て実施した。
で実施したものであり、地域文化を記録することを目的とし要課「福島県大学生の力を活用した集落復興支援事業」の助成を興課「福島県大学生の力を活用した集落復興支援事業」の助成を落調査の際に確認することができた。集落調査は、福島県地域振るの「順廻帳」は、二〇一九年度に第七行政区で実施した、集

その際に、志賀喜代登氏が「順廻帳」をご紹介くださり、実見させていただいた。山之神講は天王講へと統合され継続されてきたが、長くつづいた祭祀は、震災によって、「平成二十二年十一内の一軒を当番として行なわれるトウヤ祭祀であった。「順廻帳」には、その年の祭祀に関する記述が残され、当番となるヤド(宿)には、その年の祭祀に関する記述が残され、当番となるヤド(宿)が保管してきた。喜代登氏は、平成二十三(二〇一一)年の当番を務める予定であったため、震災後は喜代登氏宅に保存されてきを務める予定であったため、震災後は喜代登氏宅に保存されていたのであった。

はつぎの通りである(写真2)。ろうか。最も古い記録である、明治七(一八七四)年十月の内容では、「順廻帳」には、どのような内容が記されてきたのであ

一、三〆弐百文

拾壱〆文

鹿酒代代

〆拾四〆弐百文

一、三メ四百拾文内御祝儀

度の小集落である。

小田代の 山の神と 「順廻帳

小田代集落にとっての 江山の神

山之神 町の山神社を信仰対象としてきた。 祀り手となった山之神講である。 の神については、 神社・金刀比羅神社・秋葉神社・石尊社などがある。このうち山 てきた。氏神である八雲神社のほか、 小田代集落は、 (小牛田山之神講) (山之神講) 男女それぞれに山之神講が組織されていた。 たしかに小集落であるが、 は集落内の山祇神社の祭祀を行ない、 は安産祈願で知られる、 本稿で見てゆくのは、 山祇神社 多くの神仏が祀られ 宮城県遠田郡美里 (山神社)・稲荷 男性が 女山之 男

緒記4 たのだろうか。下川内村の佐久間義隣が記した『下川内村寺社由 小田代集落の山の神は、 以下、 『寺社由緒記』とする)を紐解いてみたい。 歴史的にみて、 どのような存在であっ

らの一次史料を基礎にしながら、 いた歴史史料や棟札などを、 な態度は、この史料の価値をさらに高めている。 の実態を知るうえで貴重な史料である。 する記述が豊富であり、 を丁寧に記録している。 〔一八二三—一八九九〕 『寺社由緒記』は、下川内村の庄屋相役を務めた、佐久間義隣 の手によるもので、 廃仏毀釈によって失われた修験寺院に関 近世から明治にかけてのこの地域 自ら各所をめぐって筆写した。 自らの実体験や地域の故老が語 著者である義隣の実証的 下川内村の寺社由緒 寺社に残されて 以の社寺

> る口承も交え、 本書を編纂している。

断できないが、 うかがえる。 ある。 わかる。 の大きさまで記録されており、義隣が実見し筆写していることが 『寺社由緒記』には、 第一は、 記載からは新造立であったか、 明和四 少なくともこの時点で社殿をもつに至ったことが (一七六七)年の棟札の写しである。 小田代の山の神について、二つの記述 再建であったかは判

明和四丁亥年載閏九月吉日 棟札長サー尺一寸四分、 小田代向坂相立 建立山神宮一 棟札施主 名主 別当 小田 代郷 太右衛門 猪狩藤治右衛門 地蔵院 中

横三寸二分、下夕二寸八分

大工

西山定右衛門

この史料は修験光山院が祭祀に関わった、 あまりの神仏を書き記したものである。 第二は、 寛保二 (一七四二) 年十月、 光山院幣先宮書上である。 上川内・下川内の三十

覚

一、山ノ神 中略 西内稲荷

氏子持

右同断

ノ神

氏子持

山

山

ブ神

右同断

表 1: 川内村の社会組織

								,	,		, -	1-1-2-1	TILL THE	•										
レベル 1	近世村 《大字》* ¹									下	川内	村 22	25 戸	·→ 10	09 戸	*2								
レベル 2	村組 《行政区》		町組 西山組 東山組 下川内新田 72 戸→31 戸 60 戸→32 戸 69 戸→35 戸 24 戸→11 戸																					
レベル 3	ヤシキ (屋敷) 《班》	大町	横町	根子町	新町	宮ノ下	宮渡	西山	中平	上ノ台	沼田	堂小屋	松原	荒宿	坊之内(原)	東山	東山下	小田代	わらび平	萩新田	五枚沢	ぬか塚	毛戸	吉野田和
	1764 年	15	13	16	12	4	12	33	8	4	8	6	1	5	15	13	12	19	5	1	3	5	8	7
	1875 年		22 9 24 8 11 16 8 11																					

^{*1《 》}内には現在の該当する社会組織を示した。*2 戸数はいずれも 1764 年と 1875 年のものを記した。天保の大飢饉の前後の変化を示す。 下川内諏訪神社文書『旧記録』に筆写された1764年「楢葉郡下川内村人別記」、1875年「十戸組合帳」をもとに筆者作成

は、

旧

川内村に属

した。

ょ

ŋ

拓

か

れ

寛

+

集落は

江

戸 下

初期

0)

新田開発に

Ш く必要があ 内村 第 内 三つ 村 に 0 のレ 社会組織を考えるに 大字 は á ベルを念頭にお Ш 明 (表 旧 治 1 参照)。 村 二 十 こであ る

Ŕ

初期

のもの

いであっ た新田

た。 |開発で

のようにして成立した、

内で行なわれ

六三六)

年に

成

立 永

> このうち旧下川内村 により成立した。 大字の境界に建てら 八 九 年に、 旧 村は現在、 れている。 (現在の大字下川内)に属した。 つ の近世 村 先にもふれた通り、 大字として残り、 £ Ш 内村 下 役場や学校 Ш 小 内 \mathbb{H} 村 代集落は 0) は 合

である。 シ内)・ 7 田 0 いる。 村組に分かれてい である。 第二は、 第六区 行政区 田代集落は、 現在、これらは行政区に再編され、それぞれ第 (西山)・ Ш た。 村組である。 第七区 町組 旧 東山 組 (東山)・第八区 西 Ш 旧 現在の第七区行政区内の 組 下川内村は大村であ 東山組、 (毛戸ほ そして下川 か)と Ŧ. ŋ 区 四 内

坂

0

村も

四〇〇石余という大規

な村落を形成するにいたっ

。すなわち、新

田開発によっ

高

は大幅に増

加す 結

á,

天保

 \mathbb{H}

開

発

0

果、

両

村

0

石

(一八三七)

年には上

Ш

内

五八七石を越え、

下川

内 村

て、

村高は、

三〜六倍にも増

加したのである

川内村史編

委

員

会

編

九

九二、

一七八~二八〇]。

本稿で対象とする小田

代集

に同族 第七 場 に分かれていることは、ごく一般的 が 以 組織として、 ある。 舎、 来 そして第三に、 区 0 団で構成され、 の場合には、 ヤシキ 班が近代に新たに作られたものではなく、 ヤシキは地縁組織であるだけでなく、 班=ヤシキがある。 (屋敷) 班 荒宿 Ш ヤシキである。 を再編したものである点が特徴的である。 血縁集団となる場合もみられる。 原・東山・小田代の 集落内が五軒から な事柄である。 第二 0) 行 荒宿ヤシキ 四つの班 政 その多くが X ただ川上 Ш 軒 村 П 程 組 ヤシ 内 度 0) 近 村 0) 下 班 位.

福島県川内村小田代集落の儀礼文書(一)

——山之神講文書 —

金 子 祥 之

、儀礼文書からみる祭祀の変遷

深めていきたい。
本稿の目的は、福島県川内村小田代集落に残された、「順廻帳」本稿の目的は、福島県川内村小田代集落に残された、「順廻帳」をいわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷してといわれる儀礼文書を通ります。

とがうかがえる。

「山楢葉」や、「楢葉山中」と呼んできたことからも、そのこれるかもしれない。だが実際には、浜通りのうち内陸部に位置しており、阿武隈高地の山村である。川内村とその近隣地域を、俗でおり、阿武隈高地の山村である。川内村とその近隣地域を、俗に「山楢葉」や、「楢葉山中」と呼んできたことからも、そのこれるかもしれない。だが実際には、浜通りに位置している。

二〇一一年の東日本大震災とそれに伴う原発災害によって、川

内村の名は広く知られるようになった。川内村は福島第一原子力内村の名は広く知られるようになったが、発災から一年もたたない全村避難を決断することとなったが、発災から一年もたたないされた多くの自治体で、いまだ帰還の目途が立たないなか、川内されたれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三れぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三れぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三れぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三れぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三れぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三の約三の約三の対の名。

た。「上河内村」が二百五十石、「下河内村」は五百六十石余りであっである。文禄検地では、「上河内村」、「下河内村」とみえており、である。文禄検地では、「上河内村」、「下河内村」とみえており、この地域の歴史が史料上明確になるのは、中世末の文禄検地から川内村の歴史を、『川内村史』によって、概観しておきたい。

野田和新田・木葉橋新田・五枚沢新田などが誕生していった。高田島新田・小田代新田・子安川新田・毛土新田・糠塚新田・吉た。寛永六(一六二九)年から元禄十二(一六九九)年にかけて、江戸時代に入り、川内では、新田開発が何度も行なわれていっ

令和2年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長 大西 晴樹

評 議 員 長 編集委員長 佐藤 篤

評 議 員

文学部 〔英〕 植松 靖夫 (編集)

〔総〕 鐸木 道剛 (編集)

〔歴〕 永田 英明 (編集)

〔教〕 渡辺 通子 (編集)

経済学部 〔経〕 白井 大地 (編集)

〔経〕 宮本 拓郎 (編集)

〔共〕 宮地 克典 (編集)

経営学部 佐久間義浩 (会計・編集)

山口 朋泰 (会計・編集)

法学部 大窪 誠 (庶務・編集)

佐々木くみ (庶務・編集)

教養学部 〔人〕 坪田 益美 (編集)

〔言〕 下館 和巳 (編集)

[情] 佐藤 篤 (評議員長·編集委員長)

〔地〕 目代 邦康(編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第63号

2021年3月15日 印刷 2021年3月19日 発行

(非売品)

 編集兼発行人
 佐
 藤
 篤

 印
 刷
 者
 笹
 氣
 義
 幸

 印
 刷
 所
 笹氣出版印刷株式会社

発 行 所 東北学院大学学術研究会

₹ 981-8511

仙台市青葉区土樋一丁目3番1号

(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 63 March, 202	21
The Result of Forth Excavation of Kassenhara Ancient Tombs Hideto Tsuj	i 1
Gathering Historical Materials of Medieval Castles in Tohoku Region : Miyagi	
Prefecture version Hidefumi Take	i 19
Ritual Documents of Katashiro, Kawauchi Village, Fukushima Prefecture	
(1): Documents of the Mountain Deity Association Hiroyuki Kaneko	(1)
Research for the arrangement plan of Gate-Court and Innerwall-Outerwall	
in Chinese capitals at Pre-Oin (奏) period (2)	(81)

The Research Association Tohoku Gakuin University Sendai, Japan